

平成29年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成29年3月7日開会  
平成29年3月28日閉会

宿毛市議会事務局

平成二十九年第一回宿毛市議会定例会会議録

平成29年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成29年3月7日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第40号まで	9
(提案理由の説明)	
市 長	9
散 会 (午前10時39分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成29年3月 8日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成29年3月 9日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成29年3月10日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成29年3月11日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成29年3月12日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成29年3月13日 月曜日)	
議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
事務局職員出席者	13

出席要求による出席者	1 3
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	1 5
1 松浦英夫議員	1 5
市 長	1 5
松浦英夫議員	1 5
市 長	1 5
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 7
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 7
教 育 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
市 長	2 0
松浦英夫議員	2 0
市 長	2 1
松浦英夫議員	2 1
市 長	2 2
松浦英夫議員	2 3
市 長	2 3
松浦英夫議員	2 4
市 長	2 4
松浦英夫議員	2 4
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 5
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 5
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6

松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6
都市建設課長	2 7
松浦英夫議員	2 7
市 長	2 7
松浦英夫議員	2 8
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
教 育 長	2 8
松浦英夫議員	2 9
市 長	3 0
松浦英夫議員	3 0
2 原田秀明議員	3 0
市 長	3 1
原田秀明議員	3 1
市 長	3 2
原田秀明議員	3 2
市 長	3 2
原田秀明議員	3 3
市 長	3 3
原田秀明議員	3 4
市 長	3 4
原田秀明議員	3 4
市 長	3 5
原田秀明議員	3 5
市 長	3 5
原田秀明議員	3 6
市 長	3 6
原田秀明議員	3 6
市 長	3 7
原田秀明議員	3 7
市 長	3 7
原田秀明議員	3 8
市 長	3 8
原田秀明議員	3 8
教 育 長	3 9
原田秀明議員	3 9

	教育長	39
	原田秀明議員	39
	教育長	39
	原田秀明議員	40
	教育長	40
	原田秀明議員	40
	教育長	41
	原田秀明議員	41
	教育長	42
	原田秀明議員	42
	教育長	43
	原田秀明議員	44
	市長	44
	原田秀明議員	44
	市長	45
	原田秀明議員	45
	市長	45
	原田秀明議員	46
3	野々下昌文議員	46
	市長	47
	野々下昌文議員	47
	市長	47
	野々下昌文議員	48
	市長	48
	野々下昌文議員	48
	市長	49
	野々下昌文議員	49
	市長	49
	野々下昌文議員	49
	市長	49
	野々下昌文議員	50
	教育長	50
	野々下昌文議員	50
	教育長	50
	野々下昌文議員	51
	教育長	51
	野々下昌文議員	51

教 育 長	5 1
野々下昌文議員	5 2
教 育 長	5 2
野々下昌文議員	5 2
教 育 長	5 3
野々下昌文議員	5 3
教 育 長	5 4
野々下昌文議員	5 4
教 育 長	5 4
野々下昌文議員	5 4
教 育 長	5 5
野々下昌文議員	5 5
教 育 長	5 5
野々下昌文議員	5 5
市 長	5 6
野々下昌文議員	5 6
市 長	5 7
野々下昌文議員	5 7
市 長	5 7
野々下昌文議員	5 8
市 長	5 8
野々下昌文議員	5 8
市 長	5 9
野々下昌文議員	5 9
市 長	5 9
野々下昌文議員	5 9
市 長	5 9
野々下昌文議員	5 9
市 長	5 9
野々下昌文議員	6 0
市 長	6 0
野々下昌文議員	6 0
市 長	6 0
野々下昌文議員	6 1
市 長	6 1
野々下昌文議員	6 1
4 山戸 寛議員	6 1

教育長	6 2
山戸 寛議員	6 2
教育長	6 2
山戸 寛議員	6 2
教育長	6 3
山戸 寛議員	6 3
教育長	6 3
山戸 寛議員	6 4
教育長	6 4
山戸 寛議員	6 4
教育長	6 4
山戸 寛議員	6 5
教育長	6 5
山戸 寛議員	6 5
教育長	6 6
山戸 寛議員	6 6
教育長	6 7
山戸 寛議員	6 8
市長	6 9
山戸 寛議員	6 9
市長	6 9
山戸 寛議員	7 0
市長	7 0
山戸 寛議員	7 1
市長	7 1
山戸 寛議員	7 3
市長	7 3
山戸 寛議員	7 3
市長	7 3
山戸 寛議員	7 3
市長	7 4
山戸 寛議員	7 5
延 会 (午後 4 時 2 9 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 9 年 3 月 1 4 日 火曜日)

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 7

出席議員	77
欠席議員	77
事務局職員出席者	77
出席要求による出席者	77
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	79
1 山本 英議員	79
市 長	79
山本 英議員	79
市 長	79
総務課長	79
山本 英議員	79
市 長	79
山本 英議員	80
市 長	80
山本 英議員	81
市 長	81
山本 英議員	81
市 長	82
山本 英議員	83
教 育 長	84
山本 英議員	84
教 育 長	84
山本 英議員	84
教 育 長	85
山本 英議員	85
市 長	85
山本 英議員	85
市 長	86
山本 英議員	87
市 長	87
山本 英議員	88
教 育 長	88
山本 英議員	88
教 育 長	89
山本 英議員	89
市 長	89

山本 英議員	8 9
市 長	9 0
山本 英議員	9 0
市 長	9 0
山本 英議員	9 0
市 長	9 0
山本 英議員	9 1
市 長	9 1
山本 英議員	9 1
市 長	9 1
山本 英議員	9 2
市 長	9 2
山本 英議員	9 3
市 長	9 4
山本 英議員	9 4
2 宮本有二議員	9 4
市 長	9 4
宮本有二議員	9 5
市 長	9 6
宮本有二議員	9 6
市 長	9 8
宮本有二議員	9 8
市 長	9 9
宮本有二議員	1 0 0
市 長	1 0 2
宮本有二議員	1 0 2
市 長	1 0 4
宮本有二議員	1 0 5
市 長	1 0 6
宮本有二議員	1 0 7
市 長	1 0 7
土木課長	1 0 7
宮本有二議員	1 0 7
市 長	1 0 7
宮本有二議員	1 0 8
教 育 長	1 0 8
宮本有二議員	1 0 9

	教育長	1 0 9
	宮本有二議員	1 0 9
	教育長	1 1 0
	宮本有二議員	1 1 1
	市長	1 1 1
	宮本有二議員	1 1 2
	教育長	1 1 3
	市長	1 1 4
	宮本有二議員	1 1 4
3	濱田陸紀議員	1 1 4
	教育長	1 1 5
	市長	1 1 5
	濱田陸紀議員	1 1 5
	教育長	1 1 6
	濱田陸紀議員	1 1 6
	教育長	1 1 7
	濱田陸紀議員	1 1 7
	教育長	1 1 7
	濱田陸紀議員	1 1 8
	教育長	1 1 8
	濱田陸紀議員	1 1 9
	教育長	1 1 9
	濱田陸紀議員	1 1 9
	教育長	1 1 9
	濱田陸紀議員	1 1 9
	教育長	1 2 0
	濱田陸紀議員	1 2 0
	教育長	1 2 0
	濱田陸紀議員	1 2 0
	市長	1 2 1
	濱田陸紀議員	1 2 1
	教育長	1 2 2
	濱田陸紀議員	1 2 2
	市長	1 2 3
	濱田陸紀議員	1 2 3
	市長	1 2 3
	濱田陸紀議員	1 2 3

	市 長	1 2 3
	濱田陸紀議員	1 2 4
4	川田栄子議員	1 2 4
	教 育 長	1 2 5
	川田栄子議員	1 2 5
	市 長	1 2 6
	川田栄子議員	1 2 6
	川田栄子議員	1 2 7
	市 長	1 2 7
	川田栄子議員	1 2 8
	市 長	1 2 8
	川田栄子議員	1 2 9
	市 長	1 2 9
	環境課長	1 2 9
	川田栄子議員	1 2 9
	市 長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 0
	市 長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 0
	市 長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 0
	市 長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 1
	市 長	1 3 1
	川田栄子議員	1 3 2
	市 長	1 3 2
	川田栄子議員	1 3 2
	市 長	1 3 3
	川田栄子議員	1 3 3
	市 長	1 3 4
	川田栄子議員	1 3 4
	市 長	1 3 4
	川田栄子議員	1 3 5
	市 長	1 3 5
	川田栄子議員	1 3 6
○	日程第 2 議案第 4 1 号	1 3 6
	(提案理由の説明)	

市 長	1 3 6
散 会 (午後 4 時 2 4 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 9 年 3 月 1 5 日 水曜日)

議事日程	1 3 7
本日の会議に付した事件	1 3 7
出席議員	1 3 7
欠席議員	1 3 7
事務局職員出席者	1 3 7
出席要求による出席者	1 3 7
開 議 (午前 1 0 時 0 3 分)	

○日程第 1 議案第 1 号から議案第 4 1 号まで	1 3 9
質疑	1 3 9
1 高倉真弓議員	1 3 9
土木課長	1 3 9
高倉真弓議員	1 4 0
総務課長	1 4 0
高倉真弓議員	1 4 0
企画課長	1 4 0
高倉真弓議員	1 4 1
企画課長	1 4 1
高倉真弓議員	1 4 1
産業振興課長	1 4 1
高倉真弓議員	1 4 2
2 松浦英夫議員	1 4 2
企画課長	1 4 2
松浦英夫議員	1 4 3
総務課長	1 4 4
松浦英夫議員	1 4 4
総務課長	1 4 4
松浦英夫議員	1 4 5
総務課長	1 4 5
松浦英夫議員	1 4 5
総務課長	1 4 5
松浦英夫議員	1 4 6
総務課長	1 4 6
松浦英夫議員	1 4 6

	産業振興課長	1 4 6
	松浦英夫議員	1 4 7
	産業振興課長	1 4 7
	松浦英夫議員	1 4 7
	土木課長	1 4 7
	松浦英夫議員	1 4 7
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 7
	松浦英夫議員	1 4 8
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 9
	松浦英夫議員	1 4 9
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 9
	松浦英夫議員	1 4 9
3	川村三千代議員	1 4 9
	企画課長	1 5 0
	川村三千代議員	1 5 0
	企画課長	1 5 0
	川村三千代議員	1 5 1
	保健介護課長	1 5 1
	川村三千代議員	1 5 1
	保健介護課長	1 5 1
	川村三千代議員	1 5 2
	産業振興課長	1 5 2
	川村三千代議員	1 5 2
	産業振興課長	1 5 3
	川村三千代議員	1 5 3
	商工観光課長	1 5 3
	川村三千代議員	1 5 4
	商工観光課長	1 5 4
	川村三千代議員	1 5 5
4	寺田公一議員	1 5 5
	企画課長	1 5 6
	寺田公一議員	1 5 7
	企画課長	1 5 7
	寺田公一議員	1 5 8
	危機管理課長	1 5 8
	寺田公一議員	1 5 8
	危機管理課長	1 5 8

寺田公一議員	1 5 9
福祉事務所長補佐	1 5 9
寺田公一議員	1 5 9
福祉事務所長補佐	1 6 0
寺田公一議員	1 6 0
人権推進課長	1 6 0
寺田公一議員	1 6 1
人権推進課長	1 6 1
寺田公一議員	1 6 1
保健介護課長	1 6 1
寺田公一議員	1 6 1
保健介護課長	1 6 2
寺田公一議員	1 6 2
環境課長	1 6 2
寺田公一議員	1 6 3
環境課長	1 6 3
寺田公一議員	1 6 3
産業振興課長	1 6 4
寺田公一議員	1 6 4
商工観光課長	1 6 5
寺田公一議員	1 6 5
商工観光課長	1 6 5
寺田公一議員	1 6 5
商工観光課長	1 6 6
総務課長	1 6 6
寺田公一議員	1 6 6
総務課長	1 6 7
商工観光課長	1 6 7
寺田公一議員	1 6 7
5 川田栄子議員	1 6 7
総務課長	1 6 8
税務課長	1 6 8
川田栄子議員	1 6 9
委員会付託省略（議案第 1 号）	1 6 9
委員会付託（議案第 2 号から議案第 4 1 号まで）	1 6 9
散    会（午後 2 時 0 5 分）	
議案付託表	1 7 0

----- . . ----- . . -----  
第10日（平成29年3月16日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第11日（平成29年3月17日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第12日（平成29年3月18日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第13日（平成29年3月19日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第14日（平成29年3月20日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第15日（平成29年3月21日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第16日（平成29年3月22日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第17日（平成29年3月23日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第18日（平成29年3月24日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第19日（平成29年3月25日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第20日（平成29年3月26日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第21日（平成29年3月27日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第22日（平成29年3月28日 火曜日）

議事日程…………… 173

本日の会議に付した事件…………… 173

出席議員…………… 173

欠席議員…………… 173

事務局職員出席者…………… 173

出席要求による出席者…………… 174

開 議（午前10時02分）

○日程第1 議案第1号から議案第41号まで…………… 175

（議案第1号）

討論・表決…………… 175

（議案第2号から議案第41号まで）

委員長報告	
予算決算常任委員長	175
総務文教常任委員長	178
産業厚生常任委員長	179
質疑	180
討論・表決	180
○日程第2 議案第42号	180
(提案理由の説明)	
宮本有二議員	180
質疑	180
委員会付託省略	
討論・表決	181
○日程第3 委員会調査について	181
継続調査	181
○日程第4 意見書案第1号	181
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	181
質疑	181
委員会付託省略	
討論・表決	182
(閉会あいさつ)	
市長	182
閉会(午前10時40分)	
委員会審査報告書	184
閉会中の継続調査申出書	188
意見書案第1号	191

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議案	付-4

平成29年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成29年3月7日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第40号まで

議案第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 平成28年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第11号 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第14号 平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第15号 平成29年度宿毛市一般会計予算について

議案第16号 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

議案第26号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 27 号 平成 29 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 28 号 宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 29 号 宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 30 号 宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号から議案第 40 号まで

----- . . . -----

## 3 出席議員（14名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 川 田 栄 子 君  | 2 番 川 村 三千代 君  |
| 3 番 原 田 秀 明 君  | 4 番 山 岡 力 君    |
| 5 番 山 本 英 君    | 6 番 高 倉 真 弓 君  |
| 7 番 山 上 庄 一 君  | 8 番 山 戸 寛 君    |
| 9 番 岡 崎 利 久 君  | 10 番 野々下 昌 文 君 |
| 11 番 松 浦 英 夫 君 | 12 番 寺 田 公 一 君 |
| 13 番 宮 本 有 二 君 | 14 番 濱 田 陸 紀 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 小 野 り か 君  
兼調査係長  
議事係長 奈 良 和 美 君

6 出席要求による出席者

市長 中 平 富 宏 君  
副市長 岩 本 昌 彦 君  
企画課長 黒 田 厚 君  
総務課長 河 原 敏 郎 君  
危機管理課長 楠 目 健 一 君  
市民課長 立 田 ゆ か 君  
税務課長 児 島 厚 臣 君  
会計管理者兼  
会計課長 山 下 哲 郎 君  
保健介護課長 中 山 佳 久 君  
環境課長 岩 本 敬 二 君  
人権推進課長 沢 田 美 保 君  
産業振興課長 上 村 秀 生 君  
商工観光課長 山 戸 達 朗 君  
土木課長 川 島 義 之 君  
都市建設課長 中 町 真 二 君  
福祉事務所長  
補 佐 田 中 博 幸 君  
水道課長 金 増 信 幸 君  
教育長 出 口 君 男 君  
教育次長兼  
学校教育課長 桑 原 一 君  
生涯学習課長  
補 佐 岩 村 研 治 君  
学校給食  
センター所長 杉 本 裕 二 郎 君  
千寿園長 山 岡 敏 樹 君  
農業委員会  
事務局長 岩 田 明 仁 君

選挙管理委員  
会事務局長

河原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成29年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において川田栄子君及び川村三千代君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長より要請を受け、去る3月3日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月28日までの22日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月28日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月28日までの22日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成29年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、平成29年度の市政運営における重要施策についての所信を表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思えます。

私が宿毛市の市長に就任しまして1年と2カ月が経過いたしました。この間、市職員はもとより、議員の皆様、そして市民の方々の多大なる御協力をいただく中、宿毛創生を合い言葉に、活力ある宿毛市を取り戻すため、少しずつではありますが、一步一步、着実に歩みを進めてきているところでございます。

まだまだ乗り越えるべき課題は多く、市長としてなすべきことは山ほどございますが、市長就任時の初心を忘れることなく、不退転の覚悟で、精力的に事に当たってまいりたいと決意しております。

それでは、平成29年度の行政方針について、今後、宿毛市として重点的に取り組むべき政策を、5本の柱に集約いたしまして、それに沿って御説明申し上げたいと思えます。

第1の柱は、産業振興でございます。

地域経済の浮揚、活性化を図るには、宿毛市の基幹産業である農林水産業に力を入れ、雇用を創出し、地産外商の流れを今まで以上に拡大して、活力ある宿毛市を取り戻していかなくてはなりません。

そのための取り組みといたしまして、これまでも農地の集積や新規就農者の支援など、持続可能な農業の確立、畜産業の生産効率の向上やブランド化の推進、豊富な森林資源を地域の活性化につなげるための林業従事者の育成、漁業者の所得向上や経営安定化を図るための養殖魚の外商推進、直七に代表される地域資源を活用した6次産業化の取り組みなど、さまざまな事業を展開してまいりました。

平成29年度の方針といたしましては、これまでの取り組みは継続しつつ、果樹園芸については、宿毛市の強みを最大限に発揮できる宿毛ブントや、小夏、直七などの販路拡大、PR活動、ブランド化に向けた取り組みを、しっかりと支援してまいります。

水産業においては、産地加工体制の強化を図るため、平成30年度の完成を目指して、高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設の建設が予定されております。

これにより、宿毛湾で生産されるブリやマダイ、マグロなどの養殖魚の大量確保が可能となり、海外輸出の可能性も大幅に拡大され、地域の雇用も創出されるものと期待をしております。

また、ふるさと寄附金の返礼品といたしまして、寄附をしてくださった方々へ、宿毛の特産品をお届けしておりますが、平成28年度は前年度の約10倍となる御寄附をいただくことができました。

これにより、地域の活性化や産業振興に大きな成果を上げているものと考えており、平成29年度は、目標額を3億円に設定し、新たな返礼品の発掘及び量の確保に努めてまいります。

次に、産業振興を進める上での重要なファクターとなる道路整備について、御説明申し上げます。

高規格道路、中村宿毛道路につきましては、平成31年度供用開始を目指す宿毛インターチェンジ予定地の和田地区を中心に、工事が進められております。

四国横断自動車道、宿毛内海間につきましても、昨年、国土交通省四国地方整備局において、計画段階評価についての審議が行われ、新規事業化へ向けての大きな一歩を踏み出しました。

ミッシングリンクの解消は、本市の産業振興のために必要不可欠な課題であるとともに、防災上の観点からも、重要な社会基盤整備となります。

今後は、国土交通省による市民の皆様へのアンケート調査なども計画されており、愛南町や国、県、関係機関との連携をさらに強化し、早期事業化に向けて、取り組んでまいります。

第2の柱は、観光振興でございます。

宿毛市の景気浮揚のためには、交流人口の拡大が重要であり、いかにして市外、県外、海外からの観光客を呼び込むかが重要なテーマであります。

これまでも、宿毛市観光協会を中心として、宿毛市の重要な観光資源である、海を活用した自然体験メニューの新たな開発や、幡多広域観光協議会と連携を図る中で、国内はもとより、国外からも観光客を誘致できるような、広域的な観光振興にも取り組んでまいりました。

平成29年度は、大政奉還150周年にちなんで、本県で開催する「志国高知 幕末維新博」に関連した事業を、積極的に展開してまいります。

県内20の地域会場の一つとなる宿毛歴史館を大幅に改修して、本市における維新博の拠点整備を図り、市内に点在する歴史資源を磨き上

げ、それらとリンクした観光周遊コースを整備いたします。

改修後の歴史館においては、本市出身の竹内明太郎が開発にかかわったダットサンのクラシックカーの展示イベントや、本市ゆかりの大江卓の企画展も開催いたします。

食については、宿毛の魚おもてなし事業を立ち上げて、宿毛でとれる新鮮な魚を重要な観光資源として発信をしております。

また、長年にわたって、市民の皆様の関心事でありました、林有造が明治22年に建築した林邸につきましては、所有者の方々からの寄附を受けて改修し、再生・活用する運びとなり、本市にとりましては、観光施設として、大きな目玉になると確信をしているところでございます。

この「志国高知 幕末維新博」を千載一遇のチャンスと捉え、宿毛市の魅力を存分に発信して、多くの観光客を呼び込みたいと、そのように考えているところでございます。

第3の柱は、防災対策でございます。

南海トラフ地震対策につきましては、これまで、津波避難道や津波避難場所を初め、津波避難ビルへの屋外階段の整備などのハード整備を進めるとともに、地域防災計画等の各種計画の見直しなど、ソフト対策にも取り組んでまいりました。

こうした中、平成28年度には、総合運動公園陸上競技場北側の敷地に、飲料水などの備蓄品を集約して備えておくための大型備蓄倉庫を、県と共同で整備するとともに、地震発生後の迅速な復旧・復興に向け、遺体安置所や瓦れきの一時保管場所等の必要な機能を事前に決めておく、応急期機能配置計画の策定や、各避難所における具体的な運営方法等を定めた避難所運営マニュアルも、平田小学校について策定に取り組んでまいりました。

さらに、命を守る対策といたしまして、最も重要な住宅耐震化にも積極的に取り組んでおります。

特に平成28年度は、宿毛市自主防災会連絡協議会への委託として実施して行ってきた戸別訪問や、それから熊本地震等の影響もありまして、耐震診断や耐震設計、改修工事の実績が、大幅に伸びましたので、引き続き、平成29年度につきましても、取り組みを継続し、対策の必要性を働きかけてまいりたい、このように考えております。

また、南海トラフ地震発生時に市街地周辺で想定されている長期浸水については、発災後の復旧・復興に大きな影響を及ぼすことが予測されます。そのため、長期浸水対策につきましては、高知県と連携をいたしまして、取り組んでまいります。

先ほど、熊本地震の影響等により、住宅の耐震化が進んでいるという説明をいたしましたが、熊本地震発災後、庁舎が被災をいたしまして、職員が野外テントで業務を遂行しなければならないといった状況が報道されておりました。

宿毛市の現庁舎は、平成25年度にI F値に基づく耐震補強はしておりますが、建設から既に53年が経過し、災害発生時の司令塔としての機能を果たし得ない状況になるのではないかと危惧をしているところでございます。

そういった中で、今後は、庁舎の建てかえも緊急性の高い、喫緊の課題と受けとめ、前向きに検討をしております。

また、津波浸水区域内にある保育所の高台移転の一日も早い実現に向けまして、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

第4の柱は、人口減少対策でございます。

宿毛市の最優先課題に、人口減少対策がございます。直近の平成29年2月1日現在の宿毛

市の人口は、2万1,283人で、これは5年前の同日と比較いたしますと、1,390人の減、さらに10年前の同日と比較すると、実に2,777人の減となります。

人口減少対策といたしまして、平成28年度移住定住推進室を創設いたしまして、移住・定住に関する総合的なサポートを行ってまいりました。その結果、平成27年、28年度の2カ年で、96人の移住者が誕生し、当初掲げた移住者100人計画の目標達成まで、あと4人と迫っているところでございます。

平成29年度は、さらなる移住者の増加につながるよう、移住ガイドブックの作成や、移住ポータルサイトのリニューアル等による情報発信、2週間以内の短期間のお試し移住などの体験事業の強化、移住定住促進住宅の活用開始等、新たな取り組みをより一層強化し、本市への人材の定着を目指してまいります。

また、人口減少が進む中山間地域に対する対策も、重要な施策であると考えます。中でも、公共交通の空白地域における交通手段の確保につきましては、本市の喫緊の課題となっているところでございます。

そのため、昨年10月から、橋上及び小筑紫地域の一部を対象にした郊外線と、市内を循環する市街地循環線のコミュニティバスの実証運行を行っております。

平成29年度においては、9月末までの実証運行の結果や、地域の方々のニーズを踏まえまして、10月からは、本格運行に移行し、公共交通空白地域における持続可能な生活交通の確保に努めてまいります。

さらに、平成29年度は、本市で初めてとなる集落活動センターが、沖の島地区及び鶉来島地区においてスタートすることとなりました。

集落活動センターは、地域が抱える課題を、地域住民が主役となって解決していくための核

となる組織でございます。両地区におきましても、買い物支援としての店舗運営事業や防災活動、集落維持のための活動などが予定されており、県と連携を図りながら、地域の取り組みをしっかりと支えて、支援してまいります。

第5の柱は、子育て支援対策でございます。宿毛市で子育てをしていただくためには、安定した雇用の創出が不可欠であります。

雇用の創出につきましては、第1の柱である産業振興でも触れましたが、宿毛市の基幹産業である1次産業に、これまで以上に力を入れて、2次産業、3次産業の振興についても、宿毛商工会議所や関係機関との連携を図り、取り組みを進めるとともに、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地産外商、販路拡大や創業支援などを行い、働く場所のさらなる確保に努めてまいります。

その上で、子育て支援対策については、平成29年度も引き続き、中学校卒業までの医療費の無料化や児童手当・児童扶養手当の給付、保育園の開園時間の一部延長、保育園同時入所の第2子の保育料全額無料などの支援を継続いたします。

そして、平成29年度は保育園の遊具の設置及び危険遊具の撤去や、小中学校教室の改修工事及び飛散防止フィルムの貼付、全中学校の普通教室に空調設備を設置するなど、子育て環境のより一層の充実にも努めてまいります。

また、平成29年度の新たな試みといたしまして、子育てに関する手続きや不安・悩みなどを相談できる総合窓口といたしまして、福祉事務所と保健介護課の中心に、すくすく子育て応援エリアを新たに設置いたしまして、子育てに関するワンストップ拠点として、相談支援や各種サービスの提供を実施してまいります。

さらに、平成29年度より、母子保健コーディネーターを配置いたしまして、妊娠期から子

育て期にわたる母子保健や育児に関する相談支援など、より一層の子育て支援にも努めてまいります。

以上が、平成29年度、宿毛市が重点施策として掲げる5本の柱でございます。

このほかにも、ごみ処理対策や空き家対策、保健事業や人権啓発事業、そして国土調査や国保事業、上下水道事業など、宿毛市民の福祉向上に向け、取り組まなければならない事業は山積をしているところでございます。

これからの政策を実現していくためには、当然、莫大な予算が必要となります。自治体財政が健全であるかどうかを示す健全化判断比率の4指標は、宿毛市はいずれも健全な範囲にございますが、今後も続く大型事業を想定するとき、非常に厳しい財政状況になることが予想されております。

しかしながら、立ちどまるわけにはいきません。このようなときこそ、職員とともに知恵を出し、汗をかいて、宿毛創生に向けた事業を積極果敢に進めてまいりたいと、そのように決意をしているところでございます。

市民及び、本日お集まりの議員の皆様方に、どうかお力をおかりいたしまして、そしてより一層の御理解と御協力をいただきまして、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、平成29年度へ向けての、私の所信表明とさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第40号まで」の40議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 引き続きまして、御提

案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

内容につきましては、現委員の美濃部 勇氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、美濃部 勇氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、平成28年度一般会計補正予算についてでございます。

総額で1億8,823万5,000円を減額するものです。歳入で増額する主なものは、市税2,110万2,000円、分担金及び負担金606万円などです。

また、歳入で減額する主なものは、県支出金5,569万8,000円、繰入金2,021万7,000円、市債1億3,630万円などです。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、職員退職手当1億2,780万円。

民生費では、生活保護費国庫負担金返還金2,145万3,000円。

土木費では、地方道整備事業移転補償費1,216万5,000円。土地区画整理事業特別会計繰出金、4,107万2,000円。

教育費では、中学校普通教室空調設備設置工事費4,430万7,000円などを増額しております。

また、歳出で減額する主なものは、民生費では、介護保険事業特別会計繰出金1,620万5,000円、児童扶養手当扶助1,545万円。

農林水産業費では、農業振興費補助金1,698万2,000円、水産業振興費補助金1,018万1,000円。

土木費では、道路新設改良費2,724万5,000円、地方道整備事業費1,961万6,000円、港湾事業負担金6,123万4,000円、都市再生整備事業費1,000万円、河川等環境整備事業6,524万1,000円などを減額しております。

議案第3号から議案第14号までの12議案は、平成28年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。いずれも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第15号は、平成29年度一般会計予算についてでございます。総額で119億9,155万円を計上しており、これは対前年度比6.8%増、金額にして7億6,750万2,000円の増額となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。

市税21億622万3,000円、地方交付税41億5,000万円、国庫支出金14億8,144万4,000円、県支出金12億5,638万1,000円、寄附金3億2万1,000円、繰入金6億8,866万1,000円、市債7億8,674万9,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金1億8,811万4,000円、本庁舎屋上防水改修工事988万円、宿毛市公式ホームページリニューアル事業662万3,000円、集落活動センター事業1,965万2,000円、地域公共交通の実証運行並びに本格運行業務1,502万7,000円、はなちゃん着ぐるみ購入費78万1,000円、避難所運営マニュアル策定業務3,598万8,000円、緊急用ヘリコプター離着陸場等設計事業320万4,000円、住宅耐震改修促進費補助金1,695万円、ふるさと寄附金事業5億1,261万4,000円、PFI調査研究アドバイザー業

務委託事業906万9,000円。

民生費では、特別支援加配保育等事業費補助金1,805万8,000円、保育園遊具設置撤去工事費150万円、隣保館、児童館耐震補強工事費337万4,000円。

衛生費では、子育て世代包括支援センター事業646万3,000円。

農林水産業費では、直七高付加価値化推進事業1,880万6,000円、高性能林業機械等整備事業費補助金1,500万円、くくりわな捕獲推進事業費補助金400万円、水産業強化支援事業2,964万円、船舶導入支援事業費補助金750万円、産業振興推進総合支援事業費補助金5,000万円。

商工費では、「志国高知 幕末維新博」、竹内明太郎とダットサン展示イベント595万5,000円。宿毛の魚おもてなし事業1,026万円、小野 梓記念公園整備工事251万8,000円、宿毛まるごと商社プロジェクト1,242万円、林邸再生活用事業3億812万円。

土木費では、地方道整備事業1億9,669万5,000円、市営改良住宅建てかえ事業1億5,070万1,000円。

消防費では、消防団車両更新事業2,196万4,000円。

教育費では、宿毛小学校屋内運動場解体工事4,953万5,000円、片島中学校バスケットゴール落下対策工事650万円、中学校英語力向上推進事業538万2,000円、文教センター防犯カメラ設置工事120万円、「志国高知 幕末維新博」地域会場事業2,642万円などを計上しております。

議案第16号から議案第27号までの12議案は、平成29年度各特別会計及び水道事業会計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、74億8,259万2,000円で、企業会計である水道事業会計

は11億7,179万円を計上しております。

議案第28号は、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、空き家の有効活用により、移住・定住を促進することを目的とした空き家活用移住促進住宅改修事業の実施により、本市が管理する住宅の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、山奈小学校敷地内に完成いたしました放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法の制度変更や、農地利用最適化推進委員の新設が定められましたので、これに伴い、現行の宿毛市農業委員の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成29年4月1日から、特別養護老人ホーム千寿園が、指定管理者制度に移行することに伴い、所要の改正が必要となるため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第6条に規定されている番号法改正の施行期日が政令に委任されておりましたが、その政令が公布され、平成29年5月30日から、番号法の改正が施行されることになりましたので、これに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第33号は、宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第32号で御説明申し上げました内容と同じでございます。

議案第34号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第35号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第34号で御説明申し上げました内容と同じでございます。

議案第36号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第30号でも御説明いたしましたが、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、これに伴い、農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものです。

議案第37号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成28年第2回定例会において御報告いたしました特別養護老人ホ

ーム千寿園における、たび重なる誤薬事故等に対し、職員の管理、監督の最高責任者である市長及び副市長の責任を明確にするため、市長並びに副市長の給料を、平成29年4月から1カ月間について、減給10分の1としようとするものです。

議案第38号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成28年度の人事院勧告に準じて、平成29年4月1日より、職員に対して支給する扶養手当の額の改正を行うために、所要の改正をするものです。

議案第39号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第40号は、宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市立鶴来島へき地診療所は、平成59年に建築され、県による巡回診療や、市の健康相談等の会場として使用しておりましたが、建物の老朽化等から、現在は、鶴来島離島センターで実施をしております。そのため、条例上の鶴来島へき地診療所の位置について、所要の改正を行うものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月10日まで休会いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月10日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月8日から3月12日までの5日間休会し、3月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時39分 散会

平成29年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成29年3月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課長補佐	前田 秀雄 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長 補佐	田中博幸君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。11番、松浦でございます。

久しぶりの一番バッターで、大変緊張いたしておりますけれども、通告いたしておりますとおり、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、ひとにやさしい福祉のまちづくりと、高齢者の定義、並びにスポーツ振興と防災広場についてであります。

まず初めは、ひとにやさしい福祉のまちづくりについてであります。

昨年の9月議会でも取り上げましたように、宿毛市では、少子高齢化が進み、高齢者を巻き生活環境は大変厳しいものがあります。高齢化率は、実に34%であります。宿毛市の人口の3分の1が高齢者であります。

また、障害を持たれた方々においても、社会生活を営む上での環境は厳しいものがあります。

こうした宿毛市の実態を真摯に受けとめる中で、まちづくりに当たっては、高齢者や障害者等、社会的に弱い立場にある方々が、安心して暮らせるまちづくりを、どのように進めていくべきか、真剣に考えていく必要があると考えております。

そこで、市長として、宿毛市におけるまちづくりをどのように取り組もうとしているのか、またまちづくりを考える中で、どのような視点で行おうとしているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

私が市長に就任させていただいて、初めて一般質問という形でこの場に立たせていただき1年がたちました。市民の福祉向上のために、しっかり皆様方と宿毛市のために頑張りたい、そういった思いで答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

松浦議員の御質問にお答えをいたします。

宿毛市におきましては、高齢化が進みまして、平成29年3月1日現在で、65歳以上の方は7,444人となっております。そのような中、宿毛市では、まちづくりの総合計画である宿毛市振興計画を軸に、誰もがその人らしく、地域で安心、自立した生活を継続して暮らせる社会を実現することを目的として、地域福祉計画、障害福祉計画、高齢者保健福祉計画を作成し、各計画に沿った政策を実施しているところでございます。

今後も、市民の方がよりよい生活をおくれるよう、引き続き、各計画に沿って取り組んでいく所存でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それでは、また質問させていただきます。

市長は、車椅子の乗車を体験したことがありますか。あるとすれば、どのような感想を持たれたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

車椅子の体験会というふうな形ではございませんが、以前乗せていただいたことがございます。ただ、乗った時間がごく短かったということでありまして、そのときどういった感想をといたことは、特に思ったことはないんですが、ただ、当然、想像もつくことなんですが、非常

に不便だったということは感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、市長も答弁になったように、車椅子での体験、ほんのわずかであったと思いますが、大変不自由を感じたという部分であります。

まさに今から質問をしようとしている部分でありますけれども、車椅子での生活を余儀なくされている方にとりましては、健常者では到底考えられませんが、わずかに二、三センチの段差でもあれば、補助者なしでは自由に通行できないのが実態ではないかと思えます。

宿毛市内の道路状況を見ると、障害者にとって大変不自由を感じるのであります。私は、こうした状況を、何とか少しでも早く解消しなければならないと考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、宿毛市においても、人口減少、本格的な高齢化社会の到来を受けて、高齢者や障害者の一層の自立と、積極的な社会参加を促進するための取り組みが、強く求められております。

まさに、国を初め、地方自治体としての責務であります。こうした状況の中において、国においては、高齢者、障害者等の自立した日常生活、及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されておりますが、市長としては、この法律について、どのように受けとめておるか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

バリアフリー法につきましては、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保す

るため、公共交通機関の旅客施設や道路、駐車場、公園施設や、建築物について改善を行うほか、それらの一体的な整備を推進することによりまして、公共の福祉の増進に資することを目的といたしまして、平成18年に制定されたものと把握をしているところでございます。

宿毛市におきましては、バリアフリー法制定以前より、庁舎や各施設、交通機関のバリアフリー化を、必要に応じて実施しているところであり、誰もが住みよい地域社会を実現するため、公共の福祉の増進に資することを目的とする、法の趣旨に沿ったものであり、宿毛市としても、積極的に推進していかなければならないと考えているところでございます。

ただ、先ほど議員御指摘のように、いろいろ不便なところがあるというの、市長として十分承知をしているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 法の問題については、答弁がありましたけれども、この法律、バリアフリー法を受けて、宿毛市として、何点か交通の問題とか話されたわけですが、具体的に、どのような取り組みをしてきたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

バリアフリー法制定以後の宿毛市の取り組みにつきましては、庁舎におきましては、階段手すりを設置するなどの改修を行っており、また昨年開設いたしました小筑紫保育園では、玄関スロープを初め、トイレ入り口を含めた床のほとんどを、段差のないフラットなつくりといたしまして、トイレは車椅子でも利用できる間口と広さを確保するなど、バリアフリー化に沿った施設として、建設をしたところでございます。

以上のように、宿毛市が取り組んできたバリアフリー化についての一例を御紹介させていた

だきましたが、法において、地方公共団体は国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために、必要な措置を講じるよう努めなければならないと、その責務がうたわれておりますので、その趣旨に沿って、誰もが住みよいまちづくりを目指し、今後も取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、今後、積極的な取り組みを求めておきたいと思えます。

ひとにやさしい福祉のまちづくりとは、高齢者や障害のある方を初め、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりではないでしょうか。

まちの中には、市役所や道路、公園など、お年寄りや障害のある方々の日常生活に欠かせない、病院や郵便局、銀行などの建物があります。

このような建物や道路、公園などの段差をなくし、障害のある方が利用できるエレベーターやトイレなどを設けたりすることで、社会に参加しやすい環境を整えてあげることではないでしょうか。

しかし、建物や道路、公園などをバリアフリー化したとしても、それだけではひとにやさしい福祉のまちづくりはできないと思えます。

例えば、視覚に障害のある方にとって、大変必要な誘導ブロックの上に自転車や看板を置かれたり、健常者の方が車椅子利用者用の駐車場に駐車をしているところも見かけます。

以前、この議会でもパーキングパーミットの問題を取り上げています。障害のある方にとって、これもバリアであります。確実に進む人口減少、高齢化社会にあって、高齢者や障害者がより豊かな生活を営むことができるためには、身体的、精神的な健康も必要であります。

そして、建物などのバリアを取り除くとともに、心のバリアフリーが大変重要なことでもあります。

建物などのハードと、心のバリアを取り除くソフト、両面の取り組みが必要であります。このことについて、市長として今後どのような取り組みをしようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ハード面のバリアフリー化においては、その必要性に応じて実施をしていくものと、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

心のバリアフリーといったソフト面の取り組みにつきましては、継続した市民への啓発活動が必要であると、そのように考えているところでございます。

過去には、心のバリアフリーについて、市主催の人権フェスティバルで講演をしていただきましたが、市民に対し、イベント等への参加を促し、関心を高める必要があると、そのように考えています。

高齢者や障害者にとって、住みよい社会とは、誰にとっても住みよい社会であると、そういうふうに思いますので、宿毛市地域福祉計画の理想とする、誰もがその人らしく、安心して暮らせる地域の実現を目指し、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ひとにやさしい福祉のまちづくりの取り組み、現実的にはさまざまな取り組みがあるわけでございます。

その一つとして、学校におけるトイレの問題や、災害対策も重要視されておりますので、関連をして質問をいたします。

まず、トイレの問題であります。東京都では、来年度から全学校のトイレを洋式化する取り組みが計画されております。そこで、宿毛市の実態はどのようになっておられるのか、あわせて改修に向けた計画はどのようになっているのか、

教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛市の小中学校におけるトイレの現状と、それから今後の洋式化に向けた改修の取り組みについて、御質問をいただきました。

宿毛市の学校施設のトイレの洋式化につきましては、これまで各校に最低一つは洋式トイレを置くことを基本といたしまして、児童生徒の状態や、施設の老朽化等の状況に応じて、改修をしてきております。

現在の状況を申し上げますと、市内小中学校14校にございます大便器350個のうち、洋式化されたものが68個ございます。洋式化率は約20%となっております。

一方、近年、家庭での洋式トイレの普及によりまして、和式トイレにふなれな子供が多くなってきているという状況も聞いているところでございます。

今後は、各フロアの男女トイレそれぞれに、最低一つは洋式トイレを設置できるよう、市長部局と協議しながら、計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 20%の状況という部分であります。ぜひ、ただトイレだけの問題、用をたすとかいう部分ではなしに、教育的な配慮もあろうかと思っておりますので、ぜひ計画的な取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

次に、災害対策を考えた上での取り組みについて、お伺いいたします。

建物などのハードと、心のバリアを取り除くソフト、両面の取り組みとも関連をいたします、災害の発生時における対策であります。

宿毛市としても、積極的に避難路や避難場所

の整備が進んでおりますことについては評価をいたしますが、避難路や避難場所の整備に当たり、障害者の視点での取り組みがなされているか、少し疑問を感じます。

このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

津波からの避難路や避難場所の整備に当たり、障害者の視点を考慮しているかとの御質問でございます。

宿毛市では、これまで避難路を含む避難場所を89カ所整備してございまして、コンクリート舗装や、備蓄倉庫の設置等を行ってまいりました。

これらの整備に当たりましては、避難路に転落防止のための手すりを設置いたしたり、場所によって、階段ではなく、スロープにしたりするなど、子供や高齢者の方々にも配慮して、事業を進めてきた経過があります。

しかしながら、避難路はあくまでも地震の揺れがおさまった後、できるだけ早く避難場所へ逃げていただくために、整備しているものでございます。

そのため、現地の地形等の状況によっては、路面が急勾配になっていたり、階段で整備をしている箇所があり、必ずしも障害者の方が、御自身のみで車椅子等を使って避難できるような構造になっていないという点が、現状としてございます。

このようなことから、公助であるハード整備のみの対策では、どうしても限界がありますので、自助での避難が困難な方については、地域の方々による共助による避難をしていただく仕組みを考えているところでございます。

具体的に申しますと、現在、御自身での避難が困難な高齢者や、障害者等の避難行動要支援

者の名簿を作成いたしましたして、民生委員や地区自主防災組織を初めとする関係団体へ、その名簿を提供してよいか、本人等の同意を得る作業をしており、今後、関係団体を含めた地域住民の共助により、名簿に登載された方々一人ひとりについて、どのように避難させるのか、個別の避難計画を作成することとしております。

作成に当たり、特に障害者の方につきましては、障害の程度や状況に考慮した計画となるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、災害対策基本法では、災害時の対策といたしまして、行政と住民それぞれが果たす責務が規定され、役割分担の必要性が明記されております。

これを受け、避難場所において避難者全員が使用したり、必要とする簡易トイレや発電機等については、市で整備しておりますが、毛布、食料、飲料水、薬など、個人一人ひとりが使用したり、口にしたりするものにつきましては、個人や地域で備蓄していただきますよう、お願いをしているところでございます。

今後におきましても、自助、共助、公助の連携、分担を図る中で、障害者の方を含めた避難行動要支援者の避難対策が十分に講じられますよう、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、計画づくりを進めておるといことでありますが、個人情報保護法との兼ね合いもあって、なかなか進みにくい部分があるかと思っておりますけれども、ぜひしっかりとした計画を、早期につくって、少しでも安心のできる防災対策にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

全国的に、県段階では、ひとにやさしいまちづくり条例や、福祉のまちづくり条例が制定さ

れておりますけれども、市町村段階では、こうした条例をつくり、積極的に取り組んでいる自治体は非常に少ないように思います。

高知県では、平成9年に高知県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されております。高知県は、制定をした理由について、私たちのふるさと高知では、豊かな自然の中で、温かい人々の心が育まれてきた。この高知において、私たち一人ひとりが、住みなれた地域で個人として尊重され、生きがいをもって、安全で快適な生活を営むことができる社会をつくることは、私たち県民全ての願いであり、また責務である。

こうした社会を実現するためには、障害者や高齢者を含む全ての県民が自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することができる、ひとにやさしいまちづくりに、県民一人ひとりがその責務を自覚し、連携して取り組み、行動を制約しているさまざまな障壁を取り除いていくことが必要である。

ここに私たち全ての県民が、安全で快適に暮らすことができる高知の実現を目指し、県民の温かい心に支えられた、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意をして、この条例を制定するものであると、示されております。

宿毛市としても、そのような条例を制定して、まちづくりの取り組みを進める必要があると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高知県が制定する、高知県ひとにやさしいまちづくり条例の主たる内容は、障害者、高齢者、妊産婦など、日常生活等におきまして、身体上に行動上の制限を受ける方々に対し、公共施設等の整備を中心に実施し、県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与するものとなっており、基本方針において、県民の理解と意識高揚を行い、

市町村や事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、公共施設や公共輸送車両等の整備を促進するものとして、整備の基準などを規定しているところでございます。

公共設備のバリアフリー化や、社会で暮らす人の意識である心のバリアフリーの必要性を感じていることにつきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。

宿毛市といたしましては、地域福祉計画、障害福祉計画、高齢者保健福祉計画及び宿毛市振興計画に沿って、事業を実施していくものでありまして、まちづくり条例の必要性、及び制定につきましては、今後その制定の機運や要望に応じて、議論を重ねていく必要があると考えますが、現段階で各計画における基本理念や目的は、県の制定したまちづくり条例の趣旨に沿うものでありまして、市の条例制定を急ぐものではないと考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 条例の制定は急がないということでありますけれども、私なりに問題提起をし、再度、市長の答弁を求めたいと思います。

条例を制定し、まちづくりの取り組みを進めることは、今、市長が先頭になって取り組んでおります移住促進政策にも、よい結果をもたらすものではないかと、私は考えております。

移住を希望される多くの方々は、自然豊かな環境があり、しかも生活のしやすい環境を求めているのではないのでしょうか。

そういう面から、ぜひこの条例を制定をして取り組み、積極的な移住促進に寄与さすという部分で、再度市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

障害者や高齢者を含む全ての方々が、住みよ

い地域であるため、ひとにやさしいまちづくりは目指すべきところでありまして、障害者や高齢者を初めとして、誰もがその人らしく、地域で安心、自立した生活を継続して暮らせる地域、まちであるということは、当然移住者にとっても重要であると、私も考えております。

繰り返しになりますが、振興計画や各福祉計画に沿って政策を進めることによりまして、障害者や高齢者といった、行動を制約されている方々のさまざまな障害を取り除き、ひいては、誰もが住みよいまちになっていくものと考えているところでございます。

条例の制定に限らず、今後も市の責務といたしまして、市民そして移住者にとって、住みよいまちづくりを実現していきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 現時点では、条例化については、再度、考えてないという部分であります。

しかし、先ほど申しましたように、市長も何回となく答弁をされております。本当に弱い立場にある皆さん方の視線に立った部分での、各種計画されております部分、積極的な実行を求めておきたいというふうに思います。

変わります、次に高齢者の定義について、市長の所見をお伺いいたします。

高齢者の定義については、我が国は、これまで65歳以上としてきておりましたが、先ほど申し上げましたように、日本老年学会から、10歳引き上げて、75歳以上とするよう求める提言が発表されました。

提言によりますと、65歳から74歳までを準高齢者、75歳から89歳までを高齢者、平均寿命を超える90歳以上を超高齢者とするものであります。

高齢者の年齢定義を見直しをしていくという

ことは、今後の高齢者対策をする上で、大変重要なことでもあります。非常に関心のある問題であります。年齢定義の見直しについて、市長として、どのように思っているのかお伺いをいたします。

そして、次に高齢者の定義について、日本老年学会からの提言どおりになるとするならば、社会保障問題や医療制度の見直しにもつながってくると考えられます。

そこで、現在、市民が受けている高齢者の福祉サービスが、どのように変わることが予想されるのか、そして高齢者の皆さんは、福祉サービスが今より低下するのではないかと、大変危惧をされておりますので、この点について市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年1月5日に日本老年学会などが、高齢者の定義を従来の65歳以上から75歳以上に見直す提言を発表しております。

この提言は、医療の進歩や生活環境の改善などによりまして、心身が5歳から10歳若返っているとの医学的な分析を根拠としているところでございます。

高齢者が、以前に比べて身体の働きや知的能力が若返っていることは、歓迎すべきことではありますが、年齢引き上げによりまして、先ほど議員申しましたように、社会保障や年金制度に影響を及ぼすようであれば、見直しは慎重に議論する必要があると思っているところでございます。

そんな中でございますが、塩崎厚生労働大臣は、本年の1月6日の閣議後の記者会見で、提言は医学的な観点から出されたもので、社会保障制度における年齢の定義の見直しは、慎重に議論しなければならないと発言しておりまして、直ちにさまざまな制度改正を求めるものではな

いと、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 確定をした部分ではないわけで、今からいろいろと各方面で議論はされるということでもあります。

それにしても、もしそういう部分で、こういうふうになることによって、市民が今受けておるサービスが低下することのないよう、ぜひ取り組みをしていただきたいということを申し添えておきます。

次は、スポーツ振興と防災広場について、お伺いいたします。

宿毛市総合運動公園の敷地内に1万平方メートルという広大な広場が完成して、そして全面芝生化されたことは、大変うれしく思っております。

芝生化に当たっては、宿毛市の英断はもちろんのことではありますが、日本サッカー協会の全面的な支援をいただく中で、実現できました。

日本サッカー協会2016年度ポット苗方式芝生化モデル事業を導入しての事業であります。心から感謝を申し上げます。

ポット苗づくりから、苗を育て、広場への移植作業には、暑い中ではありましたが、宿毛FCの父兄の方々を初め、関係者約300名の方々が、ボランティアとして、我が事のように協力をしていただきました。

移植作業には、中平市長や副市長等と、多くの職員も参加をされ、汗をかいていただきました。本当に御苦労さまでした。

さて、防災広場の目的等につきましては、昨年の6月議会において、南海トラフ地震等による大規模災害が発生した場合、災害活動の拠点となる施設であり、日ごろにおきましては、多目的広場ということで運用したいと答弁されております。

私は、平成25年第4回定例会において、当時の沖本市長に対して、県下に誇れる宿毛市総合運動公園を、その名にふさわしい総合運動公園にしていくためには、多くの競技が、この公園を中心として開催できるように施設の整備を図り、さらに充実した施設とすべきではないかと質問してきた経緯があります。

施設を整備充実することにより、今まで以上にスポーツ合宿や、多くの球技が開催できることになり、宿毛市が取り組んできている交流人口の拡大や産業の振興による地産外商、まちの活性化につながるものとの強い思いから質問をいたしました。

これに対して沖本市長は、近年、児童生徒を初め、老若男女、市民の皆さんのスポーツに関する需要は大幅にふえてきており、健康面からも大変有意義に感じているところであります。

あわせて、各種球技における規模の大きな大会の開催は、地域経済への波及効果は大変大きいものと認識している。

また、スポーツを通じた交流人口の拡大や、市民の皆さんの健康増進にもつながり、私としても、スポーツ振興による地域の活性化、ひいては宿毛市全体の活性化につながっていくものと考えているとの答弁でありました。

施設の整備充実に向けた計画については、現在、国の指針に沿った長寿命化計画の策定を行っており、年度末の計画策定後、計画的な予算計上による維持修繕、老朽施設の更新、陸上競技場のトラック部のウレタン舗装改修、一部敷地の拡張や、多目的グラウンドの整備等、市民のニーズに沿った、具体的な施設の拡充に向け、5カ年計画の補助事業導入により、順次、施設の改善を図っていきたいと答弁されました。

このように、施設の整備については、球技場としての整備を求めてきたものでありますし、沖本前市長も、当初から球技場としての施設の

整備を図り、充実していこうとの位置づけであったのであります。

そして、先ほども申し上げましたように、沖本前市長が答弁の中で言われた、一部敷地の拡張をして整備をしようとしたのが、現在の広場として整備をされたところでありました。

なぜなら、サッカー場として活用しようとするならば、縦105メートル、横68メートルぐらいの面積が必要となりますので、予定をしている場所は少し狭いのに、そのために敷地を一部拡張しなければならないと言われました。

そして、広場を見ていただくとおわかりのように、広場の周囲は8メートルの高さの防球ネットが張られております。明らかに球技場として、整備を進めてきたからではないでしょうか。

しかし、立派に完成したあげくには、この場所は防災広場でありますと言われました。行政の継続性という視点、観点もありますので、お伺いいたします。

中平市長としては、市長に就任する前のことでありますが、この広場がどのような目的でもって整備されてきたと考えているのか、その経緯を含めて所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市総合運動公園は、高知県総合防災拠点基本構想により、幡多ブロックの広域拠点となる施設といたしまして、高知県の総合防災拠点に位置づけられていることから、大規模な災害が発生した場合は、防災活動の拠点施設としての重要な役割を果たすこととなります。

防災広場につきましては、公園内の防災機能の向上を図るため、支援物資などの搬入に必要なヘリポート機能や、ベースキャンプ機能などを有する災害活動スペースを充実させることを目的として、整備されたものであります。

また、平時の利活用につきましては、平成2

8年6月議会にて答弁させていただいているとおり、子育て世代の利用や、さまざまなイベントに活用できるよう、誰もが自由に出入りできる、開放的で魅力ある多目的広場といたしました。

イベントでの活用状況につきましては、サッカー大会が月に一、二回程度開催をされているところでございます。

先ほど、松浦議員がお話をされたのは、平成25年度第4回定例会のことだと思います。そちらの議事録も手元のほうにございますし、また、本広場は平成27年6月定例会での松浦議員の一般質問に対しまして、沖本市長みずから総合運動公園に、今後、球技場として使用できる、そういう広場も、今、建設しようとしていると、その後、答弁をしているように、当初からサッカー場を整備したというものではないというふうに、認識をしているところでございます。

そういった中で、サッカーにも当然利用できるという形になっているところでございます。

なお、先ほど御紹介ありましたように、芝生化につきましては、日本サッカー協会、そして宿毛FC、並びにその関係者の皆様方に、本当にお力になっていただきました。この場をおかりして、改めまして感謝を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この広場の建設に当たっては、総事業費は約1億円であったと思いますが、先ほどの沖本前市長の答弁のとおり、財政力の弱い本市として、有利な補助事業を模索する中で、国の社会資本整備事業という補助事業を活用して、整備をされてきたものであります。

この事業は、総事業費の2分の1が国から補

助を受けることができる事業であります。

こうして宿毛市総合運動公園の一面に整備されたところを、なぜ中平市長は有料公園施設として指定しないのか、疑問に思っておるところであります。

中平市長としても、スポーツ振興に積極的に取り組んでいくという姿勢であるのであれば、数少ないこの貴重な施設を、球技場として積極的に利活用する中で、スポーツ合宿やスポーツ大会等の誘致活動に取り組んでいくべきであると考えます。

このことが、まさに行政の継続性であると思っておりますので、市長の所見を、再度お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

防災広場につきましては、有料公園施設としての利活用も考慮し、検討を進めてまいりました。

その上で、宿毛市総合運動公園には、陸上競技場や多目的グラウンドのようなスポーツ競技に活用できる有料公園施設はありますが、その反面、誰もが気軽に出入りでき、体を動かせる、そんな施設はありません。

そのため、以前から遠足や家族で出かける際は、四万十市や、そして愛南町、特に一本松だと思っております。こちらなどの他市町の公園を利用しているといった、市民からの声もございました。

そんな中、防災広場を社会体育施設ではなく、広く公園広場として開放することで、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の触れ合いや、レクリエーション活動、そして健康運動の場として利用していきたい、そのように考えているところでございます。

先日もこの広場を少しのぞかせていただいたんですが、小さなお子さんが遊んでいました。

そこに、老夫婦でありましたが、足が不自由な方が、その後ろをゆっくりゆっくり歩きながら、追いかけて、遊んでいるというのを見させていただきました。

こういったことが、真に広く、ひとにやさしいまちづくりにつながっていくんだろうなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 変なところで、ひとにやさしいまちづくりが出てきます。困惑をいたしております。

防災広場に関連する事業について、一つ、他の自治体の例を出して、質問をいたしたいと思っております。

ここにインターネットで出したわけですが、兵庫県三木市には、兵庫県立三木総合防災公園があります。この公園は、阪神・淡路大震災を記念して整備されたもので、2021.5ヘクタールの広大な広さを持つ公園であります。

災害時には、物流拠点として利用する目的で整備されたものでありますが、通常は県民のスポーツ・レクリエーションとして利用されております。スポーツ施設と、災害時の物流拠点としての二つの役割を持っております。

スポーツ施設の一つでありますサッカー場は、天然芝が2面、ナイター設備のある人工芝コートが1面、そしてこのサッカー場は、平成18年の兵庫国体の会場ともなります。

このほかにも、陸上競技場や野球場のほか、中平市長が考えている子育て支援にもつながる遊戯広場も整備されております。

御案内のとおり、高知県は南海トラフ巨大地震が発生した際、応援部隊の基地や、支援物資の集積場所になる総合防災拠点について、県内4カ所を医療救助チームの指揮所が入り、広域拠点として指定をいたしておりますが、そのう

ちの一つが宿毛市総合運動公園であります。

三木市と宿毛市では、全く同じ目的を持つものであります。これといった広場の少ない本市にとりまして、災害の発生時に宿毛市総合運動公園とあわせて活用しようとする考えについては、大いに結構であり、必要なことであります。

このことについて、とやかくは申しません。しかし、平時については、主として、球技場としての位置づけをする中で、積極的に有効活用していく、そのことが宿毛市の産業振興や、スポーツ振興、まちの活性化につながるものと確信をいたします。

このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員の言われるとおり、既存施設を利用し、スポーツ振興を図ることは、重要なことだと考えているところでございます。

そのため、防災広場の活用につきましては、先ほど、答弁させていただきましたとおり、子供からお年寄りまで、幅広い年齢層の触れ合いや、そしてレクリエーション活動、健康運動の場としての利用だけではなくて、現在も、スポーツ大会にも利用をされておりました、スポーツ振興の面でも、幅広く活用できていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 以下、何点か、この広場についてお尋ねをいたしますが。

利用に関する取扱要綱について、お伺いいたします。

宿毛市はこの広場の利用に関して、今回、新しく宿毛市総合運動公園防災広場の利用に関する取扱要綱を作成して、運用いたしております

が、この取扱要綱と、今あります宿毛市都市公園条例の関係について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市都市公園条例と取扱要綱の関係ですが、本条例の施行について、必要な事項を定めた宿毛市都市公園条例施行規則がございます。

本規則の第11条の規定に、この規則に定めるもののほか、この規則の施行について、必要な事項は市長が定めるとあり、この規定に基づき、防災広場に特化した利用に関する必要な事項を定めたものが、取扱要綱になります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ということは、宿毛市都市公園条例のもとでつくられておること、確認ですね。

広場の利用状況について、お伺いをいたします。

今まで、答弁の中で、いろいろとあったかと思えますけれども、この完成をした、利用状況について、具体的にお伺いをいたします。

完成してからまだ5カ月ぐらいしか経過しておりませんが、広場の正面のネットに、御自由にお入りくださいと、大きく掲示をされております。

市長が言われる所期の目的どおり、市民の皆さんに親しまれ、利用されているのか、その利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 利用状況について、お答えをいたします。

行為の許可申請が必要なものにつきましては、スポーツ大会での利用や、保育園の遠足での利用申請が出ております。これまでの利用実績といたしましては、11月供用開始からの5カ月間で、サッカー大会での許可申請による利用が

15日あります。4月から5月までの予定につきましては、サッカー大会での利用希望が1件、保育園の遠足が2件ありましたが、1件については、利用希望日が重なってしまい、残念ですが、両者との調整を行った結果、保育園のほうにはほかに行っていたかきまして、サッカー大会を行うことになっております。

また、個人の方や団体が広場を独占せずに利用する場合は、行為の許可申請が不要であります。自由に使用することができますので、正確には把握はできておりませんが、ボール遊びや散歩などに利用されているところを見かけております。先ほど少しお話をさせていただきました。

また、スポーツ大会の応援にきた家族や、隣接する遊具で遊ぶ子供たちなど、そういった方々が防災広場の利用を目的に来ていない、そういう方も気軽に利用していただいているというふうにも認識をしているところでございます。

おとつ、昨日と2日間にかけて、サイクリングのイベントがございました。500名ほどの参加でございましたが、このときも、サイクリングに応援に来られた関係者、それから市民の方々が、楽しそうに遊んでいるところを見てきたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次に、広場の利用方法について、お伺いをいたします。

今現在、宿毛市では、有料公園施設として指定をしております宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園を、個人や任意団体が利用する場合と、防災広場を利用する場合、手続に違いがあるかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

有料公園施設を利用される場合は、各施設の利用許可申請書を、宿毛市総合運動公園のスポーツ振興室へ提出する必要があります。

防災広場の利用につきましては、宿毛市都市公園条例第3条第1項に規定する行為をしようとする場合は、行為許可申請書を、都市建設課またはスポーツ振興室へ提出する必要がありますが、それ以外の行為につきましては、申請の必要はありません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 引き続き、利用料金についてお伺いをいたします。

取扱要綱では、この広場を個人や任意団体が占有して利用しようとする場合において、第4条で、使用料の減免がうたわれておりますが、第4条に該当しない利活用は、どのようなことを想定をしているのか、お伺いをいたします。

あわせて、この場合に、1日占有しようとするれば、料金設定はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

この広場についても、多額の維持経費が見込まれます。宿毛市としても、財政的に余裕のある自治体ではないはずであります。宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園と同じく、有料公園施設として指定をして、使用料金を徴収しないのか、不思議に感じますが、市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

取扱要綱第4条の使用料の減免につきましては、市が主催、共催する事業や行事、また市内の保育園や学校等が広場で行う活動、そして公共的団体が、営利を目的とせず、地域住民の安全または公衆の利便性に大きく寄与すると認められる行事などを対象としたものであります。

取扱要綱第4条に該当しない利活用といたし

ましては、営利を目的とした個人や団体、そして市外の個人や団体などが、独占して利用する場合を想定しているところでございます。

また、料金につきましては、防災広場の全面積が1万1,256平方メートルであります。

1平方メートル当たりの利用料が30円ですので、この広場全体を使う場合は、1日約34万円になります。

そして、有料公園施設として利用した場合、平成28年6月議会にて答弁させていただいたとおり、陸上競技場の芝生並みの維持管理となりますと、相応の費用が必要となってまいります。

防災広場につきましては、先ほどから答弁させていただいているとおり、現状におきましても、子供からお年寄りまで、幅広い年齢層の触れ合いや、レクリエーション活動、健康運動の場としての利用だけではなく、スポーツ大会など、多目的に利用されておりますので、有料公園施設に指定するという考えはないところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この広場の維持管理については、昨年9月でしたか、10月から6カ月間、160万が計上され、可決をされたところでありますけれども、今年度の予算において、この広場の維持経費はどれくらい見込んでいるのか、その金額と算出の根拠について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課長のほうから、御答弁させていただきます。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

-----

午前11時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

平成29年度において、防災広場の芝生維持管理に、どのぐらいの費用がかかるかの御質問でございます。

金額につきましては、207万3,000円となります。

あと、委託料の積算根拠についてであります。芝生の維持管理費用につきましては、国や県が公表している積算標準歩掛にありませんので、芝生管理において、実績のある専門業者から見積もりを徴収し、その見積単価を参考にし、委託料を積算しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 207万3,000円いうんですか。昨年の補正で出された6カ月分をすると320万、これより大幅に削減をされておるといふ部分ではあれですけども、どうしてもこういうふうな維持経費が要る。その部分を、先ほども言いましたように、財政的にこれといって強い宿毛市ではないわけでありますので、利用については、利用料金を徴収する中で、少しでも足していくということを考えるべきであるということをおし述べておきます。

それでは、防災広場の管理について、お伺いたします。

防災広場を管理する所管課は、宿毛市都市建設課となっておりますが、この広場は運動公園の中にあります。本来なら、日常的に公園を管理をしている生涯学習課が管理するのが普通ではないかと思えます。

そしてまた、市長が言われるように、主たる

目的は防災対応の広場としての位置づけもあるわけですので、そうすると、危機管理課がその任に当たるべきではないかと考えます。

私としては、あの広場、宿毛市総合運動公園の一面にあり、本庁からは遠く離れております。都市建設課が管理することになれば、日常における都市建設課本来の業務にも支障を来すことになるのではないかと、大変危惧をするところであります。

宿毛市総合運動公園全体を管理をしておりません。生涯学習課が管理するのではなく、都市建設課となったのか、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの有料公園施設としてということでございます。先ほども御答弁しましたように、陸上競技場のほうの芝生の管理もしておりますが、そういった競技施設としての芝生の管理をすると、大変高額になってまいります。

そういった中で、防災広場につきましては、先ほど申し上げましたように、子供からお年寄りまで、幅広い年齢層にも使っていただきたいし、また、そのほかのレクリエーション活動とかスポーツ大会もそうなんです、ほとんど減免という形で、どちらにしてもなかなか使用料を取れないような状況の中で、考えた形でやらせていただいているところでございます。

ぜひ御理解を願いたいというふうに思います。

それでは、続きまして、宿毛市総合運動公園は、都市公園のために、都市建設課が管理することとなっているところでございます。

しかしながら、公園内にある社会体育施設、有料公園施設であります。こちらの陸上競技場、市民体育館などは、生涯学習課の管理とされているところでございます。

したがいまして、社会体育施設でない防災広場は、都市建設課の管理ということになります。本来であれば都市建設課が管理することになりますが、その中で、先ほど言いましたように、遊有料公園施設は、そういうふうな形で生涯学習課のほうの管理となっているところでございます。

なお、本広場の使用につきましては、宿毛市総合運動公園のスポーツ振興室でも、行為の許可申請書の受付を行っておりますので、市民の皆様にご不便をおかけすることがないというふうに認識をしているところでございます。

また、本庁と総合運動公園は、日常業務においても、文書のやりとりを行っておりますので、業務の上でも、何ら支障にはなっていないというふうに考えているところでございまして、市民の皆様にも、御迷惑をおかけしてなくて、業務上も問題がないといったところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これは通告してなかったかと思いますが、質問の中でありました。危機管理課については、検討はされなかったのですか、どうですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この公園を危機管理課が管理ということの質問だというふうに思いますが先ほども申しましたように、宿毛市総合運動公園は都市公園のために、本来、都市建設課が管理することとなっております。そういった形で、危機管理課の管理ということは、検討していないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 視点を変えまして、

ジュニアスポーツの振興という部分について、お伺いいたします。

教育長は昨年12月議会において、宿毛市教育委員会として年2回、市内の小学校やジュニアスポーツ団体が一堂に会し、ジュニアスポーツの振興に向けて、情報交換等協議を行っております、と答弁をされております。

こうした取り組みは、ジュニアスポーツの振興の取り組みとして、大変有効であります。各種競技における競技力の底上げにもつながり、スポーツ人口の増加や、スポーツ振興を図る上で大変重要な取り組みであると思っております。

小学校やジュニアスポーツ団体に携わる指導者の方々からの御意見や提案等は、宿毛市におけるスポーツ振興策を確立する上で必要なことでもありますので、これからも継続して取り組んでいただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

この会議には、市内のどのような団体が参加をしておられるのか、あわせて関係者の皆さんから、どのような御意見や提案、要望がなされてきたのか、お伺いいたします。

会議の中で出された御意見等を、スポーツ振興策にどのように反映されているのか。ただ会議をしましただけではなく、出された意見や要望等をしっかりと受けとめて、政策に反映すべきことは反映していく、そのことが重要であると考えますので、教育長の所見をお伺いいたします。

そして、このことについて、宿毛市として、どのような考えであるのか、今後の取り組みについても、あわせて答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

御質問は、宿毛市少年スポーツ指導者小学校担当者連絡協議会についての御質問であったと

思います。

本会は、例年6月と2月に会を開催をいたしておりまして、スポーツを通じて、子供たちの健全育成と地域の教育力の向上及び学校との連携協力を深めることを目的にいたしております。

6月は、先生方が4月に人事異動があるということもございまして、顔合わせの意味でありますとか、それから中学校との連携を図ると、そういったことから、宿毛市中学校区子供支援会議代表者会と、合同で開催をいたしているところでございます。

所管は、青少年育成センターが行っておりまして、参加団体につきましては、市内の小学校の先生方及び市内少年スポーツ指導者、これは柔道でありますとか空手でありますとか、ソフトボール、野球、サッカー等々で24団体ございます。それと教育委員会が参加をいたしております。

本年度行われました会議につきましては、各少年スポーツ団体への補助金の支出でありますとか、また中学生のクラブチームが施設を使用する際の使用料の減免等について、御要望をいただきました。

子供の数が減ってきております中、各団体とも厳しい運営を行っているということは、私も一定、理解をいたしておりますけれども、教育委員会といたしましては、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、宿毛市総合運動公園などのスポーツ施設の利用に当たって、一定の条件のもとではありますけれども、施設使用料の免除を、各スポーツの大会等で行うなどの支援を行っております。

これらのスポーツ施設を維持していく上におきましては、管理費用も一定、大きくなってまいりますので、そういったことから、個別のチームへの補助金について、現状では非常に厳しいというふうに認識をしておるところでございます。

す。

一方で、団体等から、平田公園のテニスコートの修繕等についても御要望をいただきまして、その件につきましては、平成27年度に4面後ろ側を大きく改修をいたしたところでございます。

また、少年スポーツ団体より、子供の数が減少しているとの報告を受けまして、その対策といたしまして、今年度、SWANテレビを通じての少年スポーツクラブの紹介を行っているところでございます。

撮影や放送は随時行っておりまして、4回目の放送は、来る3月20日から行われる予定となっております。現在、編集作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、質問しましたように、継続してこの取り組みをしながら、子供からのスポーツ人口をふやしていくという部分を含めて、積極的な取り組みを求めておきます。

最後になりますけれども、高知県の尾崎知事は、ジュニア世代からトップアスリートまで、組織的かつ系統を立てて、選手を育成していきたい。そして何よりも、高知県の豊かな自然を生かしたスポーツイベントを開催することにより、高知県の産業振興計画に寄与する一助となると考えております。

そのためには、スポーツ施設の計画的な整備を進めていくとの考えもあります。ことしからスポーツ行政を一元化していくために、文化生生活スポーツ部を新設し、積極的に取り組む決意であります。

まさにスポーツを通じて、高知県の振興を図ろうとする考え方です。

このことについては、これまでもこの議会に

において、私は提案をしてきました。スポーツを振興することにより、宿毛市の産業振興の発展につながるとの考えであります。

今後、市長として、このような尾崎県政との連携を図りながら、スポーツ施設の計画的な整備や、宿毛市の豊かな自然を生かしたスポーツイベントを開催していく取り組みを進める考えはあるのかどうか、しつこいようでありますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 県との連携について、お答えをさせていただきます。

高知県では、来年度、スポーツの振興を通じまして、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興を総合的、一体的に展開するため、教育委員会で所管しているスポーツ行政、地域福祉部で所管している障害者スポーツ及びスポーツツーリズムを、総合的に担当する課を、知事部局に一元化することを予定をしているところでございます。

本市は、今までも教育委員会において、スポーツ振興室を設置し、県の支援をいただきながら、キャンプ誘致など、独自の取り組みを進めているところであります。

今後も、県の動向を注視しつつ、県等とも連携して、スポーツ振興に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろと質問をさせていただきました。ぜひ、高知県との連携、これも大変重要な部分であろうかと思えます。取り組んでいただきたいというふうに思います。

私なりに考えますに、どこの家庭でも同じだろうと思います。お客様を呼ぼうとすれば、もてなしのために、立派な食材を構え、料理を構えてお迎えをする。そしてまた、来たお客さんが、

あそこに行ったらおいしかった。また今度呼ばれたら、また行こかという部分があるかというふうに思います。

宿毛市も、立派な、1億円もかけて、ああいふ球技もできる、防球ネットもしっかりした施設があるわけでありますので、ぜひ市長の裁断が、子育て、子育て、利用回数を聞くと、非常に、把握もできないような施設管理になっておりますので、ぜひ球技場として立派に、その中でスポーツ合宿、サッカーの合宿、ぜひ呼び込む、そういうところで、防災広場といわずに、球技場として整備をしてきた経過があるかと思っておりますので、その点を含めて、今後の取り組みを要望して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

-----

午前11時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、こんにちは。テレビをごらんの皆様もこんにちは。3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

3月議会ということで、17年度の当初予算を審議させていただく議会となりますが、新年度、私が中平市長に特に期待をしているところは、市長の幅広い人脈がフルに活用されるのか、というところでございます。

特に高知県庁、尾崎知事とのネットワークを十分に活用していくかというところに注目しておりますが、県の政策や予算を有利に活用することで、今後の成果も大きく変わってくるのではないかと、そのように思っております。今回は県の17年度の政策や予算案と照らし合わ

せまして、宿毛市の連携という観点から、広く、少し浅くなるかもしれませんが、幾つか質問させていただきます。

それでは、まず初めに、市長の政治姿勢について、幾つかお伺いします。

県の産業振興計画と宿毛市について、質問いたします。

高知県の第3期産業振興計画ですが、ことしが2年目を迎えると思います。2月県議会の産業振興で、知事の所信表明では、国内での外商活動と輸出拡大に向けた体制を強化し、国別や品目に応じた輸出戦略を、市町村との連携のもと、展開していくと発表されておりました。

外商活動強化のため、台湾にも高知県オフィスを設置するというので、各副部長級の輸出振興監も配置されるとのことでした。

この件の産業振興計画に対して、宿毛市はどのような連携策を出していくのか、まずはお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

高知県の産業振興計画における輸出戦略と、本市との連携についての質問にお答えをさせていただきます。

高知県産業振興計画の第3期計画では、外商の拡大や輸出に挑戦していくことが大きな課題となっているところでございます。

本市におきましては、平成28年3月に設立されました高知県内の漁業協同組合、そして加工事業者、飼料会社、商社等で構成される高知県養殖魚輸出促進協議会や、高知県とともに宿毛湾における養殖魚の輸出促進に向けた取り組みを行っているところでございます。

本協議会では、産地加工した養殖魚の輸出に向け、国際的な見本市や商談会への参加を通じまして、国内の流通体制も含めた課題の洗い出

しや、サンプル出荷が行われているところでありまして、昨年11月に開催されました、国内では、最大級の国際食品商談会であります沖縄大交易会には、私も県や漁協の職員とともに、市内水産加工会社とも一緒になって参加をして、トップセールスを行ってきたところでございます。

今後は、目指していく海外市場を絞り込み、その市場に求められる衛生管理基準を満たす加工施設をふやしていく必要があります。

本市における養殖魚の産地加工は、平成26年度から本格的に始まっておりませんが、海外輸出に向け、高度な衛生管理基準を満たす、新たな水産加工施設の建設が、平成30年度の完成を目指して予定されておまして、宿毛湾で生産される、養殖魚の海外輸出の可能性も高まってきているところでございます。

今後も引き続き、関係機関や事業者と連携を図りながら、外商の拡大や輸出促進に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 現実的な、力強い答弁をいただきまして、安心しました。

1問目から前向きに検討していきますなんていう返事が来たら、ちょっとどうしようかなと思っていましたけれども、現実的な話で、期待しております。

続きまして、産業クラスター計画について、お伺いいたします。

2年ほど前からでしょうか、地域産業クラスターという言葉が多く出てまいりましたが、その意味を調べてみましたところ、産業クラスターとは、ブドウの房のように、自治体、企業、大学、研究機関などが、地理的に集積し、相互の連携、競争を通じて、新たな付加価値、イノ

バージョンを創出する状態のことだそうです。わかったようなわからないような、ちょっと、まだ、いまいかなんですけれども。

私なりに簡単に解釈してみますと、特定分野を中心に、産業を地域で派生させていくということではないかなと思っております。

県が進めるこの地域産業クラスタープロジェクトでございますが、17年度には県内で18のプロジェクトが実行段階に入るようですが、県が進める産業クラスター計画について、宿毛市では、何らかの計画はなされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高知県産業振興計画では、地域産業クラスターを形成して、拡大再生産に向けた施策を強化していますが、本市におきましても、大月町とともに、宿毛湾の養殖魚を核にしたクラスタープロジェクトを作成中であります。

このクラスタープロジェクトは、宿毛湾で養殖されるブリ類、マダイ、クロマグロの生産者を初め、えさや種苗、魚の稚魚ですね、種苗の販売事業者に加え、流通、加工、販売の事業者が連携し、地域への波及、還元を目指していく計画となっているところでございます。

今後も大月町や、そして関係機関と連携、調整をしながら、プロジェクトの策定に向けて取り組み、宿毛市と大月町合同で、宿毛湾における養殖魚の地産外商活動を促進していきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 養殖業を核としたクラスター形成を考えているということで、地域産業にそれらが派生していくことを期待しております。

そこで再質問をさせていただきます。

少し話は飛ぶんですけれども、今回の県知事

の産業振興の発表のところで、遊漁や体験漁業の振興という文字が入ってございました。

これまで産業振興の分野で、遊漁という言葉は余り、余りというかほとんど出てこなかったと、私は記憶しております。

例えば、遊漁を核としたクラスター形成ということであれば、宿毛市は自然な形でクラスター形成が既になされているのではないかと思いますし、改めてそれを政策として打ち出して、関連企業の誘致や、遊漁専用のマリーナなどの建設などまでに派生させれば、数億円規模のクラスター形成を構築することもできるのではないかと考えております。

クラスター形成を意識しているかどうかは不明であります。宿毛市、大月町、土佐清水市では、合同でこの基礎となり得る取り組みがスタートされております。

この遊漁の業界、一部のマニアの趣味とはあなどれません。市長のお考えを、産業振興の側面からお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

遊漁を核としたクラスター形成につきまして、産業振興の側面からの考えはという御質問でございます。

釣りやダイビングなどの遊漁産業につきましては、議員も御存じのとおり、本市の主要な、既に産業の一つであります。これからまだまだ伸びる可能性を秘めた、そういった産業であるというふうに、私も思っているところでございます。

例えば、サニーサイドパークを活用いたしまして、新鮮な魚介類や、そういった購入や、そして海の幸を楽しめる、食べれる、そういった施設、いわゆるフィッシャーマンズワーフであります。こういった整備を検討していけば、その施設は、遊漁を核としたクラスター形成に

おける一つの拠点として、活用できるのではないかなと、そういうふうな思いも持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長が以前からおっしゃってありましたフィッシャーマンズワープでございますが、これもただ物を売っていくという形だけではなくて、遊漁を取り入れたクラスター形成などをヒントにいただけたら、また幅が広がるのかなと思ひまして、提案を兼ねた質問でございました。

次にいかせていただきます。

県版IOTについてでございます。

県は、17年度から1次産業を中心とした高知県版IOTの強化を目指していくとのことですが、IOT、これもまた難しいんですけども。

IOTとは、従来のように、人間がパソコン類を使用して入力したデータ以外に、物に取りつけたセンサーが、人を介さずにデータを入力し、インターネット経由で利用されるもの、とあります。

情報をコントロールすることによって、産業界の人手不足や、作業の効率化を解消していくのだそうです。

これから、地方では、さらに人手不足が進んでいくと考えられますから、IOTについて、積極的な調査や、先進的な導入を検討していくべきと考えますが、それらの現状と、今後の宿毛市の取り組みなどについて、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） このIOTの強化に関する質問でございます。

先ほど、議員のほうから、IOTに関しましては御説明をいただきましたので、その点については、省かせていただきたいと思います。

このIOT、人工知能、ビックデータ、ドローンやロボットなどの革新技術を活用することにより、さまざまな分野におきまして、生産性の向上を図ることが期待されておりますが、高知県では、平成28年7月に、高知県IOT推進ラボ運営委員会を立ち上げまして、県内事業者に向けまして、IOTや人工知能等の導入を推進する取り組みが進められているところでございます。

本市の現状についてでございますが、水産業の分野におきましては、海洋研究開発機構、これJAMSTECと呼ばれている組織でございます。こちらによりまして、宿毛湾の海況予測システムの開発が取り組まれておりまして、先月、宿毛湾の漁業関係者に、システムを公開した説明会が開催され、意見交換が行われたところでございます。

この海況予測システムとはどんなものかと、少し説明をさせていただきますと、宿毛湾周辺の海水温や、海流をコンピューターで解析し、実際の観測値と比較して補完することで、翌月の海況を計算で予測するシステムでございます。

このような技術を現場で活用できる段階になれば、まき網漁業の操業の効率化などが期待できるというふうに考えているところでございまして、魚がいつとれるか、そういうことを予測しよう。どこでとれるかを予測しよう、ざっくり言えばそういったようなシステムだとお聞きをしているところでございます。

また、農業分野におきましても、現在、経験や勘に頼っていた農業ハウス内の環境を、測定器を用いて、数値として確認できるようにすることで、病害虫の抑制や、品質の向上につながるハウス内の環境づくりを行っているところも、既にあります。

平成29年度には、農業ハウスにおきまして、環境制御装置の導入が予定されているところで

ございます。今後におきましても、引き続き、新しい技術や事業者の需要を情報収集をしながら、1次産業の生産性の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますし、このことがまた、ブランド化にもつながる、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） IOTについては、それを使いこなすことで、競争力に差がかなり生まれてくると思います。

先進的に取り入れていく姿勢を見せていただきたいと思えます。

IOTって何だろうと。まだ世の中でも余りわからない、雲をつかむような状態のときに、いち早くつかんでいくと、他の市町村より、一歩先を行っていただけるというふうに考えておりますので、ぜひ。

中平市長、スマホ世代の、多分初めての市長でしょうから、このところ期待しております。よろしく申し上げます。

産業振興の分野はこれで終了させていただきます。

続きまして、観光振興について、1問だけ質問させていただきます。

県のインバウンド政策と宿毛市について、お伺いいたします。

今回の宿毛市の当初予算では、市長は特に、観光振興には力を入れたように思います。観光政策についてですが、県の観光政策では、外国人観光客の飛躍的増加に向けた国際観光を所管する課の新設がなされるとの発表がありました。

国際観光を所管する課が新設されるのであれば、それなりの根拠や政策があると思うのですが、この件について、市長はどのように捉えているのか、まずはお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

このたびの高知県議会の2月定例会におきまして、高知県の国際観光につきましては、平成27年から国外クルーズ客船の高知新港への寄港について、本格的に取り組んできた結果、寄港回数が大幅に増加し、来年度もさらに増加する見込みとなっております、こうした状況を背景に、外国人観光客の受入態勢をさらに強化させるため、議員御案内のとおり、来年度、国際観光を所管する課の新設が提案されているところでございます。

また、全国のいろいろな市町村長さんのほうから情報を収集いたしますと、どこも非常に、クルーズ船が多く寄港しているという話も聞いておりまして、さらに外国人が日本に訪れてくるのだらうなというふうな、想定をしているところでございます。

3月4日、先日、私もオープニングイベントに参加しましたが、3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」もあわせまして、こういった高知県の取り組みにおいて、今後さらに外国人観光客が来港されると、高知県内そして四国に入ってくると、そのように考えているところでございます。

宿毛市といたしましても、高知県及び幡多6市町村と連携を図りながら、特色ある取り組みを発信し、多くの方々に宿毛市へお越しいただけるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、ぜひ高知市へ来たお客さんを、この宿毛市まで、幡多地まで引き寄せるような、そういった取り組みを続けていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 誘致をしていくという決意を話されましたが、今年度、とても素晴らしいと思われる取り組みが出ましたので、再質

問、ひとつさせていただきます。

県が外国人観光客の誘致を積極的に進めるわけですから、一定量は、確実に、高知県に外国人観光客が来るということは、見込まれるところでございます。それを、毎回、高知市内だけに取られるわけにはいきませんので、高知県まで来たお客様を宿毛市にどう呼び込むかを、これから、こちらから提案していかなければならないと思います。

実際、意外なところに外国人観光客が多く集まっていることを、皆様もテレビなどで、体験的に知っていると思いますが、今回、新規事業で出されました、おさかなおもてなし事業などは、特に外国人観光客にとっては、宿毛のクールジャパンとなり得ると思える、いいアイデアだと思っております。

今回こそは、県が進める政策に十分乗って、外国人観光客を誘致していくべきと考えますが、いま一度、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほども少し、引き続き取り組んでまいりますというお話もさせていただきましたが、外国クルーズ客船の入港や、「志国高知 幕末維新博」におきまして、今後さらに、外国人観光客が来高されるといふふうに思いますが、最近では、四国の八十八カ所をめぐるお遍路さんや、それからしまなみ海道に訪れるサイクリスト、自転車を乗る方々、こういった中にも、大変多く外国人が見受けられるという報告も受けているところでございます。

また、聞くところによりますと、先日オープンした高知城歴史博物館や、隣接のひろめ市場などでも、多くの外国人の観光客が来場されているようでございます。

議員御提案のとおり、最近では、観光名所や郷土工芸、御当地グルメなど、ピンポイントの

目的で来日される外国人観光客が増加しており、そこでの体験が、フェイスブック等の、先ほどスマホというお話もありましたが、SNSで発信されることで、さらに情報が広がりを見せている状況でもあるようでございます。

本市におきましても、今議会に予算計上いたしました新規事業の宿毛さかなおもてなし事業や、林邸再生活用事業等を展開する中で、ほかにはない、宿毛独自の特色を、国内外に情報発信しまして、これまで宿毛を知らない、興味なかった方々にも、宿毛へ足を運んでいただけるよう、積極的に取り組んでまいりたいというふうにご考えておりますし、新しい事業も、いろいろと準備をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 外国人観光客の誘致の中で、SNSで発信されることでとありました。これも今の、常套手段なんですからけれども。

一つだけ再質問をさせていただきます。

商工観光課は、フェイスブックとかSNSは持っていないような気がしたんですが、その辺は、ことしはいかがでしょうか。やっていくつもりなんですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） フェイスブック等に関しましては、今、宿毛市のほうで、移住とか、そのあたりで今、活用をさせていただいているところでございます。

また、その状況も見ながら、これから検討をしていきたい、そのように思っているところでございます。

活用、利用できるものはフル活用してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） SNSとは、代表的なものはフェイスブックでございます。

これについては、これ以上ございません。ぜひこのチャンスを逃さないように、積極的に取り組んでください。応援しております。

続きまして、東京五輪自転車ロード競技の事前合宿誘致について、お伺いいたします。

まずは、きのう、おとといとチャレンジライド、お疲れさまでした。

市長の黄色い自転車とユニフォームは、とても格好よかったです。

市外からの参加者も複数いらっしゃったようで、宿泊にもつながったと伺っております。これからは、このイベントはもちろんですけれども、市長は自転車の事情を御存じですので、市独自のイベントを考えていってもいいのではないかという感想は、率直に持ちました。

それでは、前の質問が、外国人観光客の誘致ということで、その流れで、続けて質問させていただきますが。

先月20日ごろだと思えますけれども、東京五輪の事前合宿地の選定をしている自転車ロード競技のオランダ代表のコーチが、県西部を訪問されて、試験運行や、市長などと交流をしたと思われませんが、中平市長も一緒に、バイクに乗られたとお伺いしておりますが、この経緯や内容、感想など、詳しくお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御質問にお答えをさせていただきます。

今回の、議員から質問のありました視察は、県の担当者がオランダに赴いた際、オランダの自転車協会にパイプを持つ邦人と縁ができたことから、県から幡多市町村に照会がありまして、私自身も自転車に乗っているところでございます。積極的に本市への誘致を図るために、参加

をすることといたしました。

それで、2月21日当日ですが、自転車ロード競技のオランダ代表コーチと、元オランダ女子チャンピオンの2名が県西部に来られまして、当初は、前日は四万十川のほうも走っていただいたということでございまして、この21日は、土佐清水市のめじかの里から大月町まで、私も一緒に走る予定でございましたが、天候もよくて、私も体をはって、この宿毛市役所まで距離を伸ばしていただいたというところでございます。

先ほども申しましたように、当日は私もロードバイクで御一緒したところでございまして、感触といたしましては、元オランダチャンピオンであるイリスさんが、コースも気に入っていただきまして、ぜひ自分のチームを持っているということでございまして、その自分のチームを連れて来たいというふうに、ぜひ来させていただきますというお言葉もいただいたところでございます。

本市といたしましても、これを好機と捉えまして、積極的に合宿誘致に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

ちなみに、オランダのチャンピオンといえますと、世界的にトップレベルということで、世界チャンピオンと思っていただいても間違いではないというお話も聞いたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これについては、前向きな答弁をいただいたので、これで終了させていただきます。

引き続き、こちらから追加提案などもどんどんしていったら、誘致に乗り出していきたいと思っております。

次、いきます。

東京五輪関連で、もう一つだけ質問させてい

たきます。

これも先ほどと同様、少し話が飛びますが、東京五輪の経済効果は、大会後10年ほど続くと言われておりますが、産業振興と商工観光分野では、東京五輪効果を意識しておりますでしょうか。これについてお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、競技関係者だけではなく、多くの外国人が複数年にわたり来日することが予想されております。

こういった状況を踏まえまして、高知県では、より多くの方々を高知県へ誘客する取り組みを行っておりまして、宿毛市といたしましても、高知県の取り組みに賛同し、かんきつを初めとする地場産品や、宿毛湾で水揚げされた新鮮な魚介類、さらには、先ほど申しました宿毛さかなおもてなし事業等の、宿毛独自の取り組みを、高知県と連携しながら、情報発信をしまいたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 私は、2年前に同じような質問をさせていただいたんですが、そのときの答弁は、どうもいまひとつな答弁でしたので、またここで聞かせていただきましたが、今回はすごくやる気が感じられます。

もう、2年前と違って現実の話になってきました。これは、県に担当チームがあると聞いておりますので、そこと密に連携をして、五輪効果を、地元では無理かもしれないですけども、東京で追求していただきたいと思っております。

続きまして、子育て支援に移らせていただきます。

子育て支援の質問でございます。

今年度、子育て支援の強化ということで、市

長の重要な施策であろうかと思っております子育て支援について、今年度から、どのような取り組みがなされるのか、詳しくお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

子育て支援策につきましては、平成29年度の行政方針で説明をさせていただきましたが、宿毛市において、重点的に取り組むべき重要施策の一つとして、事業の継続と充実を図っております。

平成29年度も、引き続き実施する事業としては、中学校卒業までの医療費の無料化や、保育園の開園時間の一部延長、保育園同時入所の第2子の保育料全額無料などの支援を継続いたします。

施設整備につきましては、保育園の遊具の設置及び危険遊具の撤去や、小中学校教室の改修工事や、飛散防止フィルムの貼付、全中学校の普通教室に空調設備を設置するなど、子供たちの教育環境の充実にも努めてまいります。

平成29年度における新たな試みといたしましては、子育てに関する手続や、不安、悩みなどを相談できる総合窓口といたしまして、福祉事務所と保健介護課を中心に、すくすく子育て応援エリアを新たに設置し、子育てに関するワンストップ拠点といたしまして、相談支援や各種サービスの提供を実施してまいりたい、まいります、ということでございます。

さらに、子育て世代包括支援センター事業を活用しまして、母子保健コーディネーターや相談室を配置し、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や、育児に関する相談支援など、より一層の子育て支援にも努めることとしております。

また、一般不妊治療や、新生児聴覚検査等の助成事業や、教育委員会においては、外国語教育コアエリア実践研究指定事業や、中学校英語向上推進事業等の学力向上事業など、多くの新

規事業も予定をしているところでございます。

子育て支援策を充実することは、移住・定住者の増加を促進し、人口減少対策にもつながることであると考えておりますので、国や県の補助事業も十分に活用しながら、引き続き支援策の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長の肝いりの事業で、中身の濃い答弁をいただきましたが、これは対象となる方々に浸透していかなければ意味がないことでございますので、ぜひ周知のほう、徹底していただければと思っております。

そこで再質問を一つさせていただきます。

高知県の17年度の政策では、県内3カ所にとどまっている高知県版ファミリーサポートセンターの実施自治体の拡大。全国で進んでおります子ども食堂については、県内全域に広めるための基金が設置されることとでございます。

これら県との連携については、どのように進めていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい人と、行いたい人が会員登録をいたしまして、保育所等の送迎や、一時的な子供の預かりなど、会員間で子育ての助け合いを行う仕組みとなっております、その調整をセンターが行うこととなっております。

支援を行う援助会員は、県または市町村の実施する子育て支援員研修を、12時間受講する必要があります。

また、センター設置において、委託事業者の選定を含めた実施の検討が必要であります。

ファミリーサポートセンター設置における国の補助要件は、50人以上の登録となっております。

ますが、高知版ファミリーサポートセンターは、50人未満の事業に対しても対象としておりまして、現在、県下では、先ほど議員お話のとおり、高知市、佐川町、香南市の2市1町、3カ所のみで実施をされているところでございます。

高知版ファミリーサポートセンターにつきましては、県主催の研修会が開催され、また県の担当課長が来庁されまして、詳細について説明もいただいたところですが、当市の地域性や、ほかの子育て支援事業とのニーズの優先順位や、実施している2市1町の実績等を踏まえまして、今後も研修会への参加や、情報交換など、県との連携を密にして検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

子ども食堂につきましては、現段階で県との連携は行っておりませんが、市内で個人として経営を計画している方につきましては、高知県社会福祉協議会における補助金申請時の推薦を行っているところでございまして、その推薦を行い、イベント等において食堂を開設した際の後援を行っている、そういった状況でございます。

ぜひ検討してまいりたい、進めてまいりたいというふうに思っているところもありますので、さらに県と情報交換をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 原田秀明君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

-----

午後 1時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原田秀明君の一般質問を継続いたします。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） それでは、引き続きま

して、教育行政について、教育長に質問させていただきます。

まずは、高知県版学力テストについてでございます。

ことしも1月ごろだったと思いますが、高知県版学テが実施されたと思いますが、この内容は、余り詳しいところまでは公表できないものとは認識しておりますが、今回の県版学テにおける宿毛市の講評について、できれば詳しく御説明ください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、3番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、高知県学力定着状況調査、いわゆる県版学テでございますけれども、宿毛市の状況について、御説明を申し上げます。

調査目的から申し上げますと、調査結果から明らかとなった基礎的、基本的な知識、技能の習得や、それらを活用して、思考、判断、表現する力の育成等の課題を改善するために、児童生徒の学力の定着状況を把握し、学習指導の充実や、指導方法の改善に生かすとともに、各学校や教育委員会の学力向上検証改善サイクルを確立することを目的に、実施をいたしているものでございます。

出題教科につきましては、小学校4年生で、国語と算数の2教科、小学校5年生では、国語と算数と理科の3教科、中学校1年生、2年生では、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科となっております。

次に、今回の県版学テの宿毛市の結果についてでございます。

まず初めに、宿毛市教育委員会といたしましては、議員も御指摘のように、市内にございます小規模校などで、個人が特定される原因などにもなるために、具体的な数値での平均値を公表しておりません。抽象的な説明となりますこ

とを、あらかじめ御理解をいただきたいというふうに思います。その上で、今回の県版学テにおける宿毛市の状況でございますけれども、調査対象となりました、全ての学年のほとんどの教科において、県平均を上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 抽象的な説明をしていただきましたが、今回、対象となった学年のほとんどの教科は、平均を上回っていたということなんですけれども、一つだけ聞かせてください。これ、安心してくださいというレベルで考えていいんですかね。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今回の県版学テの宿毛市の数値でございますけれども、県平均を大幅に上回っているという状況ではございません。それぞれの学校によって、差異はございますけれども、宿毛市全体としましたら、県平均を若干上回っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） じゃあ、これは前向きに、安心して、さらに勉強していただくということだと思います。

再質問させていただきます。

今回の県版学テの結果では、28年度の宿毛市行政方針の重点目標、施策でありました基礎学力の定着と学力の向上について、どのような改善ができたのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市の行政方針の学校教育の重点目標施策

の1番目に、基礎学力の定着と学力の向上を挙げているところでございます。

この重点目標をもとに、全国学力学習状況調査や、到達度把握調査、高知県学力定着状況調査等の結果を、学校現場と共有し、それぞれの学校における課題を分析をいたしますとともに、課題解決に向けた、具体的な取り組みを協議し、実行いたしておるところでございます。

また、高知県が実施しております教育版地域アクションプラン推進事業や、放課後学習支援事業を積極的に活用する中で、学力向上に向けた各種事業を推進いたしております。

さらに、hyperQU、これはよりよい生活と、友達づくりのためのアンケートということでございますけれども、このhyperQUを継続して実施することにより、児童生徒の学校における生活意欲でありますとか、満足度、ソーシャルスキル能力などを、より詳しく把握する中で、生活面での改善を図り、学力向上に努めているところでございます。

このように、今回の県版学テだけではなく、全国学力学習状況調査や、到達度把握調査などで、児童生徒それぞれの課題を明確にし、課題解決に向けたプランを、それぞれの学校で協議を重ねる中で、日々の授業において実践することによりまして、子供たちの基礎学力の定着と、学力の向上に取り組んでいるところでございます。

また、今回の県版学テにおきましては、児童生徒の個別の状況につきましては、保護者の皆様にも、お子様の調査結果をお知らせいたしております。各御家庭におかれましては、ぜひとも、現時点におけるお子様の状況を確認いただく中で、家庭学習の定着など、子供たちの学力向上に向けた取り組みに御協力を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これも先ほどの質問と同じで、たくさん御答弁いただいたんですが、何らかの改善はできたということなんですよね。これは再質問しません。

若干、答弁を聞いてて、そういう気持ちになったんですが。改善は引き続きしていくということで、考えていきます。

再質問、またさせていただきます。

今回の県版学テの結果を、29年度にはどのように反映していくのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

先ほども御答弁いたしましたけれども、県版学テのみで、児童生徒の課題が明確になるわけではございません。今年度の全国学力学習状況調査でありますとか、学校現場において、定期的に行っております到達度把握調査、高知県学力定着状況調査の結果など、年間を通して、各児童生徒についてきた力を、どのような力がついてきたかということ进行分析、把握するとともに、課題を明らかにする中で、学校全体として、学習指導の充実や、指導方法の改善に生かし、その結果として、学力の向上につなげていくというものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） もう一つだけ、再質問をさせていただきます。

これに関連した質問ですが、視点を変えた方向から、再質問をさせていただきます。

いわゆる全国学テや県版学テに捉われ過ぎると、現場の先生たちに係る負担が大きくなるという副作用もあるのではないかと考えます。

教員に求めることが、量的にも質的にも高度化していて、現場ではバランスを欠いてしまう

こともあるのではないかと、たびたび言われております。

私も小学生の子供をもつ親でありまして、現場の先生たちの苦労は、本当に十分に感じておるところでございます。

このような現場のバランスをどうとっていくのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、これまでも学習指導要領が改訂をされるたびに、その時代に合った子供たちにつけたい力を保障していくことが求められてきておりまして、指導する側も、専門的な立場として、その対応をしっかりと行っていくことが求められてきております。

次期の学習指導要領の改定では、生きて働く知識、技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力等の育成を図るための主体的、対話的で、深い学びの実現に向けて取り組んでいく必要がございます。これらの実践するためにも、日々の授業において、主体的、対話的で深い学びができる授業づくりが大切となってまいります。

このため、議員御指摘のように、教員に対しましても、量的にも質的にも、さまざまなことが求められてきておりますけれども、その対策の基本となりますのは、日常の授業の1時限、1時限を大切に、教員一人ひとりのもとより、学校全体として、子供たちにつけたい力を十分に理解をし、日々の授業改善に取り組んでいくことが、最も有効な手だてであると考えているところでございます。

その上で、全国学テや県版学テ等を活用し、日々の授業で習得した力についての到達度を図り、目標に達していない部分を明らかにする中で、課題を整理し、改善を図っていく取り組み

を、不断に続けてまいらなければならないと、そういうふうにご考えているところでございます。

議員御指摘のように、教育委員会といたしましては、現場の先生方の負担が、可能な限り軽減できるように、さらにそうしたことによって、先生が子供たちに向き合える時間を少しでも多くできるように、教育委員会としては、支援をしてみたいというふうにご考えております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 答弁の最後のところで、教育長の先生方を思いやる気持ちが、最後になりましたので、安心しました。

現場の先生たちも、相当苦労していると思います。ぜひその辺も注視して、進めていただければと考えております。

それでは、続きまして、県のスポーツ振興と宿毛市についてでございますが、この質問、もう既にきょう、全く同じ感じが出ておりますので、割愛させていただきます。

次は、中学校の部活動について、お伺いします。

地方共通の課題であると思いますが、宿毛市でも今後、生徒数の減少により、中学校の部活動の存続と、競技の選択は、縮小状態がどんどん進んでいくと考えられます。

競技によっては、もう現在でも他校と合同チームをつくることで、試合に参加しているところもあるようですが、多様なスポーツを選択できる環境を、生徒たちに提供するためには、クラブチームのような、校区に縛られない、一元化した部活動の編成も検討していくべきではないかと、日ごろから思っているところでございます。

練習のための移動手段や、中体連などのハードルがあるということをおっしゃいましたら、そこで議論は終了してしまっていますが、地方での部活動の選択枠を、これから残していくには、そう

いう規制をも変えていく発想が必要ではないか  
とっております。

以上、この件について、教育長のお考えをお  
答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し  
上げます。

学校を越えた部活動の編成についての御質問  
でございます。

現状の規制等を緩和してでも、取り組んでい  
くべきではないかと、改革をすべきではないか  
という御質問でございますけれども、議員御指  
摘のように、子供の数が減少する中で、中学校  
の部活動が維持できなくなっているという  
ことが、顕在化をしてきております。

全国的な流れの中で、外部指導者の活用を模  
索するなど、一定の動きはございますけれども、  
現時点では、以前から特に変わった状況にはな  
っておらない状況でございます。

中学校の、特に運動系の部活動におきまして  
は、基本的には中学校体育連盟、先ほど議員御  
指摘したとおりですけれども、中体連の規定に  
のっとり、チーム編成がなされている状況で  
ございます。

中学校での部活動として位置づけられる限り  
は、この中体連のハードルはなかなか避けて通  
ることができないというのが現状でございます。

したがって、議員より御提案をいただきました  
中学校の部活動をクラブチームとして、校区  
に縛られないチーム編成ができないかというこ  
とにつきましては、多くの中学校が目標といた  
しております全国大会への参加に向けた各地方  
大会に参加する時点で、学校別、または合同チ  
ームになってしまう、そういう現状がございま  
して、現時点では、クラブチームとしてそうい  
った大会等に参加することは、非常に厳しい状  
況であるということでございます。

また、宿毛市教育委員会といたしましても、  
基本的に、部活動は学校教育の一環として位置  
づけておりまして、部活動には必ず各学校の教  
員を顧問としておき、生徒の指導に当たること  
となっております。

学習指導要領におきましても、生徒の自主的、  
自発的な参加により行われる部活動については、  
スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意  
欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するも  
のであり、学校教育の一環として、教育課程と  
の関連が図られるよう留意すること、とされて  
おりまして、部活動には、学校教育や教育課程  
との関連が求められておるところでございます。

もちろん、専門的な観点から、的確かつ適切  
な意見や指導ができる、外部指導者が率いるク  
ラブチームで、子供たちが活躍することに対し  
て、私が意見をするところではございませんし、  
それはそれで大変素晴らしいことであろうとい  
うふうには思います。

しかしながら、少なくとも中学校における部  
活動におきましては、子供たちの教育を考える  
上で、最も大切にしておりますことは、勝つこ  
とに向けて頑張った過程でございまして、学校  
の方針、学校の管理下を逸脱したような活動と  
いうのは、学校運営上適切でないというふうに  
考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 中体連のハードルです  
よね。ごめんなさい、僕もそれは理解しており  
ます。

クラブチームという言葉を使ったんですが、  
私がここで使ったクラブチームというニュア  
ンスを補足させてもらいますと、要するに、中学  
校の集まり、たまたま宿毛中学校って名前あり  
ますけれども、もし宿毛中学校でなければ、宿  
毛オール宿毛中学みたいな、そういうイメージ

のクラブチームという趣旨で申し上げたわけで、単体の、よく世の中にありますクラブチームという意識ではなかったもので、ちょっとその説明が足りなかったような気がして、そこは申しわけございません。

ただ、外のことは、私まだこれ調べてませんが、近い将来、多分もう、同じような状況になって、中体連がいずれ、また少しずつ制度を変えていくようなことがあるんじゃないかと、私は期待していますし、きっとそうなるだろうとっておりますので、もしそのような雰囲気になってきましたら、いち早く教育長のほうで取り入れていただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

そして、部活動のほうで、もう一度、再質問させていただきます。

部活動にかかる時間について、再質問させていただきます。

スポーツ振興、一生懸命しようというところで、バックギアを入れるつもりはございませんが、今回の県議会の一般質問を拝見してありましたら、その中で、スポーツで有名な杉並区の国学院久我山高校、これ高校の話になりますが、久我山高校の部活動の話が一般質問で出まして、その高校では、週1日以上のお休みを義務づけ、朝練習は行わず、夕方6時半には完全下校させると。いわゆる詰め込み練習はさせないというような方針になっているようでございます。

それでも、その高校は全国大会やインターハイに、複数の競技から選手を輩出しているということで、部活動にかかる時間が、また見直されているところも多く出ていると伺っております。

私はこれに賛同する考えでございますが、練習時間に関しましては、目指しているところで、ちょっと賛否は分かれるんですけれども、中学校の部活の練習時間について、教育長のお考え

をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

部活動における休養のあり方についての御質問であったというふうに認識いたしております。

宿毛市内の中学校の現状から、お話をさせていただきたいと思っております。

市内5校の中学校におきましては、基本的に水曜日の部活動は行っておりません。これは、基本的でございますので、大会が間近になるとか、そういったときには例外がございますけれども、基本的には、水曜日は部活動は行わないということで、休養日ということにいたしております。

また、朝練等につきましても、学校によって、多少の時間が異なりますけれども、午前7時30分ごろから朝練やランニングなどを行っております。

自主的なランニングへの参加を全員に促す学校もございますし、あるいは、部活動単位で別々の練習を行っているという学校もございます。

下校時間につきましても、学校によって、一定ばらつきはございますけれども、夏は午後6時半、冬は午後6時までの部活動が一般的でございます。

土日の練習につきましても、これもまた学校によって差がございますけれども、両日を半日ずつ練習する部活動もあれば、両日も朝から夕方まで行っている部活動もございます。学校も、生徒の状況に応じて、適宜活動の休日をつくるなど、対応はいたしております。

私といたしましても、御質問議員が例として挙げられたように、短い時間でも効果的、効率的な練習時間の使い方でありませうとか、練習方法の改善には、大いに賛成をいたしたところで

ございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、過度の練習で、学生の本分でございます学業に身が入らないといった状況になることは、まさに本末転倒であろうというふうに考えております。

また、指導する先生の側に目を向けましても、学校がブラック企業の筆頭であるとやゆされるように、土日など、部活動の顧問を引き受けた教員は、ほとんどボランティアに近い形で、長時間の勤務を求められたり、あるいは指導する教員自身が、大会等における成績や結果を気にする、あるいは固執する。さらには、保護者の皆様の過度の期待から、勝利至上主義に陥ったりすること。それから、人事異動等で、専門性のない教員、いわゆるサッカーなんかやったことのない教員が顧問になったりすることもございますけれども、そういったことによって、保護者の間に、いわゆるゆがみが生じたりと、そういう問題も、近年は問題視されてきているところでございます。

教育委員会といたしましては、こういった状況を是とすることなく、教員のワークライフバランスを考慮したり、さまざまな方面から情報収集を行う中で、望ましい部活動のあり方について、学校現場と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 大変詳しい御答弁で、そのとおりだと思います。

昔の私たちのころのスポコンの時代よりも、今では、確実に競技力とか、タイム、記録も数段上がっております。やっぱり根性だけというものもどうかなって、最近、見直されているんだと思いますけれども。

部活動のあり方については、生徒もそうです

けれども、教育長が御答弁されたように、顧問の先生のほうにもやっぱり目を向けて、進めていくべきだと。そのバランスの中で、より高いレベルを目指していくということだと思いますので、その辺をどうか、またお気遣いください。

それでは、スポーツ施設の整備について、市長にお伺いします。

今回は、平田工業団地のテニスコートについて、お伺いいたします。

市長は、学生時代に、テニスをやっていたと伺ったんですが、そうなのでしょうか。

去年でしたか、一部人工芝の張りかえを行いました。今でも一般的なテニスコートとしては、決してよい状態ではないと、利用者の方はおっしゃってございました。

市長は、今の工業団地のテニスコートは、ごらんになられたことはございますでしょうか。まずはお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

確かに片島中学校テニス部でございました。

平田近隣公園のテニスコートの現状につきましては、確認をしております。原田議員御指摘のとおり、昨年度に一部張りかえを行い、ベースライン周りにはきれいになりましたが、コート内には人工芝のはがれも、ところどころ見受けられ、良好な状態ではないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただきます。

私個人の所見になりますが、芳奈の総合運動公園に、普通であれば陸上、野球、サッカー、体育館、武道場、そしてテニスコートなどが整備されているものだと思っておりますが、総合運動公園なのに、なぜかテニスコートはござ

いません。

幡多地域や、宿毛市は、昔からテニスが盛んなところでございまして、以前、高知新聞にも、幡多はテニス王国みたいな形で、記事もあったと記憶しております。私、そんな記事を読んだことがあります。

そんなことで、ある程度、施設はしっかり整備しておかないと、競技人口の減少にもつながりますし、市外に優秀な選手が流出していくと。現場のコーチたちも、危惧しておりました。

野球場同様、予算の壁が、これは必ずつてきますが、テニスを通じて、市外からの交流人口の拡大、まだまだできると伺っておりますし、数年かかってもいいと思いますので。野球みたいに全て一体ではなくて、あそこたまたま、今、4面あるんですけれども、数年かかってもいいと思うので、1面ずつでも改修していったらどうかと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

テニスコートの改修につきましては、平成22年、23年、25年に部分補修を行っておりまして、昨年度、先ほども言いましたが、ベースライン周りを4コート全ての改修を行ったところであります。

しかし、先ほど答弁させていただきましたが、改修できていない部分があります。そういった改修できていない部分につきましては、人工芝のはがれも、ところどころ見受けられております。

本テニスコートの年間利用者数につきましては、平成27年度は延べ約1万4,000の方が利用されていることから、改修の必要性を感じているところでございます。

今後の改修方法につきましては、今までのような、単費による部分的な補修ではなくて、公

園施設長寿命化対策支援事業など、国の有利な補助事業を活用できないか、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） テニスコートの件については、単に施設の整備を陳情するつもりはありませんでして、市内テニス部の存続とか、クラブチームの継続を考えると、これは必要じゃないかという思いから、提案させていただきました。

ハード整備だけの視点で捉えずに、そういうスポーツ、テニスの存続とか継続の観点から考えていただければと思っております。

最後になります。

最後に、機構改革について、お伺いいたします。

前段、私、きょう幾つかの質問をさせていただいた中でもそうでしたが、一つの案件が複数の課をまたいだ事業になっていることが、最近多く感じられまして、今回、市長が子育ての分野を、ある程度、一元化されたように、機構改革の、既存の課の機構改革の調査や研究などをして見たらどうかと思っております。

特に、産業振興、商工、観光と企画、そしてスポーツ振興ですね、この分野につきましては、共通した事業もたくさんあると思っております。時代に合わせた機構改革も柔軟に考えていってはどうかと思います。

今回は、この件については、もう一石を投じるぐらいにさせていただきますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、時代の変遷とともに、市役所が担う業務は多岐にわたります。事業によっては、一つの事業が複数の課にまたがっ

ていたり、あるいは、各課が単独で実施している事業でも、課を越えて業務を集約したほうが、より効率的で効果的な事業があることも認識をしております。

現在、宿毛市において、新たな行政改革プランを策定中であり、組織及び機構見直しは、検討課題の一つにあがっているところでございますので、時代に合った機構改革につきましては、これからも前向きに取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。御理解を願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長の答弁でありましたように、この機構改革も、いい意味で、市役所を変えていくには、機構改革、本当にいいと思います。

ぜひ柔軟な発想で、これは研究していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、通告による質問は、ここで終了させていただきますが、きょう、県との連携ということで、私がお伝えしたかったのは、一般企業もそうなんですけれども、行政も、要するに人とのネットワーク、市長がおっしゃる人とのネットワークを駆使して、会社をどんどん有利に売り込んでいくということで成果を出していくことは、とても重要じゃないかと思っております。その点について、県と絡めて質問をさせていただいた次第でございます。

市長におきましては、今年度は何事も決断と決定をしていただいて、物事を前に進めていただきたい、そういうふうには私に思っております。この質問を全て終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

-----

午後 2時06分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 皆さん、こんにちは。ただいまから一般質問をさせていただきます。睡魔の襲ってくる時間帯となりましたので、声を張り上げていきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

私は、今回、質問しますのは、まず4点ございます。

がん対策について、チーム学校について、認知症対策について、水道行政について、この4点に絞って質問をしていきますので、よろしく願いをいたします。

早速、質問に入ります。

まず、がん対策について。

このがん対策の受診率向上についてでございますが、厚生労働省では、がんは昭和56年より、死因の第1位であります。平成28年には、年間約36万5,000人が亡くなり、生涯のうち国民の約2人に1人が、がんにかかり、3人に1人が死亡すると推計されております。

日本人には余り知られていない不可解な事実でございますが、先進国の中で、日本だけが、がんの死亡が増加し続けております。

日本人の平均寿命は、女性が87.06歳、世界で第2位であります。男性は80.79歳で第4位。この数字だけを見ると、日本人は健康なのだというふうに思いがちですが、そう考えて思っているのは日本人だけだそうです。

アメリカで1年にがんで亡くなる方は57万5,000人、日本人は36万5,000人。人口10万人当たりで換算すると、日本人の死亡率はアメリカの約1.6倍になります。

意外なことですが、日本は先進国でありなが

ら、がん対策後進国であります。がんが原因で亡くなる人がふえ続ける唯一の国であります。

東大医学部の中川恵一准教授は、日本が、がん大国である本当の理由は、日本国民が、がんを知らないことが背景にあると指摘をしております。死亡原因の第1位であるがんの、日本人の平均健診受診率は30%以下であり、欧米の70%以上、また隣の韓国は60%に比べて、かなり低く、先進国の中で最低レベルであります。

平成24年に政府が定めたがん対策推進基本計画では、5年以内に受診率を50%に引き上げるという目標を掲げて、今日までできました。しかし、本市の昨年平成27年度の平均受診率は、胃がんが8.2%、子宮頸がんが22.4%、乳がんが27.8%、大腸がんが13.4%、肺がんが37.4%でありまして、政府目標のがん対策受診基本計画で定めた最終年度であります本年度28年度の当市の状況について、まずお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市における平成28年度のがん検診の受診率について、お答えします。

平成28年度の受診者数及び対象者数がまだ確定していないため、3月8日時点での数値となりますので、確定の数値ではないことを、あらかじめ御了承ください。

胃がん検診は8.5%、子宮頸がん検診は16.8%、乳がん検診は22.9%、大腸がん検診は12.3%、肺がん検診は36.9%となっております。

前年度と比較した場合、胃がん検診は受診率が上回りますが、他の検診では受診率が下回る見込みとなっております。

婦人がん検診、乳がん検診と子宮がん検診ですが、こちらは2年に1回の受診機会であるこ

とから、受診者数で見ると、乳がん検診が70人程度の増、子宮頸がん検診は前年とほぼ同数になる見込みとなっております。

肺がん検診につきましては、医療機関等で検診を受けられる方がふえたことから、市の実施する検診の受診率が下がったものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 若干の上下はあるものの、平成23年度からの統計を見ても、ほぼ本年まで変わらない状況で来ております。

全国の平均受診率は30%以下ということで、本市の状況もこれくらいなのかなというふうに思いますが、恐らく受診する方は、毎年というか、定期的に受診をしているか、そのほかの方は、全く受診を受けていない状況で、受診人口がほぼ変わらないのではないかと思います。そこは先進国の中で、がんで亡くなる人がふえ続ける唯一の国になってしまっているのではないかと思います。

ともあれ、市民を守るためには、検診受診率の向上は不可欠なわけで、そこで県では第3期日本一健康長寿県構想の中で、5大目標を挙げて、その第1に、壮年期の死亡率の改善をあげております。

死亡原因第1のがん。働き盛りの男性の死亡率の高い血管病対策に対して、検診の受診率の向上を図るとともに、重症化予防対策を強化するということが、県のほうではうたわれております。

本市では、このことを受けて、どのような取り組みを行い、受診率の向上につなげているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

受診率の向上を図るためには、まず市民一人ひとりの健康管理への意識を高めることが重要と考えておりますので、関心の低い方にも、検診を受診するきっかけとなるよう、国や県の補助金を活用し、一定の年齢に達した方を対象とした、がん検診の無料クーポン券発行事業を実施しております。

また、農協や青年会議所、地区の総会など、人の集まる機会を捉えて、保健師による検診受診の意義や、重要性を含めた、健康に関する講話の実施や、産業祭などのイベントにおいては、血管年齢測定、たばこ相談などを通じての受診勧奨に努めているところでございます。

また、市民が受診しやすい環境を整備するため、検診会場までが遠距離となる地域では、車や渡船の借り上げ等で、移動手段を確保したり、複数のがん検診と特定健康診査が同時に受けられるセット検診の実施等により、受診者の利便性の向上を図っているところでございます。

しかしながら、受診率はまだまだ十分ではなく、今後もより効果的な取り組みを研究し、1年に1回の検診受診が当たり前のことになるよう、受診率の向上に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 国や県の補助金などを活用して、そういう取り組みで、市民の意識の向上を図っていきたいというお話でございましたし、一人でも多くの市民の方が受診できるような施策を考えていただきたいと思っておりますし、先ほど言われたように、年に1度は必ず受けなくちゃいけないというような意識ができていくような施策を打っていただきたいと思っております。

そこで再質問なんですけど、もう一つ、県では、高知家健康パスポート事業というインセンティブ

を付与した検診の受診を図る、そういう事業が実施をされております。本市でも、独自のインセンティブを付与する事業は考えられないのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

宿毛市独自の事業についてですが、国民健康保険被保険者を対象としまして、がん検診の受診や健康教室、高知家健康パスポート対象事業等への参加などにより、ポイントを付与し、ためたポイントに応じて、体組成計や血圧計、塩分測定器などの健康増進グッズの特典が得られる事業を、平成29年度から新規事業として実施すべく、本議会に予算計上させていただいているところでございます。

この事業の目的は、特定健診やがん検診の受診率向上だけではなく、休肝日や、運動習慣など、自分に合った目標を立てて、一定期間努力したことに対する評価を行いながら、適切な生活習慣と、健康意識の定着を図りながら、気づけばポイントをためることにより、健康増進グッズの特典が得られるという事業になっております。

あわせて、平成28年9月1日にスタートしました高知家健康パスポート事業につきましても、引き続き、パスポートの発行手続やポイントの付与、協力事業所への依頼など、市民の健康づくりにつながるよう、積極的に協力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 29年度から新たにそういう取り組みをしていくということでございますので、一定評価をしたいと思っております。私も血圧計がもらえるぐらい、頑張ってみようと思っております。

次に、無料クーポン券についてでございます

が、数年前から、限定的に無料クーポン券によるがん検診の受診勧奨運動を行ってまいりましたが、無料クーポン券による効果及び受診率はどうだったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年度におけるクーポン券の利用率につきましても、子宮頸がん検診は280人の対象者に対しまして、13人が利用され、利用率は4.6%、乳がん検診は463人の対象者に対しまして34人が利用され、利用率は7.3%となっております。

受診率はまだまだ低い状況でありまして、今後も向上に向けた取り組みが必要となっているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 対象となるがんも、だんだんに縮小されてきているということですが、余りにも利用されていないということは、本当に残念という以外ありませんが、この無料クーポン券、これからもあるみたいですが、今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

クーポン事業は、国や県の補助金を活用して、がん検診を無料とすることで、関心が低い、受診しなかった、また受診できなかった方にも受診機会を設ける事業でありまして、市民にとっては、有益な事業であると考えております。

そのため、今後も意義や重要性についてのPR方法を工夫いたしまして、多くの方の受診のきっかけにできるよう、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） せっかくの無料クーポン券ですので、PRを工夫して、一人でも多くの方の受診につながるように、努力をお願い

いをしておきたいと思います。

続いて、胃がんリスク検診についてお伺いをいたします。

血液検査によってピロリ菌をチェックする、胃がんリスク検診の普及について、質問をしたいと思います。

胃がんは部位別の罹患者数で、男性は第1位、女性は第2位であります。また、最近の研究により、胃がんの原因の95%以上が、ピロリ菌の感染によるものであることが明らかになってきました。

北海道大学の浅香正博教授は、胃がんに密接にかかわりのある萎縮性胃炎の大半が、ピロリ菌感染によるものであり、胃がん予防のために除菌が必要であることを提言をしております。また、ピロリ菌の発見で、ノーベル賞を受賞したバリー・マーシャル博士も、ピロリ菌検査と内視鏡検査をセットにした、日本の胃がん撲滅への取り組みを、高く評価をしております。

そこで、本市でも40歳以上の特定健診の項目に、ピロリ菌血液検査を追加してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市で実施している胃がん対策としましては、健康増進法に基づき、国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針をもとに作成された、高知県胃がん検診実施指針に従って、胃がん検診を実施しているところでございます。

現在、実施している胃がん検診は、40歳以上を対象に、1年に1回実施のX線検査、通称バリウム検査でございますが、将来的には、胃の内視鏡検査に移行される動きもありまして、胃内視鏡検査の対象者は、50歳以上、実施回数も2年に1回行うとされ、大きな転換期に入っているところでございます。

一方、胃がんリスクを判定するピロリ菌抗体検査については、死亡率減少効果の有無を判定する証拠が不十分であるため、胃がん検診として、実施は進められていない状況であります。

しかしながら、議員御指摘のように、全国には胃がんリスク検診として、ピロリ菌抗体検査を既に導入している自治体があることや、胃内視鏡検査が胃がん検診として推奨されるなど、胃がん検診を取り巻く状況も流動的であることから、今後も市民にとって、有益な胃がん対策ができるよう、国や県の動向を注視しながら、検討をしてみたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 検診費用が高かったり、といったこともあろうかと思いますが、一人でも多くの方の命を守るためでありますので、命を守れる確率の高くなるようでありましたら、十分に検討をしていただきたいと思います。

再質問ですが、ピロリ菌の除去は、年が若いときに除去するほど、胃がん罹患する確率が下がるわけではありますが、40歳までに除去すると、約97%の確率で胃がん罹患しないとも言われております。

撲滅への布石として、中学3年生を対象に、毎年、ピロリ菌検査を実施してはどうかと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、10番議員の一般質問にお答え申し上げます。

中学校3年生にピロリ菌検査を実施してはどうかの御質問でございます。宿毛市教育委員会といたしましても、市長部局や医療機関などの専門的な見地からの御意見をいただく中で、その必要性、有効性等について、今後、調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお願いをいたします。

続いて、本市の小中学校のがん教育について、教育長にお伺いをいたします。

文部科学省のがん教育に関する検討委員会の報告書には、基本的な視点として、命の大切さを育む教育と明記されております。

また、平成24年6月、新たに策定されたがん対策推進基本計画に、がん教育の推進が盛り込まれたため、がんの予防や治療に対する正しい知識を、子供たちに教える取り組みが、全国で広がってきております。

がんに関する教育の先進的な取り組みを行っている佐賀県武雄市教育委員会では、小中学校で健康教育の一環として、独自のがん教育のプログラムを開発をし、小学校6年生、中学校3年生を対象に、保健体育の授業の中で、年に1こま以上、実施をされているようであります。

その結果、がん検診の受診率が上昇したとも聞いております。

そこで、がんに関する教育について、どのような認識を、教育長はされているのか、お伺いをします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

がんに関する教育についての御質問でございますけれども、議員も先ほど申されましたように、統計的に見ますと、日本人の2人に1人が、がんにかかる時代というふうに言われております。

以前は、がんを告知されると命の期限が決められるといったイメージがあるくらい、重大な病気、死の病としての認識がございましたけれども、医療の進歩や検診による早期発見、早期

治療が進んできたおかげで、かなりの方が生存しているというふうに伺っております。

また、生活習慣病ともいわれるように、たばこや食生活、運動不足でも、がんになるリスクが高まるようでございますので、適度な運動や食事といった、規則正しい生活を、子供のころから身につけることが大切であり、そのための取り組みも重要であると。

そういったことも、がん教育に関する教育の一環ではないかなというふうに、認識をいたしているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 子供たちが正しい生活習慣を身につけることが、がん教育の一環だと考えているというような内容でございました。

私は、市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は重要であると考えてるわけであります。

それは、子供たちの親の年齢は、がんの罹患率の高くなる年齢でありますし、子供たちが家庭でがんについて会話をする中で、親の意識も変わり、また本人たちの生活習慣に対する考え方も変わっていくのではないかと考えます。

そういう意味で、子供たちに対するがん教育は大事であると思いますが、今後の取り組みについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

子供たちへのがんに関する教育について、今後どのような取り組みを行うのかという御質問でございます。

宿毛市内の中学校におきましては、幡多けんみん病院に御協力をいただく中で、がんの訪問授業ということを定期的に行っているところでございます。

授業では、がんに関する基本的な知識や、がんとの向き合い方を初め、ワクチンなどによるがんの予防や、早期発見のための検診の重要性、それから治療方法について、わかりやすく御説明いただくなど、生きることの大切さ、がんで大切な人を失わないために、自分たちができることなどについて、子供たちが学んでいるところでございます。

今後も引き続き、この授業を実施してまいりたいと考えておりますけれども、先方のいろいろな事情もございまして、毎年1校から2校程度の訪問授業ということになっておりますので、訪問をいただけない学校におきましては、保健の授業の中で、このがんに関しての授業を取り上げて、全ての学校において、がんに関する教育ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変前向きな答弁で、ありがとうございます。

幸い、けんみん病院さんが、がんの訪問授業を行ってくれておって、毎年、1校から2校程度の授業を行ってくれているというところでありますし、また、行き届かないところは、保健の授業で取り上げて、がんに関する教育に取り組むということでしたが、やはり専門の医師の話は、インパクトはあるのではないかと思います。けんみん病院の取り組みだけではなく、他の医師も相談をしてみるなど、検討してみてもどうかというふうにも思っているところであります。そこで、がんに関する教育の充実のため、今後、独自の教材や手引書の作成、また教職員への研修などを検討すべきではないかとも思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお

答え申し上げます。

がんに関する独自の教材等を作成すべきではないか。あわせて、教員の研修についても御質問をいただきました。

がんに関する教材につきましては、本年度におきましても、文部科学省が平成28年4月に作成をいたしましたがん教育の推進のための教材でありますとか、日本対がん協会が作成をいたしておりますアニメーション、がん研究振興団体が作成したパンフレットなど、各関係機関が工夫を凝らした教材を御紹介をいたしておりますので、学校でも適宜、利用させていただいておりますので、宿毛市が独自に教材や手引書を作成することにつきまして、現時点においては、考えていない状況でございます。

なお、教員の研修につきましても、現在、個々の教員が、先ほど申し上げました教材の研究を進める中で、子供たちにわかりやすく指導を行っているところでございまして、より専門的な知識等につきましては、これまでどおり、専門的な知見を有する、幡多けんみんな病院の先生方等の御支援をいただく中で、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、充実した教材もたくさんあるので、独自でつくることは考えていないということですが、幡多けんみんなの先生とは、授業の格差もあろうかと思えます。

教える立場の先生が、がんの訪問授業に参加するなり、そういう今も言ったように、研修に少しでも参加したほうがいいんじゃないかと考えます。

再質問になりますけれども、再度、念押しになりますけれども、児童生徒に対するがんを含む病気の予防や、生活行動に関する健康教育は、文部科学省による学習指導要領に位置づけられ

ておりまして、本市でも、学校におけるがん予防のための健康教育については、生活習慣病の一つとして、実施されているようであります。

そこで、本市でも市民の命を守るために、体系的ながん教育を積極的に推進すべきではないかと考えますが、再度、教育長の考えを伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁で申し上げましたように、これまで文部科学省を初め、関係機関が作成をいたしました各種資料や指導案を活用させていただく中で、ときには、幡多けんみんな病院の専門機関からの外部講師を招聘いたしまして、市内の中学校におけるがん教育に対する取り組みを進めてまいりましたし、今現在も進めているところでございます。

議員御指摘のように、教育委員会といたしましても、がん教育につきましては、他の教育内容と同じく、児童生徒にとって大変重要なことであるというふうに認識をいたしておりますので、今後も、現在の取り組みをさらに充実して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 全員が、がん教育を受けて卒業できるように、取り組みをお願いをしたいと思えます。

続いて、チーム学校の構築についてということで、教育長にお伺いをいたします。

チーム学校の構築についてでございますが、ことしの教育行政方針の中学校の学校教育基本方針の中で、初めて示されております。また、高知県教育大綱及び第2期教育振興計画の推進の最初に挙げられているのが、チーム学校の構築

であります。

その施策のポイントは、これまでの取り組みや、成果や、教育課題を踏まえて、教科のタテ持ち、拡充によるチーム学校の構築、放課後等における学習支援の充実等、対策を強化し、見直しをするなど、教育大綱を改訂して、教育の充実と子育て支援の取り組みを、さらに充実強化するとなっておりますが、具体的に何がどう変わるのか、全ての学校で、チーム学校の組織づくりはできているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えをいたします。

チーム学校の構築についての御質問をいただきました。

平成26年に文部科学大臣から、中央教育審議会、いわゆる中教審でございますけれども、に対し、これからの学校教育を担う教職員や、チームとしての学校のあり方についての諮問がなされたところでございます。

これを受けまして、平成27年12月の中教審から答申があり、その中で、国から県、県から市町村へと、チーム学校といった、非常にわかりやすいキャッチコピーが伝わってきたというところでございます。

組織としての取り組みにつきましては、これまでも学校現場では、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで、組織的な学校運営がなされてきております。その中では、授業力の向上や、生徒指導の充実などを目指し、教員同士が主体的に学び合うとともに、ときには外部の専門家や、地域の人材を活用し、組織的、協働的に取り組みを進めてまいったところでございます。

加えて、以前から宿毛市でも取り組みを進めておりますコミュニティースクールでありますとか、学校運営協議会、学校支援地域本部とい

った、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、取り組んでおります事業などの学校運営にかかわるものにつきましても、学校外の力を活用したチーム学校の意義と同じくするものでございまして、包括的な名称として、チーム学校が取り上げられているものでございます。

チーム学校が求められる背景といたしましては、子供たちが変化の激しい社会に対応できるよう、さまざまな力を身につけられるような教育課程の改善が、これまで以上に求められる一方で、社会や経済の変化に伴いまして、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育にかかわる課題が複雑化、多様化してきている状況がございます。

学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題もふえ、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や、専門機関と連携、分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが、これからの学校運営において、大変重要なものとなってまいっているところでございます。

チームとしての学校体制を整備することによりまして、教員一人一人が、みずからの専門性を発揮をするとともに、保護者や地域の皆様など、より多くの皆様の参画を得て、課題解決に必要な専門性や経験を補い、これまで以上に子供たちの教育活動を強化、充実していくことが期待できるものというふうに考えております。

市内の小中学校におきましても、学校、教職員だけでなく、地域やさまざまな専門機関と協力しながら、より一層、取り組みを強化し、チーム学校を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） それぞれ、各学校でチーム学校、組織づくりはできているという

ことですが、チーム、組織ということになると、現実的には、リーダーの力量や格差も出てきますし、そういうところは気になる、心配するところでございますが、それぞれの、リーダーとなる校長先生との力量とかで、突出したところが出てこないような形で、教育委員会としては、均衡のとれたチーム学校の運営をお願いをしておきたいと思っております。

ここで再質問であります、教科のタテ持ち、またアクティブラーニングの活用といったことも出てきます。チーム学校がどういう課題で力を発揮できているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたように、チーム学校は、学校や子供、保護者の抱える課題等について、学校だけに担わせるのではなく、保護者や地域の皆様、行政関係者など、みんなで協力して対応していこうとするものでございます。

これまでも、全ての小中学校で学校の目標や課題、具体的な取り組み内容等を示した学校経営計画を策定をいたしまして、校長のリーダーシップのもと、全職員間での共有を図ることはもとよりでございますが、地域と連携、協働などして、子供たちが抱えるさまざまな課題解決に向けて、取り組んでいるところでございます。

今後も大きな課題と言われております教職員の多忙化の問題や、学力の問題、生徒指導上の問題、あるいは家庭における教育環境など、チーム学校として、関係者が共通認識の上で、課題解決に向けて取り組んでいけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、教育長が言わ

れましたけれども、教職員の多忙化の有効な取り組みになるともされております。校長のリーダーシップを期待をしたいところであります。

再質問でございますが、これまでの説明の中で、説明がなかったように思いますが、不登校対策について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

チーム学校としての不登校対応についての御質問をいただきました。

不登校対応につきましては、これまでも学級担任や一部の教員だけに任せ切るのではなく、管理職、学級担任、不登校指導担当者、各種主任などを中心に、学校全体として取り組みを進めております。

また、教育研究所との連携や、スクールソーシャルワーカーや不登校支援員などを配置をいたしまして、細やかな対応ができるよう、学校に対して支援を行っているところでございます。

これらが組織的に運用されてきたことによりまして、本市の不登校対応に効果が発揮をされております。かなり不登校も、以前に比べて、現状では減ってきている状況でございます。

今後も、この組織的な取り組みをより強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、教育長言われたように、私たちが議員になった当時、大変多くの不登校の子供たちがいたように思います。最近少なくなったのは、これまでも担任や一部の教員に任せるのではなくて、学校全体で組織的な取り組みをしてきた成果だということですが、これからも、チーム学校として力を発揮していただきたいと思っております。

それで、学力向上について、先ほど教育長言

われましたけれども、チーム学校はどのような力を発揮できているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

高知県の教育振興基本計画がございますように、県内の中学生の学力の定着状況に課題がある要因の一つといたしまして、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において、組織的に授業力向上に向けた取り組みが十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分に整っていないこと等が指摘をされているところでございます。

宿毛市内の小中学校におきましても、日々の授業改善を図るため、組織的な取り組みである教科担当者会の活性化や、授業改善プランへの参画など、積極的に推進することによりまして、学力向上に向けて、教員が協働して取り組めるような体制づくりを進めてまいりました。

また、学校支援地域本部事業や、放課後子ども教室などにおいて、地域住民の皆様の御協力を得る中でも、子供たちの学力向上に向けた取り組みを進めているところでございます。

さらに、学力向上の大きな要因でございます家庭学習の徹底や定着につきましては、保護者の皆様の御理解と御協力がなければ、目標達成が非常に厳しい状況でございます。

このように、学力向上の問題を一つとってみましても、学校を初めとする関係者が、同じベクトルで連携して取り組むことが肝要であると考えておりますので、今後もチーム学校を基本に、学力向上に向けた取り組みを、さらに強化充実してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） チーム学校としての一番肝心なところであろうかと思えます。ぜ

ひ、中学校でも成果を、結果を出していただきたいと思えます。

最後にですが、これからの、将来的にチーム学校をどのようにつくり上げていくのか、教育委員会としてのビジョンをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

チーム学校の将来的なビジョンということでございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたけれども、チーム学校は、学校全体としての組織的な対応に加え、地域の皆さんや関係機関とも連携を図りながら、取り組んでいくものと認識いたしております。

今後とも、社会の変化に対応できる子供たちの育成に向け、学校内での組織的な取り組みを推進するとともに、地域の方々や、保護者、関係機関との連携を図り、学校を中心とする全体的な組織づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ、チーム学校として、素晴らしい学校に仕上げていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

続いて、認知症対策について、市長に質問をいたします。

去る3月10日の高知新聞に、75歳以上のドライバーの認知機能検査を強化する道路改正法が、12日、きのう施行されるという、タイムリーな記事が掲載されておりました。

3年ごとの免許更新時の認知機能検査で、認知症と診断されると、免許は取り消されるということで、田舎で生活をする高齢者にとっては、厳しい内容となっております。

この制度改正が、認知症の早期発見につながるとも言われております。

実は、私のおばも、数日前に突然、毎日、主人の入院している病院へ通っていたのが、病院まで数百メートル、300メートルぐらいの距離なんですけど、行く道がわからなくなった、そういうことがございました。

おばは子供がなくて、近くに住む同い年ぐらいの妹と、私の妻が面倒をみているのですが、この日から支援をしている、面倒をみている側の生活が一変をしました。いろんなことを考えさせられました。

厚生労働省の2015年1月の発表によると、日本の認知症患者数は、2012年時点で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計をされております。

認知症の前段階とされる軽度認知症MCIと推計される約400万人を合わせると、高齢者の4人に1人が認知症、あるいはその予備群ということになります。

医療機関を受診して認知症と診断された人だけでも、この数字ですから、症状は既に出ているのに、まだ受診していない人も含めると、患者数はもっとふえていくと考えられます。今後、高齢化がさらに進んでいくにつれ、認知症の患者数がさらに膨らんでいくことは確実であります。

厚労省が今回発表した推計によれば、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症患者は700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるという見込みだそうでございます。

そこで、平成27年、本市においても認知症初期集中支援チームが、聖ヶ丘病院に設置をされました。利用者のニーズ、利用状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症初期集中支援チームは、保健師など、医療系職員と、介護福祉士等介護系職員、そしてかかりつけ医の認知症診断等に関する相談役の認知症サポート医である専門医で構成し、認知症が疑われる方や、その家族を訪問し、早期診断、早期対応を行うものであります。

本市におきましても、平成27年度から宿毛市地域包括支援センターへ設置し、精神科医のいる聖ヶ丘病院と連携できる体制の構築を行いました。

利用者のニーズ及び利用状況につきましては、年間100名程度の方の相談がありますが、平成27年度は、相談のあった方のうち、チームでの対応が必要であると判断された方が4名おり、病院の調整や、本人、家族へ認知症理解を促すなどの対応を行い、専門医療機関や、脳神経外科への受診につなげることができました。

平成28年度は、チームでの対応が必要であると判断された2名の方は、認知症薬の服用が確実にできるよう、かかりつけ医との連携や、介護認定からサービス利用までの調整などを行いました。

いずれも相談時の状況は、物忘れ、家族への介護拒否や妄想、怒るなどの周辺症状により、自立した生活が困難となった方を、早期に医療介護へつなげ、生活の継続を支援したものであります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この認知症問題は、社会問題にまでなっている認知症でございますが、いまだその原因は解明されてなくて、現在、できることは、早期発見、早期治療で、進行をおくらせることだけだと聞いております。

MC I、軽度認知症の、健常者と認知症の間にある段階、グレーゾーンの早期発見のため

に、先ほど言われた初期集中支援チームはあると思うのですが、今後の対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、MC I 軽度認知障害は、認知機能に何らかの問題が生じてはいるが、日常生活には支障がなく、認知症ではない場合を言います。

しかし、この状態を放置すると、認知機能の低下が続き、徐々に認知症へと進行する場合がありますと言われております。

本市におきましても、平成26年2月に、65歳以上の高齢者の方を対象に実施しました日常生活圏域ニーズ調査におきまして、認知機能の低下を自覚している方は、4割程度という結果も出ており、早期発見の必要性を認識しているところでございます。

現在、この状態の方の早期発見は、市や地域包括支援センターを窓口として、本人、家族、近所の方からの相談があった際に、25項目からなる基本チェックリストや、認知症、アセスメントシート、これDASCということがございます。このシートを用いて評価を行い、必要に応じて医療機関の受診を促す等の取り組みを実施しているところでございます。

また、気になる方の相談があった場合には、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、訪問活動も行っております。

議員御指摘のように、早期発見、早期治療は大変重要であると認識しておりますので、今後も、市民の皆様への認知症に関する知識の普及啓発の継続と、相談窓口の周知、定着を図り、早期に必要な対応が受けられるよう、努めてまいります、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 先ほどの市長の説明ですと、多くの方は、認知症初期集中支援チ

ームまでいかなくても、地域包括センターの認知症支援推進員の皆さんや、地域認知症サポーターの方たちで対応できて、この2年間で5名ほど、集中支援チームには、利用されていないという結果になっているわけですね。

こういう状況を見ると、必要なのかなと感じてしまいますが、県の予算で運営されているようでありますので、これ以上は言いませんけれども。

再質問であります。聞くだけになると思えますけれども、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが策定されて、認知症施策は介護保険事業に位置づけられて2年が経過しておりますが、本市における現在の状況について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市におきましても、新オレンジプランに基づく認知症施策を、第6期介護保険事業計画に位置づけて推進をしているところでございます。

具体的には、一つ目に、理解を深めるための普及啓発といたしまして、認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の方や、その家族を見守る応援者となっていただく認知症サポーターとして、年間約200人程度を養成しまして、地域の支援体制の構築を図っているところでございます。

二つ目に、認知症の容態に応じた、適時適切な医療介護等の提供といたしまして、発症予防のために、認知症の講話やしゃきしゃき百歳体操等の普及、早期診断、早期対応として認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の配置を行い、認知症の方や、認知症が疑われる方への初期の支援や、認知症支援の内容をまとめた認知症ケアパスの普及も行っております。

三つ目に、認知症の人の介護者への支援とし

て、日ごろの介護体験や苦勞などを話し、そして情報交換をする認知症高齢者等介護者の集いや、認知症カフェの実施。

そして四つ目に、認知症を含む、高齢者に優しい地域づくりの推進として、元気クラブ活動や介護予防自主グループ活動など、各地域に集いの場をふやし、定期的に集まる活動を通じ、声かけ、見守りがされるなど、自助、互助の関係の促進を図っているところでございます。

また、認知症や障害のある方が、所在不明になった場合等に、速やかに発見保護し、家族のもとに帰ることができるよう、SOSネットワークシステムの運用、成年後見制度活用の促進、高齢者虐待防止の対応等も行っております。

今後も、これら事業をより推進することによりまして、認知症の方や家族が安心して暮らせる、そんな宿毛市を目指していきたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市長におきましては、市内の高齢者が安心して生活できるような取り組みを、お願いをしておきたいと思っております。

最後になりますが、続いて水道行政、安定的な水の供給を確保するためにということで、質問をしたいと思っております。

今の通常国会で、水道法改正を目指しております。

今、国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を、地方や中小企業に着実に広げていくこととして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しております。

平成29年度、水道施設整備予算案には、全国の自治体でも老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として355億円が計上されております。これは、前年度比より20億円の増額であり、

以前に増して、水道管の修繕や、改修を担う地域の中小・小規模事業所に、経済的波及効果が及ぶことが規定をされているわけでありまして。

そこで、本市の平成29年度予算に基づき、水道事業の現状と将来の見通しについて、お伺いをいたします。

まず、初めに、水道台帳の整備についてですが、水道施設の適切な資産管理を推進する上で、欠かすことのできない水道台帳や資産台帳の整備状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 水道台帳や、そして資産台帳の整備状況について、お答えをいたします。

資産管理を推進していくためには、建設年度や規模、構造、過去の補修等の履歴、管路図面等の情報を集めることが必要です。

水道台帳は、水道法に基づく事業の認可申請時に必要な事業概要を記載した書類でありまして、事業開始時に整備をしております。

また、資産の名称、構造、取得年月日、帳簿価格等、地方公営企業法に基づき、整備しなければならない資産台帳は、公営企業会計システムにおいて、データベース化して、適切な資産管理に努めているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 公益企業会計システムにおいて、データベース化してつくっているということでございますのは、大変評価されるところだと思います。

続いて、日本の水インフラは、高度経済成長期の1970年代に、急速に整備が進んだため、今後、一気に老朽化の波が押し寄せてくることとなります。しかし、全国の管路更新率を見ると、0.76%であり、このままのペースでは、全てを更新するまでに130年かかるというこ

とになります。

そこで、本市でも同様、老朽化した施設が増加することになると思われますが、本市の管路更新率はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 管路の更新率について、お答えをいたします。

宿毛市には、約285キロの配水管等の管路があります。直近の3年間の更新状況は、平成25年度3.31キロ、平成26年度2.64キロ、平成27年度には2.47キロの、配水管の布設がえ工事を行っておりますので、3年平均の更新率は、約1%となっています。

全国平均と比べれば高いものの、更新率は低い状況となっているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この、今の説明、なかなかわかりにくかったと思いますけれども、更新率というのは、先日、課長から聞いたんですが、管の寿命というのは、平均して約40年あるそうであります。

40年を超えている部分を100として考えたときに、1%前後しか進んでいないという状況だと、説明を受けました。

そこで再質問でございますが、管路の更新ということで再質問をさせていただきますが、以前、アスベスト管の破裂等も聞いたことがありますが、水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要な鉛管と、アスベスト管の交換は終わっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

基本的には、鉛管やアスベスト管は残っていないと考えておりますが、年代や管種が不明の配水管がありますので、残存が確認された場合は、早急に布設がえを行い、交換することとし

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） まだ年代や管種がわからない部分もあるということで、見つければ速やかな交換をお願いをしておきたいと思えます。

再質問でございますが、昨年の熊本地震では、耐震化の必要性が表面化した、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を、今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を、今後どのように進めるのかという御質問でございます。

老朽化した配水管等を新たに更新する際には、管の継ぎ目に伸縮性があり、耐震性の高い管種を選定し、耐震化を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 老朽管の更新時に、その都度、耐震化を進めているということではありますが、再質問でございます。

耐震化率というのは、どうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 管路の耐震化率について、お答えをいたします。

一般的に、耐震化率と言われているものは、水道管においては、耐震適合率として公表しております。この耐震適合率というものは、耐震管と、それ以外のものでも、管種や継手の形式、地盤の状況等、条件によって耐震性が認められている管を合わせた割合になっております。

現在、把握できていますのは、水道管のうち、

最も大切な管路で、取水池から浄水池までの導水管、浄水池から配水池までの送水管、及び配水管の中でも幹線となるものを合わせた基幹管路の耐震適合率になります。

この基幹管路耐震適合率の上水道の全国平均値は36%になっております。

宿毛市においては、上水道と簡易水道合わせて約80%となっております。ただし、宿毛市において、基幹管路とされているものは、管路の総延長約285キロのうち22キロ程度であり、全体の1割弱の管路についての耐震適合率ということになります。

なお、管路全体の耐震適合率につきましては、正確に把握できておりませんが、厚生労働省が公表している管路の耐震化に関する検討報告書を参考に、地盤や管種など、一定の仮定を行い、推計すると、管路全体の耐震適合率は60%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 管路全体の耐震適合率は60%ぐらいということでございますので、次の南海地震が来るまでには、100%に、何とかしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入ります。

水道事業の長期的な更新需要と、財政の収支の見通しを把握するには、アセットマネジメントが必要であります。水道事業の健全な経営と安定的な水の供給確保に向けて、アセットマネジメントを速やかに実施すべきではないかと思っておりますが、所見をお伺ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、宿毛市の水道施設も老朽化が進んでいることから、安定的に水道事業を実施するためには、現在ある資産を適正に評価し、

それを将来にわたって、安全かつ適正に維持していくとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのアセットマネジメントが必要であると考えております。

これまで、アセットマネジメントは実施しておりませんが、平成29年度当初予算にアセットマネジメントの手法を踏まえた経営戦略を策定するための委託料を計上させていただいており、水道事業を維持するための更新需要、財政収支の見通しを、わかりやすい形であらわせる計画づくりを進めたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 29年度の当初予算に、委託料として予算計上しているということでございますので、予算通過後、速やかな取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

再質問を行います。

このアセットマネジメントを実施せずに、水道事業の料金を引き上げを見送り続けた市町村の中には、更新投資の余裕のないところもあると聞いております。

水道事業の収支の悪化は、結果的に漏水事故の発生を招き、水の安全供給にも支障を来すなど、住民生活の質の悪化をもたらすこととなります。

アセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のために、水道料金の設定や、施設の更新について、今後の見通しをお伺ひをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 水道料金や施設更新の今後の見通しについて、お答えをいたします。

先ほど御説明いたしました平成29年度に策定を予定しております経営戦略によりまして、水道事業を維持するための更新需要、財政収支

の見直し等のシミュレーションができ上がってまいります。

平成30年度以降、その経営戦略を説明する中で、市民の皆様の御意見を伺いながら、施設の更新計画や、水道料金について、検討を進めたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 施設の更新や水道料金については、平成30年度以降に、市民の方の意見を聞きながら、検討を進めていくということでございます。

続いての質問に入ります。

人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と、技術者の確保が難しくなる現状に対し、住民生活に直結する水の安全供給のためには、広域連携が重要になってまいります。

広域連携に向けた本市の取り組み、考え方について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

広域連携については、昨年11月に高知県主催の第1回水道事業広域連携検討会が開催されまして、国、県等の考え方が示されております。

今後、各市町村の施設状況、料金収入等、基本となる情報を高知県が集約し、来年度以降、第2回目の検討会が開催される予定となっております。

本市の水道事業におきましては、広域連携の必要性は差し迫った課題とは認識しておりませんが、将来を見据え、県の主催する広域連携検討会に参加いたしまして、他市町村と広域連携についての情報交換を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変丁寧な答弁、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

-----

午後 3時29分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 通告に従いまして、一連の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、教育長のほうにお尋ねしていきたい。その後、市長にという順番でと考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。

まず、宿毛小学校の建設位置に関して。

平成24年9月議会に、宿毛小学校と移転適地選定業務委託というのがありまして、地震の関係、津波の関係で、高台のどこかいいところを探さないかんのじゃないかということで、予算が計上されて、この問題がスタートしたわけなんですけれども。

それから、高台を、萩原の高台ということに決めて、そしてその調査の費用とか、あるいはボーリングとか、いろんな予算が組み込まれました。

そして、詳細は省略しますが、皆さん御存じのとおりです。

そうした中で、小学校の建設位置に関して、現在地という形になってきたわけですね。それが予算計上されたのが、平成26年の9月議会だったと記憶しているんですけれども、調査費用ですね。宿毛小学校、26年の3月ですか。違います。

そういう形で用地の調査が進められてきたわけなんですけれども、この一連の予算というの

が、あくまで宿毛小学校の建設位置、つまり建物をどこに建てるかというための予算であったというふうに私は判断しているんですけども、それで間違いないでしょうか、確認いたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、8番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校の校舎等の改築にかかわる調査費等の関連予算につきましては、議員御指摘のように、沖本前市長在任中におきましては、宿毛小学校の現敷地を拡張した上で、施設を改築することが望ましいとの考えのもと、予算計上してきた経過がございます。

しかしながら、中平市長就任後におきまして、一つの案に固執するだけでなく、これまで保護者の多くが、宿毛小学校の移転先として高台を望んできた、そういった経過を考える中で、現在地での改築であっても、一定、防災に配慮した建て方が必要ではないかということ等から、宿毛小学校の敷地に加えまして、宿毛中学校の敷地も含めた用地の中で、宿毛中学校との統一校舎とすることで、建物を高層化する案が出されました。

この新たな案を、これまで協議してきた案に加えまして、保護者や市民の皆様にお示しをし、御意見等をいただく中で、建て位置を決定するというのを、市長と教育委員会で開催しました、昨年の7月でございますけれども、総合教育会議において、市長、教育委員会で確認をしたところでございます。

そうした中で、昨年の8月の議員協議会におきまして、その旨を御報告させていただいた後、9月には、物件移転補償費調査や、12月には用地取得のための予算等、関連予算を計上してまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 実は、そこで私たちは非常にびっくりしたことなんです。

これまで、一貫して、北側用地を買収して、その上で、そこに建物を建てるという前提で、予算を計上してきておった。ところが突然、そういうふうな形で、第3案というものを出されてきて、市民の意見を聞くんだとかいう形で出てきたわけなんですけれども。それまでの流れからいうと、教育委員会は、あくまでも現在地での用地買収という形で進んできていたわけですから、急に変わったもんだなど、びっくりしたようないきさつがあるんです。

ちょっと、そこら辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、議員御指摘のように、平成26年12月議会におきまして、宿毛小学校の建て位置については、高台を断念して、現在地が望ましいということで、議会のほうへ報告を申し上げますとともに、関連予算を計上させていただいたということは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、中平市長になりましてから、新たな案として出てまいりまして、それらを含めて、総合教育会議において、教育委員会も、それも含めて、改めて保護者や市民の皆さんの意見を聞こうということになりましたので、今現在は、そういう状態であるということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういう流れなんですよけれども、8月の議員協議会で、そういうふうな話をされたわけですね。

それで、あと、それでこれなら用地買収も難しいことだろうからということが予想されてた、

あの当時ですね。登記上の問題などがあって、なかなか難しいんじゃないやろかという話があったものですから、これはまあ、そういう形も含めて、一遍、一服する形で、考え直そうかというふうに思ってたところが、この前の12月議会では、用地買収の費用で、両方で1億8,000万余りでしたね、計上されたと。

一体どうなっとるんやろかというのが、非常に戸惑っているところなんです。

ちょっとその点、そういう新しく取り組もうというのであれば、何でそのときに、用地買収の予算を計上しなくてはならなかったのかというのが、ちょっとわからない部分がありますので、御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたように、今年の8月に議会のほうに、保護者と地域の皆様へ説明に入る前段として、議会のほうへ報告すべきという判断のもとで、市長と教育委員会として、こういう方向で保護者の皆様の意見を聞きたいということで、御提案申し上げた。

その議員協議会の場では、特に議員の皆様から、異論もございませんでしたので、我々としては、それを受けて、保護者、地域の皆さんへ説明に入っていったという経過がございます。

それとあわせまして、平成26年12月に、物件移転補償調査をした際に、御協力いただかなかった家屋が1軒ございましたので、その分について、今年の4月以降、交渉を重ねて結果、協力をしようということで御理解をいただけましたので、9月議会において、その補償調査費を計上したと。

それから、仮に宿毛中学校の敷地内に、新しい一体型の校舎をつくるにしても、教育委員会としては、中学校の校庭の確保であるとか、そ

ういったものを総合的に考えて、可能であれば、地権者の方に御理解をいただいて、全ての用地を確保したいという思いもございまして、12月議会に全ての用地について購入したいということで、予算を計上させていただいたというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ということは、8月の議員協議会での話のほうが、新しいこともあって、以前から進めてきた建てかえ位置をそこに置くために、現在地に置くために進めてきた予算請求よりも、優先されたということなんですか。

結局は新しいと。それまで進めてきた予算請求の流れは、変わったと。つまり、学校の建物ではない、ほかのものの使い方もするんだという、今言われたような形に変えたということなんですね。確認をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

何回も申し上げますけれども、教育委員会としては、今、市長部局と教育委員会が協議をする中で、フラットな状態で、どちらが優先とかということではなしに、考えています。

ただ、子供たちの教育環境を考えたときに、より広い敷地が必要だろうということでございまして、平成26年12月議会で認めていただいた予算を否定するということではございません。

ですけれども、我々としては、子供たちの教育環境をよりよくするための方法として、用地をわけていただきたいと、そういう思いで、用地交渉に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) これでは話がちょっと変わってきたんですね。

当初は、あくまで宿毛小学校をどこに再建するかという、非常に単純至極な問題やったんです。ところが今、言われましたように、宿毛中学校を巻き込んだ形ということになると、問題は全く別途の要素を含んだものになるわけです。

つまり、どういうことかということ、その場所が果たして適当であるのかどうなのかという議論以前に、そんな議論以前に、将来的な学校再編計画だとか、あるいは小中連携とか、小中一貫とか、そんなふうに取りざたされている教育システムの変革という、こういう大きなテーマが、建物だけじゃなくて、加わってきたことになるわけですね。それでよろしいのでしょうか。

○議長(岡崎利久君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今現在、教育委員会、市長部局もそうですけれども、おきましては、今、宿毛小学校の建て方をどうするかということで、保護者や地域の皆さんの御意見を承っております。

したがって、小中一貫のお話も出ましたけれども、小中一貫もいろんな形態がございます。施設一体型もあれば、施設分離型といわれるものもございます。

そういった中で、教育委員会としては、小中一貫教育をこれから目指していこうという基本的な認識は持っておりますけれども、どういう形が宿毛市にとって望ましいのかということは、これから考えて、研究をしてまいろうという状態でございます。

したがって、この宿毛小中に関して、建て方によって、小中一貫の云々にかかわってくるとい部分については、私どもは、決してそういうふうには認識いたしておりません。

今回は、今の段階では、宿毛小学校の建て方

について、どのような形が一番、将来的に、子供たちにとって望ましいのかということ、皆さんの御意見をお聞きしているという状況でございます。

○議長(岡崎利久君) 8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 8月の議員協議会での説明の際には、市長のほうからだったと思うんですけども、義務教育学校の話とか、3階まで小学校にして、そこから上は中学校にするんだとか、いう形の、小中一体型の話が出てきた。だから、その中で、当然これは、これでいくと、今あなたが言われたように、小学校の建て位置だけの問題ではなくて、中学校も絡んだ話になるわけですね。

そうすると、私が先ほど言いましたように、学校再編計画とか、あるいは小中一貫か、あるいは義務教育学校か、というような形の、というふうに言われるような、学校システムの、教育システムの問題までかかわってくることになりやしませんか。

今のお話、教育長のお話聞いていると、その問題じゃない。ただ小学校の建て位置の問題だということなので、ちょっと納得がいかないんです。

○議長(岡崎利久君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、再質問にお答え申し上げます。

私ども教育委員会といたしましては、小中一貫教育を行うに当たって、先ほども説明しましたけれども、いろんな形態がございます。

どのような形態が、まず本市にとって望ましいのかということは、これから検討してまいりますけれども、例えば、小中一貫教育を進められた上で、施設一体型がより望ましいというのは、我々も一定は認識しております。

ですけれども、今回の宿毛小学校、中学校の建て方について、施設を一体型にするために、

小中一貫教育を入れるということでは、決してない。教育委員会としては、施設一体型、あるいは中学校の敷地に建てるために、小中一貫を考えているということではないということだけは、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） よくわかりました。

ということは、小中一貫教育については、これから検討するんだと。まだ具体的なイメージというのは、教育委員会としては持ってないということですね。現在。わかりました。

それでは、これから小中一貫教育導入へ、どんなふうに取り組んでいかれるつもりなのか。

というのは、平成22年に出された学校再編計画でしたね。宿毛市立小中学校再編計画、平成22年5月。この中には、全部の学校に小中連携、一貫教育を推進と書いているんですね。全て書いているわけですよ。

それは平成32年、33年となっていますので、もっと先の話だろうと思うんですけども。

そういうところの中で、ここではもられてあったものが、平成26年には全くそういうことは触れてない。またその中で、小中一貫というのが、ポッと、この前、また再浮上してきたのかという感じで、私は非常にびっくりしたところもあるんですね。

そうした中で、22年から既に言われてきたことが、研究されてなかったんですか。その点、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

小中一貫教育についての検討というか、取り組みについてでございますけれども、議員御指摘いただきましたように、平成22年に策定をいたしました宿毛市の再編計画におきまして、将来的な課題として、小中一貫教育を検討して

まいります、ということ御指摘のとおりでございます。

その後、教育委員会において、学校再編のありようについて協議する中で、当分の間、タイムスケジュールであるとか、枠組みとかについては、平成22年当時の再編計画から外して、今、現にございますように、教育委員会の再編に向けた基本的な考え方について、今現在、再編計画に位置づけております。

その中で、25年度から高知県のキャリア教育の指定を受けまして、宿毛市として、市内全ての学校において、キャリア教育を推進してきた経過がございます。

キャリア教育も、言うなれば、9年間を見据えた子供の教育、将来を見据えて進めていこうというものでございますので、ある意味、小中一貫教育と相通ずるものがあるかと思えますけれども、25年から3年間は、集中的にキャリア教育を推進してまいったということがございます。

平成22年策定した当時、翌23年度には、教育委員会と各学校の管理職でございますけれども、関係、一部の学校の管理職の皆さんと、広島県の呉市に小中一貫教育を視察に行った経緯がございますけれども、それ以降、具体的に研究がなされてきてないのは事実でございます。小中一貫教育の優位性でありますとか、そういったことは、私どもも十分認識をいたしているところでございまして、改めて小中一貫教育について、平成29年度に研究も、調査もし、でき得れば、平成30年度から研究指定校を指定して、取り組んでまいりたい。将来的には、全ての学校で、小中一貫教育を実施してまいりたいというのが、今の現状でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 小中一貫とか小中連携、あるいは義務教育学校とか、いろんな言い方を

されている。

言葉ばかりで、イメージが、ぴんとこないんですね。

例えば、義務教育学校と言われるものであれば、9年間は一つの学校とするという。小中連携という形であれば、小学校の情報、中学校の情報を交換し合い、いろいろ協力し合いながらやっていくということになると思うんです。

その小中一貫というのが、これから研究するんだということなんですけれども。こういうふうに盛り込まれている以上、22年、教育長としては、どんなようなイメージをお持ちなんですか。ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

小中一貫教育についてのイメージということでございますけれども、小中一貫教育につきましては、9年間を見通した教育をする中で、より教育効果を高めていこうとするものでございます。

これまでも、議会において答弁もしてまいりましたけれども、宿毛市におきましては、平成25年度より、義務教育9年間におけるゴールイメージを共有するためのキャリア教育を推進をいたしておるところでございます。その取り組みにつきましては、一定、成果をあげているというふうに考えております。

そのことは、今後、小中一貫教育を進めていく上で、大きなアドバンテージであると考えておまして、ここで培った成果を土台といたしまして、小中連携の熟度を高める中で、小中一貫教育に移行してまいりたいというイメージを持っております。

また、先ほど申し上げましたけれども、小中一貫教育の施設形態につきましても、小中一体

型校舎だけではなく、離れた場所にある小中学校において、これを一体型との比較で、分離型というふうに表現されるようでございますけれども、この分離型小中一貫教育を実施している学校もございます。

そのため、宿毛市の各学校におきまして、それぞれの地域に合った小中一貫教育の手法があると考えておりますので、今後、他市の取り組みを検証する中で、宿毛市においても、効果のある形をつくり上げてまいりたいということで、先ほど、小中連携と一貫、あるいは義務教育学校ということでございますけれども、小中連携というのは、小学校の学校経営方針、中学校の学校経営方針というものがございます。それぞれでございます。その中で、共有できる部分について、連携を図っていきましょう。

小中一貫教育につきましては、小学校と中学校の学校経営方針を一つに話し合っ決めていこう。したがって、学校は小学校もありますし、中学校もあります。ただ、その形態が4・3・2としたりとかということは、学校によって判断をしていくということでございますけれども、基本的には、小学校と中学校の目指す方向を一つにしていこうと。

校長先生は2人いる。さらにそれを進めたのは、昨年4月からスタートしました義務教育学校、これはもう、まさに一人の校長先生が学校経営方針を決めて、それに従って進んでいくというのが、義務教育学校というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これから小中一貫についても研究していくということなんです。今、教育長が言われたようなことを、推進していくためには、いっぱいいろんなことが必要になると思うんですね。小中一貫でやっていく上では

ですね。

先生方の負担の比重が変わってくる。例えば、中学校の教育課程を担われる先生方に負担がかかる部分が多くなる。それに対する配慮というのは、これは教育委員会、県教委にお願いしてやっていかなんでしょうね。

それから、そういうことを実施していくための学校現場の、これも、認識も必要でしょう。

それから、そこへ来ている子供たちの、児童生徒の、これもまた必要でしょう。

ただ、システムをこんなふうにやりますからというて、できることじゃない。簡単なことじゃないんですね。

だから、そういうふうに9年間、一貫して一つのユニットとしてやっていくということになれば、当然、地域の問題も出てくるわけ。

例えば、現在、人数の少ない学校から、部活や何かの関係で、大きな学校へ、小学校卒業したら入る。中学校へ行くようになる生徒さんがいます。

それから、例えば、松田川小学校のケースですね。

松田川小学校については、常に統合が望ましいという、これはもう再編計画が常に書かれていることなんです。とはいわれながらも、やはりPTAの方々が、浸水地域に対する危険性ということを考えれば、統合にはすぐには乗り切れないということで、そういうPTAの方々、それから地域の方々の御意見を尊重する形で、今まで続いてきたものが、仮に小中一貫ということでまとめるとなると、学校は宿毛小学校にしる、あるいは中学校と一緒に学校にするにしる、浸水地域に建つことには変わりはないんですね。

こういう場合、どんなふうにお考えでしょうか。

つまり、小中合同だから、小中一貫だから、

途中から入るのは難しい、それから途中から転校していくのは難しいとなると、学校によっては、小学校から、例えば小筑紫なんかの場合、もう小学校から中学校へ入ってないといけないとか、部活の関係で、そっちへ行きたいと思っても、小学校からやっとなかないかんようなことになるんじゃないのかというような、心配があるわけですね。

松田川小学校の例なんか引き合いに出して、いいのか悪いのか知りませんが、そこら辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、小中一貫教育の問題は、平成29年度から、さらに調査研究を深めてまいりたい。その上で、議員御指摘のように、これはもう保護者でありますとか、地域の皆さんの御理解もいただかなきゃいけない。教育委員会がこれがいいと思うから進めるという話では、当然ないというふうに認識しております。

そういう中で、松田川小学校につきましては、議員御指摘のとおり、平成22年の再編計画に基づきまして、当時、私も教育委員会の立場として、保護者の皆様にも説明もし、松田川小学校の子供たちの教育環境を考えたときに、統合が望ましいという思いの中で、教育委員会の考えの中で説明もし、保護者の皆様、地域の皆様にも、一定御理解をいただきました。

それで、いよいよ統合の小学校の改築という段階で、いろいろ問題がございまして、最終的に建築できずに現在に至っている。

そういう中で、東日本の震災が発生をして、松田川小学校の保護者の皆様、それからまた地域の皆様もそうでございますけれども、今、安全な高台にある学校の子供たちをなぜ浸水域に行かさなきゃいけないのかという思いから、統

合に反対という声になされてきて、現在に至っている。

実は私、昨年4月に教育長を拝命いたしましたから、松田川小学校の保護者と、昨年の秋よりお話をさせていただきまして、3回ほどさせていただいたんですけども、教育委員会もそうなんですけれども、私の思いとして、複式学級の解消は、ぜひともしたいということで、さまざまな子供たちの教育環境として望ましいんだという思いを強く持っております、教育委員会の内部でも協議をし、委員会としても、そういう方向でいくべきだろうということを確認をいたしましたので、保護者の皆様には、ぜひとも子供たちの教育環境として、そういう形で改善をしたい。

ただ、一定、浸水域という不安があるということはお聞きしておりますけれども、宿毛小学校の建て方について、いわゆる宿毛小学校の用地、あるいは中学校の用地かは別にして、これから建てる校舎、立派な校舎を当然、耐震性のある校舎をつくっていくわけですので、地震によって倒壊することはまずないと、我々認識しています。学校におれば、安全が担保できると。それから、十分に高台にも避難をできるということから、100%という保証は、当然のことできませんけれども、子供たちの命を担保できるというふうに考えている。

ですから、子供の教育環境をよりよくするために、統合について考えていただきたいというお話を、今、させていただいているところでございます。

当然、不安の声もたくさんいただいておりますので、これから協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今まで教育長にいろいろお話を聞きしてきたんですけども、整理

すると、まず1点は、宿毛小学校の建て位置については、市民の意見も聞いて、どこが一番望ましいのかということを考えながら、1案、2案、3案、別に決まったわけではないということが1点ですね。

市民の意見を聞きながら、反映していきたいと。

小中一貫教育については、まだこれから研究していく。

その一貫教育を導入するについては、私が先ほど言いました、県の教育委員会とか、あるいは学校現場であったり、生徒であったり、それから地域であったりとか、そういう方々との協議を、これから重ねながら進めていきたいということですね。わかりました。

では、教育長からはいろいろお話聞きましたので、これから市長にお尋ねしたいんですけども。

宿毛小中学校校舎改築に係る意見交換会に関してという話で、お尋ねしたいんですけども。

去る1月19日に開催された意見交換会に、私も参加させていただきました。

そうした中で、ちょっとこれは、私たちの認識と違うなと思う部分は何点かありまして、その点について、お尋ねしたいなと思うんですけども。

まず、一番びっくりしたのが、議会は第1案について、議決したわけではない、そういうふうに皆さんの前で説明されました。

また、それにさかのぼる昨年8月の前に開催された、第1回宿毛市総合教育会議の議事録を拝見しますと、議会もある一定、承知はしているのだけれども、建設予算はまだ計上されていないので、議会側にも確認しましたが、議会として、この形で、つまり1案という形で決をとった状況ではない、こういうふうに発言され

た。

これは総合教育会議の場で、議事録にはそういうふうに載っています。

議会は、これまでさまざまな検討を経た上で、先ほど、教育長にもお話してきたように、これまで、現在地での校舎建設以外にはないものとして進めてきているわけですね。それを、そうして一連の予算の承認を行ってきたわけです。市長は、この場で初めて、議決したわけではないと、こういうふうに私の記憶では、7月、それから9月で言われているわけなんですけれども、市長の発言は、議会のあり方を、今まで順を追ってやってきたものを、真っ向から否定するものになっていないかと思うんですけれども、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議長、今の質問に対しまして、趣旨の確認をしたいので、反問権を使わせていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 反問権を認めます。

○市長（中平富宏君） ただいまの山戸議員の質問の中で、現在地での校舎建設以外にはないものとして、一連の予算の承認を行ってきた経過があるというお話でございます。

議会が一連の予算として、承認を行ってきたというのは、先ほど教育長の質問のほうで、24年とか26年とかいうお話もありましたが、どこの予算からどこの予算までを言っておられるのか、その点について教えていただきたいと思います。

一連の予算というお話ですので。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほど、教育長にも説明申し上げましたように、最初の宿毛小学校の萩原高台が終わったということになったときに、調査を行うと。これは、凍結されてた予算ですね。

沖本市長が、萩原高台の調査を行う予算を計上すると同時に、現在地の物件補償の調査もしたいという形で、450万か500万だったか、組んでたのを、議会が、高台に行くのであれば、高台の調査を優先的に行うのであるから、現在地の調査をする必要はないじゃないかという形で、一度凍結していました。

それが、中平市長がまだ議員のときに、26年12月議会で、質問で取り上げられたことがあるんですけども、この予算から、つまり現地の調査ですね、裏の。それから始まって、いろいろありましたね、不動産の鑑定だとか、あるいは駐車場になっているところを1,500万で購入するとか、それから物件移転調査の関係、それから今回の物件の補償の費用とか、そういう流れの、一連の予算です。私が申し上げているのは、そこです。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えいたします。反問に対しまして、お答えをいただきまして、ありがとうございます。

平成26年12月の補正、これ物件移転補償調査委託料ですが、これから予算がいろいろ出ていまして、それぞれ不動産の鑑定やら、用地購入やら、それから体育館の関係も出ています。

先ほど言ってた駐車場のあたりのことは、体育館の関係の予算になってくると思います。

それから、一連の予算の全てということでございます。

答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、平成27年4月までは、私自身、先ほどお話もありましたように、宿毛市議会の議員でありましたので、沖本前市長の在任中に、宿毛小学校の現在地を拡張した上で、施設を改築することが望ましいとの考えのもと、物件移転補償調査委託費予算が提案されまして、議決を受けたことは、十分に認識をしておると

ころでございます。

しかし、校舎の建て方につきましては、その段階では、あくまで素案程度のものであったと理解をしているところでございます。

その後、議会の議事録等も確認いたしました。私が議員を辞職した後も、議会において、校舎建設予算が議決されたり、校舎の建て方について、議員として、議会として、何らかの意思集約が行われたとの事実はありませんでした。

このようなことから、校舎の建てかえについて、宿毛市としての正式決定がなされたものではないと判断をいたしまして、先ほど、教育長から答弁がありましたように、一つの案に固執するだけではなく、広く保護者、地域の皆様の御意見をお聞きした上で、校舎の建て方を検討すべきではないかとの考えのもと、昨年7月の総合教育会議において、1案から3案までを優先順位をつけずに、検討の対象とすることを、教育委員と確認をしたところであります。

その議事録だと思えます。

このような経過を経て、その後の8月の議員協議会において、その旨の報告をした上で、9月定例会において、物件移転補償費調査を、また12月定例会においては、用地取得のための予算を、それぞれ議決を議員の皆様方からいただいているところでございます。

議案審議の際も、第3案を選択肢にすることに、特段反対意見もなく、一定理解を得られたと認識しておりまして、議員御指摘のような、議会のあり方を否定したものではないというふうに、自分自身判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今言われたように、市長は別に、建設費を計上しているわけでもない。それから、設計図がまだできているわけでもない

というような、そういうことでしょうかけれどもね、議会の審議というのは、順を追ってやっていくんですよ、御存じのように。

基本設計もないのに実施設計つくるわけにはいかないでしょう。基本設計の予算も組んでないのに、基本設計にかかるわけにはいかんわけですよ。

議会は、順番を追ってやっている。まず、物件移転調査から始まって不動産の鑑定、いうふうにやっていって、それで今度、土地の買収費とか、補償費、いうふうに組んでいって、用地の購入が本当のあてになると。なって初めて、基本設計に入っていく予算を認めることになるでしょうし。用地のあてもないうちから、基本設計の予算は組めませんのでね、こっちは。

ましてや、建物の建築予算なんか組めるわけではない。だから今、市長が言われていることには、私は何か納得いかないんですよ。

そういうふうな、市長が今言われたようなやり方をすれば、議会は一々、最初の予算を組んだときから、終わりのとこまで、確かにやらせますって議決しないと、物事進めていけないということになりやしませんか。

ちょっとそこら辺が気がかりなんですけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、私としましては、決して1案を否定したものではありません。現在もそうであります。

新たな選択肢といたしまして、第3案を追加することを提案させていただいたものでありまして、これは学校設置者の立場といたしまして、第1案以外にもベターな選択肢があるのではないかと考えや、学校建設に当たっては、行政側の考えだけで決めるのではなくて、広く保護

者や地域の方々の御意見も十分に反映させるべきではないかとの考えによるものでございます。

これまでの説明会においても、出席された皆様に対しまして、第1案、第3案、以前は第2案もございましたが、以外に何か御提案があればお聞かせ願いたいというお話をさせていただいているところがございます、議会に対しましても、そのようにお示しをした中で、8月にも、ここに議事録ありますが、最終的にこの3案となるのか、保護者や市民の皆さんから意見をお聞きさせてもらって、またさらなる案が出てくるかを協議していきながら、合意形成を図りたいというお話、3案でいくのかというて聞かれたときのお話であります。

それからあと、土地の購入のお話もされておりますが、購入費を計上させていただいたときも、1案であればこういう使い方をする、2案であればこうなる、3案であれば、この土地は購入するけれども、グラウンドとして使わせていただくというお話をさせていただいた中で、予算議案を可決させていただいたものというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市長のただいまの御説明の中で、1案——2案はなくなった。1案と3案ということで、市民の方々の意見をお聞きしたいということでしたね。

その3案の内容、市長が私たちに説明された内容は、1階はピロティーにして、それから2・3は小学校、4階、5階は中学校として使用すると。（不規則発言あり）2階、3階は小学校でしょう、4階、5階が中学校という形で使用したいと。それで、その中で小中一貫ということも考えていきたいという、そういう形の説明を、市民にするというお話でした。

ところが私、この前、参加したときに、びっ

くりしたことの 하나가、市長はどういうふうに言われているかということ、小中一貫教育について。一貫教育に伴うメリット、デメリットについて、もう少し時間をかけて検証する必要があるために、29年度からその作業に取り組みたい。私たちには、小中一貫やりますというておいて、その内容は全く決まってないわけですか。

それから、教育長に今、先ほどお尋ねしたことの中でも、小中一貫というのは、どういう形になるかは、まだ決まってないと、これから検証していくんだと。そんな決まってない話を市民の皆さんにお話ししてるんですよ。しかも小学校と中学校と一緒になれば、先ほど申し上げましたように、学校再編計画、小中学校再編計画にも影響してくる。

そういう肝心な、もっと大きな問題に対する説明もないままに、こんな形で建てたい、こんなふうになる、第3案はこんなふうになる。この位置に、こんなふうにするという形で出されているわけなんです。これで意見を言えいわれて、それでこれがいい、あれがいいって言って、私は市民の方々の、どこまでわかっててこれを言っているのかと。執行部からの説明もないことを、説明できないんだから。

小中再編計画も。新しいの、ないわけでしょう。それから、小中一貫教育についてもですよ。決まったものがないわけ、説明できないままに、建った位置だけ説明して、それで意見を聞くというのは、ちょっと、先ほどから言っているとおり、小学校だけの建物を建てかえるというのは、次元が変わってきたんだという部分を無視されておるんじゃないかと、そんな気がするんです。

ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少しわからなかったところがあるんですが、もし僕のほうが聞き間違いをしていたら、失礼をいたします。訂正してください。

議員協議会の場での発言を、まず言われているのだと思いますが、私も議員でありました。小中一貫教育というのは、市長が決めるものではございませんので、教育委員会のほうから、まだ決定がなされていないのに、小中一貫教育に関して、どういうメリットがあるとか、デメリットがあるか。そして、市長として、小中一貫教育に対して、どのように思っているのか、そういうお話をさせていただいたとは思いますが、小中一貫教育を宿毛市で行うという権限は、私にはないというふうに思っておりますので、その点については、そういう発言はしていないというふうに、自分は思っております。

また、保護者に対する、市民の方々に対する説明会では、かなり気をつけて、そのあたりは話をしたつもりでございますので、その点については、なかったというふうに自分自身は思っているところでございます。

それを含めまして、先ほど、例えば3案、これも全く固まったものではありません。逆に言えば、1案も固まったものではありません。もっと言えば、平成26年12月に、沖本当時の市長が出されたのも、高台か現地かという話の中で、もう高台が無理だと。でも、どこかにまだ高台があるんじゃないかとか、そういう議論をされている中で、もうこれ以上、議論をする必要はない。もう現地でいこうという形の中で提案されたのが、後ろの土地を買って、土地を拡張して、あそこに学校を建てようというお話でした。

この中で、沖本市長本人も発言をしておりますが、その配備等につきましては、施設の設備や、そういったことにつきましては、今後、十分に検討していくという形の中で、沖本市長も、

そのときに発言をされているところでございます。

そういった中での現地だというふうに考えておきまして、私自身、今、小学校、中学校と一緒にというお話が3案として浮上しておりますが、これも現地だというふうに、私は思っているところでございます。これについては、それぞれの認識はあると思います。

そういった中で、この第3案の小中一体型の校舎につきましては、必ずしも小中一貫教育や、義務教育学校を前提としたものではなくて、通常の小中分離型教育にも対応可能なものとなっているところでございます。このことにつきましては、地域の皆様方の説明会でも、お話をさせていただいたところでございます。

したがいまして、建設計画と小中一貫教育の検討が並行して行われることにつきましては、問題があるとは考えていないところでございます。

ただし、先ほど、教育長からも答弁がありましたように、今後、教育委員会といたしまして、小中一貫教育の実施を視野に入れて、調査研究を行っていくということでございまして、仮に小中一貫教育が実施されるのであれば、一体型の校舎がより望ましいのではないかと考えているところでございます。

先ほど、2階、3階部分を小学校、4階、5階部分を中学校というお話もありましたが、例えばということで、一つの仮定としてお示しをさせていただいている状況でございまして、そういった考え方をもとに、これから当然、もし3案でいくに当たっても、これから設計に入っておりますので、その中で当然、変更はあり得るものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市長、これまでのいろいろ私たちの説明の中で、学校建設に向けての目安となる判断を、この3月末までにしたいと、そういうふうにおっしゃっておられましたが、それは変わってないんですか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

早くは、多分、昨年春ごろから、私のほうが1年後をめどというような形の中で、来年3月に向けてということでお話をさせてきていただいた経過がございまして、それがまさに今月の末ということだというふうに思います。

先ほど教育長のほうからもお話がありましたように、ただいま協議をしている最中でありますので、その時点で、しっかりとした形が示しができるか、現時点ではわからない状況でございます。

ただ、一つの目安として、そのあたりを考えているのには、変わりがないというところがございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 1案か3案か、フリーハンドで私は考えていると、市長、そのようにおっしゃられましたね。別に決めているわけじゃないと。皆さんの意見を聞きながら、決めていきたいんだというような趣旨の話で。

この3月、何でそんなに急がないかんのですか。まだ学校再編の計画も決まってないのに。それから、小中一貫教育の内容も決まってない。そうした中で、この3月にも決めてしまう。どこまで決められるか知りませんが、決めてしまうとなると、小中一緒に、同一の建物で、同じ建物でやるのがいいとなりやそれでいいでしょうけれども、もしそれよりも、やっぱり小中別個にあったほうが、それぞれの特性を生か

した、ベースとなる教育を行いながら、より密度の高い、交流の部分は持っていくという形になったとしたらですよ、もう3月に決めとって、小中一体の建物を建てる計画に着手して、それから計画、こっちのですね。小中一貫が、まだ結論も出んうちに、そういうふうなことを取りかかる必要ないんじゃないですか。もう少し先でもいいんじゃないかと思うんですけども、どんなものでしょう。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど答弁した内容と重複いたしますが、第3案、これ3案としても、必ずしも小中一貫教育を前提としたものではありませんので、施設の形態に合わせて教育形態を考えるというものではないと考えております。

また、教育委員会といたしまして、今後、小中一貫教育の調査研究を行うとしておりますので、一定、検証結果がまとまり次第、保護者や市民の皆様にも周知していきながら、お話を聞きながら、実施に向けて動いていきたいというふうに考えているところでございます。

実施といいますか、そちらについても、教育委員会のほうにはなってきますが、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 宿毛小学校が耐震化を行ったとはいえ、古い建物だということで、最近、市長そういうことを発言されているわけなんです。

実は、平成26年12月議会で、沖本市長、それから立田教育長の時分に、物件移転調査の最初の、復活をするかしないかというときの議会。

私と宮本さんとが組んで、もうこれは最初で最後の連合軍だって通告を受けた討論をやったあれなんですけれども。そのときですけれども。

市長は、かなり、その当時に自分の所見を述べられて、言われていることがあるんです。ちょっと、ここに持ってきてますがね。

ちょっと抜粋しながら言いますと、こういう部分があります。

議事録の27ページなんですけれども、26年12月議会。

宿毛小学校は耐震工事と改修工事をしたことによりまして、早急な建設の必要がなくなったものと思われまます。というような発言をされております。

早急な建設が必要ないということになると、どれぐらいなのかという、これは、10年間という言葉が2度にわたって使われているんですね。耐震補強工事4,000万円と、ざくっと、細かい数字は違っていると思いますが、改修7,000万円、このお金をかけて、この10年間というものが担保できたというふうに僕は認識しています。このように述べられています。

それから、この10年間という時間が、今の宿毛小学校には猶予という、考えることもできるし、新しい学校をつくることもできる、そういったことに使える時間としてできた。そんなふうに言われているわけなんです。発言されている。

もちろん、それは変わりもしますでしょうけれども。

それで、宿毛小学校の現状は、早急な改築の必要性が回避をされて、今言ったように、回避をされました。だから時間ができました。これ10年間という意味ですね、その時点で。言われています。

それと同時に、私が先ほどから言っていることなんですけれども、あした宮本議員がやられると思うんですけれども、再編計画。先ほどは教育長に、特にそっちの、小中一貫教育のほう

をお尋ねしましたけれども、再編計画についても、今と同じような状況の中、流れがあるんでしようけれども、要するに、再編計画を無視した形で残すのか、宿毛小学校ですよ、現在地の。再編計画を加味した中で残すのかによって、その学校の建て位置、規模、強いて言えば、土地を購入しないといけないのかどうなのか、そこから辺がまた変わってくると思うんです。

それは、非常に前向きな発言をされているわけですが、再編計画についても。

だから今、お聞きすると、この3案にするにしろ、あるいは1案にするにしろ、1案で見れば、今までどおりだから。3案にするについては、ここで市長が言われたように、再編計画を練り直した。それから、小中一貫教育も練り上げた上で、それから考えられたらいかがですか。

3月だとか何とか、慌てることはないんですよ、市長のそれまでの発言からすると。

ちょっと見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きつと出るだろうなと思って、私も用意をさせていただきます。

この10年間というのは、沖本市長が、高台に移転するとしたら、10年ほどかかるだろうという形の中で、耐震をしたらその期間、学校がもつだろうという議論を、皆さんと一緒にしてきた中で10年ということ、自分自身も引用をさせていただいたところがございます。

平成26年12月議会での一般質問の中での、私と沖本、当時の市長との、質問とその答えということでございます。

そのことについては、先ほど言ったように、私自身も記憶をしておりますし、ここに議事録等もございます。

しかしながら、その発言につきましては、い

つまでも先延ばしをしてもいいということではなく、あくまでも近い将来の建てかえを前提として、その上でしっかりと議論をした上で、決定すべきではないかという趣旨の発言でありました。

先ほど、山戸議員に読んでいただいたところから7行、8行下を見ていただくと書いてあると思うんですが、皆さんがどのように考えているのか、3カ月、半年協議をする時間をとっても、それは許された時間だと、私は思っていると、私自身も話させていただいております。

このとき、皆さんも御記憶にあると思います。9月議会後に、高台はもう断念しないとけないうことで、10月近かったと思います。市長のほうからお話があって、12月議会にいきなり出てきたものですから、そういった2カ月程度でいきなりという形の中で使った言葉だというふうに、自分自身も思っておりますし、そういった中で、あれからもう2年が経過をいたしております。

そして、昨年4月には、熊本地震が発生をいたしまして、大変な被害状況を見聞きいたしまして、保護者とも話をする中で、速やかに改築しなければならないという思いが、さらに強くなったということでございます。

これにつきましては、耐震化ができていない、非構造物のことでございますので、どうか御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市長、今、3カ月、4カ月の余裕をとってもいいんじゃないかという、10年なんていうのは、沖本さんが言ったことであつたという話ですけども、私としては、その当時、市長が考えられておつたであろう状況と、学校再編計画や、小中一貫教育という問題が絡んでない状態での話と、全然違うと思う

んですね。

これ以上やりません。これで終わらせていただきますけれども、これからの議会での検討を通じて、いろいろ、またいいものになるように練り上げていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

どうも。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時29分 延会

平成29年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成29年3月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第41号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第41号について

-----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 り か 君
議事係 長	奈良 和美 君

-----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏 郎 君

危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長 補 佐	田 中 博 幸 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕 二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。後ろに真打が控えていますので、前は早くおりろという声が飛ぶかもわかりませんが、前座は前座なりに努めますので、しばらくの間、おつき合いをお願いします。

まず、所信表明からの確認をさせていただきますが、昨年度もお聞きしましたので、その比較のためにお聞きしますんですが、健全化判断比率というのは、ちょっと私、勉強を、かじった程度、入り口までしかよう入りませんでして、これはよくわかりませんでした。したがって、昨年度と同様に、経常収支比率で現状を教えてくださいませんか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように、用途が特定されておらず、毎年度、経常的に収入される財源のうち、人件費や維持補修費、公債費のように、毎年度、経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しております。

平成27年度決算における本市の経常収支比率は88.4%となり、平成26年度と比較しますと4.4%改善がすることができた、そういった内容になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 4%強の改善が見られたということでありまして、今年度の予

算のところの市民税を見ますと、約900万円ということで計上されておまして、アベノミクスがこの宿毛にも徐々に波及してきたのかなという感を受けますけれども、特に分子に大きく影響した要素は、どういう項目になっておるのか、お示しいただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

分子への影響ということでございますので、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山本議員の質問にお答えします。

前年度より経常収支比率が4.4ポイント下がりました。主な要因としましては、公債費や補助費を抑制したことに起因しているというふうに分析をしております。

今後も、扶助費等の義務的経費の増加が予想されますことから、公債費等の経常経費の削減、並びに市税等の徴収率の向上や、遊休財産の売却など、自主財源の確保に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 大変失礼しました。私、分母を聞くつもりで分子と言いました。分母のほうを教えてくださいありがとうございます。済みません。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の場合、分母のほうが大きく関係しておりますので、私のほうから、分母について御説明をさせていただきます。

経常収支比率の改善項目についてですが、毎年度、経常的に収入される財源のうち、先ほど

も言いました、社会保障費に係る基準財政需要額の増額等によりまして、普通交付税が2億1,184万7,000円増額したことや、また消費税が8%になったことで、地方消費税交付金が約1億7,100万円増額した、こういったことが要因となりまして、経常収支比率が、平成26年度に比べて4.4%、先ほどは4.4ポイントというお話も、担当課長のほうから出ましたが、改善することになったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 失礼しました。ありがとうございます。

ということは、経済的な、余り大きな変化がなかったと。ただ、収入の部において、交付税が多くなったということですので、これは市長が所見で申されたとおりに、緊張感を持って財政の運営に当たらなければいけないということは、そのとおりでと思います。

総務省は、過去に75%、経常収支比率でいえば75%が目安だという指導をされていた経緯もありますので、宿毛市としては、市長の所見どおり、財政運営のめり張りをもった運営が、今後とも必要ではないかというふうな所見をもちました。

次に、新規事業を2点ほど確認させていただきたいと思っております。

まず、1点目、小筑紫大海地区へのヘリパットの創設に向けた設計費の計上がなされております。

実は、私、質問を出した後から出てきたんですけれども、3月10日付で、南海トラフ地震等応急対策における協力に関する協定書というのが、高知県と、私も所属する公益社団法人隊友会、高知県隊友会の間で取り交わされました。

この中の1項目に、図らずも、防災拠点等に

おけるヘリ等着陸場の開設、運営等に協力するという項目がうたわれておりますので、タイムリーな話であろうかと思っておりますので、ちょっと突っ込んだ議論をさせてもらいたいと思っております。

まず、この2カ所にヘリパッドを設置する目的、それから運用構想はどうなっているか。対象ヘリは、どのようなものを対象ヘリとしているか。それから、運用時間帯等々の検討状況を教えていただければありがたいです。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど、議員のほうからヘリパッドという言葉が出ておりますが、ヘリコプターの離着陸場ということでお答えをさせていただきます。同じことだと思います。

小筑紫地区及び大海地区への整備を予定している緊急用ヘリコプターの離着陸場、いわゆるヘリポートの目的等についての御質問だと思います。

まず、小筑紫、大海、伊与野及び福良地区は、地形上、伊与野川と福良川に挟まれ、なおかつ高台に住宅等の建物がなから、南海トラフ地震発生時の揺れや、津波により、落橋がありますと、長期間にわたって陸の孤島となり、住民は長い期間、高台の避難場所で過ごすことになる可能性がある地域でございます。

こうした状況を受けまして、高台へ避難した地域住民が救助を受けたり、緊急支援物資を受け取ったりするための手段を確保していくことを目的といたしまして、県の補助金を活用する中、小筑紫及び大海両地区へのヘリポートの整備に向けた設計委託料を、今議会へ予算計上をさせていただいているところでございます。

運用の構想としましては、南海トラフ地震発生時における孤立対策としての使用を想定しておりまして、現段階で防災対応離着陸場としての整備を行い、災害時に緊急ヘリポートとして

活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 以前の議会でしたか、沖の島のヘリポートについても、質問させていただきまして、総合運動公園ではなくて、けんみん病院のところのヘリポートは、夜間設備を持っているので、いつでも、夜間も使える状態になっている状態です。

したがって、沖の島も夜間設備を持ったかどうかという質問をさせていただいて、検討していただいているものと思いますが、この応急場外離着陸場については、夜間運用は想定されていませんか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

夜間運用についての御質問でございます。

先ほど、答弁のほうで、内容についてもう少し詳しく述べるべきでありましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

対象となるヘリにつきましては、今回、整備予定の小筑紫地区の広さが20メートル掛ける15メートル程度、大海地区が30メートル掛ける20メートル程度になるために、小型、中型クラスになるのではないかというふうに考えているところでございます。これはヘリの大きさの話でございます。

また、運用する時間帯ですが、日中での運用を考えておまして、夜間に飛行する想定はしていないところでございます。次の質問の答弁にも係るところでございますが。

さらに、適地の検討については、県の消防防災航空隊や、地区長にも確認をいただく中で、小筑紫地区については、七日島の頂上、大海地区につきましては、防災倉庫を設置している箇所の北側高台を適地といたしまして、選定をい

たしているところでございます。

両地区ともに、避難場所への整備となりますが、小筑紫地区につきましては、アクセス道として、北西側から頂上まで、253メートルですが、そちらと南東側から頂上まで、こちら110メートルの2カ所を、合わせて整備をする予定にしているところでございます。

続きまして、先ほどの夜間運用についてでございますが、夜間運用につきましては、今回は想定をしておりませんので、現在のところ、照明設置等の整備を行う予定はございません。

照明設備等の整備は、行う予定はしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 余り興味のない人も、多いと思っておりますので、早目にこの問題、打ち切ろうと思っております。

ちょっと、一方的な意見を今から述べてみたいと思っております。

東北震災では、津波にさらわれて亡くなられた方が大半だというふうには、認識しておるんですけども、ではなくて、生存をしていたにもかかわらず、避難場所にぬれたまま、ぬれネズミのまま一昼夜を明かしたために、低温症になって亡くなられた方が、結構おられます。

今言われた二つの地区の方々は、その高台には、避難場所としては設定されていますけれども、避難所たる体育館とか、そういうものはないわけです。着の身着のまま、そこに何日間おらすんですかということです。

救急患者が出たら、今は救急車で運んでますけれども、橋が落ちた、あるいは橋が健全でも、宿毛のまちの中は、水に1週間以上つかっているわけです。救急車が動かない。

であれば、昼夜を問わず、ヘリコプターを運用する任務が出てくる可能性がありますよとい

うことを、強く申し上げたい。

それから、先ほど、大きさを説明していただいたけれども、そのスペースさえあれば、3トンの転圧をしていただければ、自衛隊の全てのヘリはおりられます。22トンのチヌークもおりられます。転圧の問題だけなんです。

あとは、もう一つ念のために言っておきますと、防災対応離着陸場というのは、正規の場外離着陸場、航空法で決めている場外離着陸場と比して、安全性を極めて度外視している運用方法なんです。

自衛隊機は、航空法適用除外になりますので、災害派遣の場合には、どこにでも行きます。

例えば、私は、ちょっと話、長くなるかもしれませんが、若いころには徳島の吉野川の支流が氾濫したときに、山間部の山頂付近に、ドクターと物資を輸送した経験がありますが、そのときには、段々畑の畑に片足着陸しておりました。両輪なんかおりられる場所がないんです。

それから、例えば、伊豆七島の利島というのが伊豆大島の隣にありますが、そこに急患輸送行ったときには、夜間設備はありませんでした。したがって、車のライトでランディング場所を照らしてもらって、そこに着陸し、患者をピックアップして、東京都の羽田空港にもっていったという経験もあります。

ぐらいのことができるので、どうでもいいんだという話ではないんです。

そういうふうな、安全が優先的に確保できる、時間的余裕があるならば、この安全性を少しでも考慮しながら、ヘリコプター場外離着陸場なるものを設置していただいたい、というのが、ヘリ運用者に対する配慮ではないかと。支援される側の配慮ではないかと、私は思うわけです。

したがって、この件については、もうちょっと、意見を現場で交換させていただいて、

私もぜひ、意見を出させてもらいたいと思いますので、そういう場合はどんどん御活用いただきたいと思っております。

そういう意味では、最後の詰めが甘いかなと思いますけれども、私の所見では、早目に、大量にその地区の人を、例えば運動公園等に、津波等にかかってない、雨露がしのげる場所のあるところに、今、5,000人分ぐらい不足しているという話なんですけれども、それが整うまでの間は、地区長連合会等をお願いして、民民協力でこれに対応できるような、しのぎの場所をつくっていくとか、そういうことが必要になってくるかと思えます。

そこら辺のことまで深く考慮しながら、やるべき問題だろうと思っています。

ちょっと質問も端折りましたのであれですが、市長何か御所見ございますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 多岐にわたりましたので、一つずつ説明をさせていただきたいと思えます。

まず、避難場所、一時避難ということで、まずは命を守らないといけないということで、皆さん、津波が来るまでに逃げてくださいという場所があります。

その逃げる間にぬれたりとか、また当日、雨が降っているかもしれません、そういったものを考慮しながら、ぜひ、一時避難したところでも、しっかりと、当然、命を守っていくという準備をしていかないといけないわけですが、市内の各避難場所、まだまだそこまでの整備ができていないところがあります。現実でございませぬ。そういった中で、できるだけ、先ほど、一時的な避難場所ということではないと思えますが、2次避難場所の数が宿毛市内には足りないというのも事実でございませぬので、そういった場所も確保するためにも、できるだけ公共施設

というものを使えるような形で、建設をしたいなということも含めて、お話をずっとさせていただいているところでございます。

そういった中、3トンの転圧が確保できればというお話がありました。さすがに山本議員、お詳しいんだなというふうに、御拝聴させていただいたところでございます。

工事の内容によりましては、全てのヘリが使用可能になるのではないかとということでございます。大型ヘリまでということだと思います。

議員御指摘の点につきましては、来年度、設計業務を発注する際に、業者との調整を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

そして、夜間飛行についてでございますが、一番詳しい山本議員のほうに、こういったお話をするのも失礼かとは思いますが、日本におけるヘリコプターの飛行は、原則として、目視で行われておりまして、夜間飛行や空港外での離着陸には、大きなリスクが伴うこととなるとお聞きをいたしているところでございまして、東日本大震災時においても、自衛隊を除けば、防災ヘリやドクターヘリなどの多くが、夜間は飛行を見送っていたとお聞きをいたしているところでございます。

議員御指摘のとおり、できるだけ多くの方を、早急に救出するために、夜間であってもヘリコプターを運行させることは、効果的である反面、ヘリコプターの安全航行を考慮しますと、基本的には、日中の救助を基本とすることが最前であると考えておりまして、今回の整備では、検討していないところでございます。

ただ、夜間の設備をしてあっても、パイロットの方が判断をして、そういった方々が判断をして、危険だと思えば、運行しないということでございますので、なお夜間の設備があっても、それにこしたことはないという質問の趣旨だ

というふうに、理解もしているところでございます。

それから、南海トラフ地震発生時においては、停電も予想されておりますので、そういったことも考慮する中で、夜間照明灯などを整備するためには、自家発電等の整備も、あわせて必要となるというふうに考えているところでございます。

こういった整備等もなかなか困難だというふうに考えておりますが、これからはしっかりと検討をしてみたい、そのように思っているところでございます。

このような答弁でよろしいでしょうか。答弁漏れ等ありましたら、また御指摘を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 質問が包括的になりまして、申しわけありません。若干端折ったところもありますが、丁寧にお答え、ありがとうございました。

そのとおりで、夜設のことは、先ほど、車のヘッドライトでという話も、例を出しましたけれども、発電機と投光器を、備蓄庫が近くにあるのであれば、備えておけば、それでも対応できると。

それから、夜間飛行は、防災ヘリや県警ヘリ等は、いつも言っていますが、ドクターヘリもそうなんですけれども、人がいないので夜間訓練できていないんです。24時間体制がとれないから、夜間訓練できていない。だから、夜間飛行はしていない。

防衛任務は、昼間だけしか防衛しませんということはないんです。24時間の体制をとらなければいけないので、必然的に、夜間訓練は十分やっておりますので。

災害派遣等になりますと、基本的には、自衛

隊機がメインになるかと思っておりますので、そこら辺をよく認識していただければ、結構だと思っております。

これは所見までに、済みませんがとどめさせてもらいます。

次の項目に移りますが、小中一貫教育について、お尋ねしたいと思っております。

29年度は、呉に研修に行かれるようですけれども、なぜ呉なのか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中一貫教育の視察先として呉市を選定した根拠は、との御質問をいただきました。

呉市は、平成12年に研究開発学校を指定をいたしまして、全国に先駆けて、小中一貫教育の取り組みを始められております。

この取り組みの中で、小中一貫教育の研究及び具体化を図り、義務教育の向上及び制度改革を進めるための全国組織でございます小中一貫教育全国連絡協議会の立ち上げにも、大変、尽力をされるなど、全国的に小中一貫教育の取り組みを推進をされてこられております。

また、呉市では、施設一体型の小中一貫教育の実践もなされておりますが、分離型として、離れた小中学校での実践もなされておまして、呉市内の全ての中学校区、これは中学校26校ございますけれども、全ての中学校区で小中一貫教育の実践がなされております。

このように、呉市において、さまざまな形の小中一貫教育の実践や、実施に至るまでの経過も含めた研修をさせていただくことが可能ではないかと考え、今後の本市の取り組みの貴重な研修になるものというふうに認識をいたしましたのでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと皮肉っぽいですけれども、昨年度の大阪の研修よりは、もっといい成果を持って帰ってきていただけると、期待しております。

私もインターネットで調べた上では、佐賀の多久市というのが、一番先駆者であるなど思っていますので、そのほうは、なぜ行かないのかなというような気持ちはします。呉も相当な経験をもっておられるようですので、それは研修の結果が楽しみでございますね。

それで、さらに継続質問みたいな格好になるわけですけれども、宿毛小学校の体育館の取り壊しが、29年度予算に計上されております。これから判断すると、昨日、議論がありました宿毛小学校の建設の取り組みにも、待たなしの状態になってきつつあるのではないかなど。

最終判断するロードマップはできているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の再質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校の改築につきましては、昨日も山戸議員にお答え申し上げましたけれども、今現在、市長部局と教育委員会におきまして、建設場所等について、最終的な協議をしている最中でございます。

したがいまして、体育館は、それに先立って、老朽化、それから耐震性がないということ等から、子供たちの安全を考える中で、建築という形でお認めをいただいた経過がございますけれども、学校の建て位置については、今まさに市長部局と協議の最中で、できるだけ速やかに方向性を出してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 昨日のように、新人議

員ですので、余り細かい議論はできませんけれども、ちょっと私なりに、きのう、議論を聞きながら、問題点を整理してみました。

一つは、建築場所は、現在地に建てるというのは、これは決定ということでありませぬ。

それから、二つ目、新校舎は津波避難場所を兼ねるので、少なくとも4階以上の建物が必要である、これも必定の話だろうと思っています。

それから、そのためには、子供たちの見通し得る将来人口の考慮。統廃合があるならば、新しい校舎を設計するまでの決定の上に基づいた将来の人口、子供の人口像を見据えた設計にする必要があるのではないかというのが、私の感想でした。

いずれにせよ、津波はいつ来るかわかりません。10年間、余裕ができた云々の議論は、私に言わせればナンセンス。できる限り、早目の着手は必要ではないでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたように、宿毛小学校の改築につきましては、改築場所について、先ほど、議員から現在地決定というお話がございましたけれども、その現在地の捉まえ方が、中学校の敷地も含めた現在地ということで、今、どこに建てるかというのは、先ほど申し上げましたように、市長部局のほうと協議をしているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

その上で、子供たちのよりよい教育環境をできるだけ速やかに整備をすること、あわせて、子供たちの安全対策等々を考えれば、できるだけ速やかに改築をすることが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。早期の決断が望まれるということで、理解いたしました。

次に、がらっと話題は変わりますが、職員の宣誓。皆さん、覚えていますか、自分はどのような宣誓をしているんだということ。

多分、記憶から遠ざかっていると思いますので、ちょっと読んでみましょうね。

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓います。

私は、地方自治の本旨を大切にするとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います、という宣誓を、皆さんされているわけです。

なるほどなと思ったんですけども、私が読んだ限りでは、これは平時の任務対応の宣誓だなというのが、あるいは平時の心構えを述べておられるなというふうに感じました。

バックアップシステムはあったとしても、公務災害ということで、殉職への対応。例えば、自衛官、警察官、消防署員にある賞じゅつ金制度はありません。災害派遣等で職員を指揮する市長等は、かなり指揮の限界を把握するのが難しいのではないかというふうに思われますが、市長、どうですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） かなり通告のときの話と違ってまして、一番最後のところの答弁になってしまいますが。

職員に対しては、危険を顧みずという形での指令としては、危ないところに行けというつもりはございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 渡してあるペーパーと

は、ほとんど変わってないつもりなんですけれども。

次の質問、同じ内容の、宣誓文に関する次の質問ですけれども。

文書のくんだりで、「擁護する」という言葉が出てきているんですね。

我々国家公務員は、憲法を順守するという格好になっているんですが、広辞苑によれば、擁護とは、抱えて守ること、かばい守ることという、いわば改正を許さないような文言になっています。

御案内のとおり、憲法は改正手続が憲法の中に述べられているとおりでありまして、国会議員の3分の2、国民の過半数の賛成が得られれば、憲法は改正できるわけです。

改正を許さないような、抱えて守るというふうな、擁護という言葉は、公務員の立場からしては、私は不相当だというふうな判断をしたんですけれども、いかが御所見でしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

議員、先ほど、宣誓も読んでいただきましたが、議員御承知のとおり、サービスの宣誓は、職員がサービス上の義務に服することを確認し、宣誓する行為であります。

地方公務員法第31条、サービスの宣誓に、職員は条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないと規定されており、これにより、その手続及び内容について、宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例を定めているところでございます。

任用される機関や職種によって、さまざまな文言の、サービスの宣誓が存在し、現在、宿毛市において、使われております宣誓書は、国の条例準則によって示された、議員御指摘の文言になっております。先ほど読んだものになっており

ます。

先ほど、いろいろな業種のことも言っていただきましたが、自衛官という、直接、国防を担い、危険に身を置くことが想定される職種を初め、それぞれの機関、職種の中で、その立場の違いにより、これら機関ごと、また職種ごとの専門性、あるいは特異性を強調した結果であるというふうに考えているところでございます。

一方で、議員御指摘の点につきましては、地方公務員法第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務において、職員はその職務の遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定されておりまして、災害対応業務に当たっても、特に支障が出るものとは考えていないところでございまして、この災害時であっても、職員の生命、危険に及ぶような指揮をするつもりはなということ、先ほどの答弁になろうかというふうに思っております。

それで、擁護についてでございますが、擁護という言葉は、辞書で引くと、「侵害・危害から、かばい守ること」といった解説が見られます。これはある意味、議員御指摘のように、解釈される、できると考える、そういうふうに見方もあるかもしれません。

事実、この擁護という文言の引用につきましては、疑問視する意見があることも承知しておりますし、また、インターネット上にも、こういったことが少し書かれている部分も見たところでございます。

しかし、日本国憲法第99条におきまして、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されており、また、先ほどお答えしましたように、宿毛市の宣誓書は、

国の準則によって示された文言を引用しております。

これらの点に鑑みまして、議員御指摘の擁護という文言についての、宿毛市の解釈といたしましては、憲法行為が行われ、あるいは行われようとする場合には、憲法の側に立って、違憲行為の予防ないし阻止に尽力し、憲法の規範力を回復させるため、積極的に努力する義務と解釈をしており、憲法を順守することと同じ意味合いであるというふうに解釈をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） よくわかりました。

遵守と同じにやれということで、理解しておきます。

先ほど、市長が述べられましたけれども、平常業務以外にも、防災業務については、自分の役割分担が、皆さんそれぞれに振られておりますので、そこら辺の業務を遂行するときには、若干の危険の隣り合わせの任務を遂行する格好になろうかと思えます。

私、ちょっと老婆心を働かせまして考えたのは、民間活用、要するに、ある種、業種は、民間に委託するというふうなことは、これは平時における効率的な業務運用では、非常にリーズナブルな話になっておりますので、どんどんそれは活用してもらいたいですけれども、他方、多くのそういうセクションを民間活用しますと、有事といいますか、災害派遣、あるいは防災の要因が人員不足するということにもなりかねないと思われるわけです。

したがって、民間業者を活用する民活の段階で、契約の段階を考慮する必要があるのではないかなというのが、意見なんですけれども。

例えば、イギリスはパワーアクト、強権発動法みたいなやつがあります。パワーアクトと言

われていますが、これは戦時になって、女王陛下が署名すれば、民間の艦船等も徴用できるわけです、輸送船として徴用できるわけです。そういう強権発動のできる法律があるわけですが、例えば、12月議会でちょっと議論されていまして、ごみの収集、これは災害のときには、かなりの量が加わると思うんですけども、平時では、何曜日、何曜日、何曜日ですよ。何回ですよというふうな、規定で契約されていると想像しているんですけどもね。

もし災害等にあつて、所要がふえた場合には、市長からの要請により、プラスアルファの任を負っていただくよというふうな契約にもっていったほうが、スムーズな運用になるのではないかと思うわけです。そこら辺のシステム構築は必要であろうかと思いますが、どんなお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市における委託業務契約につきましては、その平常時の委託についての契約でありまして、平常業務を超える対応について、特段、盛り込まれているものではありません。

これは、契約上、委託者である宿毛市と対等の立場である受託者に対しまして、平常業務を超えるような災害時の対応を強制することはできないと考えたとともに、災害時には、受託者だけでなく、同業種の業者にも、同様の対応を公平にお願いすることで、受託者に係る負担を軽減することが望ましく、平常時の委託業務と災害時の対応については、分けて考える必要があると考えているためでございます。

先ほども申しましたが、受託業者につきましては、通常の委託業務以上の対応を、災害時に強制することはできませんが、平常時の業務スリム化を図る上で、民間へアウトソーシングすることは必要となります。

清掃公社の業務の委託等に代表される業務のスリム化に伴い、職員につきましては減少され、議員おっしゃるように、災害時の人員確保が難しくなることは懸念されますが、それを補う手段の一つといたしまして、宿毛市においては、災害時におけるライフラインの復旧や、物資の調達等、さまざまな業務に関しまして、公的機関や、民間業者との間で、協定を締結して、対応することとしております。

しかしながら、災害時には、それらの業者自体も、被災することも十分考えられますし、これらの協定については、あくまでも災害時等の協力に関するものでありまして、それを強制することはできないものと考えていますので、その点については、御理解いただくよう、よろしくお祈りを申し上げます。

いずれにしても、災害時においては、行政だけの力ではできないことは、非常に限られておりまして、民間の協力というものは必要不可欠でありますので、今後もあらゆる面で、民間業者に協力をお願いしていく必要があると、そのように考えているところでございます。

あくまでも強制することはできない、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 当然のことながら、民間に強制はできないんですけれども、例えば、先ほど、一番最初に説明したような、団体との協定書等の取り決め等で、不測の事態に備えていくということが肝要かと思えます。

それは、おいおい進められておるようですので、若干安堵いたしました。

これはこのぐらいにいたしまして、次に、幕末維新博について、お尋ね申し上げます。

聞きますところ、歴史館では、伊賀家の歴史的資料をお預かりしているとのことでした。

市民の関心の引きやすいもの、例えば大名行列の服装を示す絵巻等があるやに聞きましたけれども、先般といたしますか、昨年の暮あたりから、大名行列にかかわるテレビの連続ドラマが流れておりました。それらに重複すると、興味がわいてくるのではないかと思います。

そうはされながら、新たに展示する資料等は、どれぐらいの物が展示されるのでしょうか。それと、その中でも目玉と思われるものは、どのようなものを展示されますか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

幕末維新博について、御質問をいただきました。

今月4日に開幕いたしました「志国高知 幕末維新博」につきましては、地域会場になっております宿毛歴史館では、3階に展示ケースを3点、1階には大規模な展示ケースを1点、増設いたしまして、幕末以降の、宿毛の人材21人に関する資料を、ボリュームアップして展示をいたしているところでございます。

新たに展示をいたしましたのは、3階では、酒井南嶺による西郷隆盛を題材にした漢詩や、大江 卓がマリア・ルース号事件で清国から贈られたすずりなど、17点。1階には、林 有造関連の、「自由」と書かれた旗など3点の、合計20点の資料でございます。

今後、宿毛の人材輩出を、領主として導いていただきました伊賀家の資料を含め、関心度の高い資料も適宜展示をいたしまして、来場者に楽しんでいただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 有造さんの「自由」という旗は、非常に迫力があります。ぜひ皆さん、

多くの県外者の方も来ていただいて、見てもらいたいと思います。

歴史館が作成されましたパンフレットによれば、宿毛の21人関連の整備等の場所は、比較的コンパクトに、短時間での歴史散策ができるのではないかと思います。

その中に、伊賀家や野中兼山遺族の墓地も組み込まれておりますので、先の展示物等々と相まみえますと、近世史にも思いをはせるようなことができると思います。非常にいいパンフレットだというふうに、私は見させていただきました。

ところで、そのパンフレットの先端に、一番先頭に書かれております、酒井南嶺の件でございますが、東京宿毛会の出している、「土佐宿毛人第5号」は、口頭伝承ながら、非常におもしろい内容になっております。龍馬の先生であったということが書かれてあります。裏づける文献がないのは惜しまれますけれども、その中に出てくる公文菊遷画伯、あるいは中島知久平、中島航空機製作所長の日記などが、もし後に出てきて、それらのことが書かれておれば、かなり、信憑性は格段に上がるわけです。

しかし、いずれにせよ、日本最古の書物であります古事記も、口頭伝承から始まっているやつですので、ロマンとして、パンフレットに、「龍馬にも指導したといわれている」ぐらいの紹介をしたらいかがでしょうかと思いますが、いかがですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の再質問にお答え申し上げます。

まずもって、歴史館のパンフレットを御高覧いただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

パンフレットを手に、史跡周遊をしていただくよう作成をいたしましたので、広く御活用を

いただきたいというふうに願っております。

酒井南嶺と坂本龍馬に関する伝承について、御質問をいただきましたけれども、龍馬脱藩の折に、南嶺に短刀を贈ったという逸話のことではないかというふうに考えます。

御案内のとおり、口伝の域を出ないのが現状でございます。坂本龍馬の知名度を考えると、話題にしたい反面、確かな根拠のないままに、宣伝する危険性も考慮しなければならないというふうに考えております。

今後、資料の掘り起こし、検証を重ねる中で、適切に取り扱ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 楽しみに待っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、公用車両の安全管理について、若干質問いたします。

宿毛市の自動車運転及び管理規定にあります自動車管理者及び安全運転管理者は、どなたが指定されていますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

自動車管理者は、各所属長になります。

そして、安全運転管理者は、総務課長になります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） わかりました。

同管理規定の中の23条に、過労運転の防止でうたわれている長距離、長時間運転のことは述べられております。

これの定義はございますか。何キロ以上が長距離、あるいはどこそこ以上は長距離とかいうふうな定義はあるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

規定に定めております長距離運転、並びに長時間運転の定義があるかということでございます。

具体的に、何キロ以上を長距離、何時間以上を長時間というふうな、明確に定めたものはございません。

議員おっしゃるとおり、規定には所属長は、運転者の過労防止及び休養を適正にするため、長距離または長時間運転をする必要があるときは、交代の運転者を配置するように努めなければならないと規定されておりますが、長距離運転及び長時間運転の明確な線引きは困難でありますので、規定にもあるとおり、職員の過労運転を防止するための判断を、その都度、所属長に委ねているというのが実情でございます。

なお、本市では、原則として、公用車による職員の出張は2名以上としておりますので、基本的には、運転の交代要員は同乗しているものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 過労運転防止、例えば2時間たったら、よし休憩しなさいというふうな指導があるんですけども、やはり、ある種の規定は、これはつくっておいたほうがいいと思います。

例えば、四国を出るときは、ドライバーは2名以上つくとか、一つの線引きをつくっておいたほうが、判断しやすいだろうと思います。そこら辺はよくよく検討をお願いします。

それから、24条関連の安全教育ですけども、少なくとも、年1回以上行うというふうに定められておりますが、実態はいかがですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

同規定第24条第1項にあります運転者の教

育訓練につきましては、毎年、新規採用職員を対象にいたしまして、宿毛警察署主催の新人職員安全運転講習会の受講を義務づけております。

また、全職員に対しましては、同条第2項にあります個別指導、機会指導等を、適時、効果的に実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） これは、後で述べますがけれども、安全教育というのは、心しておかねばならない問題だろうと思いますので、いま一度、御検討いただきたいと思います。

人員輸送は、本来は、旅客運送としては、第2種免許が必要なんです。いわゆるプロのドライバーでなくてはできません。だから、例えば、この間、我々は呉に行きましたけれども、一人のドライバーで、議員5名が命を預けたわけですからね。

第2種免許を持ってない方に、命を預けておりました。

だから、我々は荷物だったわけですね。荷物扱いということになるのではないかなというふうな思いもしたんですが。

冗談はさておきまして、日常から安全管理、適正な装備品、例えば、冬はスタッドレスタイヤを装備しておくとか、そういうことも含めて、十分な対策が必要ではないかと思えます。

死亡事故が生じた場合、組織管理者は減給等の処分だけでは済みませんよ、これは。刑法上の内容が問われる可能性が出てきますので、安全管理については、十分に、いま一度、心を引き締めてやってもらいたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、公用車の装備品、スタッドレスタイヤについてでございますが、公用車を新規に購入

する際、装備品につきましては、必要最小限のものを装備することとしております。

議員御指摘の、スタッドレスタイヤにつきましては、宿毛市が暖かい土地柄でもあり、かつスタッドレスタイヤ自体が決して安価なものはございませんので、現状では、市庁舎やスクールバス、コミュニティーバス以外には、装備できていないのが今のところでございます。

しかし、最近の公用車出張は、高知県内に限らず、四国内はもとより、中国方面や関西方面等、多方面に渡っておりますので、季節によっては、議員がおっしゃるとおり、スタッドレスタイヤを装着しているほうが、十分な安全を担保できるものと考えております。

また、スタッドレスタイヤを装着せずに、積雪のあるようなところに行った場合は、その場所から無理をして進むのではなくて、引き返してきていただきたいというふうなことは思っておりますし、またそういった運転をしていただいているのだというふうに思っているところがございます。

今後、県外出張に頻繁に使用する公用車につきましては、前向きに、このスタッドレスタイヤについても、考えてまいりたいというふうに思っておりますし、また、公用車の管理運用に関しましては、さらに気をつけてまいりたい、そのように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） スタッドレスは、単に例として出したわけですので、適正な装備品ということで、よろしく願いいたします。

最後に、自衛隊誘致について、何点かお尋ねいたします。

12月の議会に引き続きまして、募集事務計画についてお尋ねしますけれども。

まず、我々小さいころは、「われは海の子」

という童謡唱歌がありました。皆さん、歌った記憶がありますか。

多くの方が、うんうんと言っていますから、歌ったんですよ。

これの7番、御存じですか。わからないですよ。ちょっと私、今から読んでみます。

いで大船を乗り出して 我は拾わん海の富  
いで軍艦に乗り組みて 我は護らん海の国。

海洋国日本を歌った歌なんです。

そういう童謡の中で育った世代が多いときには、自衛官の募集なんてことは、まずあり得なかったんですけれども。現在は、残念ながら、募集にも努力しなければならない時代であります。

そこで、12月のときにお聞きしました、防衛省人事教育局長の依頼文、募集事務計画について、書いている文書に、目を通していただいたでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御答弁いたします。

目を通させていただきました。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

国家の安全保障、国の平和と独立を守る安全保障及び、国民の生命、財産を守ることは、福祉の基盤であります。防衛には資源が、とりわけ人的資源が必要であります。

効率的、効果的募集協力につながる計画の作成を、改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成12年4月1日に、防衛庁のほうから、人事教育長より、県の募集事務主監に対し、発出された地方公共団体による自衛官の組織募集の推進についてという依頼文のことを、先ほど

言われたところでございます。

これについては、当該依頼文については、私のほうでも、先ほど申しましたように、目を通しておりますが、市が募集事務にかかわる計画を策定すると、それに対応する形で、自衛隊が情報提供、連絡調整及び協力支援等を実施するという内容になっております。

12月議会でもお答えしましたとおり、募集に係る広報活動については、既に、適宜必要な情報交換や、協力支援等、自衛隊高知地方協力本部と連携する中、行っているところであります。

募集事務計画は、必ずしも市町村に義務づけられたものではありませんが、自衛隊の人材確保につきましては、本市としても、重要な事務と位置づけておりますので、自衛隊高知地方協力本部と連携を密にする中で、計画の策定、そういうものに向け、検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひお願いしたいと思っております。

単に、募集は目的なんですけれども、広く防衛の任を国民の皆様理解していただくのにつながると同時に、宿毛が進めております自衛隊誘致活動にも、大いに寄与することになりますので、一挙両得の世界が開けてくるわけです。

ぜひ、この計画を真摯にお取り組み願いたいというふうに考えます。

次に、情勢認識をお伺いしたいと思っておりますので、若干、昨今の情勢を述べますので、後ほど御所見をいただければと思っております。

中央の与党の国防部会は、6月までに次期中期防衛計画の骨子を定めるべく、勉強会を重ねられておまして、ありがたいことに、県知事も陳情活動を活発化していただいているようで

あります。

連絡はいただいているものの、宿毛は、ちょっと蚊帳の外になってきたのではないかなど危惧しているわけですが、国際情勢は、安閑としている状況ではなく、特に東アジアでは、北朝鮮のテロ、水中発射も可能な新型ミサイルの成功。中国では、40兆とも50兆ともいわれる国防予算を投入し、軍の近代化を邁進しています。

アメリカは、10%の軍事費増額を発表いたしました。日本もGDP比1%から、ドイツ並みの1.2%にまで増額が言われ始めております。

日本は、領土の面積では世界の60位ですけれども、領海とEEZ経済水域を合わせると、447平方キロメートルで、世界第6位の海洋大国であります。この身の丈に合う意思と能力が、重要視されつつあります。

特に、重心性のない我が国は、現大綱でも示されているとおり、万全な抑止体制構築のため、海上優勢、航空優勢に努めることとなり、宿毛も地政学的に、これに大いに貢献することができます。

その結果、人口がふえ、経済が活性化し、また災害にも心強い後ろ盾が得られれば、これにすぐることはないと思います。

昨今の情勢をどのように御認識されているか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

政府は、トランプ米大統領との日米首脳会議で確認した、アメリカとの同盟強化のために、一層の防衛力強化の必要性を判断し、平成25年末に閣議決定しました防衛大綱のほうを、先ほど、中期防のお話もありましたが、この大綱のほうを、前倒しで改訂する方向で検討に入っておりますので、6月にも、防衛省内部に検討会

議を立ち上げまして、現行大綱の見直しに向けた作業に、本格着手すると報道がなされているところでございます。

このような情勢の変化の中でございますので、これまで以上に関係機関と連携を図り、誘致活動に取り組む必要があると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 大綱の見直しは、一部、毎日と高知がキャリーしましたけれども、あと追っていきますと、必ずしも全紙がキャリーできてはおりませんで、若干、まだ信憑性を疑うところがありますが、いずれにしても、防衛のあり方については、現情勢下で市長が答弁されたとおり、新たな情勢に入ったということで、中期防のローリング見直しも含めまして、前倒しの検討になろうかと思っておりますので、我々も乗りおけないように、この波にしっかりとついていかなければならないと思っておりますので、よろしく、頑張ってくださいと思っております。

2月には、我々、特委の5名で、呉に出向きました。

今から、私の個人的所見ですので、また追って、文書で市長等にはお見せすることになろうかと思っておりますが、これは私の個人的所見です。

予算の制約で、呉の総監のお言葉を聞いていますと、例えば、横須賀が、今まで一生懸命施設整備をやってきました。これからは佐世保になります。予算が非常に限られておりますので、施設整備関係は、若干、時間がかかりますので御猶予ください、というふうな内容をおっしゃっておられたように、記憶しておるんです。

私は、これを聞いて、あっ、土俵にあがっていると思いました。そらわかりませんよ、わかりませんが、私の印象です。

あっ、これは土俵にあがっているなど。予算さえつけば、何とかなるなどというのが、私の率直な印象でした。したがって、業務計画要望であげてくださいということで、最後、念押ししておきましたけれども。中身を知っているのが来ると、うるさいなというような顔をして見られましたがね。そのような感触を受けました。

また、広島県の水産海洋技術センターというところを訪問させていただきました。広島県の水産関係と、自衛隊の関係を確認しましたけれども、何ら影響はなさそうです。

特に感じたのは、岩国では、海兵隊のジェット戦闘機が飛びかっているわけですが、その北側に上がっていくときには、アップウインド、クロスウインドというんですが、そこら辺の真下にあります多田漁協というところでは、鯛を養殖しているそうですけれども、そのジェット機の騒音の影響は何らないというふうに判断されておりました。

要するに、空中の音は、水には伝わりにくいんです。これは当たり前の世界ですが、第三者機関でこういうことをしっかりと述べていただいたのを耳にしましたので、これは一つのいい情報だったというふうに思っております。

いずれにせよ、瀬戸内海は30万トンクラスのタンカーが、がんがん行きかっているんですね。したがって、頻繁に行きかう瀬戸内海でも、水産業界は活発に行われております。何ら問題はないんじゃないかと。

また、呉地区選出の議員は、与党の国防部長だということで、向こうに行ってからわかりましたが、同期の水交会幹事長が、宿毛の、我々がやっている前方前進基地化構想というものをよく理解してくれましたので、必ず次の会う機会に、宿毛市のあれは伝えておくよというふうなコメントもいただきました。

とにかく、本年は足で稼ぐことが何より重要と考えております。

先ほどの御答弁に、ちょっと重複することになるかと思いますが、所信表明では、寄港誘致さえ出てきませんでしたので、もう一度、再度、誘致活動はどうあるべきかということ、御所見を賜りたいと思っております。

お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本定例会の冒頭で表明させていただきました、平成29年度の行政方針につきましては、自衛隊の誘致等に関する事項には触れておりませんが、自衛隊誘致活動等を行わないというものではございません。この点につきましては、ほかの施策も同様でございます。

自衛隊の誘致につきましては、今後も関係機関と連携を図りながら、国の動向を注視しつつ、引き続き、積極的に要望活動や情報収集等に取り組んでまいりたいというふうに、先ほども答弁させていただきました。同じ思いでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） るる質問させていただきました、ありがとうございます。

時期尚早ということもありましたけれども、決して尚早ではありません。時は今です。

陽明学が基盤である南嶺の教えのとおり、言行の一致を期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

-----

午前11時24分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 13番、一般質問をさせていただきます。

市長と教育長に御質問しますが、ごらんのように、声がちょっとかれていますので、真打は返上いたしたいと思っております。

まず、1年2カ月ぐらい前の市長選挙で、私も市長を応援しましたが、まちで声がかかるほど、このまちはこのままだったらもうだめになると。ぜひ雇用の創出をして、人口減少に歯どめをかけたいということ、強く訴えられて、見事に当選をなさったわけですが、本年度の行政方針にも、第1番の柱として、産業振興、そして維新博もありますので、観光、これをやるんだと。人と物とお金とが宿毛市で動くように、最大限の努力をしてみますと、こういう思いで努められておりますが、私もこの1年2カ月間、随分よくやっていると思うんですよ。

帰りに市長室をのぞくと、会議中か出張。東京にもたびたび行かれていますので、ぜひとも健康に気をつけて、頑張ってくださいと思います。

通告どおり、1番の産業祭について、お伺いをしますが、最初、ほめころばして、ここでちょっと市長をたたくようになるかもしれませんが、今、やられておる産業祭、5回目となりませぬ。

この産業祭、あえて聞くこともないんですが、今やられている産業祭の目的は何なのか。目的にかなったやり方をしておるのかということ、私は私なりに疑問に思っておりますので、市長のほうから、簡単でよろしいですから、この目的は何なのかというのを、答弁願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ます。

思い起こせば、平成15年です。14年前の4月に、市議会議員に初当選をさせていただきまして、それからずっと、宮本議員とおつき合いをさせていただきました。

本日、こういう形で、市長と議員として、一般質問に臨めるということに、非常に感慨深い思いで立たさせていただいているところでございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

産業祭につきましては、これまで一次産品や加工品、商工業や観光業などが一同に連携したイベントが開催されていなかったことから、産業の種類を限定せずに、広く市内事業者に出店を依頼しまして、市内外の方にも、宿毛市の特産品や産業について知ってもらい、交流人口の増加や、出店者間の連携による新商品の開発などを通じまして、地産外商を進め、元気で活気ある宿毛市の産業を目指す取り組みの核となるよう、平成25年から開催を始めまして、今年4月で5回目を迎えようとしているところでございます。

ただ、議員も御承知のように、B級グルメ祭とか、グルメとかいう形で、市外の方々にも、一部出店をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） よくわかりました、と申し上げたいところですが、市内の業者さんもたくさん出ているのはわかるんですね。出店、県外とか、有名なグルメの方々が、自動車であっておられるのもわかる。

だから、その中で、産業祭と銘打つのであれば、私ははっきり言って、見直しをすべきではないのかなという思いで質問をするんですが。

本当にやらなきゃいけない産業祭というのは、

なかなかこの宿毛市の今の力では、商品が集まらないと。そういうことからして、県外、あるいは県内のそういう方々も集めて、にぎわいの場をつくっているというのはわかるんですが、実情は。しかし、それが主になっておるんじゃないかなというような思いいたします。

別に、これを、産業祭というネーミングを外して、B級グルメ大会、市内外でやろうやというのであれば、何も言うことはないんですけども、市長が先ほど、冒頭申しましたように、宿毛の産業を育てて、雇用の場をふやして、ということに考えますと、そのような向上は、この5回でないんじゃないかと。

確かに人は、若干減っても、多分入っておると思います、1万以上の人が。だけど、本当の産業祭というのは、私は規模は小さくても、バイヤーが来なきゃいけないと。いわゆる商談が成立して、その商品が地産外商につながるようにならなければ、産業祭を年々やることの意味はないんじゃないかというように思っておりますので、ここで市長、見直しをする気にはなれませんか。

今まで4回やって、5回目ですが、私は4回目のときは、市長が就任したばかりで、もう既に、既定路線で準備をされておったと思いますから、急に当選してきて、やめようよということにはならないと思いますけど、市長も議員時代に、この産業祭のあり方を見て、若干、批判的なものはもっておったと思うんですね。

だから、そういう意味からすると、見直しをして、規模は小さくても、先ほど言ったような、本当に地産外商につながるようなものを、取り組むべきではないかと思うんですね。

だから、ネーミングをかえてやるのであればいいけど、このままずっと、これで産業祭として、言い方は悪いですが、お茶を濁しておったら、本当の宿毛の地盤沈下になるんじゃないか

と、そういう種も含まれてくるんじゃないかと思うんですが、今後、見直す気はないですかね。そのことをお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宮本議員からもお話がありましたように、この産業祭につきましては、毎年、多くの方々が、市内外から御来場をいただいております。いろんなものを食べにきているという方が多いのではないかというふうには思っておりますが、昨年も1万2,000人ほどの来場がございましたので、交流人口の増加といった点では、一定、成果をあげているのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、バイヤーの方につきましては、これまでも案内状を送るなどして招聘に努めておりますが、来場されるバイヤーの数は、実際、1、2社程度にとどまっておりまして、新たな取引につながるなどの実績は、ほとんどない、そういった状況でございます。

そういった点につきましては、十分に達成している。産業祭として、十分に達成しているとは言いがたい、そういった状況になっているところでございます。

今年も4月に、第5回産業祭の開催を予定しておりますが、その実績を踏まえた上で、来年度以降は、来場客がより楽しめる、そしてまた本来の産業祭としての意味が、意義あるものとして行えるような、そんなものにしていきたいというふうに思っているところでございまして、出店者の商談につながる仕組みづくりもしていかなければならないし、またそういった市内外と言いますか、できれば市外、そして、できれば国外へ売り出していけるような商品も集めていかなければいけない、そのように思っているところでございます。

そういったよりよい方法を、実行委員会におきまして、検討をしていきたい。見直しを含めて、検討をしっかりとしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 今、市長のお考えは大体わかりましたが、見直しをしながら、今、急にやめるのではなくて、内容を変えていくというふうに判断してよろしいですね。

それで、高知県でうまいもの大賞というのが始まっていますね。宿毛からも担当課に聞いたら、二、三品、出品をしているということですが、まだ始まったばかりですけれども。

以前、チラッと私も行ったことがありますけれども、素人の方が、芋けんぴとはちょっと違う、けずり芋というのを、大賞をいただいて、それがバイヤーの目にとまって、都市のほうで、デパートなんかでも、高知のけずり芋というので、なかなか売れているらしいですよ。

販売額については、把握はしていませんけれども、やっぱりそういうふうに、熱心に開発をして、外商に乗せて、成功しておると。

このことは、私が例に出すんですから、直接、市長には質問しませんよ。全体の中で考えてください。

そこで、なぜそういうことを言うかという、例えば、今の産業祭、内容を変えてやるということですから、しばらく経過を見ますけれども。これをやめて、本当の産業祭をやるか、実際になった場合、今の、どう言うたらいいですかね、産業振興課が七転八倒して頑張っても、商品は集まらんとするんですよ。

私は、幡多広域でやっても、まずバイヤーが来るような商品は、まず集まらないだろうなど。だから、その前段として、高知県の単位でやっているうまいもの大賞の中に、出品作をふやす

と。その努力は、担当課もできると思うんですよ。

だから、できることからこつこつやって、やがて幡多広域でも産業祭ができれば、バイヤーが来て、例えば輸出の魚にしても何にしても、規模を拡大していけるなという、道はつくっておったほうがいいんじゃないかなと。そういう思いで質問をしているわけですが。

そこで、市長、私もこのまちで35年商売をやって、専門業者がどんどん潰れていく、製造業者もどんどんいなくなる、商店もなくなる。ここで産業振興に、産業祭やるかって、そんなむちゃなことは言いませんよ。ただ、一つの例として、この間、BSのテレビで、私よくBS見るんですけども、鹿児島銀行の銀行員2名が、鹿児島の、当然畑ですよ。ネギとか薬物の野菜を植えているんですよ。それ、テレビで取り上げてましたから、銀行員が野菜をつくっているよ。

それで、野菜づくりは、それほど専門家ではないんですよ。でも、データ化をして、ノウハウを決めて、やがてひとり、バイヤーさんが来ました。なかなかいいものになってますね。短時間でよくこのくらいやれましたねと。もう少ししたら、商品化できるんじゃないですかというような、見込みのある話をしてましたがね。

それは、このテレビは何のために映していたのかというと、銀行が農業をするんじゃないんですよ。銀行が農業をしてもつまらないから。

鹿児島銀行の狙いは、このノウハウを若い人に伝えて、例えば跡継ぎがない農家はお金を融資するにも融資先がない。若い者もやらない。田畑はたくさん余っている。この状況で、鹿児島銀行は、このノウハウを確立したら、経営者を募集して、やりたい人にやらすと。資金を貸す。融資先がないんですよ、今の地銀は。

たくさん預金してもらっても、持って行って、

安全な国債を買ったら、マイナス金利ですから。預けるほど損するんですから。貸し付けするところもない。

余り市内の銀行のことを、名前を出しては言えませんけれども、私のところにも頻繁に来る。

有二さん、ローンは、住宅ローンありますか。あれば私に乗りかえてください。年金の受け取りはどの銀行ですか。私のところでやってくれないですか。全部、手数料と、そういうものが欲しいでしょう。

だから、どこの銀行、このテレビ見てたらいかんから、名前は言いませんけれどもね。

銀行も貸し付けをするところがない。だから農業をやって、農業者を育てる。随分変わりましたよね。

今まで、若い人が担保をもらって、担保があつて保証人がなかったら貸してくれなかった。今は自分で貸付先探すんですから。

なぜこういうことを言うかということ、宿毛市の役所マンがどんなに頑張ったって、商売人は、そんなん育ちませんよね。やる気のある人がいて、行政はまず後押しする程度ですよ。とってくる情報は、経済産業省とか、いろんな政策があれば、それをお見せして後押しをする、そのくらいしか、まずできんと思うんですね。

だから、よく産官学金ですか、金融をつけてないと、まちおこしはできませんよという例が、金融界がとんでもなく変わっていつているということですね。

だから、ある意味では、チャンスかもわからんですよ。人を育てていく。

だから、そういうことをこつこつとやりながら、宿毛市内でもやりたい人を見つけて支援をしていくスキームも、市役所も一緒になって考えれば、とにかく商工会なんかも動かんといかんですよ。

中西清二君が市長をしているときに、創業者

支援というのがありました。経済産業省が、新しく商売する人には、個人で600万円、法人で1,100万でしたかね、上限を決めて、ちゃんとした計画書を出せば、ただであげますよというお金だったですね。

宿毛市では、余り使われてないんですよ。お隣の愛南町は、商工会と一緒にあって、まちの人たちに、こういうのがあるから、新しく商売しないかって探したから、何倍も申し込みがあったと。ハローワークを通じてね。

だから、そういうことを後押ししたり、情報提供はできるけども、何も産業振興課の上村君が、あすから野菜つくれなんて言われても、とでもできないと思いますから。

そんな形で、今のグルメの、グルメと言っちゃあいけませんね。今の産業祭は内容を変えながら、やっぱり地場産品の外商、海外への輸出にもつながるものを市長がやりたいと言えば、その中で、今言ったようなことも考えて、取り組んだらいいんじゃないかなと思うんですが、市長、全体の私の言った考えで、どうですかね。お気持ちがあれば、話してもらいたいんですが。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

産業振興課の課長に、畑をつくれというお話は、なかなか市長として、難しいのかなというふうに思いながら、聞かせていただきましたが。

しっかりと、やる気のある人を応援しなさいということだと思います。また、行政もいろんなアンテナをしっかりと張っておいて、いろんな施策であるとか、そういったバックアップできるような事業を、しっかりととっていきなさいということだというふうに思います。

それで商工会議所のお話も出ましたが、関係団体としっかりと連携を結びながら、また行政

でなければ知り得ないような情報というものを、しっかりとキャッチしながら、またそういうことに長けた人材も育てながら、取り組んでいかなければならないというふうに思います。

また、この産業祭で、地元で頑張って、また成功している方々を、しっかりとそこで見ていただくことによって、地元のまた次に続く創業者といいますか、若者が、自分もやってみたい。ここで、この宿毛の地で起業してみたいんだと、そういう思いになれるような、そんな産業祭でなければいけないなというふうに思ったところです。

少ないながらも、しっかりと産業は育っていると思います。尾崎県政のもと、アクションプランに乗った中で、非常に経営的にも、言い方は悪いかもしれませんが、もうけている方々もおられるんじゃないかと思いますので、そういった方々も、こういった産業祭にしっかり出店をしていただいて、そういった後押しもしていただきたいというふうに思っているところです。

しっかりとこの産業祭を、小さくても核にして、宿毛市の産業の底上げを図っていきたい、そんなに感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 産業祭については、しっかりとした答弁をいただきました。

次の質問に移ります。

まず、道の駅ですね。これは、宿毛市の自民党と宿毛市とが一緒になって、毎年、国交省の高松四国整備局、それから高知県知事に、宿毛の課題を要望しておりますが、前年の要望活動の中で、大体、高知県には10項目程度、インフラを中心に、市長と一緒に要望しておりますけれども、中平市長が、昨年の要望の中に、56号線沿いに道の駅をつくりたいということ、

要望書の中に入れておまして、知事にも、ぜひよろしくお願ひしますというくだりがございまして、私はそのとき初めて、要望書の中を見て、市長はやる気なんだなと。

もともと地方創生の一つのメニューとして、我々も市長とも一緒になって、頑張る地方は応援するというんだから、何かやらないかんねと。例えば、道の駅はいんじゃないかなということ、いろいろ検討して、ちょうど国土交通省の関係で、福井てる先生が、総務省の地方創生の本部の事務局長のようなことを、今度、拝命するというような形で、はっきりした役名忘れまされたけれども、じゃあてる先生に会って、みんなで行こうかと。これをふるさと創生、地方創生の宿毛市の一つの事業として取り上げていただいたら、どのぐらいの支援がくるのかなというように企画をしたんですが、たまたまその日、都合が悪くなって、てる先生と会えなかったけれども、そのまま地方創生のいろんなメニューを見ておる、総務省のメニューを見ておると、どうも、ずばりこの道の駅が採択されるというようなものではないなと。いわゆる子育て支援とか、いろんなものを中心に、総務省が決めたメニュー。

それでは地方は、頑張る地方は、頑張る、そのプランを出してくれと。何でもいいというわけではないなということで、少しトーンダウンをしてたんですが、その中で、市長が知事に、要望書に加えたということは、かなりやる気なんだなというふうに、私は感じておるんですが。

御承知のように、後づけになりますけれども、サニーサイドパークは、宿毛市では道に駅として、今、認められておりますから、まず、市長はそのサニーサイドパークではなくて、新しく56号線ということですが、先に、昨日の原田君の質問の中で、サニーサイドパークのことが出まして、フィッシャーマンズワーフで

すか、私も小学校から英語をやり直したほうがいいんですけども。

このフィッシャーマンズワーフというのは、隣の寺田に、タブレットで調べてもらったら、漁師の波止場となっておりますので、市長が何かグルメのような、貝殻のような、とれたての魚を売るようなところを考えていると言われてましたけれども。

サニーサイドパークも、あのままでは、新しい道の駅をつくられたら、何ともならんでしょうから、両立をさすのか、一本化するのかは別として、まず市長、そのサニーサイドパーク、これ維新博の真ただ中にサニーサイドパークだけしか、うちは持ってないですよ。

そうすると、交流人口ふえる、お金が動くといっても、動かしてもらうところに、とりあえずサニーサイドパークも当てはまってくるんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、もう少し、今の考え方、サニーサイドパークに対する考え方を、ここで少しお聞かせ願えますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宮本議員おっしゃるとおり、近年は、非常に、この幡多路のあたりを見てもそうなんです、道の駅というものが新しくできたり、また、以前あったところが、非常にリニューアルして、いろんな機能を持たす中で、観光客の誘致をしっかりと取り込みをしている、そういった状況でございます。

また、自分たちもそうなんです、県外、それからまた四国から出て行ったときに、必ず調べて、前もって調べたり、また国道を走りながら、看板がありますので、休憩をするのは道の駅というような現状であるというふうに、認識をしているところでございます。

そういった中、本市の道の駅であります宿毛

サニーサイドパークは、平成3年に設置された、既に25年が経過しているところでございます。

当時は、最新のスタイルであった建物も、経年による劣化も進んでいることは、承知をしているところでございます。

道の駅のあり方といたしまして、2カ所に機能分担した施設を位置づけることができないかなというふうに、私、思っております、その一つ目は、既存施設である、今お話のある、現在のすくもサニーサイドパークを活用したいというふうに考えております、地元の新鮮な魚介類、水産物を使った料理の提供や、販売などができる、フィッシャーマンズワープ的な、こういった、いわば道の海の駅のような、そういった施設として位置づけることはできないか。

そしてもう1カ所は、先ほど、少しお話が、これも出てました。市街地に人の流れをつくることのできる場所に、また新たな道の駅を位置づけまして、そこでは地元の特産品の販売や、観光の情報発信などを中心に、またその他機能もあわせもった、まちの核となるような、複合施設としての整備ができないか、そういった検討を、今、始めたところでございます。

要するに、海と、それから市街地の二つの、それぞれ分担した機能を持たせた道の駅の整備ができないかというふうに考えているところでございます。

先ほど、フィッシャーマンズワープというお言葉を使わせていただきました。昨日も使わせていただきました。

このフィッシャーマンズワープ、以前、本当にすごい昔の話になります。まだ私が20代のころに、サンフランシスコのフィッシャーマンズワープに訪れたことがあります。本当に楽しくて、そして何よりも食べ物がすごくおいしくて、また、宿毛の海で育った私にとっては、何だか懐かしいような、そんな場所でありました。

もともとゴールドラッシュの時代に、港町として栄えていた、そこに当時、いろんな色の船が集まってきて、その船員さんたちでにぎわっている中に、いろんなレストランがあって、そういったようなまちが、だんだんと観光客が集まるので、観光のまちとして発展したというふうに聞いているところでございます。

地元では、カニやら、それからロブスターやら、そしていろんな魚ですね、こういったものを、海を見ながら食べれるようなレストランがたくさん並んでいるという、そういった施設でございました。

また、せんだって、議員のころではあります、近畿のほうに、フィッシャーマンズワープという、海の駅を視察に行かさせていただきました。

そこでは、本当に箱だけ、本当に雨露しのぐような箱だけを用意しまして、海が見えるところにドラム缶を半分に切った、その炭の上で網を敷いて食べるところに、本当に関西の高級車がずらっと並んで、こんなに来るのかなというぐらい、人でにぎわっていたのも、体験をさせていただいたところでございます。

そういった体験のもとに、ぜひ、今、宿毛市にあるサニーサイドパークを、そういったような機能をもたせた道の駅にさせていただいて、そして、先ほど国道沿いというお話もありましたが、市街地に人が流れ込むような形を、誘導できるような位置づけのところに、いろんな多機能的な道の駅をつくりたいな、そういうふうな構想を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） これから、ちょっと細かいのをやろうとしたのは、市長がさきに言ってしまったので、これはいいことですね。

細かく私、通告してませんからね。道の駅ど

うするかですから、先に市長に言われたら、後から質問するのは、これもう何ともならんですからね。でも、それでいいんですよ。あなたの考えを聞くことが、一番大事なんだから。

わかりました。二つをそれぞれに区別して、アピールするのもわかりました。

それで、市内にもってくる、56号線沿いにもってくる、道の駅。これは、場所はまだ、別に決めたわけではないですよ。

私は、そこで一言、市長に言っておきたいのは、和田のインターをおりて、与市明のトンネルを抜けるまでは、今の幹線道路は56号ですよ。皆さん、そう思うと思うんですね。私もそう思いますから。

だから、和田のインターおりて、し尿処理場の前、尾崎タイヤの囲まれたところも、かなり広いところありますね。

あそこをやれというんじゃないんですよ。考えとしてね。

それから、56号入ってくると、サニーマートのスーパーの間も、かなり昔は、もっとあいてましたね。

それから今、それを今度、西に向かうと、産業道路に向かうと、四国銀行のあたり、これはまだ今、サニーマートのところよりもあいてます。

でも、ある一定の時期に手を打たないと、家が何件か建つと、また立ち退きをしてもらうとか、いろんなことが出ますので、極秘のうちに進めなきゃいけないんですけどもね、これは、公募するわけにいきませんから。地主さんと交渉して、構想を練りながら、どうせ公設民営という形になるでしょう。だから、場所の選定というのは、非常に、こちらでやらないとできないと思いますから。

昔だったら、あらかじめこんなことを言ったら、地上げ屋がおって、どんどん値上がりする

から、大変なことだったけど、今は地下がり屋がおるぐらいですからね。大変困っているんですよ。

だから、私はその点からいえば、今までは、手が届かなかった。だから、少しへんぴなところにつくっていった道の駅が、今は随分変わってきてますね。これから新しくつくる道の駅は、ほとんどまちの中心部。

旅行者が来る、それからいろいろな交流があるのもいいですが、やっぱり道の駅を核として、そこから都市計画が発生しているようなところがたくさんありますね。いろんなものをつけ加えてね。

そしてイベントをやって、交流をして、その道の駅でおいしいものを食べて、またリピーターとしてやってくると。そういう循環になっているじゃないですか。

だから、場所選びが一番肝心なんじゃないかな。

その次に、産業振興と一緒になんですけれども、人ですね。行政が先になってやったら、まず見事に潰れますよ。本当にやる気のある人がいるのかなと。掘り起こすことができるのかなと、ということが最大のかぎですよ。

それから、もう一つは、20種類やったら20種類、何でもうまいじゃなくて、これだというオリジナルの商品を開発しておく。それを積み重ねておって、産直の物産は、自然のものが集まりますからね。味つけしたものとか、加工したものとかを、これをやるんだという、一つの商品化をいろいろ検討した上で、事業計画、どうするのかということも含めて、私はかなりの準備期間が要ると思うんですよ。

じゃあ箱物をつくった、補充しようやと、誰でも来ますわね、家賃が安かったら。でも、本当にうまいものをつくったり、いいものを出してくれなかったら、私はちゃっといかないと思

うんですよ。やらなかったらよかったと思う日が、すぐにくると思うんですね。

だから、あせらなくてもいいですが、十分に計画を練るといことが、これはもう釈迦に説法になりますから、それ以上は言いませんけれどもね。

そういうことが、一番大事なこと。

だから、今回の新規事業の、おさかなおもてなし事業ね、これちょっと、原田君の質問でしたかね、出てましたので、チラッとわかったんですけれども。

市長、これあんまり長いことやると、時間がどんどん過ぎますから、これはこうなんだというのをちょっと、短か目に説明してくれますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

短めというのが一番難しいんですが、努力をさせていただきます。

この魚おもてなし事業について、「志国高知幕末維新博」において、宿毛市への観光客を増加させるためには、宿毛市の観光の魅力を具現化していく必要があるというふうに考えているところでございまして、以前から、議員も御承知のように、宿毛の魚料理は鮮度、味、そして種類。こういった種類の多さなどが、抜群という声が市民からも聞かれますし、また、宿毛市に訪れた観光客からも聞いているところでございました。

そういった中で、この事業内容といたしましては、著名な料理専門家を講師に迎え入れまして、新鮮な魚を使った、新たなレシピの開発に取り組みまして、将来、宿毛の郷土料理と呼んでいただけるようなメニューの開発を行っていききたいというふうに考えています。

また、情報誌への特集記事の、メディア関係に、そういった情報を載せていただいたり、ま

たのぼりやポスター、ガイドブックの作成なども計画をしているところでございまして、こういった事業の実施によりまして、より宿毛市を全面的にアピールして、またほかの地域との差別化を、しっかり図っていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 大体、わかりました。

市長、先ほど、道の駅が旅行のルート化になっておると、こういうことを言われました。私もそう思うんですね。

昔の旅行は、大体、お寺見物して、自然を見て、何もすることないから、宿で飯食って寝るか。今の旅行は、全くこれ、逆になりましたね。まず、食が第一ですね。それから、体験型で、何かするんだと。釣りするとかね。私は、ゴルフ嫌いだから、余りゴルフしないけど、ソフトボールするとかね。そこへ来て、いろんなものをするじゃないですか。

だから、その後に自然を見て、それからどこか、時間あるから見物しようかと。順番が、1から5が、5から1に逆転しましたね。今、旅行はそうなっているんですけれども。

そこで、私は非常に、今、宿毛は道の駅がないことで、一つは、後づけの道の駅ありますけれども、今は余りいいのがないと。今の状態ではね。

そこで一番心配するのは、この間、政務活動費を若干使わせてもらって、道の駅、見に行っただんですね。内子、江川崎、とおわ。それで、途中で、内子から大洲に寄ってみようかということで、産直市の愛たい菜にも行ったんですがね、これは内子の地元の人が、私ら、からりでは買いませんよ、高いから。あれ観光客ばかりですから。じゃあ、奥さんら、どこで買おうがですか言うたら、そらすぐ、大洲の愛たい

業に行ったら。まあ行ってみなさいよということで行きましたら、立派な商品そろってましたね。

それはともかくいいんですが、内子は内子で観光客多いですからね。

内子は、レジ通過者が42万人、よって四万十は、現在10万人ぐらいですか、来年度17万人にするって張り切ってますけれどもね。新しい店の効果もあるんでしょう、やったばかりだから。とおわに行った。とおわは16万人。

大体、押しなべて、1人レジ通過1,000円ですね。内子は、売り上げ7億になってますけれども、42万人だったら4億2,000万ですから、残りはツイッターで、外商で売っているんですね、だから7億。でも、地元の人を買ってない。

私が望む道の駅は、町の中心につくって、地元の人を楽しめるというのがいいんですけども。

そういうことで、とおわでは、有料で道の駅の駅長さんから勉強させてもらったんですよ。そこで、余り、道の駅が多過ぎるから、競争が激しくなって、食い合いになるんじゃないですかと思っていたら、いつも道の駅の駅長会をやって、それぞれの特色を出して、今のところ、相乗効果が上がってますよと、こういう説明でした。確かに10数万人ずつ来ているわけですからね。

今、全国の道の駅は、平成5年にこの制度ができて、うちのサニーサイド、その前でしたかね、3年いいましたかね。後から認可されたんで、それはいいですよ。だから、その道の駅の全体の数は、この間まで1,050でしたけれども、恐らく1,100ぐらい、もう今はなっているんでしょうね。1年たったら、50ぐらいふえているでしょう。

それで、利用者が大体、2億1,000万か

ら2億2,000万人ですね、利用は。だから、1,000円かけたら、売り上げも2,100億か、そんなになるんですよ。だから、ぴったり、この内子からとおわまで、1人1,000円ですからね、大体、そのくらいの客単価なんですよ。それに合わせて、商売の設備も、いろんなものもやらないかんですけどね。

客単がどれぐらいあるのかというのは、大事なんですけども。私がここで言いたいのは、どうも道の駅のルート、これ愛媛から四万十町へ抜ける予土線のルートですよ。鉄道も、これがあるから、周遊鉄道あるじゃないかといわれてきた。まだ高規格はつながり切らない。

そこが、どんどん人気が上がって、幡多の観光客はどのくらい来るのかなという心配があるんですよ。我々のところに来る客の数が。

余り人気が出てますから、行ったり来たり、愛媛から高知、高知から愛媛へと流れると、四万十市と黒潮町は少し回ってもらったら見れるけど、遊べるけど、土佐清水、大月、宿毛、三原は、完全にこれ、取り残されるんじゃないかなという心配があるんですよ。

というのは、市長も言ったように、旅に出るまでに、みんな便利なものがありますから。私は電話をかけるかだけですけれども、スマホ持ってて。みんな、機能使うんでしょう。決めるらしいんですよ、行くところ。

どんな道の駅が、どんな発信をして、どんなものがうまいか、それを道の駅をめぐることも、目的の一つになっておるような状態なんですよ。

前に、我々が幡多3市の交流会で、ソフトとか、あんなもんやって、スポーツやって、それで勉強もやっぱりせんといかんやろと。勉強会を1時間ぐらい、高知県のいろんな方、県の人に頼んで、お金がないからね。県の人はずっと来てくれますから、でいろいろ勉強した。

市長が議員だったかどうか、多分、そうですね、1年2カ月前に市長になったから、議員でしたよね、そのころは。

それで、私はそのときに、高知県の観光関係のコンベンションじゃなくて、観光の課長だったと思うんですけれどもね。話聞いたときに、高知に100人来たら、幡多には20人行きますと、いう話を聞いたんですよ。435万人以上、維新博で求めるんですから、幡多にも2割は来るでしょうね、100万近く。

そのときに、四万十市、黒潮町で10名来ますと。これ一括して、四万十市に何名来るっていったから、10名ですよ。残りの10名、土佐清水に7名行く、宿毛に3名と言われたんですよ。こっちは余り見なかったですね。

それで、10・7・3、質疑ありませんかと言ったけど、私は臆病だから、そこでは手を挙げなかったんですけどね。

ちょっと、課長に、席おりたときに、課長、ちょっと聞きたいんだが、10・7・3というのは何だって言ったら、あつ、済みません、説明不足でしたと。大月町が4ですと。では、清水と宿毛が3・3ですかと言ったら、そうです。これは、そのときから私は、大月はダイバー、どんどん来てますよね。あれ、2万人超えたとかいってましたからね。それと大堂海岸、あの断崖。これを何とかアピールして、宿毛と一緒にやってやれないかなと。観光をやるときに、私は大月を外したら、なかなか成り立たないんじゃないかなと。余り長い時間、言えないから。

そうすると、清水も当然、仲間ですけれども、三原ね。

往復する大月と愛南町と宿毛の何がなかったら、ここ通らないんじゃないかと思うんですよ。宿毛だけでもだめだ。手前で愛南町、帰りに愛南町。その逆もある。で、三原も回ってもらったり、清水も回ってもらったり、また宿

毛、四万十と、こういう循環をここでつくらないと。

だから、幡多のクリーンセンターか何がやるんでしょう。市長会を。

余りここから先は言えないけど、私は、四万十市は、傷は浅いと思うんですよ。どっちにしても10来るんだから。

でも、来なくなってから道の駅つくったり、産業振興やるって無理ですからね。

私は、そのときドキッとしたんですけども、市長は、今、私の考えを聞いて、ドキッとしましたかね。お答え願えますかね。

もう、議長も昼にしたいようですから。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今のお話を聞く前から、ドキドキしております。

このルート、本当に大切だと思います。

一つ例に挙げさせていただきますと、自転車の、大体、走行距離が100キロから150キロの自転車のイベントがあります。

せんだって、土日に足摺と、それから四万十市のほうでやられたということで、皆さんも自転車400台、500台は走ってましたので、どこかで見られたんじゃないかというふうに思います。

まさに、宇和島の上のみまから、それからずっと、今言われたとおわとかを通過して、大正、とおわのあたりをずっと通過して、それから窪川に抜ける、このルートで、ツーリバービューライトという自転車のイベントがされています。

往復で160キロですので、片道80キロだと思います。

このルートを通られると、四万十市は、中村だけじゃなくて西土佐がありますので、西土佐の「よって」には寄りますが、それ以外は、こ

の幡多路は通らないということでございます。

逆に、先日やった無限大チャレンジライドというのは、宿毛市を今回、拠点にやりましたが、四万十市に入って、それこそ今言った、一部、四万十町も通って、それから以前の西土佐ですよ。西土佐のあたりを通過して、一回帰ってくる。そして次は、三原を通過して足摺岬まで行って、大月を通過して宿毛に帰ってくるということで、8の字を書くということで、無限大という形になっております。

そういった意味で、どこをどういうふうなルート設定をするかによって、この宿毛市がこれから観光客が来るか来ないかということに、非常に大きな影響が出てくるというふうに考えているところでございます。

そういった中で、現在、力を入れているのは、道の駅もそうなんです、道の駅を核としたまちづくりという形の中で、高速道路、ミッシングリンクの解消に向けて取り組みをさせていただいております。

どうしても、宿毛市としては海岸線を通っていただいて、新港のほうにインターチェンジをつくっていただいて、今の和田のインターチェンジと新港のインターチェンジをどう結ぶか、このルート設定という形の中で、一つの核として、絶対寄っていただける道の駅というのをつくり上げていかないといけないというふうに思っています。

また、広域という形の中で、幡多の中で6カ市町村の首長。首長という言葉は僕は使わせていただきますが、それぞれの市町村長が、今、非常に仲よく、いろんなことを提案しながら、ともに取り組みをさせていただいておりますので、こういった形の中で、それぞれの観光地をつなぐような形での取り組み、また今度の維新博でも、それぞれの三つのサテライト会場がありますので、これをつなぐ形での観光の発信と

いうのをしていきたいというふうに思っています。

特に、維新博におきましては、先日、予算を通していただきまして、レンタルサイクルも用意をさせていただきました。

ちょうどこの三つを結ぶと、100キロちょっとということ、非常に、1日でぐるっと回れると。サイクリストの皆さんは、自転車で1日で回りますし、それ以外の方々は、車で1日で十分楽しめるという形になっておりますので、この2年間、こちらの維新博を本当に宿毛市にとっては、絶好のチャンスだと捉えて、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、先ほど、宮本議員が言われた、このルートの設定というのを十分考慮した道の駅の場所の選定をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 宮本有二君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

-----

午後 1時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮本有二君の一般質問を継続いたします。

13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 改めて、またやらせてもらいます。

議長で、途中で切られて、どこまでやったか。道の駅の終わりのほうでしたが、市長も私の危機感と同じ危機感を、もう既に持たれているということで、るる説明を受けました。

それで、道の駅の締めとして、政務活動でも回りました。それから、旅行するたびに、道の

駅も行きましたが、高速道路の食堂ですね、レストランも含めて、私は宿毛市でも、チャンスが一つだけあると思っているんですよ。

それは、どこもおいしくない。はっきり言って、おいしくない。ありきたりで、インスタントをつくって、確かにこれを温めるとか、これを焼けとかいうマニュアルはありますけれども、素人さんでやらないと、職人が全部そろそろわけにいきませんが、余りにも簡単にものをつくり過ぎている。

私も食品をずっとやってましたけれども、非常におろそかなつくり方をしていますから、名物にうまいものなしと言いますけれども、宿毛で絶対うまいものができる。ただ、やる人が、真面目につくらんと、すぐに味が落ちますから、そういう意味では、チャンスがあるんじゃないかと。ぜひ、市長もそのことも頭に入れて、考えてください。

それで、道の駅やめます。もう40分を切りましたから。

次の質問に移ります。

次は、大島橋のかけかえですね。これは、同僚議員の山上君が、12月議会でやったんですかね。そのときの答弁では、廻角橋は、与市明川の堤防のかさ上げと同時にやったほうが、一番スムーズにいくと。でも、錦川の合流点の改修が済まないと、その廻角橋の工事には着手できない、工期も未定だと。

それに対して、同僚議員は、大島は陸の孤島だから、優先順位もあることやから、二つ同時にできないんだといったときに、社会資本整備の交付金が満額回答にはならず、半額回答だから、なかなかゆとりはないというような大筋の話がありまして、私も聞いておって、大島はもう、大分古い橋で、随分、私が議員になってからも、何回も大島の地区から要望が来ました。

これは、大島の橋、大丈夫かよと。早く直し

てくれないかと。

そんな中で、廻角橋が先になった理由。いわゆる廻角橋は、錦川大橋をつくったときに、取り壊しの予定だったんですね。だから、あれがかけかえになった理由、市長のほうから、非常に済みませんが、もう時間がないので、簡単におっしゃっていただけますかね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 架け替えになった理由について、お答えをさせていただきます。

与市明川は、平成13年度まで、河川整備が行われておりましたが、根本的な解決には、周辺の内水対策を合わせて検討する必要があると判断をし、工法等を検討するために、一時中断となっております。

そこで、平成23年度から整備が再開された経緯が、まずございます。

与市明川に隣接する県道宿毛城辺線、これ皆さんわかると思います、農道、農道と言われている部分であります。

こちらは、宿毛西部地域と宿毛の町区を結ぶ生活道路であります。大雨のたびに、沿線の貝塚地区から錦地区周辺の住宅及び道路が冠水をして、通行不能となる、そういった事態となっております。長年の課題となっていたところでございます。

そして、皆さんも御記憶にあるように、平成23年3月の東日本大震災が発生をいたしまして、各地区の避難道の整備を進めていく中で、宿毛駅周辺の住民の避難道確保についても、課題となっていた。この三つの課題がございました。

そういった中、工事の再開をいたしました与市明川河川改修において、流れを一番阻害している箇所でありました廻角橋は、駅周辺住民の避難道として利用されるルートとなっていることから、県の堤防整備と、市の橋梁整備が一体

となって整備することで、河川断面を確保しながらも、整備効果が最大限、発揮され、同時に避難道を確保できるように取り組む必要があると判断をいたしまして、平成25年度から事業を再開した、このような流れになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 廻角橋の必要についてはわかりましたが、じゃあ、大島橋に移りまされども、担当課と話したときも、優先順位が高いのはわかっておると。

一応、強度の検査をしたということで、どんな検査をしたんだと聞いたら、近接目視でやりましたと、ハンマーでたたきわけですね。それで十分なんですかということで、なお、お聞きをしたんですけれども。

この近接目視は、2012年に箱根の笹子トンネルの天井が崩落して、その2年後に国交省が、2メートル以上の橋は、全部、5年に1回、点検しなさいというときに、近接目視が出たと思うんですよね。

そうすると、私は専門家じゃないからわからないけど、担当課長にも、レベル4だったら通行制限になりますから、レベルは幾つなのかというのを、この場で聞いてみたいと思いましたが。そのことは、市長にも言っておけよと言いましたから。

大体、大島橋の近接目視での危険度ですか、レベルは幾つぐらいなんですかね。そのレベルはわかりますかね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その件につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、宮本議員の一般質問にお答えします。

大島橋の検査につきましては、昨年、橋の鋼管の目視は、近接目視をしております。

その判定では、判定2ということです。4段階のうち2ということで、すぐに手当する必要はないというような判断となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 私は、数値のことはわかりませんが、真ん中ということは、すぐに危険だという度合いではないということでございますね。

それで、私の知人に、株式会社長大、日本の大手の、橋をかける会社ですが、それがちょっと、宿毛に来たときに、おい、大島橋見てくれんかと、見に行ったんですよ。そしたら、この橋は真ん中でつないでいるから、相当昔の工法ですねということで、簡単に言うと、橋脚部分の、地上に出ているところを検査しても十分じゃないと。本当にやるなら、海中に潜って、その基礎部分を調べるのが、一番結果が出ますよと、こういうことだったんですよ。

だから、担当課では、音波テストをやれば、もっと出ますけれども、今、それほどの必要はないという判断だったんでしょうが、完全に調べるには、海中にもぐった橋脚の基礎、ここを調べていただいたら、十分安心すると思うんですよ。

その点、市長、調べてもらえませんかね、調べるべきやと思いますが。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

私のほうも、大島橋の重要性は十分認識をしているところでございます。

先ほどお話にありましたように、昨年10月に大島橋の橋脚鋼管についての、近接目視点検

を行った結果、先ほど、レベルで2というお話がありました、課長のほうから。

緊急性の高い損傷及び変状は見られなかったものの、地震に対する強度は不明のため、来年度の橋梁点検の中で、先ほど議員のほうからもお話がありました超音波探査を実施しまして、その結果によって、大変厳しい財政状況ではありますが、緊急防災減災事業債制度を活用した大島橋のかけかえも、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、なお、先ほどお話がありました海中の基礎部分についての調査についても、これから検討をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 市長から、大変心丈夫な回答をいただきました。

緊急防災減災事業債は、尾崎知事が、南海トラフで被害を受けるであろうという、9県の知事と一緒に、国交省にかけ合って、平成26年に終わるはずのものが3年延長になっていますから、なるべく早く海中の検査もして、もし必要があれば、この緊急防災減災事業債を使って、直していただきたいと。

起債充当率100%、交付税70%の返還措置ですから、有利なものを使って、ぜひやっていただきたいと思います。

それでは、次に、通告の順番は、小学校の再編ということにしてたんですが、時間の兼ね合いもございますから、その後回しにしておいた英語教育について、お聞きをしたいと思います。

これは、主に教育長にお聞きします。

英語教育、これは大変なのが、小学校三、四年までおりにきたなど。基本的には、教える側の体制、これが整うのかなという心配がありまして、教育長に質問しますけれども。

国は、研修や外部人材の活用などを支援する

ということになっておりますが、授業時間等の確保は、もう市町村に創意工夫しろということで、丸投げの状態でありますよね。

そうすると、田舎でいろいろ、外部人材もない中で、本当に教科として、現在やっている小学校五、六年生は倍増して、年間70時間でしよう。それで35時間、1こま45分として、三、四年生にも英語活動をするということになりますから。本当にこの体制を、今、どのように考えておられるのか、まずそこから教育長に御質問いたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番議員の一般質問にお答え申し上げます。

小学校における英語教育について、御質問いただきました。

次期学習指導要領の本格実施に向けまして、小学校での英語教育を考える上で、議員も御指摘ございましたけれども、先生方が今まで教えたことのない教科である英語を、いかにスムーズに教えられるようになるか。教員の質を、どうやって確保するかということは、一番の課題であろうというふうに認識をいたしております。

そのため、教育委員会といたしましては、平成29年度に、これは県の事業でございますけれども、外国語教育コア・エリア実践研究指定事業の指定を受けまして、市内の英語教育の推進体制を整備をするとともに、特に小学校の英語教育の指導体制の確立、小学校外国語活動の指導方法、及び学習評価の工夫改善に関する実践研究を行いまして、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成してまいりたいというふうに考えております。

また、現在、2名配置となっておりますALTにつきましても、平成29年度、議会にお願いをいたしておりますけれども、1名増員することといたしております、ALTを単に小中

学校に派遣して、子供たちに英語に親しんでもらうようにするだけではなくて、小中学校の教員の研修にも利用することができないか、検討してまいりたいというふうに思います。

また、県教委におきましても、平成32年度を見据えまして、平成27年度から31年度までの5カ年かけまして、県内の全小学校に英語の教科化に対応できるよう、研修を受けた教員を1名以上配置をするということを目指して、外国語活動研修を行っているところでございます。

議員御指摘のように、教える側の人材を育成することが、全国的な急務となっておりますけれども、宿毛市教育委員会といたしましては、子供たちが英語だけでは当然なく、教育全般にわたって、充実した指導が受けられるように、万全を期してまいりたいというように考えております。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） コア・エリアの指定事業の指定を受けるというのが、ちょっとわかりにくかったですけれども。

もっとわかりやすく、もう一回、言うてくれませんか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番議員の再質問にお答え申し上げます。

外国語コア・エリア実践研究指定事業の内容についての御質問であったと思います。

ちょっと御説明申し上げますと、この指定事業の目的でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、英語教育の推進体制を整備いたしますとともに、小中学校における小中の連携、小学校と小学校の連携、それから小中の連携によりまして、小中学校の英語教育の充実を図り、小学校の英語教育の指導体制の確立、及び小学校外国語活動の指導方法等を、実践研

究を行うものでございます。

この事業を推進するために、市内の小中学校から、それぞれ管理職を1名、それから英語教育担当者を1名、合計28名、14校ございました。28名以上の教員と、それから教育委員会事務局の職員で構成をいたします、外国語教育コア・エリア推進会議を立ち上げ、目的達成のための推進プランを、そちらで作成をいたします。

この推進プランに基づき、年間6回程度の推進会議によって、英語教育の推進体制を確立していこうと。

この推進会議には、県教委からも、アドバイスのための職員を派遣をしていただくとともに、必要に応じて、大学の専門職員によるアドバイスも受けてまいりたい。

さらに、具体的な研究方法につきましては、先ほど申し上げました推進会議で取り上げるのみだけではなく、実践的な取り組みといたしまして、中学校区を基本に、その中学校区の中で、小学校2校と中学校1校で、公開授業等を行うことによって、それぞれ課題等を整理して、市内全ての学校で、英語教育の充実につなげてまいりたいという事業でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 余計わからんようになりましたね。

要するに、私が心配するのは、国も、国のほうで1,000人の、まずリーダーをつくる。これ、英検1級クラスのリーダーをつくる。それで、地方の教員の2万人を、まず教える。それを中核教員にして、それが裾野を広げていく。それが平成28年までにやらなきゃいかんと、そういうものの一環で、県もこういうことをやっていると思うんですよ。

そこはもう時間ないですから、そこから先で

すよね。

じゃあ、宿毛で実際に英語活動を教えるのにALT 1名に対して3名でしょう。それから、担任の先生が若干スキルアップするでしょうけど、ほとんど全国的に、先生の7割、8割以上になるんじゃないですかね。

英検の1級をとっているぐらいの人は、3,400人しかいないというんですよ。小学校の教員で、全部です。それが1%ということですから。分母は34万人ですよ。34万人、先生がおって、英検の1級、大学レベルは3,400人。中高ぐらいのレベルをとっている人は4.9%、1万7,000人。わずか、日本ではそのくらいしか、教員の中で英語に親しんでない。

その先生方のほとんどは、自信がない。能力は判定されているけれども、会話となったら、まるで自信がない。みんな困惑しているということですよ。

そこへもってきて、この宿毛ですから、なかなか難しいと思うんですよ。

それで、ALT 1名ふやして、ALT 1名と、それから担任の先生1人、これが教えていくようになるがでしょう。

そうすると、非常に心配なわけですよ。

ちょっと時間がないですから、心配をどうして取り除くかということで、いろいろ、いろいろなものを読みますと、その東京の足立区では、現在、外部人材、いわゆる民間人、英語が話せる民間人を19名雇って、それで18年までには39名にするとか、それから、我々が行政視察で行った、3回ぐらい行きましたね。岡山の総社の学校と、宮城県登米市の小中一貫の英語特区の学校。それから、市長も一緒に行ったと思いますが、愛知県岡崎市の本宿小学校、これはもう、校長先生なんか、大分前から英語をやらなきゃいけないということで取り組ん

で、民間人のアドバイザー、ALTはアシスタントでしょう。だから、アドバイザーを、助手を獲得して、ALT 1名と担任の先生と助手3名、これが、5人が1組になって、1クラスで授業をしているわけですよ。

そういうのを見てくると、ALT 1名と担任の先生では、なかなかいい授業ができかねると思うんですよ。だから、御苦労をすると思うんですよ。

だから、この英語授業の中で、私が言いたいのは、アドバイザーをまず見つけて、養成しないと、実際に始まったときに、先生に大きな負担がかかって、なかなか進まないんじゃないかというふうに心配しているんですが、教育長はそのあたりについてはどう思いますか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番議員の再質問にお答え申し上げます。

小学校における英語教育の充実についてでございますけれども、議員御指摘のように、現状で、小学校の先生方が、今、五、六年生で外国語活動の授業を、ALTの協力をいただきながら行っておりますけれども、現状、非常に先生方が主体的な授業を行っていくということについても、いろんな課題等もございます。

ALTのほう为主体になっているという部分も見受けられるというような意見もいただいておりますので、そういった状況の中で、今後さらに、五、六年生は英語の教科化、さらに外国語活動については、三、四年生までにおりてくるという状況の中で、現状の先生方に、非常に負担がふえることは事実だと思います。

そういった意味から申しますと、議員が御指摘のように、先生一人だけではなしに、ALTもしっかりと配置し、さらにその上でアドバイザーという形が理想であることは事実であると思います。

ただ、宿毛市におきまして、英語アドバイザーなる方々の人材がどれだけ確保できるのかという問題、それからさらに、財政的な問題もございます。理想を言えば、ALT1名、アドバイザー1名を、全ての学校に配置できれば、それでも今の現状から比べたら、各段に改善がされると思います。

ただ、岡崎市の本宿小学校ですか、そちらのように、先生に加えてALTに、さらにアドバイザーを3名の5名体制で教育を行っていくという、そのような状態が、宿毛市で可能なのかどうかというのは、非常に、今の現状では厳しいのではないかと思いますけれども、議員御指摘のように、先生方の負担も考え、できれば、そういった方々、人材についても、いわゆる調査もしてまいりたい。また御協力いただける部分は、ぜひとも市内の皆様にも御支援もいただきたいというふうに考えております。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） ほかに言いたいこともたくさんあったんですが、自分の時間の配分を間違えましたので。年ですね。

おっしゃるとおりだと思いますね。ただ、できるだけアドバイザーを獲得するということを務めてないと。日新館事業でも、アドバイザーはなかなかいなかったですよ。私も日新館はいいなと思ったんですけども、なかなかうまくいかないですわね。

聞いたときに、心配で日新館どうだといったときに、地方創生のメニューにもなかなか入れないというような形で、難しかったですね。

アドバイザーは、市長にもお聞きしますが、ボランティアというのでは、限界があると思うんですよ。教育委員会が探しても、ボランティアといったら、なかなか責任感もないじゃないですか。だから、今、教育長が言ったように、ぜいたくな配置はできないけれども、

ひとりでもいれば、非常に担任の先生も助かるし、アシスタント3人ぐらいでは、なかなか思うように、小学校においていけないと思いますからね。

ぜひ、アドバイザーを探して、岡崎市に行つて、本宿に市長と行ったときにも、私は校長先生のお言葉を覚えているんですけども、外部人材のアドバイザーは、そんなに英語上手じゃなくていいですよ。子供と話しているうちに、だんだんとその方々も上達すると。なれてきますから、そんなに、あんまり英語が堪能な方を探したら、なかなかいませんからねということ。

やっぱり両方が上手になっていくということからいえば、こちら側からアドバイザーになってくれないかといったら、頼まれた人は、余り話せないから、私はちょっと、資格がないんじゃないかと思われる方でも、やっぱりALTがついて、アドバイザーに要請したり、担任の先生と話したり、いうこともスキルアップですれば、だんだんといい外部人材のアドバイザーがふえるんじゃないかと思うんですよ。

このままほっとくと、向こうにもプレッシャーがありまして、私の言葉が通じるのかとか。だから、そういう意味では、予算をつけて、アドバイザーを幾らかで、有料で来てもらって、そういう組織をつくるべきじゃないかと思うんですよ。

その点、市長はどのように考えますかね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私本人も、先ほど、議員がおっしゃられるように、岡崎市の本宿小学校のほうに行つて、見させていただいております。

本当に、素晴らしい授業を行っているなというふうに思いました。

私たちが英語を習っていたあの時代とは、かなり社会情勢も変わって、グローバル化という形の中で、そして子供たちに対する学習指導要領もどんどん変わっていく中で、当時は考えられなかったような、要するに小学校で英語教育をしなければならない。しなければならないのに、そこにいる先生たちが教えることに対して、非常に不安を持ってられるというのが、今の現状だと思います。

そういった中で、先日も少しお話がありましたように、小学校のほうに中学校の教員が行って、一緒になって教えることができないのか。また、少しあった小中一貫教育、ああいうふうな形の中のこと、考えていかなければならない、そういったような社会情勢になってきているのかなというふうに感じたところでございます。

そんな中で、民間の力を利用して、ぜひ宿毛の小学校、子供たちに、教育の中で、しっかりと英語を教えていく、そういう取り組みは必要だというふうに、私自身は感じているところでございます。

何よりも生きる力、宿毛市はキャリア教育という形の中で、生きる力を育てまいりましたが、今からは、語学力といいますか、英語を初めとする、いろんな言葉が話せる、そうじゃないと、なかなか生きる力を見い出せない、そういうふうな社会になっていくのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 市長の考え方も、前向きで非常にいいと思いますから、そのような方向で頑張っていたいただきたいと思います。

日新館は、諦めずに何とかやってくださいや。日新館、白虎隊も会津若松の藩校がつくった日新館で学んだんですけれども、ならんものはな

らん。これは、できんものはできんじゃないですよ。やっちゃいかんことはやっちゃいかんものですから。ぜひ、頑張って、日新館事業をやってくださいよ。

幼児のころからは、覚えやすいですけんね。

それで、最後の小中学校再編計画についてを質問いたします。

これは、ぐっすりやろうと思って、平成19年の中西市長のときに、私、議長をやりました。それで、この計画をつくって、ダブルコストは払えないから、古い学校、たくさん残して耐震したら、40億かかると。新しくやりかえたら70億。シミュレーションをつくって、財政の裏づけもして、28、29、30年が返済のピークだが、平田、山奈、東中学校ができる32年までには、何とかやっていけると。

ただ、行革の真ただ中でしたから、行革大綱には、きちんとスケジュールは移してないから、若干狂うかもしれません。

狂いましたね、10年狂った。細々やろうと思ったけど、大体、きのう来の山戸君の一般質問でも、またきょう、山本英君の一般質問でも、いろいろ出ましたから、これ以上、私が細かく言っても、意味のないことですから、細部にわたって、私が申し上げることは、もう省略をいたします。

そこで、私も一言、この10年間携わってきて、いろいろありましたけれども、私が思う、大事なことと思うのを申し上げますから、それに対して、教育長と市長の最後の答弁を求めたいと思います。

私は、一番肝心なことは、主人公の子供たちが、まずあの当時、2,030人いましたね、平成19年。今は1,500人を割りました。これが、学校をもたもたしてたら、再編ができたころには、1,000人を割るかもわからない。土佐清水や安芸もそうだった。もう流れは

そうになっていますよね。いつもでも議論はできない。

そうなりますと、主人公の子供たちの、まず教育環境を整える社会に通じるように、アクティブ教育をすとか、いろんな文科省のメニューもふえてますから、それに耐えられるような教育環境を、まずつくる。複式を解消する。そして、簡易耐震はしたけれども、これは十分じゃないんですから。地震が来た後には、教室は多分、傾いて使えなくなるだろうから、事前防災で、安全な校舎をまずつくる、これが二つ目。

それから、国は、これからどんどん、削れるものは削れということで、地方交付税削ってきますよ。社会保障費が増大して、今、14兆要るものが26兆円にもなる。それは7年後、我々の団塊世代が後期高齢者になったときにピークになりますよ。そのときは、満足な教育予算も来ないかもわからない。

打出の小づちがない以上は、国の支援を得れる今のうちに、もう決めて、財政の裏づけをもった計画をしてくれと。

だから、教育環境と校舎の安全と、財政の裏づけ、この三つがなければ、進まないと思いますから。

それから、パブリックコメントを求めて勉強に行くこともいいですけれども、市民の声を求めることもいいですけれども、一定のところ区切りをつけないと、もう10年間、小中一貫教育も、相当勉強しましたよ。これが呉に行くのはとめませんけれども。

もう、ここら辺で、教育委員会教育長、そして市長、お互いが話して、住民の声を聞いて、いいところは吸い上げて、ある一定のときに、決断しないと、もう進まないと思うんですね。

これから先、10年、15年がたってたら、逆に言ったら、子供がどんどん減って、何ともならなくなるかもしれませんから。

その思いを最後に告げて、それに対して、まず教育長から御答弁を求め、市長に答弁を求めて、終わろうと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

学校再編問題について、教育委員会として、しっかりと再編計画を立てて、取り組んでいくべきではないかという御質問であったと思います。

議員も御承知のように、現行、平成26年に策定をいたしました再編計画がございます。その再編計画において、先ほど、議員から御指摘のいただきました、いわゆる複式学級の解消、子供たちのよりよい教育環境を目指す中で、複式学級の解消というのは、何としてもやっていかなきゃいけない。

ただ、現行再編計画におきましては、タイムスケジュールでありますとか、枠組みでありますとか、そういった明確なものは、平成22年の策定時の再編計画とは違ってございません。

したがいまして、教育委員会におきましても、その再編計画につきましては、改めてこれでもいいのかということも含めて、見直しをしてみたいと。

それから、子供たちの安全対策も、これはもう当然のことであると思っております。そういった意味合いからも、現在、一番懸案となっております宿毛小学校につきましても、教育委員会といたしましては、今議会で市長のほうから、建て位置等についても、この3月末を目途に、方向づけをしてみたいというお話をいただいておりますので、教育委員会も、今現在、市長と協議を重ねておる最中でございますので、委員会といたしましても、できるだけ速やかに、議会を初め、保護者の皆様、地域の皆様に、そういった結論を報告できるように、努力してま

いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 学校再編計画につきましては、先ほど、教育長がおっしゃられたことに関して、基本的に私も同じ考えでございます。

再編計画について、教育委員会のほうが前向きに検討していくということであれば、それと一緒にあって、私どもも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、学校の建てる時期等につきましては、昨日までの一般質問で答弁させていただきましたように、3月末のあたりを目安として、検討をしていきたい、ともに考えていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、子供たち、10年、20年後の将来を見据える中で、どういうふうになっていくのか、しっかりと考えながら、今の教育も考えなければならないし、また財政的な部分も、市長としてしっかりと考えて、当然、起債を起こして、借金をするという事は、今の世代だけじゃなくて、子供たちに借金を背負わすということになりますので、その子供たちがしっかりと、納得ができるような形での財源、お金の使い方をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 時間が来ましたので、山本 英君がよく格言を言いますから、私も今ちょっと、考えた、2分ぐらい残る。でも、いいのが思いつきませんけれども、市長が将来の子供たちに残せるような、そういうような意味のことを今おっしゃいましたので。

アメリカインディアンは、あの広い原野で、土地たくさん持っていますね。あれは親からもらった土地じゃないんですね。彼らの考えは、

未来の子に預かっているんだと。だから、財産権とかいうものは、考えんですね。

我々は小さいとこへ住んで、仕切りをして、自分の親からもらったというけど、第一は、未来の子のために預かっているんだと。主人公は未来の子なんだと。

もう早くこの問題も片づけないと、誰のためにもならない。この10年、次の10年を過ごしたら、我々が議論した主人公は、成人式をとっくに過ぎていて。誰のために議論しているのかということで、よく考えて、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。

ちょうど一般質問を終わる時間になりましたので、終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

-----

午後 2時13分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

宿毛小学校改築3案について、お尋ねします。

1番として、現校舎の北側に建てかえる案について。

萩原北側の高台の用地購入が困難になり、平成26年12月議会の議員協議会において、前沖本市長から、現在地の北側の民有地を購入し、現在地に建設することが、考えられる最善の方法ではないかと判断した、との方針説明があり、その後も、前市長は、町区の住民に対して、用地交渉が成立するという条件ではあるものの、現在地に建設したいという話をされている。

そのため、町区の住民も、現在の宿毛小学校の用地に建てかえがなされるものと思っている

方々も多いと考える。

現在、宿毛小学校の北側及び東側の民有地の建設用地交渉を行っているとのことであるが、用地交渉が進むのであれば、行政の継続性もあり、現有地を有効に活用して建設する。この案で建設すべきではないかと考えるが、教育長並びに市長の所見をお願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校の改築に関しまして、御質問いただきました。

本件につきましては、今議会の山戸議員の一般質問の中でも御答弁をさせていただいたところですが、これまで、保護者や地域の皆様との意見交換において、第1案と第3案をお示しし、それぞれの案に対しての御意見をお聞きし、現在、市長部局と協議を重ねている段階でございます。

議員御指摘のように、平成26年12月議会におきまして、宿毛小学校の敷地内に改築することが望ましいとの方針を御説明させていただいたところでありますけれども、その後、中平市長になりまして、新たに第3案が出てまいりまして、改めて第1案と第3案を、保護者の皆様や地域の皆様にお示しをして、御意見を伺っているものでございます。

今後、市長部局とも協議を重ね、できるだけ速やかに方向づけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

教育長と同じ考えでございます。しっかりと協議をして、進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長も御存じのこととは思いますが、まちの方々、また特にお年寄りの方々、前市長、沖本市長が言った、現在地で建ててくれるということが、頭の中に組まれているような状態で、僕らも一応、こういう3案が出てきたと。それは確かに、沖本市長のときはなかった問題やけど、教育のあれから考えて、わしらみたいな古い頭ではわからん。

そやけど、今の若い子が、やっぱり3案がええというんやったら、3がということも、多少考えてもらいたいという話は、時々するんですけども。

ばかの一つ覚えで、おまえみたいなばかなことを言いよったら、誰っちゃおまえというようにあしらわれるわけですよ。

相手が80過ぎた人ですから、私もばかとかあほとか言われても、それほど頭にもきませんけど、やはりそういうようなので、どうしても昔の宿毛小学校というイメージが強いんでしょうかね。

何度言っても、もう一度言ってくれというようなわけで、私もできる限り、保護者の人とは余り話しませんが、年寄りの方々、そういう方々とは、話しているとおりでおります。

日に30分ぐらいは、最低、呼ばれて話します。

そういういきさつもありまして、できる限り、私も、教育関係の方々とも話したりして、3案の小中一貫校がいいですかという話もしますけれども、学校の先生自体も、父兄とかの人の前では、よう話さんがです。私らはわかりませんというて。

今から、なったらなつたときに考えることであつてというような、はっきり言ってくれる人でもおれば、また話も違うかもしれせんけれ

ども、そういう状態で、まだまちの中では、余りこれで進めてほしくないというようなうわさもあります。

もうちょっと、私もそういうことについて、頭がよければ説得もできるんですけれども、まだ説得の段階まではいってないのが、今の状態です。

いい案があれば、ひとつそれで教えてもらえませんか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の再質問にお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、子供たちにとって、どのような形が一番望ましいかと言うことで、今、まさに市長部局のほうと協議を重ねている最中でございます。

保護者の皆様、それから地域の皆様との意見交換の場においても、今、濱田議員から御指摘をいただいたように、地域の皆様の思いというのは、重々、私どももお聞きをいたしておりますし、そういったものも含めて、市長と教育委員会とで、どういう形が一番望ましいかということ、できるだけ速やかに、早急に協議を重ねて、方向づけをしてまいりたいという、先ほどの、地域の皆様の説得ということはなかなか、我々としては、できるだけ今回の意見交換会は、地域の皆様の御意見をお伺いさせていただくということでございます。

それを踏まえて、最終的に、何回も申しますけれども、市長と教育委員会とで、よりよい方向づけをしてまいりたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、教育長から答えを出してもらおうと思ったんですけれども、なかなか答えまでにはいかないような状態でございます。

でき得れば、私も生徒たちのこともある、また地震もあと30年以内なら7割の確率でくるとか、いろいろなことを言われていますから、できるだけ早く、この問題は解決していきたいと、そのように思っておりますけれども。

しかし、私のところは、喫茶店というあれをしているから、皆さん簡単に来てくれて、いろいろと忠告ばかりしてくれるわけです。

そして、仮に私のほうが、そうじゃないよとか、何とか言って、高飛車なことを言うと、議員になったら偉いもんじゃのうというような、頭ごなしで怒られるような状態でございます。

市長がそういうところにおれば、一番いいんですけれども、市長はあいにく、そっちのところにおりませんから。

そういうことで、私もできる限り、皆さんの意見に、考えてみたら、私一人がずっと反対をしているみたいな状態ではございますので、皆さんには、まちのお年寄りの方々には、私もその都度、言ってはおりますけれども、悪いんですけれども、3月議会で、濱田さん、これはもう、中平市長は学校を建てるということに踏み切っているように思いますがって、そういった、前の市長みたいに、というような話も出てきて、そんなばかな話はよしてくださいと。

それほど、お年寄りの人たちがバイタリティーに、若いPTAの、うちへ来る奥さん連中は、割合、常識があるいうたらおかしいですけども、常識的な話をしますけれども、お年寄りの方は、頭ごなしに、怒鳴られるような状態で、私も受け答えしているようなわけでございます。

それで、一応、2番目の、もし土地が買えない場合、その土地の隣から買い足して、そしてL字型に校舎を建てる2案ですね。これは、まちのお年寄りの人たちも、これはもうなくなつたんだろういうから、いや、なくなつてはいけません。まだ協議はしている最中でございますと。

そんな隠してもいけないというようなことも、時々受けますけれども。

そしたら一応、私が、そしたら議会のほうへ、一応、市長のほうなり教育長のほうなり聞いてみますから、それで判断してくださいという答えで、打ち切ってますけれども。

もう完全になくなったという話ではありませぬね。お答えを願いたい。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の再質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校の建設に当たって、第2案ということでございますけれども、議員御指摘のように、宿毛小学校の北側の購入予定の用地の中に、未相続の用地がございまして、相続手続が長期化する可能性がありますことから、その用地を除いた敷地内で施設の整備ができないか、ということで提案をさせていただいた経過がございます。

しかしながら、そのまま内部で検討をする中で、第2案につきましては、校舎を改築する用地の中に、校庭等を十分に確保することができない。もともと宿毛小学校の校舎を建設するに当たりましては、敷地内で全ての教育活動ができるような方法ができないか、今の現状のように、市道をまたいで、校庭に行き来することのないようにできないかという経過もございまして、第2案でいきますと、どうしても用地の問題等から、今の、現在の校庭との行き来を中断することができない、そういったこと等で、今現在は、第2案については、教育委員会としても、市長部局としても、考えておらない。1案と3案で説明をさせていただいているという状況でございます。

もちろん、第2案が100%ないという意見をお聞きしてますので、第2案がいいという御意見もあるかもしれません、今おっしゃいまし

たように。それはそれで受けとめさせていただきますけれども、教育委員会としては、望ましい教育環境ではないというふうに、判断をいたしております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 中には、第2案でもいいから、ぜひとも今のところに建ててくれという方たちも、多少おります。

また、これは第1案とは違って、少数人数になりますけれども、それでも構わんから。俺はどうしても、あそこに残したいというような方々もおるといことは、考えていただいてもraitaito、そのように思います。

それでは、3案について。

中学校校庭に小中一貫校を改築する。一体型校舎になることへの不安材料。第3案については、小学校と中学校が一体型の校舎になることに対して、小学校、中学校には、それぞれの特性もあり、1時間の授業時間が、小学校では45分、中学校では50分との違いがあり、混乱するのではないか。

また、階段の高さの基準もそれぞれ違っているとと思いますが、そのような点は、どのように仕分けしていますか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、小学校と中学校では、それぞれの特性がございまして、施設一体型校舎を整備する上で、対応しなければならない問題は幾つかあろうかと想定されております。

しかしながら、調査資料等を拝見する中では、こうした施設は全国各地で整備をされておまして、特性の違い等に起因して、重大な課題となっているケースは見受けられておりません。

議員より御指摘のありましたチャイムの点につきましては、私も最初、教育活動に影響が、

若干あるのではないかというふうに考えておりましたけれども、しかしながら、本市の中でも、施設一体型に近い小筑紫小学校と小筑紫中学校におきましては、両校の先生方にお聞きする中では、チャイムの音色を変えているということから、教員はもとよりですけれども、子供たちも教育活動への支障は全くないということでございました。

さらに、施設一体型の教育活動を行っております篠山小中学校でございますけれども、そちらでも同様であり、日常の教育活動の中で、チャイムの時間差、5分の時間差が、子供たちの集中力でありますとか、そういったことに影響があるということは、全くないというふうに認識いたしております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

これは、父兄の方ですが、やはりチャイムの音でも、始業と終わったときとか、いろいろと、それは変に聞こえるんじゃないだろうかと。そして、片一方は終わった時間、片一方は始まる時間、ずっと5分ごとで狂うてくると。そうしたときには、そのときのあれは、濱田さん、どう考えますというて、私に言うから、それは私はわかりませんと。

そういうところに、学校なんかには視察に行ったことも、私自体はありませんからというので、答弁は、私はしませんでしたけれども。

その段差の問題なんかも、例えば小学生やったら、身長が違うから。今度は、中学校のどこへ行ったら、つまずいてこけるのではないだろうとか、そして、エレベーターはついているんだろうとか、いろいろな質問を、私も受けて、もう今どき、新しい学校で、エレベーターもないという学校はないとは思いますが、という私なりの判断で答えらせてもろてますが。

でき得れば、こういう音色であるからとか、

というようなのが、もしでき得れば、学校なんかで、終わったらこういうチャイムが鳴る、そして今度は、始業のときはこういうチャイムが鳴る、それも私らに聞かせてもらえんのかという父兄の方もおりました。

もし、教育委員会でそういうのをとってきているようであれば、携帯じゃなくて、あれでもとって、おたくなんかには知らせますというお話はしましたけれども、その辺はあれですか、私はわかりませんけど。

例えば、キンコンカンとか、いろいろ音色はあるでしょうけれども、それで完全に、子供らにはすぐになじめるような音感にしていますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

施設一体型に近い、小筑紫小学校におきましては、小学校、中学校のそれぞれの音色を決めております。

済みません、どういうチャイムであったかという、具体的には、ちょっと今、こちらで御説明できませんけれども。

実は、私も小筑紫小中学校には、何回も訪問をさせていただいております。議員が御指摘いただいた部分についても、若干、気になっておりましたので、特に小学校の児童の授業を拝見する中で、中学校のチャイムが鳴った時の状態をずっと、一定見させていただきましてけれども、先ほど申し上げましたように、子供たちはしっかりと先生のほうを、前を向いて、チャイムの音を全く気にすることなく、授業をずっとやっている。中学校も同様でありました。

ぜひとも、濱田議員に、そういう問い合わせのあった方々にも、学校も、それこそ自由に行っていて、見ていただくことはできますので、そういう状況を、実際に見ていただければ、御理解

をいただけるのではないかというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 一貫教育のメリット、デメリットについて、できれば出していただけないでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

小中一貫教育のメリット、デメリットということでございますけれども、デメリットというのは、非常に子ども考えにくいのは、唯一、いえるのは、中学校の先生方の負担感というのが考えられるのではないかということはおっしゃっております。

ただ、全国、広く今、小中一貫教育の取り組みが行われておまして、非常に効果を上げている。それは学力向上の面でありますとか、それから生徒指導上の問題。特に、小学校の課程を終えて中学校にいく段階では、環境が大きく変わってまいります。

そういったことによる不登校の問題であるとか、生活上のいろんな課題について、円滑につながっていき、まさに9年間をつなげていけるようになる。

さらに、中学校の上級生の生徒の皆さんが、小学校の子供たちに対する思いやりの心ができる、小学校の子供たちは、中学校の生徒たちを見習おうとする気持ちが生まれてくるとか、メリットはかなり、いろんなメリットが言われております。

宿毛市においても、ぜひともそうなるように、研究をこれからしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、メリットの話ばかり聞きましたけれども、デメリットのほう

は、どういふような。できたらお願いします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長。

先ほど申し上げましたけれども、小中一貫教育、それから昨年、視察させていただいた義務教育学校もそうですけれども、その義務教育学校の校長先生の話もお聞きすると、小中一貫教育、特に義務教育学校なんかは、子供たち、あるいは保護者にとってのデメリットはほとんどないと思っているというふうにおっしゃいました。

ただ、先生方が先ほど言いましたように、特に中学校の先生方が、小学校への乗り入れ授業、きょうもございましたけれども、例えば英語の授業であるとか、あるいは理科の授業であるとか、そういったところに、5年生、6年生の英語や理科の授業に、中学校の専門の先生が入ってくる。そうすると中学校の先生は、中学校のカリキュラムだけではなしに、小学校のほうにも入っていかなくちゃいけない。そういったことから、小中一貫教育を進める上では、施設一体型が、より先生方の負担の軽減にもつながるといふふうにおっしゃっているのではないかと認識しております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、1案から3案について尋ねてみましたが、やはりまちの方々のあれを要約すると、行政の継続性という意味では、私が話す人たち、私より年長者の方が8割ですけれども、そういう方々は、やはりどういふわけか知らんけれども、今の小学校を物すごいあこがれているわけですね。

そして、もし仮にあそこがなくなったら、宿毛の21件のあれはどうなるのか、そういう話まで出てきます。

ほとんどがあそこを取りまいて、あるのじゃ

ないのかと、そういう話もいろいろありまして、私自身も、年寄りのいう人たちのことは、なるほど、なるほどと思って、今まで聞いておりますけれども。

やはり、今はちょっと体を悪くしております、余り接触してないんですけれども、その方なんかも、物すごく、あそこでないといかんとというような方もおる。

そういう意味で、私はできる限り、あそこも一つの候補として、3月いっぱいまでに、一応、そら危険もありましょう、そして、あれもありましょうけれども、でき得れば、ほかの人をなだめる意見も、多少、出してもらいたいと。

なだめる意見というのが、例えばこういうことがありますね。

中学校の開設は、新校舎によると、老朽化の交付金ではまだできない。橋上中学校の統合ならば、交付金が出るが、橋上が東中とあれる場合には、宿毛中学校には交付金が出ないという、それが小中一貫校なら出るんですか。

宿毛中学校は、まだL1で耐震してから、余り長くたっていないから、交付金が出ないと。出ないということは、全額、市費で出さんといかんと、そういうようにとっている人なんかもおるんです。

それはどのように考えたらいいんでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、宿毛中学校を単体で建てることについては、補助率、耐震化をしている校舎でもあるということで、国のそういった補助金は、今の段階では、そのままの状態では、考えられないという状況でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

そしたら、割合はどのようになりますか。全

額とか、7割とか、いろいろありますわね。補助金の。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、通常、学校を建設するに当たっては、補助対象経費の3分の1が補助になります。

例えば、学校統合等に伴いますと2分の1の補助金が対象になるということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） いろいろと教えていただきましたので、お年寄りの方々も、もう一度、説得はしてみます。

そういうことで、私も今回も、地震とかそういうこともあるから、ええかげんで、もうええことないかいという人も確かにおるんです。おるけど、それはいかんでという人のほうが、まだ数は多いわけです。

それで、でき得れば、デメリットではなくて、メリットのほうを教えてもろた、交付金もこうこうで、こればあでできるからとか、そして一応、津波に遭っても、5階建てなら、いなり、忠霊塔のほうに避難路も、橋もつくるからとか、そういうようなことをいって、年寄りの人たちを説得はしているんですけれども。

私自体も、その話はいかんいうて、余りにも言ってたんで、なかなか、さっと、一遍に戻すわけにもいかないんですけれども、子供たちのことを考えると、余り長くは引き延ばしてもいけないんじゃないのかというので、多少は折れてきているような状態でございますけれども。

市長にお聞きしますけれども、市長がまちの年寄りの人たちとも、もう一度、会話の機会もつくっていただき、こうこうだからというように、穏便に話をさせていただければ、ある程度は、

あれするのではないだろうか。大事にはならなくて済むのではないだろうか、このように思っていますが、市長の答弁、お願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

濱田議員におかれましては、子供たちのために、大変、御配慮をいただくような形の中で、またいろんなところに、しっかりとお話をさせていただけるということで、大変、ありがたいと思っております。

そういった中で、先ほど、お話がありました、町区の方であるとか、御年配の方々に対して、また説明会をということでございます。

地域説明会、一定させていただいて、いろいろな御意見もいただいております。また、いろんなところの代表の方と言われる方であったりとか、とも、お会いをして、お話もさせていただく機会もつくってきました。

そういった中で、一定、どこかのところで結論を出していかないといけないというふうに思っておりますが、ただ、こういったお話は、これからもずっと継続をしまいらいますので、どこがパンと切って、もうあなたたちの意見は聞かないとか、そういうことではございませんので、その点については、しっかりと御説明をさせていただきたいと思えます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、小学校の個室トイレ設置についてお聞きします。

時間中にトイレに行って構いませんかと、先生に許可をいただき、トイレに行ったそうです。すると、生徒がトイレに行った後、先生がトイレは休み時間に行くようにと、生徒たちに注意をそくしたそうです。

しかし、その後、「くそつたれの〇〇」とか、そういうようながで、行った生徒を大分いじめ

たらしいです。そうしたところが、その子供が、それから朝食を食べなくなった。そしてそのまま学校へ行くというような状態が続いたそうです。

それで、どうしてですかと、私が聞きますと、御飯を食べると、30分とか40分かたつと、トイレに行きたくなる。そしたら、トイレに行ったら、その前でスリッパを脱ぐ。そしたら、そこに名前が書いていると。そしたら、誰やらがトイレに入っちゃう。うんこしよると、そういうような話を、生徒らがすぐするらしいです。

でき得れば、そういうことがないように、個室トイレをつくっていただけないでしょうかという話をしました。ああ、そうですか、それなかなかあれですね。

この間、冗談で、ある先生にしてたから、ネーチャーコールドミーという言うたんですよ。そしたら、何ていう意味だっけ。自然が我を呼ぶという意味じゃいうて、そう言うて冗談いうてあれした。そういう話がありますかいうたら、余り聞いた事ありませんと。先生のほうが大変で、それで、PTAのほうが真剣に考えておりましたね。

何日も不登校になって、行かなかったと。そういうこともやっぱり考えてやらんといかんのかなと。

そして、考えてみますと、いろいろと調べてみたら、全国的にも個室トイレが大分できていますね。

そして、私なんかは、個室トイレというと、余りええ感情は持ってないんですよ。なぜかという、私たちの小さいときは、トイレに行つて、小学校、中学校時分つて、土手に遊びに行きますから、チャンバラなんかしますから、それであれしよつたら、トイレにいきたくなつたら、土手の上でやるとか、そういうことは平気でやって過ごしてきた時代の男です。

だから、そういうように、余り女性みたいな考えは持ち合わせていないというのが本当の話で。

しかし、やはりお母さんらにしてみりゃ、学校に行かなくなると困ると。だから、どうしてもこれはひとつ、新しく建てるがやったらなおさらのこと、全国的にもそれはやっていると。そら金も多少かかるかもしれんけど、そういうことも先に取り上げていただきたいと、そういう話を伺いました。

それで私も、ああ、それは確かに、そこまで言われると、私もそれはそうですねといわなきゃならないような状態になりまして、僕もちょっと、次に、学校の問題で質問してみようと思ひよるから、その問題もついでに質問させてもらいますというので、そのお母さんには、PTAの方には、そう申し上げました。

私みたいなものが、全然、お母さんらの感情が違うんですね、取り方が。私なんか、個室トイレでやると、かえってトイレが汚されやせんかと。男は男のトイレのほうがいいというように判断する時代なんです。

それでも、父兄の方にしてみりゃ、一生懸命、私を説得しようとして話してくれているので、ああ、なるほどなと思っ、わかりました。そしたら、次に必ず言わせていただきますというような話もしてきたわけでございます。

でき得れば、個室トイレについて、教育長はどのように考えているか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

市内の学校におけるトイレの使用に関して、子供たちがそれに対してやゆをしたケースがあるということでございますけれども、議員御指摘のように、全国的にそういった問題を取り上げて、改造しているところもあるというふうには

聞いております。

特に、思春期のお子さん方は、非常にそういった部分を気にされるお子さんもたくさんいらっしゃるでしょうから、そういった意味からも、これは大事なことであらうとは思ひます。

ただ、学校で大便をすることがからかいの対象になるということ自体が、私は問題があると。まずそうならないような学校の雰囲気づくりというのを、ぜひとも学校として考えていただきたい。そういったことで、その点につきまして、市内の学校において、こういったことがあったということは、また校長会等を通じて、お話しさせていただいて、ぜひともそういったことのないようにということ、周知をしまいたいというふうに思っております。

その上で、議員が御提案がありましたように、個室トイレの設置でございます。確かに、男子トイレで、男子用トイレを全部撤去して、いわゆる女子トイレと同じような状態にすれば、個室になっておりますので、大きいほうか小さいかというのは、外からはわからないということは確かでございます。

そういったこともありますので、今後、関係学校現場等の御意見をお聞きし、また他の市町村の状況等も研究する中で、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今のあれは、なるべくよろしく願いいたします。

それから、犬とか猫等の不妊・去勢費用の助成についてでございますが、全国的に、今、こういうあれは法令にも、つくるように、それは全国的に進んでいると思うんですけれども。

今、宿毛市で大体、これは教育長でないんですけれども、犬・猫はどのぐらいおりますか。

いや、飼われているが、犬は、前に1,60

0頭と聞いておるんです。前に、俺の質問のときに。誰か知っている人がおれば。

一応、1,600頭とかと、犬は聞いてたんですけれども、今、宿毛市でどのぐらいの犬が登録されているか、わかる人がおれば、答えていただきたい。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

わかる者がおればということですが、通告のほうが市長となっておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

宿毛市における犬の登録数になります、これ登録してない犬はカウントに入りませんが、あくまでも登録数という形の中で、1,374頭が、今、市内にあります。

それから、猫のほうは、登録制度がないために、数のほうは、市としては把握ができてないという現状でございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 前にあれしたときには、1,600頭、それがずっと減ってきているというので、大体、人口減に続いて、犬もそのまま減ってきているという。そしたら犬もふやさんといけませんね。

冗談はさておいて、犬・猫の、これも子供からの提案でございますけれども、宿毛は、犬・猫の不妊治療とか、そういうものに対して、どのぐらいのお金を出してくれるのっていうたら、まだないと思うけどという答えをしました。そしたら、県のほうも出しよるがで、おんちゃんいうて、子供のほうが。

そういうようながで、県が何か知らんけど、犬が1万円かな、不妊治療で、そういうようなが、出しているらしいですが。

犬と猫と、宿毛市でも出すあれはないですか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知県では、平成26年度より雌猫の、犬のほうはちょっとわかりませんが、雌猫の不妊手術費の一部を助成する事業を実施しております、飼い猫1匹につき6,000円、そして飼い主のいない猫1匹につきまして、1万円の助成金となっているところでございます。

平成28年度に申請のあった936件のうち、宿毛市からは、34件の申請がなされたようであります。

雌猫の不妊手術費用につきましては、動物病院によって違ってくるようですが、約2万円程度かかっていると聞いているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それで、この間の話ではないですが、市長にこの話をしてくれと。そして、全額補助しているような市町村もあるんですね。その不妊手術も、そして去勢も、両方とも、全額補助している自治体があると。

じゃけん、宿毛もそれに見習って、そういうものは先取りしていただきたいと、そういう要望でございました。それは小学生からの要望で、でき得れば、市長にそれはお願いしてみると。できる、できんは市長に聞いてくれと、そういう話であれしましたけれども。

もし、宿毛市でもそういうあれをつくる予定はあるかないか、市長にお聞きします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの件で、犬のほうですが、県のほうは、どうもやってないのではないかとということでございまして、県内では、いの町がそういった助

成金を創設しているようにお聞きをいたしておるところでございます。

宿毛市としての取り組みについての御質問がありますが、飼い猫につきましても、飼い主の責任において、手術を受けていただくべきだというふうに考えておりますが、飼い主のいない猫につきましても、殺処分、殺されてしまうということで、殺処分される不幸な猫をなくすためにも、今後、宿毛市といたしましても、不妊手術費の助成について、検討が必要だと、そのように考えているところでございます。

助成金額や条件など、検討課題は多くありますが、ほかの他市町村の状況等も勘案しながら、実施に向けて検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長、ひとつまたその点もよろしく願います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

-----

午後 3時12分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。最後の質問者になりました。新人議員でございますので、最後まで緊張を持って、皆様に御協力をお願い申し上げます。

私の質問は、歴史博、維新博に伴いまして、大政奉還150年、幕末維新博が県下でもスタートいたしまして、宿毛でも、幕末から昭和に

かけて活動した、宿毛21人を学ぶよい機会でもあります。

私も、自分の興味もあって、この中から名言集を拾ってみたいと思いました。

その活用を、私自身だけではなく、小学校の先生方のアイデアなどをいただきたいと思いついて、6小学校を訪れました。

その中で、御提案をさまざま聞かせていただきました。

名言集は余り多くはありませんが、先生の一番多かった御提案は、こういう見開き程度に、名言集が多くありませんので、こういう2枚程度のもので、これをこの見開き程度の中にはめていったり、それがまた軽いものであれば、小学生なんかには、五、六年生の前段として使えるのではないかなという御提案もいただきました。

それから、副読本がリニューアルされると聞いておりますけれども、厚くなるようであれば、深みを学ぶ、そのものの目的があらうとは思われます。

宿毛21人は、大体、五、六年生の社会の歴史の時間に触れております。薄くて手軽なものであっても、低学年用には使いやすくして学びやすい、開いたイメージが整備されていて、使いやすいものをと、先生もそういうアイデアを寄せていただきました。

また、ワンフレーズがいいとか、解釈が載っていて、そういうものがあればいい。人権の勉強を大江 卓で学びをしているので、ほかの方も一堂に目に入るものがあればいいという、御好評もいただきました。

パソコンで見ると、信念が載っているので、これだけで十分だという御意見もございました。まとめて見ますと、見開きで使いやすいものがあるとよい。ワンフレーズが多く聞かれて、印象のよさ、また歴史館のパンフレットにおさめ

てもいいのではないかという御感想が多くありました。

副読本がリニューアルされると聞いておりますが、宿毛21人の名言が載っている見開きの冊子、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

副読本として活用いたしております宿毛の21人の中につきまして、名言集をとということの御質問であったかと思えます。

宿毛の21人につきましては、議員御指摘のように、幕末維新博を契機といたしまして、来年度、より市民の皆様親しみやすい、内容の充実したものに、リニューアルを検討させていただいているところでございます。

議員も御承知のように、これまで小中学校におきましては、特に五、六年生が中心でございますけれども、副読本として、宿毛の21人を活用する中で、自分たちの大先輩である宿毛の偉人たちに思いをはせ、偉大な功績を顕彰する中で、郷土愛を育んでいくとともに、自分自身の夢の実現に向けて努力することの大切さを、子供たちに学ばせているところでございます。

御指摘の、先人が残した名言等の活用は、大変有意義なことであると、意義あることであるというふうに考えておりますけれども、一方で、それぞれの学校現場において、活用するに当たっては、副読本を活用して、特色のある学びを育んでいくことが、大変重要であるとも考えております。

したがって、教育委員会として、副読本の具体的な活用方法につきましては、学校現場に一律に、教育委員会が指導、例えば名言集を使いなさいということではなしに、学校現場のほうで、適宜、判断をしていただくのが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） この機会に、小学校の校長先生とか、教頭先生の方とお話を伺いまして、とても副読本には載っておられない、宿毛の21人の方のお話を聞くこともできました。

例えば、偉人のおかげで、大阪のほうへ修学旅行に行く宿毛中学校の生徒には、小松製作所の会社へ見学に入らせてもらっている、これはもう、宿毛小学校だけの特権であると、非常に喜んでおりました。

また、宿毛小学校では、校歌を2番まででやめたそうです。ほぼ10年前ぐらいから、3番まで歌おうということにしています。最後のフレーズが、「祖先にまさる誉れをあげん」と、この意味がよくわかってきたのではないかと思います。

少し話は変わりますが、教育は教え、学び合う中で起こり得る問題解決へと進むものでありますが、東日本の震災から6年目、原発いじめがありました。

教育現場で原発いじめを受けた子供たちが、学校への不満を多く伝えています。また、大人社会にもあったという、悲しい出来事であります。

震災で家族を失い、ふるさとを捨てなければならない人たちに、誹謗中傷は理解できません。許せない行為であります。

大人の何げない話子供に伝わり、いじめは大人からの影響ではないのか、学校では、避難者の気持ちに寄り添うなど、理解を深める教育が必要だったと、今、わかり、慌てている教育現場であります。

東日本大震災で、どちらかの親御さんを亡くされた子供たちは1,538名、この中で、両親を亡くされた方は270名前後だと聞いております。幼い心を思うと、言葉もありません。

6年前に生まれた子供さんは、この春から1年生。小学校1年生のときの子供たちは、この春から中学校へと進みます。この人たちの今は、南海トラフが必ず来ると言われる中で、私たちの一歩先を歩いている人たちであると言えます。

想像力をもって、ことに当たらなければならぬと思うばかりであります。もっと私たちは、理解を深めることが重要であると考えます。この時代に動いた人たちは、人情に厚く、世のため、人のため、何かをしたい。そのために頭を使い、体を使い、世の中の役に立つ、何かを残したものを、私たちが今、受け継いでおります。

歴史の一つ一つには、心がこもっています。そこをしっかりと見抜く心を育てることこそ重要な教育ではないかと思えます。

伝える側も、しっかり、成長が求められると、最後に私の意見を述べさせて、この質問を終わらせていただきます。

2番目の質問で、全国で空き家問題が大きく取り上げられております。政策課題として注目されているのは、空き家の増加により、住宅の適切な管理が低下し、安全上の問題が懸念されるからであります。

その対応は、喫緊の課題となっております。空き家問題は、本来、所有者の自己責任の問題であることから、空き家対策も所有者の自己責任が基本であり、地域からのクレームがあるからといっても、自治体関与も無理がありますが、しかし、単に所有者のモラルだけ問うても、解決できる問題ではありません。

昨年、行政視察に行かせていただいた尾道市の自治体が方向性を定め、NPOとの共同による空き家バンク制度が軌道に乗り、地域が活性化され、観光客や移住者の特徴を生かして、子育てや地域づくりに取り組んでいたことを学ばせていただきました。

人口が減少する社会で、全国の空き家率は、

平成25年13.5%、820万戸であります。5年ごとの住宅、土地統計調査で、今後、急激に増加していく世帯数の増加がとまり、住居が新築された分だけ空き家が発生するとなります。

国は、27年度、空き家対策の推進に関する特別措置法、通称、空き家法を制定いたしました。特定空き家の取り扱いについて、自治体が踏み込んだ対応をとることを可能としております。

空家等の対策の推進に関する特別措置法において、空家等の定義はどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、平成27年5月に施行されました。この法律は、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するために、制定されているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 空家法の措置対象となる空家等とは、長年にわたる使用されないのが常態となっているものであります。市長の説明のとおりでございます。

同法2条1項のとおりでございます。

したがって、建築物や敷地内の状況は、相当に劣悪であります。年に数回の使用がある場合には、そもそも対象にはなりません。しかし、放置すれば、将来、特定空家等と確認される可能性が高く、そのまま置くことは合理性はありません。大切なのは、特定空家になる前に、空き家を活用することです。

しかし、実際に、活用できる空き家は、地域にあっても所有者は貸したり売ったりはしてくれません。また、行政担当者が活用のお願に行っても、今、そういうことは考えてないからと、断られます。

活用しないので、放置している理由を聞くと、修理をする費用が出せない、家財道具が残っている、手続きが難しそう、どういう人が入ってくるかわからない、仏壇がある、時々使っている。もしくは将来使うかもしれない、などとありますが、それぞれ解決策があり、粘り強く家主さんと交渉することによって、初めて活用してもらえとなります。

交渉は行政担当者では難しく、地域住民の主体的な取り組みが不可欠であります。

御近所、親戚、同級生と、家主さんの信頼を得ている人が話を持っていかなければ、真剣に考えてくれないようであります。

しかし、他人の財産の使い方に口を挟むようなことでありますから、住民もなかなか腰が上がりません。

小学校校区ごとに、地域の将来を考える住民が、小学校を維持するためにも、人口は減っても、移住者を受け入れることによって、子供の数が減らない状態をつくり出すことが重要であります。

人口を1,000人当たり、年間二、三世帯の子育て世帯の移住者を受け入れることや、古民家のリフォーム、改修後の家に住む家族を募集し、移住、定住へつながる組織となることを提案したいと思っております。

私の住むところでは、空き家を探している人がいると、口コミで伝わり、小学生を持つ4家族が、空き家利用をしております。

国道を渡って通学することを心配していた家族は、安全な通学路上に空き家を求めることで修理が整い、マンションから引っ越し、子供は

安全に通学しております。

また、何年も空き家となっていたが、小学生を含む子育て世帯の方が借りることを承諾してくれました。

所有者が亡くなって、長く空き家であったが、時がたったことで、親戚の信頼のおける人の声かけなどで、よい例があります。

行政担当者ではなく、地域住民の主体的な取り組みが、結果を生んでいます。

しかし、所有者の思いもあって、放置され、2016年3月1日現在、国交省が調査公表の結果では、空家法14条1項、助言指導が2,895件、2項、勧告57件、3項、命令が4の状況となっております。

同法施行により、著しく保安上危険な特定空家、2条2項と認定されて、対応になったと思われれます。

さらに、国土調査結果で注目されるのは、同法14条9項の行政代執行及び略式代執行14条10項の件数の多さであります。同法の説明を伺います。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

-----

午後 3時35分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 空家法における行政代執行、略式代執行について、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

法が施行されたことによりまして、特定空家等の所有者に対して、必要な措置を講じることができるようになりましたが、代執行による措置は、勧告や命令など、さまざまな法的手段を

行っても、改善されない場合についての最終的な措置であります。

また、あらゆる手段をもってしても、権利者等の確知ができない場合などについて、権利者不明のまま執行できるとするのが、簡略化された代執行であります。

そういうことでありますが、どちらにいたしましても、対象は個人等の財産であるため、所有者による対策が原則となります。このため、代執行を実施する場合については、慎重な検討を行い、判断していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 行政代執行の説明を受けました。

全国には、この代執行するという予算も入ってきませんので、自治体にとっては、大変なマイナスになるわけですけれども、全国には、2016年10月現在、行政代執行の実績として、人口3万人ほどの市町村に限って述べてみますと、新潟の妙高市、3.3万人の自治体で、2016年8月に、物件、鉄筋コンクリート4階建ての旅館3,900万円。略式代執行では、長崎県の新上五島町、2万人の自治体で、2015年7月に、木造1戸建て住宅100万円。富山県の上市町、2.3万人の自治体で、2015年11月に、木造納屋81万円、2016年8月、木造1戸建て住宅162万円。2016年10月、木造1戸建て、住宅費用は未確定であります。このように長野県高森町では、1.3万人、2016年3月、木造1戸建て、30万円。まだ、福井の越前町では、2.3万人の自治体で、2016年10月に木造1戸建て住宅、274万円の実績が見られます。

おおむね100万円以上の改修の見込みが、必ずしも立たない中にかかわらず、小規模自治

体にとって、少なくない額が支出されています。

代執行の決断と、実施をいかにしてなし得たかと思うところではありますが、恐らく空家法が施行前から、その存在を把握している、老朽不適正管理空き家があり、同法施行により、著しく保安上危険な特定空家2条2項と認定されて、対応されたことと思われま

す。日本の行政執行過程において、強制措置である代執行は、行政職員の念頭にはありません。特定空家といえども、私有財産であるし、代執行費用の見込みがないことが通例であります。空家法施行後、わずか1年半のうちに20件ほどの執行実績があるのは、日本法で初めてのことだろうと思われま

す。反面、地域の安全や生活環境に影響を与える空き家に対して、どのように取り組むか。市町村は、地域の空間管理に責任を持つ役割を踏まえて、積極的、公的対応をしたのであります。

事務に関して、国が法律を制定し、市町村に事務の実施を、空家法の限りにおいてであります。義務づけています。

特定空家の認定は、総合判断でなされる代執行に、決断、判断について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。もし答弁のほうが間違っているようであれば、また御指摘をしていただきたいと思います。

特措法で、倒壊等、非常に危険な状態である、そういった老朽空き家、いわゆる特定空家に対して、こういった行政指導を実施するのか、そういった問いだというふうに思います。

これにつきましては、まず現地調査、所有者等を調査を行いまして、特定空家等の該当性について、専門家の意見を求め、判定をいたします。

そして、特定空家等と判定された場合には、適正管理を図るために、必要な措置をとるよう、助言または指導しまして、改善を求めます。

改善が図られない場合には、措置、勧告を実施すると同時に、固定資産税等の、いわゆる住宅用地の特例の対象である場合には、これを除外します。この勧告にも従わない場合には、所有者等の意見を聞いた上で、措置命令を実施し、これにもよらなければ、過料を科した上で、代執行を検討することとなります。要するに、課料を科した上で、代執行を検討することとなっておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 特定空家等と認められても、すぐ解体撤去等の指導を行うわけではなく、所有者等に周辺への影響等を粘り強く、段階的な手法により、改善する必要があります。

所有者等の特定が容易にできる場合、スムーズな指導等ができますが、特定できない場合や、遠方であったり、連絡がとれない等は、苦勞が多いと思われま。

そのことを受けて、全国では、地域の安全と有効に空き家利用をして、地域活性化やと、既に多くが動き出しています。

当市はどうかと懸念をしておりましたが、2月18日に、回覧で高知県居住支援協議会空き家対策部会へ、空き家調査の委託をしたので、地域へ調査に入るとの内容が入っておりました。

事務の委託額と、組織形態の内容をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このことにつきましては、担当課のほうに答えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岩本敬二君） 環境課長、1番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、現在、実施しております空家等実態調査業務についてですが、委託先としましては、高知県居住支援協議会空き家対策部会でありま。

この部会は、県内の建築関係団体や、不動産団体などが所属しております組織となっております。

なお、市内の建築関係の事業所も所属しております。今回の調査業務についても、調査員となっております。

委託金額につきましては、615万円となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 住民からの苦情、要望の対象となっている空き家に対応するには、とりあえず、空家法があるので条例は必要ではありませんが、市町村の中では、地域の実情に適合する仕組みを条例化して、積極的な適正管理の推進のために、対応しているところもあります。

議案にあった条例制定は、どのようなものでありましようか。老朽化、台風等の自然災害、その他の事由により、建物その他の工作物が倒壊し、または建築物が脱落、もしくは飛散することにより、人の生命、もしくは身体、または財産に被害を及ぼすおそれがある状態、または不特定の者の侵入により、火災または犯罪を誘発するおそれがある状態、また草木の著しい繁茂、または害虫の著しい発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるなど、いずれかの状態にある空き家等を、管理不全な状態にある空き家等としたものなど、特定空家として条例を施行して、市民の生活環境の安心、

安全なまちづくりのために、これからふえていくであろう空き家に対し、住民からの苦情や要望の対象となっている空き家に、とりあえず空家法があるから、条例は要らないではなく、地域の実情に適合する仕組みづくりを条例化して、積極的な適正管理の推進のため、再度、条例対応をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

特定空家等への措置に関する条例整備についてですが、これまでも同様の質問があり、答弁してきておりますが、現在は、国の定めるガイドラインを参考とし、宿毛市行政手続条例に基づきまして、手続を行うこととしており、新たな条例整備までは、考えておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） この質問をするに当たり、私も宿毛一円を回ってみました。

そこここに空き家はありましたが、生活環境の保全上、適切な管理が行われていないと認められる空き家等の対策について、住民の生命、通行人、隣人への財産の危害のおそれなどある空き家は、多くありません。心当たる1軒がありました。

選挙のときに、市長もたびたび回った場所であると思いますけれども、市長は認識しておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市内の空き家の状況を、市長はわかっているかということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

市内には、倒壊するおそれのある老朽空き家が複数存在をしていることは、認識をしているところでございます。

しかしながら、これまで、幾度となくお答え

してきましたとおり、空き家等については、あくまでも個人的財産ですので、権利者による対策が原則であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 非常に危険な空き家等があるということ、認識しておられるかどうかをお聞きしたかったがですけれども。

国調のとき、この空き家等の所有者が東京におられるということで、そちらのほうには、国調のために出向いたと伺っております。近所の方も、そのように言うておりましたけれども。

危険を感じる空き家等に対しての措置がなされてないまま、近所の方は不安とともに、国道や歩道に対する倒壊のおそれを感じ、日々安全を失われた状態でありますけれども、そのことについては、御存じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどの答弁、市内には点在、複数の危険な空き家があるということで答弁をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 地域住民の不安や、多くの危険をはらむ場所に存在する特定空家を、置き去りにしていないかということをお聞きしているんですけれども。

法に適用しない、法があれば、その法に適用しないのは、その空き家を置き去りにするのは、危険がずっと増していくこととなりますので、その特定空家について、私は聞いているんですけれども。

お答え願えますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

歩道がとかいうお話がありましたので、どこか限定されたお話かというふうに思っております。

これまで、こちらについても、幾度となくお答えをしてきたところでございますが、空き家等につきましては、あくまでも個人的財産でありますので、権利者による対策が原則であります。

そういった中、公平性の観点からも、個別ではなくて、市内全体の空家対策として取り組むために、実態調査を実施しているところでございます。

今後、この調査を踏まえて、法に基づき、関係各課で連携を強化する中で、空き家の解消に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 行政は、決められたことを決められとおりに行うのが行政であります。順番も、申し込み順とか、抽せん等でしかできないのが行政でありますけれども、政治は違うのではないのでしょうか。

政治は、何をやらせるか決めるのが政治の第一の役割ではありませんか。誰から対応すべきかというときに、困っている順と言えるのが政治ではありませんか。

市長にならないとできないものがあると、立候補のとき語ったのは、どのような意味があったのでしょうか。

安心安全な暮らし、まちづくりを訴えた選挙に、市民を置き去りにしてはいけないことを、さまざまな問題から気づいてほしいと思います。

この空き家は、台風や地震を待つまでもなく、放置できない状態であります。制度の制定には時間がかかります。市長の判断もありません。

市民の不安を取り除くために、国交省のほうへ相談に出向きました。

2月10日、現場を確認したと電話がありました。国交省は、市のほうへも電話をいれてあります。立ち会いは区長にしてもらって、2月11日に電話をいただきました。そして、2月16、17の両日に、空き家の前面歩道側への鉄板対応をしてくれたという報告がありまして、全面倒壊は、今は危険は、とりあえず防いでおります。

住民の、1度しか通らない方に不幸が起きるかもわかりません。

親は、学校通学路であっても、遠回りをしていくようにといて、子供たちに話をしていたと、後で聞いております。

まだ、その空き家対策には、完全ではありません。50センチ離れた隣接の財産を倒壊するおそれも残っております。

また、現場を確認して、ぜひ対応をお願いいたします。

見解を求めてよろしいでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議長、要旨がわかりませんので、質問の。反問権を使わせてください。

○議長（岡崎利久君） 反問権を認めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員のほうから、この空き家というお話を、先ほどから出ていますが、歩道とか。「この空き家」ということが、全く議論の中で出てきていませんので、それに対して、私のほうが答弁ができない状況になっております。

そのあたり、「この空き家」というのを、まずは示していただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 4時06分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私の申している内容の、場所は特定されてないようですけども、私としては、通じておると思っておりますので、でも中身が通ってなかったようですけども、それはあってはいけないことなので、きちんと、執行部としては、話が進んでいたものだと思っております。

この場所は、東部のほうであります。東部のほうで、国道沿い、車道も含み、歩道も含み、そしてまた隣接する家屋もございまして、非常に危険であり、動けない状態であります。また、通るところを見れば、すぐわかると思えますけれども、まだ、国はそこまで対応してくれましたけれども、市としては、隣接する隣人の家に、財産の危害を及ぼす影響があるということに不安を感じておりますので、そのことについての対応はどうなんでしょうかとお伺いしました。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御説明ありがとうございました。

東部のほうにというお話でございます。地区長を初めとする地域の方々の御尽力のもと、国土交通省によりまして、通行者への落下物等を保護する防護柵が設置された、そういったところがあるというお話はお聞きをいたしております。

先ほどから何度か申しておりますように、公平性の観点からも、個別ではなくて、市内全体の空家対策として取り組むために、現在、実態調査を実施しているところでございまして、御

質問の内容は、通常、実施している権利者への適正管理の依頼ではなくて、早期解決策としての、代執行等の是非も問われているのではないかというふうに理解いたしますが、代執行というものは、いかなる方法をもって、解決しない場合の最終的な手段であります。このため、法による手続を進めていく中で、そういったことも視野に入れつつ、危険空家の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただいま、それに向けての実態調査を、まずしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 空き家等の周りには、木が茂って、草が繁茂している場所であります。社会問題となっております、木を切る問題ではなく、制度をつくるのが政治家の役目でありませぬ。制度をつくり、条項をつくって、補助をつけて、予算を使って、大きく伸びた木、囲いなどを切って、地域の安全で安心して暮らせるまちづくりを期待しております。

3番の質問に進みます。

決算状況の広報誌の公表であります、もっとわかりやすい広報誌をお願いしたいと思えます。

市民のお金がどのように使われてきたか、また納税者として、市の財政がどうなっているか、知りたい、わかりたいと思うけれども、市の広報誌を読んでもわからない。そのまちで暮らしやすさは、財政と関係している部分が大いにあり、高齢になって、市のサービスを使うようになると、暮らしと市の懐ぐあいが直接、関係してきます。

どうして国民健康保険料や、市税がこんなに高いのかと、首をかしげた経験のある方も多いのではないのでしょうか。

三位一体改革、2006年の夕張ショック、

2008年のリーマンショック、財政健全化法と自治体財政を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化しています。

こういう時代だからこそ、市民は自治体財政がよくわかり、首長の財政運営や議会の財政分野で、議論の監視や、提案等の役割を担うのは市民であります。自治体の財政事情を知るために、一番身近なものは自治体広報誌であります。ただ載せるだけか、わかりやすい財政資料かであることが問われます。

地方自治法第243条第3項には、住民に財政状況を公表しなければならないと義務づけております。

また、第219条の2には、予算の要領を住民に公表しなければならない。

第233条の6に、決算の要領を住民に公表しなければならないとの規定によって、税金の使い道を公表しておりますが、どのくらいわかりやすくしているか、広報誌のあり方を、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

具体的な公表の方法についてですが、現在、一般会計歳出決算額については、総務費や衛生費など、目的別への掲載を行っておりますが、人件費や普通建設事業費など、性質別への掲載方法に変更することで、これまでよりも、市民の方々に、わかりやすい公表になるというふうに考えているところでございまして、引き続き、現在も、わかりやすいように努めておるところでございまして、これからもさらに工夫をしながら、広報してまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 工夫をしていきたいという御答弁をいただきましたけれども、当市で

は、27年度決算状況は、広報誌に1月に、28年度予算状況は5月に、広報誌に載っております。

当市の広報を確認してみて、わかりやすいものであるか、そうでないときには、2通りの理由がありそうです。知識が足りない、情報が足りないではないかと考えます。

知識が足りないでは、自治体の独特の用語があつて、一般会計、特別会計、経常収支比率、歳入歳出等、わからない用語は書きとめておくなどして、理解すれば、書いてある情報で十分なのかがわかってきます。

全国の広報紙で、比較的詳しく情報が載っているのを参考にいたしますと、8項目ほどあります。

文章、グラフ、図表で表示があるもの。当市も、文章、グラフはありますが、文章が不足ぎみと思われます。歳入は自治体の収入、歳出、自治体の支出とも円グラフで表示しています。当市も同様であります。

歳出は、目的別分野と性質別分野に表示されています。当市は、目的別歳出のみであります。

財政指標について、他の自治体と比較があると、当市の位置がわかりますが、当市はありません。行ってきた主な事業の一覧表の表示があるとよいと思います。県内の市平均の比較もあるとよいと思います。

用語ミニ解説と、可能な限り、財政用語の説明はあります。

当年度以前はどんな財政状況だったのか、経年的データが要るのではないのでしょうか。

これらのことが、市民にとって必要な財政資料と考えます。特に経年と類似近隣市町村比較等は、何かを考える材料になり、類似団体とは、宿毛市の人口、産業の類似自治体、全国に172あります。広報誌の原点に返って、そのようなことを載せていただくと、もっとわかりやす

くなるのではないかと思います。

この目的に重点を置いて、当自治体の財政公表を、市民にわかりやすく提供することは、財政課の重要な役目であります。

御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 他市の状況を見ながら、改善をしてみたい、そのように思っております。

また、情報等、余り載せ過ぎると、議会の皆様方に提出しているような、決算資料のようなものになってまいりますので、そのあたりも考慮しながら、しっかりと、見やすいものをつくってみたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、4番にまいります。

補助金の見直しについてでございます。

平成27年度は、12億5,000万、10年前は10億5,000万でした。26年度経常収支の分析を見ると、全国172自治体中、122位でございます。全国平均は10.1%、県平均は9.8%、当市は13.8%であります。

硬直した財政を考えると、無駄を省き、新しい政策へ財源を回さなければなりません。

26年度で性質別歳出の補助金は、13億8,000万あります。自治体が出す補助金は、対象先が三つありまして、国、県に関するもので、国が850万、県が550万、一部自治体に対するものが9億、そしてその他に対する4億7,000万があります。

ここでは、その他に対するものについて、お伺いいたします。

自治会や商工会、民間保育料など、市内の保育所など、市内の各種団体に出される補助金で

あります。

補助金の問題としては、補助金交付の根拠が曖昧であったり、長年の慣行で、当初の目的がなくなっていたり、効果が薄くなっているにもかかわらず、補助金が継続され、結果として補助金総額が肥大化してはいないか、と懸念を抱いております。

補助金は、地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合において、自治体独自の裁量で交付できるものなので、自治体独自の意思で改革もできます。

実際、市単独の補助金について、見直す自治体がふえてきました。何のために補助するか、議論がありますでしょうか。時代が終わったものもありますでしょう。また、既得権をなくすことも重要です。自立が図られ、検証してみる。自立が図られたら、金額を低くして、ゼロへもっていく。でないと、受けない人が受けられません。

時代性を大事にする、目的達成度をチェックされているか、身内の学習会、それに市民が参加できるかどうか、社会性を持たせることが大事であります。

また、地域性の色が出ているかなど、どのように検証するかということではありますが、宿毛市補助金交付基準を設けて、補助金改革に取り組むことが重要であると考えます。

補助金見直しの取り組み、まず行政委員会で一次評価をすることになっているとは思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

予算計上時に、補助金の必要性を精査しているかというふうな御質問だったと思います。

宿毛市の予算編成方針におきまして、補助金のみならず、全ての予算要求に当たり、厳しい財政状況であることを認識し、事業目的や、成

果目的に合わせまして、まず、各課において、既存事業の見直しを行い、廃止や再構築を前提に、予算要求を行っているところでございます。

特に、新規事業は、既存事業のスクラップを検討実施した上で、予算要求を行うよう、周知徹底をしております。

また、予算査定の中でも、事業の必要性や、費用対効果などを精査することで、予算計上を行っているところでございます。

そして、まずもって、川田議員もそうでございますが、予算のほうは、議案として計上させていただいて、皆さん方にしっかり審議をしていただいております。その後の決算状況についても、しっかりとチェックをしていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 改革に取り組むことは、硬直した財政を考えると、無駄を省き、時代に沿った新しい政策へ財源を回さなければなりません。

今までのやり方を変え、補助金の見直しを行わなければ、ますます財政の硬直化が進むことを指摘しておきます。

加えて、補助金のほぼ65%が、一部事務組合への負担金となっております。高額な負担金で運営される一部事務組合ですが、適正な運営がなされているかどうかの情報は、一般市民には見えにくいものです。

選出された議員より、厳しいチェックの目が必要であると考えます。

最後の質問に移ります。

投資的経費の精査、見直しのあり方について、お尋ねいたします。

26年度の投資的経費は、21億4,000万、27年度は18億4,000万であります。市町村は、住民福祉の向上のために、いろいろ

の活動を行いますが、財源を得て、行政目的に従って支出されます。

歳入は見込みにすぎず、予算以上に収入することができますが、歳出については、執行を制約するから、法規としての性格はもつので、行政がすぐれているのは予算に左右されるので、市町村の発展と住民福祉の向上に有効な予算であることが重要であります。

予算はまちづくりの方向性を示します。行政改革予算は、地域性を踏まえ、少子高齢化の維持、地方交付税や国庫支出金の削減、首長の政治姿勢や政策方向の問題、第1次産業の低迷、自治体自身の財政運営と当市の財政危機の原因は何か、問題を考え、予算を組むに当たって、さまざまな発想が組まれたことであろうと考えます。

従来の地方債を発行して、歳出自体をふやすは、公債費や物件費の増大となります。したがって、物件費も経常収支に組み込んでいく必要があります。

その残りが投資的経費となりますが、投資的経費の精査見直し、そのあり方を考えると、公共施設の耐用年数はどうか、いつ建てかえをしなければならないか、建てかえでなく、修繕改築することで、長く活用することができないか、借金による投資計画等が身の丈に合ったものか、行政改革の方法が、どのように来年度予算に反映されているか、投資的経費の見直し精査、見直しについてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

投資的経費について、事業費の精査や見直しは行っているのかという御質問ではなかったのかというふうに思います。

普通建設事業のみならず、全ての事業を実施するに当たり、宿毛市といたしましては、事業規模や事業の必要性など、さまざまな検討を行

った上で、予算計上を行っているところでございます。

今後も、大型建設事業が控える中、単年度に多額の事業費を支出することで、市債や一般財源の持ち出しがふえることとなり、財政状況の悪化につながる可能性もあるため、事業費をできるだけ平準化できるよう、毎年、財政シミュレーションを見直すことで、事業実施年度や、事業費についても、慎重に検討をしていっているところでございますし、これからもしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 補助金の見直しは重要だと考えますので、さまざまな方法で、暮らしやすいまちをどうつくるか、知恵を絞らなければならないと考えます。

質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第41号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第41号は、公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、今後、本市職員を一般社団法人宿毛市観光協会へ派遣することができるよう、所要の改正を行うものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明

といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時26分 散会

平成29年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成29年3月15日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第41号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第41号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

會計管理者兼 會計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長 補佐	田中博幸君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長補佐	岡本武君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第41号まで」の41議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） おはようございます。

6番、高倉真弓でございます。通告によります議案質疑をいたします。

主に、議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算第9号についてであります。

関連される内容がありますので、三つほど続けてお願いをいたします。

まず、ページ7ページ。繰越明許費補正、第7款土木費、第8項河川費、県海岸事業負担金211万6,000円。

あわせてページ44。第7款土木費、第8項河川費、県営海岸事業負担金の6,491万5,000円の減額補正について、説明を求めます。

また、関連があると思われまますので、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ112。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業、19節の負担金補助及び交付金、県営海岸事業負担金1,760万8,000円についての説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） おはようございます。土木課長、6番、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、7ページ。

繰越明許費補正、第7款土木費、第8項河川

費、県営海岸事業負担金211万6,000円、合わせて、44ページ、第7款土木費、第8項河川費、第1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金。県営海岸事業負担金6,491万5,000円の減額。

もう一つ、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、112ページ、第7款土木費、第8項河川費、第1目河川等環境整備事業費、19節負担金補助及び交付金、県営海岸事業負担金1,760万8,000円の内容を、説明いたします。

この負担金は、南海トラフ地震に備える宿毛市市街地における海岸堤防の地震津波対策として、県が進める堤防の耐震化とかさ上げを行う事業に伴う負担金で、宿毛市の負担割合は、事業費の1割であります。

まず、平成28年度補正予算の減額ですが、県が平成27年度の予算規模をもとに、新田海岸、宿毛湾港海岸、大深浦海岸の3海岸を合計した事業費の負担金として、当初予算で7,717万5,000円を計上しておりましたが、東日本大震災を教訓とした全国防災対策費が、平成27年度に終了しまして、国費の割当が想像以上に少なかったということで、6,491万5,000円を減額して、差し引き1,226万円とするものです。

その事業内容につきましては、測量やボーリング調査、及び耐震設計となっております。

次に、繰越明許費補正ですが、211万6,000円のうち、161万6,000円は、新田海岸で工事の振動等による影響を判定するため、事前に家屋を調査する費用、いわゆる事前調査というものですが、調査対象地区の調整に期間を要したため、年度内完了が見込めなくなったためと。

それと、50万円については、経済対策の補正予算分で繰越措置を行い、平成29年度予算

と合冊して、耐震設計をする予定となっております。

最後に、平成29年度予算ですが、新しい財政支援制度や、重点配分が予算作成時点で見込めないということで、平成28年度の最終予算、1,226万円をベースとして、1,760万8,000円を計上しております。

事業内容につきましては、耐震設計がメインで、新田海岸及び大深浦海岸の一部では、工事に着手する予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 国の予算がおりないということで、なかなか大変ですね。

続いて、ページ同じく、議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）のページ23。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料、51万8,000円の減額についての説明を求めます。

既に手元に資料が届いているのか、また、これで当面、対処すべき公共施設等の総合管理計画の策定は、終了したと判断していいのかも、合わせてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、ページ23。

第2款第1項6目の財産管理費、13節委託料について、減額の理由と、計画が最終的にできたのかという御質問であろうかと思ます。

公共施設等総合管理計画策定業務委託料につきましては、当初648万円を予定しておりましたが、計画策定に係る費用について、宿毛市人口ビジョンなど、策定済みのデータを使用することで587万5,200円の契約となりま

したので、それに伴いまして、51万8,000円を減額補正するものでございます。

計画につきましては、現在も素案として完成しておるがですが、最終チェック段階ということで、今、最終チェックをしておりまして、今年度中に策定となる予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 今後、どのような数字が出てくるか、ちょっと担当課としては、ドキドキものだと思いますが、公共施設の管理でございますので、しっかりお願いしたいと存じます。

続きまして、議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）の、ページ26。

第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、19節負担金補助及び交付金20万円。沖の島観光物産等宣伝活動事業費の補助金は、なぜ執行されなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、6番、高倉議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、26ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、19節負担金補助及び交付金、沖の島観光物産等宣伝活動事業費補助金20万円の減額補正について、お答えします。

本事業につきましては、本市の観光資源である沖の島の交流人口の拡大や、活性化を図るため、沖の島観光協会が各種イベント等に参加し、PR活動を行う経費に対する補助事業となっておりますが、本年度におきまして、イベント等への参加実績がなかったことから、実績に合わせ、全額、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ただいまの件について、再質疑いたします。

本年度当初予算においても、この項目の予算は計上されておられません。離島振興費であるので、形をかえて、何とか対処できなかったものか、また維新博なども控えておきまして、非常に悔しい思いがしますね。この経費が使われなかったということは。

ということは、現場とかとの情報交換が十分であったのか、問題の共有ができてあったのかをお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、6番、高倉議員の再質疑にお答えいたします。

この補助事業につきまして、近年、沖の島観光協会と調整をいたしました。参加者の調整等が整わず、残念ながら、ここ数年、イベントに参加できてない、そういうふうな状況になっております。

しかしながら、来年度から集落活動センターの事業の中でも、交流促進部会、こういった部会もできますので、イベントの参加だけに捉われず、いろんな形で情報発信やPRをしていけるよう、市としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ぜひ予算を有効に使えるように、生きたお金の使い方を、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算第9号の37ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市新規就農研修支援事業の補正624万円と、同

じく交付金、宿毛市青年就農給付金について、450万の減額補正についての説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、6番、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）、37ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市新規就農研修支援事業費補助金624万円の減額、及び宿毛市青年就農給付金450万円の減額について、それぞれ御説明いたします。

まず、宿毛市新規就農研修支援事業費補助金についてですが、本補助金につきましては、新規就農希望者に対する就農前からの営農開始に至るまでの実践研修を促進することにより、新規就農者の確保及び育成を図るために、専業農家育成区分として、研修生へ月額15万円の手当を、研修受入農家へ、月額5万円の謝金を補助するものでございます。

ただし、同様の研修制度として、国が青年就農給付金準備型を実施しており、国の事業が活用可能な場合は、県から直接、研修生へ月額12万5,000円の手当が、補助金として交付されますので、市からの研修生への補助は、15万円から12万5,000円を減額した2万5,000円としております。

また、1ターン者の定着を図るため、条件不利地就農者育成区分といたしまして、研修生、研修受入者等へ、それぞれ月額12万円と、受入先5万円を補助するメニューもあるところでございます。

本事業につきましては、当初予算におきまして、国事業を活用可能な専業農家育成区分の研修手当として、40カ月分、100万円。国事業が活用できない専業農家育成区分の研修手当として、12カ月分、180万円。条件不利地

就農者育成区分として、研修手当を24カ月分、280万円とし、受入農家への謝金を76カ月分、380万円の合計948万円を計上しておりましたが、実績見込みといたしまして、国事業を活用可能な専業農家育成区分の研修手当が16カ月分、国事業が活用できない専業農家育成区分の研修手当が、これはゼロカ月分、条件不利地就農者育成区分として、研修手当が12カ月分、受入農家への謝金が28カ月分の、合計324万円となりましたので、差額の624万円を減額するものでございます。

詳細について、かなり詳しく申し上げましたが、ざっくり説明をいたしますと、さまざまな区分で、7人分の支援を見込んで、当初予算計上しておりましたけれども、実績見込みといたしましては、それが3人分になったということで、減額しようとするものでございます。

続きまして、宿毛市青年就農給付金についてでございますが、本給付金につきましては、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者、これは就農予定時に45歳未満であるという条件がございます。

その青年就農者に対して、就農意欲の喚起と就農定着を図るため、個人の場合は年額150万円の給付金を、夫婦で農業経営を行う場合は、年額225万円の給付金を、最長5年間交付するものでございます。

本事業につきましては、当初予算におきまして、個人への給付として6名分、900万円を、夫婦で農業経営を行う場合への給付として、2組分、450万円の、合計1,350万円を計上しておりましたが、実績見込みといたしまして、個人への給付が3名分、450万円、夫婦への給付が2組分の450万円、合計900万円の見込みとなりましたので、差額の450万円を減額するものでございます。

なお、両事業の予算につきましては、突発的

な新規の相談があった場合でも、即対応できるようにするために、前年度からの継続の方に加えて、新規分につきまして、数名分、予算を確保しているところでございます。

平成29年度の当初予算につきましても、同様の考えで、同程度の予算を計上しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 大変御丁寧な御説明、ありがとうございました。

単純に、予算について、3分の1しか使っていないなんて、軽はずみな計算をしたのは恥じております。

御丁寧にありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

先ほどは、同僚の高倉議員が、28年度の補正予算を中心に質疑をいたしました。私は、29年度の宿毛市一般会計について、質疑を行います。よろしく申し上げます。

まず、最初は、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算についての、ページ48ページから49ページにかけての部分であります。

新規事業調査表の中にもありますように、来年度から沖の島地区、鶴来島地区で、集落活動センターの事業を取り組むということで、総枠で1,965万2,000円、計上をされております。新規事業調査表の中でも、若干、触れられておりますけれども、どのような事業を行い、そしてどのような成果を期待をしているのか、御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、11番、

松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、48ページから49ページになります。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、新規事業調査表を提出させていただいております。

集落活動センター事業、事業費総額1,965万2,000円の質疑について、お答えいたします。

まず、初めに、全体的な事業内容、また予算から御説明させていただきます。

1,965万2,000円、これは総額でございますが、まず8節の報償費、地域おこし協力隊報償費858万円のうち、現在、沖の島地区に1名と、鵜来島地区1名の、計2名の地域おこし協力隊を配置しておりますが、来年、沖の島地域での集落活動センターの事業の取り組みを、さらなる推進をするということを目的に、1名の増員を計画しております、計3名の報償費として600万8,000円。

また、立ち上げ間もない集落活動センターの初期の運営を支援することを目的として、19節に、宿毛市集落活動センター運営事業費補助金として、30万円を予算計上させていただいております。

また、同じく、19節の集落活動センターのハード整備等の初期投資を補助する宿毛市集落活動センター推進事業費補助金として、1,059万4,000円、同じく19節、地域おこし協力隊の家賃補助を行う地域おこし協力隊家賃補助金96万円のうち、3名分の家賃補助として72万円、そのほか、地域おこし協力隊に係る4節共済費や、9節旅費、11節需用費、12節役務費等の事業費も合わせまして、事業費総額が新規事業調査表にあります1,965万2,000円というふうになっております。

なお、宿毛市集落活動センター推進事業費補助金1,059万4,000円の内訳につきましては、沖の島地区が614万6,000円、鵜来島地区が444万8,000円となっております、平成29年度のそれぞれの事業計画といたしましては、沖の島地区では、買い物支援のための店舗運営や、草刈り請負などによる集落維持活動。鵜来島地区におきましては、買い物支援のための店舗運営、草刈りなどによる集落サポート活動、農産物生産活動、防災活動などを実施する予定となっております、財源内訳につきましては、県2分の1、市2分の1というふうになっております。

この事業の成果といたしましては、高齢化の進行や人口の減少に伴う地域活動の担い手不足、買い物支援、そういった生活面での不安や、農林水産業を担う人材の不足など、そういった地域が抱える課題を、集落活動センターを核として、地域住民が主役となって解決していく、また支え合い、助け合う仕組みづくりの活動が展開されていくものと考えております。

なお、両地区とも、開所式等の時期につきましては、調整中でありまして、現在、未定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

この事業は、尾崎知事の肝いりの事業でもございます。そういう面で成功をさせなければならぬという思いがいたします反面、心配をする部分もあるわけでございますけれども、そうした心配はのけて、成功に向けて、行政としても積極的な取り組みをお願いをしておきます。

次は、59ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、24目PFI事業費、13節委託料、宿毛市PFI調査研究アドバイザー業務委託料

として、896万4,000円が計上されております。初めて聞く事業かと思いますので、この事業内容、そしてまた委託先については、どういうふうなことを考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ59ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目PFI事業費、13節委託料896万4,000円についての質疑でございます。事業内容及び委託先ということでございます。

私も横文字は苦手なんですけど、事業内容等の説明の前に、PFI事業について、御説明を申し上げます。

PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、民間の資金、それから経営能力、及び技術能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法のことで、一般的には、民間資金等活用事業と言われております。

宿毛市が所有します公共施設のうち、その約7割が、築30年が経過しており、今後、施設の機能と安全性を保つためには大規模な改修や更新が想定され、莫大な財政負担が予測されます。

PFIは、今までの行政の手法を打破し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、大幅な事業コストの削減や、財政負担の平準化等をもたらす可能性を有しておると考えております。

平成29年度に予定しております事業の内容ですが、PFIの導入には、高度な専門知識やノウハウを要するため、職員のみでの対応には限界がありますので、宿毛市におけるPFIの

実現可能性調査等について、専門知識等を有するPFIアドバイザーと委託契約を結ぼうとするものです。

なお、委託先については、委託内容を記した仕様書を作成して、ホームページ等で広く公募をかけ、プロポーザル方式等で業者選定することを想定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） わかったようなわからんような。

それで、今、宿毛市が調査をしようとしておるこの事業ですけれども、具体的に、宿毛市として、築30年以上の公共施設が多いという中で、具体的に、この事業のために調査をしようとか、というような部分があったら、お示しをしていただきたいと思います。

給食センターとか、いろいろ、学校事業等もあろうかと思いますので、そこらあたり含めてお願いします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

具体的に、PFIを活用して建設しようとする施設があるのかという御質問でございます。

今回、予算計上しております事業の主な内容は、宿毛市において、PFI手法を用いて実施できる事業があるのかどうかを見きわめるための、実現可能性調査に重きをおいております。

その結果として、実現できる可能性のある事業が選定できましたら、事業実施に係る前提条件の整理や、PFI法の規定に基づく実施方針の策定なども行ってまいります。いずれにしましても、現時点でPFIを活用して建設を予定している具体的な施設は、まだない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 調査をしていくということですが、これ、1点だけ教えてください。

もし調査をして、これ何年計画でやるのかという部分と、もし調査をして、宿毛市でPFIの事業を取り入れてするものが見つからなんだということになると、この896万4,000円は、そういう面ではパーになると、ゼロになるということを、今、思いついたんですけども、そこについて説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

何年計画かと、計画があるのかということと、なかったら、この予算がもったいないんじゃないかというような御指摘やと受けとめております。

計画については、現在の公共施設の総合管理計画策定しておりますので、それをたたき台に、具体的な施設について、どういったものが有効なのかということを選定していくという予定で、具体的に何年計画かというのは、申しわけありませんが、今、お答えできるような状況ではございません。

それと、そういうものがなかったらということなんですが、今後の宿毛市の、こういう公共施設等の維持補修というか、そういうことを考えますと、PFIの検討というものは、万一なかったとしても、無駄ではないのではないかと、いうふうに考えております。

宿毛市の今後の財政負担の平準化を図っていくためにも、有効な手法として、検討できるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなか苦しい答弁。

先般、高知新聞でチラッと、質疑をしたいと思って調べる中で、高知新聞に県議会でのやりとりが、一部載っておりました。

高知県でも、この事業を取り入れて、医療センターですか、高知。が、大変厳しい状況になったという部分があって、県議会の総務委員会の中でも、慎重に取り扱うべきではないかというような記事を拝見をいたしました。

そういう面で、私としては、一見、前向きな予算であると思いしながら、そういう県議会でのやりとりを見ると、不安な部分もございしますので、ぜひしっかりと調査をお願いをしておきたいと思っております。

次は、73ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、7節賃金、その中の臨時雇賃金で、7,447万9,000円が計上されております。

昨年の当初予算をチラッと見ると、6,415万8,000円でありましたが、ことしは約1,000万ぐらいの増額となっております。この点については、これまでの議会の中で、山戸議員がいろいろ問題提起をする中で、臨時で働いている保育士さんの処遇改善の部分に当たるのではないかと思います。この1,000万円ふえた理由について、処遇改善を含む予算であるのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ73ページ。

第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費の7節賃金の、臨時雇賃金についての御質問でございます。

これまで、答弁してきました臨時保育職員の処遇改善に向け、検討した結果を、来年度の予算に反映をしたものとなっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、総務課長のほうから、処遇改善を考えた中での増額予算であるということが言われましたが、そうであるならば、この処遇改善の内容はどのようになっているのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

処遇改善の内容についてという御質問でございます。

内容としましては、保育士の賃金において、これまでの保育士としての経験を反映する、経験加算を導入をいたしました。

具体的な金額を申し上げますと、経験年数4年未満が7,600円、4年以上7年未満が7,900円、7年以上10年未満が8,200円、10年以上が8,500円と、3年ごとに経験年数を加算をしたものとなっております。

また、特別賃金につきましても、これまで再度、雇用された方において、6月の支給は4日分でしたが、来年度からは6月の支給を最大12日とする改善を行いました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 一定、処遇改善が図られたという部分では、評価をいたしますけれども、やはり、さらなる処遇改善に向けて、格段の努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、ページ92ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節委託料についてでございますけれども、何点か委託料はあるわけですが、その中で、直七高付加価値化の広告宣伝料1,000万円と、推進事業委託料780万6,

000円についてでございます。

これ、28年度の予算を見ると、額的にはほとんど同じかなという思いがいたしますけれども、委託先ですね、どういうところに、それぞれ委託をしようとしているのか、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、92ページ、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節委託料、その中の直七高付加価値化（広告宣伝）推進事業業務委託料（地方創生分）1,000万円。それと、直七高付加価値化推進事業業務委託料（地方創生分）780万6,000円、それぞれの委託料について、委託先はという質疑にお答えいたします。

まず、本事業につきましては、本年度、国の地方創生交付金を活用して実施しております、直七の苗木配布及び栽培指導、防護ネットの設置、及び商品PR事業を、引き続き実施すべく、平成29年度も、先ほどの質問でもありましたけれども、同様に同額の予算を計上させていただいているものでございます。

委託先についてですが、まず、広告宣伝の委託料につきましては、直七の里株式会社、それと推進事業業務委託料780万6,000円、これは苗木の配布、栽培指導、防護ネットの設置等に係る部分ですが、こちらのほうにつきましては、直七生産株式会社、現在、平成28年につきましても、この2社にそれぞれお願いして、業務を実施しているところでございます。

平成29年度におきましても、引き続き、この2社に委託を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、お聞きしますと、それぞれの事業、この中では二つの会社に、それぞれ委託をしようという考えのようであるわけですが、私自身としては、効率的な事業運営と、宿毛市、この予算執行を考えるならば、一元的な体制というか、生産から販売まで、そういう取り組みも、市としても真剣に、民間会社のことでありますので、大変厳しいかと思えますけれども、そこらあたりも真剣に考えるべきではないかなという思いがいたします。

この点について、一般質問になろうかと思えますけれども、構わん範囲で御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

会社の一元化につきましては、会社の経営及びその戦略、それにかかわることでございますので、こちらから特に見解を申し上げるものではございませんが、少なくとも、本事業におきましては、二社連携して円滑に業務が遂行されておりますので、特に支障がない、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次に、ページ96ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、1目林業総務費、25節積立金、一生原自然環境保全事業基金積立金6万1,000円についてでございます。

この基金については、27年度末で2,610万1,464円、現在、積み立てをされておりますけれども、この基金、どのような目的で積み立てをされているのか、その事業について、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、11番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、96ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、1目林業総務費、25節積立金、一生原自然環境保全事業基金積立金6万1,000円であります。これにつきましては、先ほど、松浦議員が言われました残金ですが、平成28年度末で約2,600万がありますので、その預金利息として6万1,000円を計上しております。

同基金につきましては、横瀬川ダムの建設に当たり、つけかえ道路のかわりに、つけかえ道路にかかわる範囲のダム周辺の山林を公有化し、適切な保全する制度である山林保全措置制度を活用して、設置された基金であります。

その管理と運用につきましては、平成16年3月25日に制定されました一生原自然環境保全事業基金条例が適用されております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 最後になりますが、129ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、13節委託料、その中の高砂グラウンド管理委託料50万円が計上されておりますけれども、高砂グラウンドの総面積と、この積算根拠について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） 生涯学習課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年宿毛市一般会計予算、129ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会

体育振興費、13節委託料、高砂グラウンド管理委託料50万円の積算根拠及び高砂グラウンドの面積についての御質問でございます。

宿毛市総合社会福祉センター横にあります高砂グラウンドにつきましては、登記面積といたしましては、約9,712平米となっております。

この高砂グラウンドにつきましては、長年、サッカー等の体力づくりの使用目的のために使用しております。

平成21年に宿毛市土地開発公社から宿毛市へ所有権が移転いたしました。その後、平成22年1月には、宿毛FCから南側の約4,000平方メートルについて、グラウンド内の芝生化についての要請があり、芝管理は宿毛FCが行い、芝管理に要する経費は宿毛FCの負担とすることなどを条件に、市長が芝生化の許可をいたしております。

その後、平成22年6月には、宿毛市立運動場として条例化いたしまして、普通財産から行政財産に変更となっている状況でございます。

その翌年の平成23年4月には、宿毛FCから教育長に、北側約1,000平米についての芝生化の要請がございまして、この場合も、前回と同様に、芝の管理等は、宿毛FCで行うこと。芝管理に要する経費は、宿毛FCの負担とすることなどを条件に、許可いたしております。

この段階で、高砂グラウンドの約3分の2程度が芝生化されたというような状況となっております。

それ以降、芝生化した部分と、土のまま残っているグラウンドがございまして、グラウンドの境につきましては、長年、コンクリート柱が横たわっているような状況でありましたので、教育委員会、サッカー関係者と問題解消について協議を重ねてきたところでございます。

その状況を解消すべく、昨年7月に防災広場

の芝の植えかえ時に、余った芝を高砂グラウンドの土の分、約2,400平米という形になっておりますが、片島中学校の生徒が主体となりまして、芝を植えたことにより、その後、グラウンド内にコンクリート柱が横たわっている状況は、解消されているような状況になっております。

本高砂グラウンドの管理委託料につきましては、高砂グラウンドを芝生化した面積、今、芝生化面積は約8,000平米という形になっておりますが、これまでの宿毛FCとの経緯を踏まえ、現在、宿毛FCが行っている芝の管理作業について、関係者に見積もりを提出していただきまして、その算定根拠をもとに、予算査定を行っております。

芝刈り約20回程度、施肥を七、八回程度、冬芝などの経費を予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、経過を含めて、課長のほうから答弁がございました。

さきの一般質問を行う中で、宿毛市総合運動公園の一面に整備をされた防災広場の維持管理費についても、質問した経過があるわけですが、その中で、防災広場の面積が約1万1,000平方メートル、それで維持管理費については、207万3,000円という、29年度予算に計上されておるということでありまして。

そしてまた、管理の基準となるといえますか、総合運動公園の陸上競技場の芝管理まではいかなくても、一定、簡易な芝の管理をしていくというところで、207万3,000円ということが出てきたわけですが。

同じ宿毛市が管理をする土地でありながら、大きく積算根拠が違ってきておる。全体9,700平米を50万と、1万1,000平方メー

トルを207万3,000円。このことについて、どうして単価が違うのか、御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） 松浦議員の再質疑にお答えいたします。

ほかの広場と比べまして、高砂グラウンドの管理費用は非常に安いのではないかという御質問であったと思います。

ほかの社会体育施設と比べまして、高砂グラウンドにつきましては、先ほど申し上げましたように、市のほうから、一定、宿毛FCの方が芝生化をすることで、一定管理していくということをもとに、許可した経緯がございます。

その経過を含めまして、今回につきましては、今まで教育委員会のほうといたしまして、電柱が埋まっていたところを解消するべく、芝生を植えましたので、その中で、交渉する中で、今までの経緯を含めつつ、FC関係の方々から見積書をいただきまして、50万円という形で予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） どうしてもFCのほうから見積もりをもらうと50万だったというところで、50万の予算計上。それは、生涯学習課の管轄。

片や、都市建設課の管理は207万ということではありますが、本当にこれぐらい大きく違うことについて、大変、疑義を感じるようになります。

207万3,000円の根拠については、一定、市長の答弁の中で、簡易な管理をしていくという部分であったと思いますが、この高砂グラウンドも、内容的には同じでしょうか。

管理の仕方については。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） 生涯学習課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

芝の管理内容につきましては、見積もりをいただく際に、現在、宿毛FCの方々が行っている作業と同程度という形で見積もりをいただいておりますので、その中で、芝刈り20回程度、それと施肥も七、八回程度という形で、見積もりをいただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これ以上やっても、課長の答えは全部同じ答弁になるわけで、やめますけれども、ぜひ、ここらあたりも真剣に、こういう管理のあり方、公共施設の管理のあり方の部分について、検討しながら進めていただきたいというふうに思います。

本当に、何回も言いますが、広場の単価の算定の仕方と同じ、宿毛市が管理する高砂グラウンドの管理の仕方、算定の仕方について、大変疑義を持ちますので、その点を強く求めて、質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 2番、川村三千代、質疑をさせていただきます。

今回、一般質問ありませんでしたので、非常にこの質疑に気合いが入っております。よろしくお願いをいたします。

そして、また私、一般質問でも、質疑でもそうですけれども、どなたが聞いても、わかりやすい質疑、質問というものが必要だと思っております、それを心がけております。

また、そういった質問をすること、論点がしっかりとわかる質疑、そして答弁が行われるこ

とこそ、市民目線の第一歩だと考えておりますので、どうか私の質問、わかりにくい点がございましたら、担当課の皆様、率直におっしゃっていただいで結構ですし、また市民の皆様にもわかりやすいお答えを、よろしく願いをいたします。

私は、今回、4項目について質問をさせていただきますが、全てこの議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、こちらの中から質問をさせていただきます。

まず、48ページをお開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料、婚活イベント実施委託料23万8,000円についてでございますが、どのような婚活イベントを考えていらっしゃるのか、そしてまた事業主体など、担当課からの御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、48ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、3節委託料、婚活イベント実施委託料23万8,000円の質疑にお答えいたします。

本事業におきましては、人口減少、少子化の一因である晩婚化及び未婚化の対策のため、結婚を望まれる独身の男女に対しまして、出会いの場を提供することを目的として行うもので、具体的な事業内容につきましては、かんきつをテーマといたしまして、本市でも生産されておりますレモンづくしのイベント、そういったものを計画しております。

昼は現地でのレモンの収穫体験や、レクリエーション、また、夜は飲食店におきまして、レモンドリンクでありますとか、レモンを使った料理を楽しんでいただく、そういったイベント

のほうを予定しております。

時期といたしましては、早摘みレモンの時期である11月を予定をしているところでございます。

なお、募集定員は30名といたしまして、人口減少対策が共通の課題であります幡多6カ市町村と連携して、参加者の募集等も協力して行うことによって、婚活イベントで、課題でもあります参加者の確保、そういったものにもつなげてまいりたいというふうに考えております。

この事業につきましては、幡多広域ふるさと市町村圏基金活用事業補助金を活用して、事業を実施するものとなっております。

事業の実施主体につきましては、こちらは委託料という形で、事業実施主体は宿毛市になりますけれども、この委託先につきましては、市内のそういった婚活イベントの実績がある事業所のほうに委託をしまして、運営、またパンフレットの印刷等も行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 再質疑をいたします。

正直に申しまして、レモンというのが、私ちょっとぴんどこなかったんですけれども。

例えば、市長の行政方針の中でも、ブント、小夏、直七と、この三つのかんきつ類が出てきてまして、レモンというのは、一言も出てきませんでしたし、私の印象では、レモンといいますと広島県を中心とした瀬戸内海、あちらの地方の名産のかんきつではないかという印象なんです。非常に、突発的にレモンが出てきたなという印象を受けるんですけれども、その点、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、2番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

なぜレモンなのかというところがございますけれども、直七、小夏、ブンタン、こちらのほうは有名な宿毛市のかんきつでございますが、企画課の担当といたしまして、ふるさと納税のほうも担当しております、近年、このレモンを返礼品として出品もしていただいているということもありまして、こういった宿毛市の、まだ埋もれているといいますか、そういったものを、あえてテーマに選びまして、こういったレモンにも焦点も当てていきたいと、そういった思いで、今回、レモンをテーマとしたイベントを計画しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 課長が申しております晩婚化、未婚化、その一翼を、私も大変担っておるものとしたしまして、そしてまた、婚活人生30年で何の成果もあげておりません私が、余り婚活イベントに対して深く突っ込みますのは、説得力がございませんので、このあたりにしようと思っております。

どうぞ、行政がかかわる婚活イベント、余りいい実績があらわれてないというのいろいろ聞くところがございますので、レモンのような、甘酸っぱいイベントに終わらずに、実り多いものにしていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それでは、続いてまいります。

次は、85ページをお開きください。

85ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、8目母子保健推進費、こちらの19節負担金補助及び交付金、一般不妊治療助成事業費補助金、この25万円、これについて、事業の内容を、担当課長からの説明お願いたします。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） 保健介護課長、2番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ85ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費、19節負担金補助及び交付金。一般不妊治療助成事業費補助金25万円についてです。

本事業につきましては、不妊症と診断された婚姻関係にある夫婦に対しまして、不妊症治療に係る費用の一部としまして、年間5万円を上限に助成をすることにより、経済的な支援や、治療に対しても、前向きに取り組めるよう、支援を行い、妊娠、出産を希望されている方の負担を軽減しようとするものです。

助成の対象となる治療につきましては、排卵誘発剤や、ホルモン療法、人工授精などの一般不妊治療で、年間5組を想定しております。

財源につきましては、県の補助事業がございまして、1件当たり3万円を上限で、今回は5組分の2分の1の補助としまして、7万5,000円が補助される予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 再質疑をいたします。

不妊治療と申しますのは、なかなか1年ではうまく結果が出せない、何年にも及んで治療を続けられる御夫妻もあるとお伺いしておりますが、こちらのその補助というのは、1組1年限りと決まっているのでしょうか。それとも、複数年にわたっての補助金対象になることも可能なのでしょうか、そのあたりを御説明お願いたします。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） 保健介護課長、2番、川村議員の再質疑にお答えします。

対象が単年度になるか、複数年年度になるかという御質問です。

年度につきましては、現在、要綱を作成して

おりませんが、県の補助金につきましても、複数年度で対応しておりますので、複数年度の対応を、今は考えております。

年度につきましても、それが2カ年になるのか3カ年になるのかということは、現状では、まだ確定はしておりませんので、十分、協議をする中で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私の知人にも、不妊治療をしていた方がおまして、本当に資金の面、お金の面でも、非常に厳しいものがあつたけれども、何よりも不妊治療で大変なのは、精神的な面、肉体的な面だとも聞いております。

こういった形で、補助金が出されるのももちろん必要で、皆さんにとっては心強い、頼もしいことだと思いますけれども、そういった精神面のケアも、またよろしく願いいたします。

それでは、続いての質疑にまいります。

続いてお聞きいただきたいページは、97ページになります。

97ページ、第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、こちらの宿毛市くくりわな捕獲推進事業費補助金、この400万円についてでございます。

私、狩猟とかわなとかいうものには詳しくないので、このくくりわなというものが、まずどういったものなのかも御説明いただきたいですし、また、事業内容の説明を、担当課の方、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、97ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林

業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市くくりわな捕獲推進事業費補助金400万円について、御説明いたします。

これにつきましては、有害鳥獣被害に対する対策について、現在まで、捕獲報償費の支給、新規狩猟者の確保対策、防護柵設置費の補助を、平成29年度についても、引き続き、これまでどおり実施することとしておりますけれども、有害鳥獣の増加、狩猟者の高齢化は、右肩上がりになっております。

今回、さらなる支援策といたしまして、このくくりわなの配付事業を予算計上したものでございます。

くくりわなにつきましては、いろいろなタイプがありますが、基本的な構造につきましては、踏込部に足を踏み入れると、その足にワイヤーがしまる、そういった原理のわなでございます。

本補助金は、農林業におけるシカ、イノシシ、サルなどの有害鳥獣被害に対する捕獲対策の一環として、くくりわなを購入した狩猟者に対して、1人当たり2万円を上限に、定額補助をするものでございます。

市内には、約170名の狩猟者がいらっしゃいますが、新たに狩猟免許をとられる方の分も含めまして、計200名の方に対して、1人当たり2万円を補助するために、この400万円という金額を計上させていただいております。

なお、本事業は、高知県の事業を活用することとしておりまして、歳入になりますけれども、高知県くくりわな捕獲推進事業費補助金400万円、同額ですね、その400万円を財源として、活用していきます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 済みません、再質疑をお願いいたします。

くくりわなというものは、いろんなタイプと

いいですか、あると思いますけれども、大体、平均して1個当たりの単価が幾らぐらいなものなのかということと、そのわなにもし誤って人がかかってしまうようなことはないのか、その危険性について、教えていただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） 産業振興課長、2番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

そのくりわな1個当たりの値段はどれぐらいかということでございますけれども、さまざまなタイプがございますので、金額も幅がありますけれども、安価なものについては、数千円、1万円しない程度のものからあると聞いております。

続きまして、そのわなの仕組みというか、例えば、人が間違っただんで、ワイヤーがかかっても、けがはどうかという質疑に関しましては、よくとげとげになって、刺さるようなわなを想像する方もいらっしゃると思いますけれども、そういう形ではなくて、あくまでも、原理としては、ワイヤーがばね等で、反動でしまって、縛るとい仕組みになっておりますので、万が一、そのわなを踏んでいる方がいても、多少、痛みはあるかもしれませんが、大げがにならない、そういうふうな仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） ありがとうございます。

ちょうどきょうの高知新聞に、かわいいカモシカの写真とともに、ニホンシカがふえ過ぎることによって、生態系も変わってきたというような記事も出ておりました。

また、今後もそういった鳥獣の被害、できる限り防げるように、そしてまた、自然と人間が共生できるような、そんな農林水産業の振興に、

また御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目に移ります。

次に開いていただきたいページが、103ページになります。

103ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、こちらのフィルムコミッション推進事業費補助金、こちらについてでございます。

今議会、非常にアルファベットや片仮名が多くてわかりにくいというようなお話も出ております。

このフィルムコミッション、日本語で言うならば、映画と撮影誘致協力支援活動事業とでも申しましょうか、映画やドラマの撮影隊を宿毛に来てもらって、誘致活動をする、また誘致が決まった後は、撮影にいろいろな形で協力する、そういう事業だと思っておりますが、担当課長、もしこの日本語訳、間違っておりましたら、またそちら、補足訂正もお願いいたします。

では、このフィルムコミッション推進事業、こちらのほうの事業内容の説明、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、103ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、フィルムコミッション推進事業費補助金59万5,000円について、御説明いたします。

先ほど、議員さんがおっしゃられました、フィルムコミッションという意味については、私も余り詳しくないんですけども、議員さんが言われたとおりの内容であると、私も認識しております。

本市においては、これまでも映画「パーマネ

ント野ばら」や、ドラマ「ダルマさんが笑った」、そして「戦艦武蔵」などの撮影が行われ、市としてもかかわるなど、一定の情報発信効果が得られました。

このように、映画やドラマによる情報発信効果が非常に高いため、今回、宿毛市観光協会が行うフィルムコミッション推進事業に対して、本市の知名度の向上と誘客促進強化につながる有効な手段と考えまして、補助金を交付し、支援をしようとするものであります。

なお、今回の事業内容といたしましては、将来、活躍が期待される若手の脚本家や映画監督、俳優などの映画関係者を募集しまして、さらなるレベルアップを目的とした映画塾を誘致するもので、1週間程度、本市で合宿を行っていただくということになっております。

滞在中には、本市の自然や歴史的な魅力を知っていただくとともに、地元住民の方々とも、触れ合いが図っていただくということも考えております。

何分初めての事業ではありますが、将来、宿毛を舞台にした映画や、ドラマの制作も視野に入れるなど、情報発信力の向上と、観光振興につながる事業として、期待するものであります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も映画ファンの一人として、フィルムコミッション事業、非常に期待をしているんですけれども。

「パーマネント野ばら」、そして「ダルマさんが笑った」、このロケが行われたとき、私はちょうど、まだ宿毛に帰ってきておりませんでしたので、撮影の皆さんがいらっしやって、実際に撮影が行われているときの宿毛の雰囲気、そういったものが、ちょっとつかめていないところがあるんですが。

経済波及効果という面で、具体的な数字にす

るのは難しいと思いますが、ああいった撮影が行われた際の宿毛の市民の皆様の雰囲気、そういった映画が、そしてドラマが、上映や、そして公開されたときの、そういった空気感というようなものを、商工観光課長が感じられた、そういう側面で結構ですので、お聞かせいただけたらありがたいです。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 緊張しています。

私も「パーマネント野ばら」の撮影のときに、ちょうど観光課におりまして、今思えば、5月ごろから9月ごろまで、何カ月もかかわりました。ロケ地の選択といたしますか、どこにするか、撮影場所とか、いろんな備品等の貸し出しとか、それから市民の皆さんを含めたボランティアでのエキストラの募集なんかににもかかわったわけですけれども、一つの映画を撮ることで、市民あげて、宿毛市民の大きな財産というか、おもてなしの心というか、何か手伝わないかん、協力せないかんというような気持ちがたくさんありまして、募集したときには、かなりの方々が協力してくれたという記憶があります。

また、「戦艦武蔵」についても、たまたま観光課、昨年のことですので、協力してくれという、NHKのほうから依頼がありまして、職員数名が、商工観光課職員数名も、ドラマには実際、映るような形で、下手な演技をしたわけですけれども。

要請がそういった形であれば、市もあげて協力もしましたし、それぞれロケ地の市民の方々、また家を貸してもらったり、車も貸してもらったり、喜んで協力してくれると、そういった土地柄といたしますか、住民の皆さんの意識も非常に高いというふうに思っています。

今回の映画塾の開催に当たって、そういったことで、楠山の山里の家を予定しているわけですけれども、過疎化していく楠山において、そ

のようなこともやることで、地元の方々と触れ合いができて、活性化につながればいいと思いますし、1年だけで終わるのではなくて、2年、3年と、ぜひつながっていくような、成果が上がる事業として、私も期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） フィルムコミッション事業というのは、その外部へ宿毛市を発信するという意味もありますし、市の中で、市民の一体感も生まれるということで、非常に数字にあらわれない部分でのメリットもあるということが、観光課長の質問でわかりました。ありがとうございます。

きのう、山本議員の一般質問の中で、広島県呉市、この場所がたびたび出てきました。小中一貫教育を推進しているということで、そしてまた、海上自衛隊の基地があるということで、広島県呉市、こちらの名称出てきましたが、今、映画ファンの中で、広島県呉市といいますと、「この世界の片隅に」という、キネマ旬報のベストワンにも選ばれた映画のロケ地ということ、ロケ地ではなくて、これはアニメーションですので、舞台ということで注目されておりますし、そしてまた、去年8月に公開されまして、大ヒットして、現在もロングラン上映中である「君の名は。」。

「君の名は。」と申しましても、岸恵子や佐田啓二ではございませんので。歌でいうと、去年あたりから「前前前」というのを、どこかフレーズを聞いたことがあると思いますが、「君の名は。」にやっぱり登場しました岐阜県飛騨市の飛騨古川駅、こちらのほうに、本当に日本国内はもとより、海外からも映画ファンが大勢駆けつけているというのを聞きます。

実写版のロケを誘致することも必要ですけれ

ども、こういったアニメの舞台となることでも、観光客誘致ができますので、その点も頭に置きながら、何せ、商工観光課長が、オーロラよりもすごいぞ、という宿毛にはだるま夕日もございますので、これが出てくるような映画やドラマ、また提案していければと思います。

オーロラに匹敵するというような、なかなか大風呂敷を広げる、こういう商工観光課長の大わざも、宿毛市を元気にするためには必要であると思います。

どうか平成29年度も、各課の皆様、宿毛市のために、よろしく願いをいたします。

これで私の質疑、終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

-----

午前11時40分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第15号別冊、宿毛市一般会計予算と、昨日、提案をされました議案第41号の2議案についてであります。

まず、15号の一般会計の予算について、順次聞いていきたいと思っております。

先ほどの川村議員のように、立て板に水を流すような質問はようしません、できるだけ、わかりやすく質問をしたいと思っておりますので、答弁のほう、よろしく願いいたします。

それでは、まず、ページ48ページ。

第2款第1項7目13節の、総務費の総務管理費の中の企画広報費の委託料の移住ガイドブ

ックデザイン委託料、そして同じ委託料の中で、宿毛市公式ホームページリニューアル業務委託料ということで、30万円と662万3,000円が予算として出されております。

事業の内容等、ガイドブックについては、設置場所をどのようなところを想定しているのか。ホームページのリニューアルにつきましては、今回、リニューアルするに至った経緯について、まずお示しをしていただきたいのと、新しいホームページのコンセプト、どのようなことをコンセプトにリニューアルをしようとするのかについて、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、48ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料、移住ガイドブックデザイン委託料30万円の質疑について、お答えいたします。

本事業につきましては、県外居住者に対しまして、本市の魅力や移住に必要な情報について、効率的かつ効果的に情報発信を行い、本市への移住を促進することを目的に作成いたしますガイドブックのデザイン、及びレイアウト業務についての委託としておりまして、内容のわかりやすさはもちろんでございますけれども、インパクトやデザイン性、また移住者の傾向、そういったものも参考としたガイドブックを作成して、さらなる移住者数の増加を目指したいと考えております。

ガイドブックにつきましては、A5判16ページを予定しておりまして、移住ガイドブックの配布や、移住に関する情報を提供している東京と大阪に、ふるさと暮らし情報センター、こういったところがありますけれども、そちらの

ほうの情報といたしまして、主にガイドブックを持ち帰られる方の傾向として、子育て世代の父親が多いということと、持ち帰られるガイドブックについては、表紙などにイラストがあるガイドブックが非常に持ち帰られていると。

また、A5サイズの、小さいタイプのガイドブック、持ち帰りやすいということもあろうかと思いますが、そういったものに人気が集まっているというふうな情報もありますので、その傾向を参考にした冊子のほうを作成したいというふうに考えております。

設置場所につきましては、高知県の県外事務所、こちら東京、名古屋、大阪ございますけれども。また、先ほど言いましたふるさと暮らし情報センター、こちら東京、大阪。また、高知県庁などを初めとする関係機関、また埼玉県浦和市の、本市と協定を締結しております土佐宿毛マーケット、そういった部分での設置を予定しておりまして、また、都市圏で実施される移住相談会、そういったイベントなどにも配布する予定としております。

続きまして、同じく48ページ、13節委託料、宿毛市公式ホームページリニューアル業務委託料662万3,000円の質疑について、お答えいたします。

リニューアルに至った経緯につきましては、他市町村におきましても、近年、ホームページを重要視しておりまして、リニューアルしております。

本市の公式ホームページにつきましては、平成21年度のリニューアルを行って以降、まだリニューアルのほうもしてないと、そういった部分で、8年を経過したこと。

また、最近、スマートフォン、こちらのほうが急速に普及をしておりますが、本市のホームページにつきましては、スマートフォンに対応してなかったと。そういうことが、リニューア

ルに至った経緯になるかと思えます。

また、現在、自治体の公式ホームページ、こちらのほうは地域の皆様方に対する行政情報伝達ツールとして、また対外的に魅力をPRする情報発信ツールとして、年々、重要度が増してきている状況になっていると思われま

す。そのため、これまで以上に、本市の魅力を最大限発信できるよう、また地域の皆様方に対しましても、これまで以上にわかりやすく、行政情報を伝えることができるよう、スマートフォンにも対応した公式ホームページへとリニューアルするものでございます。

また、ホームページのコンセプトにつきましては、デザイン性はもとより、シンプルで、誰もが使いやすい、魅力あふれるホームページを目指して、作成することとしておりまして、他市町村の事例も参考にさせていただきながら、作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 移住ガイドブックにつきましても、ホームページにつきましても、一度つくると、なかなかすぐに変更ができるというものではないので、十分に検討した上で、宿毛市の新しい顔として、皆様に目につくような形をやっていただきたい。

特に、この前、先月、私たち政務調査で東京のほうにも行かせていただきましたが、そのときに、高知県の東京事務所にも寄らせていただきました。

そのときには、リニューアル前ということで、資料等が少なかったのかもしれませんが、事務所の中に宿毛市の冊子というのが余り見受けられなかったというところがあって、ちょっと残念な思いをしたところです。

そういうところにも置いていただきたいし、

置く予定とは思いますが、各道の駅、高知県内の道の駅、例えばあぐりであったりとか、いうところにも、いろいろな、県外の来場者もおると思うので、そういうところにも置いておけば、目にとまる機会が多いんじゃないかなというふうに思いますので、御検討を願いたいと思います。

このことについて、再質疑はいたしません。

次に、ページ49ページの、同じく第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費の13節のグループウェアサーバー機器更新業務委託料の192万円と、18節のパソコン購入費221万4,000円。これ関連しているんじゃないかというふうに思いますので、一緒に聞きますが、新規事業の中で、グループウェアサーバーの部分については、サイボウズから新しいグループウェアにするというようなかたをしていると思うんですが、庁内の環境がどのように変わってくるのか、またそれによって台数、設置場所がどのように変わるのかということについて、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算。49ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、13節委託料、グループウェアサーバー機器更新業務委託料192万円の質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、平成22年度に導入いたしましたグループウェア、現在、サイボウズのほうを使っておりますけれども、このグループウェア用のサーバーが、メーカーの保守が、本年の11月17日をもちまして終了することから、新しくグループウェアのサーバーの機器を更新するものとなっております、グループウェア自体を変更するものではございません。

サーバーのみの更新となります。

そのため、今回のサーバーの更新によりまして、庁内の情報環境につきましては、特段、従来とは変更はございませんけれども、今回、このサーバー更新時に、現在、電算室のほうに置いておりますサーバーを、防災センターのほうに移行するというところで、防災対策のほうにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、同じく50ページの電算管理費の18節備品購入費、パソコン購入費221万4,000円の質疑にお答えいたします。

本予算につきましては、職員のパソコン故障時の代替機、また突発的な臨時職員の雇用による職員の増加などにも、貸与のための予備機として購入するものでございまして、15台の購入を予定しております。

この予算につきましては、そうした理由から、グループウェアサーバーとの更新との関連はございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） この点については、よくわかりました。

次に、ページ55ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節の委託料の避難所運営マニュアル策定委託料3,598万8,000円ということですが、この事業内容について、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算の55ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料の避難所運営マニュアル策定委託料3,598

万8,000円について、御説明させていただきます。

本予算は、南海トラフ地震等の大規模災害時に開設します各避難所の運営マニュアルを策定するためのものでございまして、県からの要請で、各市町村に策定が求められており、本市では、津波浸水区域外の33の避難所について、それぞれ個別に策定する必要がございます。

本年度は、平田小学校分を策定しているところでございますけれども、平成29年度は、残る32の避難所のうち、規模の大きな15の避難所分を策定する予定にしております。

策定に当たっては、地元の自主防災組織を初め、施設関係者等にも御協力いただく中、課題や問題点も洗い出しながら、より実効性の高いものにしてまいりたいと考えております。

なお、委託先につきましては、まだ具体的に決定しておりませんが、今議会で予算議決いただきましたら、来年度、入札によって決定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 本予算決定後に策定していくということですので、委託先も、よくわかりました。

それと、同じページの同じころの、15節の避難所運営マニュアル策定施設整備工事費ということで、200万が計上されております。

今言われたマニュアルに沿って、工事を行うんだらうということで、一緒に聞いてもよかったんですが、今回、別の聞き方をしますが、この予算で、どこの地域に、どのような設備をするのかということ、わかっているならばお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

ただいま御指摘のありました同目の15節工事請負費の避難所運営マニュアル策定施設整備工事費200万円の計上予算について、御説明させていただきます。

本予算は、現在、避難所運営マニュアルを策定しております平田小学校に、避難所として必要な施設を整備するためのものがございます。

平田小学校につきましては、平成28年度の当初予算に運営マニュアル策定避難所分の備品備蓄品購入費として、11節に120万円を計上しておりましたけれども、マニュアルの完成時期が今年度末となる予定でございますので、購入費を決定する期間が非常に短いということもありまして、一旦、全額を減額しまして、避難所生活に大きくかかわってきます施設等の整備に重点を移しまして、新たに工事請負費として、平成29年の予算に計上するものです。

今後、地元地区や自主防災組織、学校関係者とも協議しまして、必要な施設を決定することになりますけれども、現段階で具体的に何を整備するのかというのは、まだ特定されておられません。

ただ、県の補助対象の上限額であります200万円を計上しております。

なお、両事業ともに、補助費3分の2の県補助金を充当するために、本予算書の27ページの第14款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の、高知県避難所運営対策過疎化事業費補助金2,532万4,000円のうち、2,399万1,000円を避難所運営マニュアル策定委託料へ、残りの133万3,000円を、避難所運営マニュアル策定施設整備工事費へ、それぞれ充当予算として計上しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） よくわかりました。

それでは、次にいきます。

ページ74ページの第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費の15節の工事請負費の中の保育園遊具設置撤去工事費として150万円が上程されております。

この事業内容について、まずお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長補佐。

○福祉事務所長補佐（田中博幸君） 福祉事務所長補佐、12番、寺田議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、74ページ。

第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費の保育園遊具設置撤去工事費150万円についての御説明をさせていただきます。

こちらの工事ですけれども、今年度、まず実施をいたしました保育園遊具安全点検業務の検査結果に基づきまして、遊具の劣化状況によりまして、そのまま使用すれば、破損など危険度が高いと判定される遊具、それから撤去が望ましいというふうにする遊具につきまして、新しいものへと交換する、設置と撤去の工事費用。

それから、子育て支援センターにおきまして、撤去が必要であると判断された、古い遊具についての撤去工事。また、あわせて基本的な遊具と思われますブランコ、ジャングルジム、それから滑り台、鉄棒について、一部、保育所におきましては、設置されていないところがありますので、それら遊具の新設工事、それらを合わせたものの工事費用というふうになっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 少し再質疑をさせていただきます。

この、遊具ですので、特に屋外に設置されているということで、経年劣化というのは、どうしても否めないことですので、今回、工事して、全て万全かといったら、そうではないとは思いますが、一応、今回の150万の予算で工事することによって、市内の保育園、また子育て支援センターの遊具については、設置また危険遊具の撤去については終わるのか、その部分についてお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長補佐。

○福祉事務所長補佐（田中博幸君） 福祉事務所長補佐、寺田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど、その150万の中で、平成29年度で終わるのかというような御質問であると思います。

撤去、交換、新設とありますので、その全て、単年度で実施いたしますと、多くの費用、それから期間が必要となってまいりますので、財政や保育所の運営に負担が集中いたしますので、工事に当たっては、安全点検を行いましたので、その結果に基づきまして、優先度が高いと判断された。そういったものを中心に、必要に応じて、計画的に行っていこうというふうに考えております。

遊具の整備に関しましては、次年度以降も、継続して実施していく予定です。まだ判定上では、使えるというふうに、問題ない、安全であるというふうに思われるものでも、その年月がたちましたり、また使い方によっては、破損などが起こる可能性もありますので、そういった設備点検、設備の整備につきましては、施設の管理をするものとして、継続して行っていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。

ただ、私の子供が保育園に通っているときに、それまでは危険ではないといわれていた遊具が、何か事故があると、危険遊具ということで撤去されたりとか、使用禁止になったりとかいうことも経験しましたので、その部分については、時代の流れの中で、いろいろと変遷をしていくと思います。

それには、やはり利用するのが子供ですので、福祉事務所として、十分気をつけて行っていただきたいというふうに思います。

このことについては、もう再質疑はいたしません。

それでは、次の項目に移ります。

ページ80ページ。

第3款民生費、第5項人権政策費、2目隣保館費の中の15節隣保館・児童館耐震補強工事費として、337万4,000円が計上をされております。この事業内容をお示し願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 人権推進課長。

○人権推進課長（沢田美保君） 人権推進課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ80ページ。

第3款民生費、第5項人権政策費、2目隣保館費、15節工事請負費の隣保館・児童館耐震補強工事費337万4,000円について、説明させていただきます。

本事業は、旧耐震基準により建設された、正和、貝礎、手代岡の各隣保館及び貝礎、手代岡児童館に対し、施設利用者の安全を担保するために、耐震補強工事を実施するものです。

この工事は、今年度実施いたしました耐震診断及び耐震補強設計に基づき、行われるものであります。

各館の工事内容と工事費につきましては、正

和隣保館がSRF、これは包帯補強の工法です。工法による工事で、103万4,500円。手代岡隣保館・児童館につきましては、同じくSRF工法による工事で52万円。貝礎隣保館・児童館は、壁コンクリートを増し打ちするという工事で、23万3,245円となっております。

さらに、共通仮設費などの諸経費を加えた工事費総額が337万3,920円となっております。

なお、正和隣保館・児童館につきましては、新耐震基準で建設されているため、今回の工事は対象となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑をさせていただきます。

今回の予算で、3施設を耐震化をするということで、あと人権推進課関係の施設の中で、耐震化が必要な、またできてないという施設があるのかどうか、この点についてお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 人権推進課長。

○人権推進課長（沢田美保君） 人権推進課長、12番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

今回、対象となります施設のほかには、人権推進課が管理する施設で、耐震化されていないものはございません。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。

続きまして、84ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目の母子保健推進費、13節委託料の中で、産前産後ケア訪問事業委託料として、48万円が計上をされております。

この事業内容、またこれまでは市の保健師が訪問でケアを行ってきたというふうには思っ

ているんですが、今回、事業委託料という形で出てましたので、どのような違いがあるのかについて、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） 保健介護課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ84ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費、13節委託料のうち、産前産後ケア訪問事業委託料48万円についてです。

事業内容につきましては、平成28年度から養育支援訪問事業といたしまして、ハイリスク妊婦及び特定妊婦等の支援が必要な方に対しまして、助産師の訪問による相談事業を行ってまいりました。

平成29年度につきましては、さらに産前産後ケア訪問事業といたしまして、産前産後の大切な時期に助産師がサポートすることにより、妊娠期からの孤立解消や育児不安、育児技術支援を行うことにより、支援の充実を図ろうとするものです。

これまでの市の保健師が訪問してきたものと、今回の事業との違いは何かとの御質問ですが、保健師による乳幼児の全戸訪問につきましては、引き続き、継続する中で、さらに専門性の高い助産師が、産前産後の不安定な時期に訪問支援をすることによりまして、より両者が連携を深めながら、妊娠期からの孤立解消や、育児不安、技術支援を行おうとするものです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 今、少子化と言われてますので、ぜひ一人でもそういう子育てに不安のないような形を、宿毛市としても進めていただきたいというふうに思います。

それと、同じような形の、もう少し大きな話

になると思うんですが、今年度の新規事業調査表の中に、子育て世代包括支援センターという、新規事業の24ページに出ておるんですが、多岐にわたるので、646万3,000円という予算を、この予算書の中で見ることはできませんでしたので、御説明を願いたいと思うんですが。

この事業の内容を、まずお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） 保健介護課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

平成29年度新規事業調査表のページ24ページでございます子育て世代包括支援センター事業について、御説明をいたします。

本事業の総事業費646万3,000円につきましては、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ84ページから85ページにかけてですが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費の7節賃金、488万1,000円のうち246万3,000円、及び15節工事請負費、相談スペース設置工事費300万円、18節備品購入費100万円の合計646万3,000円の事業費となっております。

本事業につきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や、育児に関する総合的な相談や支援を提供するために、保健介護課に母子保健コーディネーターの配置や、新たに相談室を設置することによりまして、妊産婦等が相談しやすい体制を構築するとともに、支援が必要とされる妊産婦等の支援プランを作成する中で、関係機関と連携を図りながら、支援をしようとするものです。

賃金につきましては、現保健師とともに、コーディネーター役を担う保健師または助産師の専門職員の臨時賃金として、計上させていただ

いております。

工事請負費及び備品購入費につきましては、保健介護課の前の一室を相談室としまして開所して、相談スペースとして整えるために計上させていただきますいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 設置場所がどこなのかということで、聞こうかと思ってましたが、今、説明をしていただきましたので、あえてこれ以上、この部分について聞く必要がなくなりましたので、次の質問に移りたいと思います。

次は、ページ87ページ。

87ページの第4款衛生費、第3項清掃費の1目塵芥処理費の1節報酬、放置自動車廃物判定委員会委員報酬として、1万2,000円という形で提案されておりますが、これはどのようなメンバーで構成をする予定なのか。そして、委員会の目的について、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岩本敬二君） 環境課長、12番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、87ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、1節報酬、1万2,000円。放置自動車廃物判定委員会委員報酬について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の、どのようなメンバーで構成する予定なのかについてですが、判定委員の構成としましては、宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の第7条で定めております。

まず、自動車に関する専門的な知識を有するもの、次に学識経験者、そして市民代表、市職員、最後に市長が必要と認めるもので、10名

以内で構成することとしております。

なお、報酬の積算につきましては、先ほど述べた委員のうち、市職員を除く方の4名程度と考慮しております、4名分で計上させていただいております。

2点目の委員会の目的についてですが、平成13年に制定しました宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づきまして、放置自動車が発見され、所有者等が不明の場合に、それが自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ不要物と認められるかどうか。つまり廃棄物であるかどうかの判定をする必要があります。

これは、放置されているものの状態が、自動車で、そのままであるのか、既にごみになっているのか、ということによって、その後の取り扱いがかわってくるためでありますので、それが目的です。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑をいたします。

特に、ことし、来年とかけて、幕末維新博ということで、宿毛市を訪れる方もふえてくるんじゃないかというふうにも思うんですが、宿毛駅に何台か、もう何年も前から放置されているような車も見受けられます。そのほかの場所にもあるんじゃないかというふうにも思うんですが、公共施設、公共地。そのような車に対して、どのような形が、このことによってどのような形になるのか、わかっていれば御答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岩本敬二君） 環境課長、12番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

宿毛駅駐車場等に見られるような放置車両について、これへの対応はどうかという御質

問だったと思います。

まず、警告書を放置自動車に添付しつつ、所有者等調査を行います。

所有者が判明したものについては、所有者等に対して撤去指導、勧告、命令をしていくこととなります。

一方、所有者等が確知できない場合については、廃物判定委員会を開催しまして、判定を行います。

ここで廃物と認定されたものについては、告示、廃棄処分警告書等の添付等の手続を経て、撤去することとなります。

それから、廃物認定外放置自動車と判定されたものについては、告示を経て、宿毛市に帰属された後に撤去することとなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 質疑の途中ですが、議事の都合により、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺田公一君の質疑を継続いたします。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 引き続き、質疑をさせていただきます。

私の進行が悪いばかりに、皆さんにお昼は非常に御迷惑をおかけをいたしました。これから後、3問程度ですので、しばらくの御辛抱をお願いしたいと思います。

それでは、引き続いてまいりたいと思います。

これは、新規事業調査表のほうで、まず見ていただきたいと思うんですが。

新規事業調査表の38ページの、産業振興課の水産振興費の部分であります、予算書のほ

うで見ると、9ページの債務負担行為のところに掲載をされております、水産業総合支援事業というところになるんですが、水産加工施設等整備事業の、この事業についての内容説明をお願いしたいと思います。

また、その中で、宿毛市にとってこの事業がどのような経済波及効果があるのかについても、お示しを願いたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

**○議長（岡崎利久君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（上村秀生君）** 産業振興課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算9ページ。

第2表、債務負担行為、水産業総合支援事業（水産加工施設等整備事業）について、事業内容について御説明いたします。

本事業につきましては、民間企業が実施する水産加工施設の新設等や、雇用の創出に対して、県補助金を活用して、支援しようとするものでございます。

本件につきましては、先月の新聞でも大きく掲載され、先日の原田議員の一般質問に対する市長答弁でも少し触れましたが、水産会社の道水が、宿毛市坂ノ下におきまして、総事業費約16億円をかけまして、輸出にも対応した、高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設の建設を、平成30年度の完成を目指して、予定されております。

これによりまして、宿毛湾で生産される養殖魚の産地加工が計画されているところでございます。

補助の予定といたしましては、平成29年度に事業着手をいたしまして、平成30年度に水産加工施設が完成、稼働を開始し、それによって新規雇用が5人以上等の条件を確認して、この整備費に対して、3億2,026万円。平成

31年度は、新規雇用15人以上等の条件を満たせば、これに加えて9,506万5,000円。さらに、平成33年度に輸出額、これが10億円以上達成すれば、1億6,013万円と、その水産加工施設の稼働実績や雇用の創出に応じた補助金の支出を予定しております。

平成29年度から平成33年度までの合計5億7,545万5,000円以内の債務負担行為を計上している、そのような形になっております。

本市における経済の波及効果についての御質問ですけれども、新たな水産加工施設の整備によりまして、宿毛湾産のブリ類、マダイ、クロマグロを加工する計画になっておりますので、市内の養殖業者にとって、新たな出荷先として、経営の安定化に寄与するものと、そのように考えております。

また、養殖で与えるエサを確保するための冷凍保管施設、これも整備が予定されておりますので、宿毛湾中央市場に水揚げしている中型まき網漁業への波及効果も期待しているところでございます。

最後に、雇用の創出に関しましても、施設の稼働により、従業員として20名程度の雇用も予定されておりますので、こういうところでも効果が出るというふうに見込んでおります。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 12番寺田公一君。

**○12番（寺田公一君）** 30年度にかけて行われる事業ということで、民間企業ということで、現在、それぐらいしかわからないのかなというふうに思いますが、そのことが宿毛市の水産業、また雇用の創出に、今、課長が答弁された以上に進んでいけば、本当にいいことだなというふうに思います。

御説明ありがとうございました。

それでは、議案第15号では最後になります

が、102ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節の委託料の中で、「志国高知 幕末維新博」竹内明太郎とダットサン展示イベント委託料として、595万5,000円の予算が出されております。私も、ダットサンの会社設立の時点で、竹内明太郎氏がかかわったということは、今までにも聞いたことはあるんですが、この事業内容について、まずお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、102ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、「志国高知 幕末維新博」竹内明太郎とダットサン展示イベント委託料、595万5,000円、この事業の内容について、御説明いたします。

3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」の地域会場であります宿毛歴史館の認知度を向上させる誘客を図るため、本市出身の竹内明太郎がかかわった、国産自動車第1号であるダットサンに係る展示イベントを実施するものであります。

竹内明太郎が株式会社小松製作所を創業し、また早稲田大学理工学部の創設に尽力するなど、日本の工業化に多大な貢献をしたということは、よく知られておりますが、ダットサンの開発支援者として、功績があることは余り知られていませんでした。

ダットサンのTが竹内明太郎の頭文字のTということでございます。今回、本事業によりまして、その功績にスポットを当てる初めての取り組みといたしまして、本物のダットサン自動車5台と、また竹内明太郎と兄弟であります吉田 茂の愛車であったロールスロイスを、文教

センターに持ってきて、展示を行いたいと思います。

あわせて、竹内明太郎とダットサンということテーマにした記念講演会も開催していく予定となっております。担当課といたしましては、リニューアルした歴史館も含め、熱烈なダットサンファン、車好きファンなどの多くの誘客を見込んで、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑をさせていただきます。

非常に、私も日産の車、大好きで、市長も車は大好きですよ。そういうところで、宿毛市と車というのが、ダットサンによって結ばれたという、すばらしい企画になるんじゃないかというふうに期待をしていますが、時期的なものが、もう少し詳しくわかれば、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

時期はいつかということですが、今のところ、開催時期は本年11月下旬。詳しく言えば11月22日から27日までを、今のところ予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

それでは、私の最後の質疑になりますが、議案第41号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてという議案が、昨日、提案をされました。

この議案が、今回、この時点で提案されるようになったという経過をお示し願いたいのと、

どのような職員を派遣していくのかについて、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第41号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、内容につきましては、今後、本市職員を一般社団法人宿毛市観光協会へ派遣することができるよう、所要の改正を行うものです。

御存じのように、これまで長年にわたって、宿毛市観光協会は宿毛市と一体となって、本市の観光振興に積極的に取り組んでまいりました。

平成28年度におきましては、宿毛市からの指定管理者業務や、観光イベント支援事業の実施を初め、特に宿毛市から地方創生加速化交付金を活用した宿毛まるごと商社プロジェクトでは、さまざまな事業を展開し、また市から委託されたふるさと納税推進事業は、予想を上回る大きな成果をあげることができました。

本市としては、3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」を追い風にして、さらに観光協会の体制を強化してまいりたいと考えております。

職員の派遣を行うことで、平成29年度におきましては、これまでの事業展開に加えて、市から受託予定のふるさと納税の目標額も3億円、大きく設定をいたしました。

また、宿毛の特産品を全国に販売していく取り組みのECサイトも、本格的に稼働をしています。

新たに旅行業の資格も取得して、県外、国外からの観光客の誘客を図るために、魅力ある体験メニューづくり、旅行商品も作成して、製作してまいります。

ここまでにしておきます。

どういったレベルの職員を派遣するかという分については、総務課長のほうでよろしいですか。

済みません、以上です。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えします。

先ほど、観光課長がお答えしましたように、今回、幕末維新博を機に、宿毛市への観光入込客の増加、それからまた、ふるさと納税の充実、増額を図るという目的で、宿毛市と観光協会との連携をさらに深め、観光協会の体制の充実を図るということで、今回、職員を派遣するということをご予定しております。

そのため、現時点では、補佐相当職、この職員の派遣を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

この宿毛市観光協会は、以前は商工観光課内に事務局をもっており、専従という職員は、その当時はいなかったようにも思っているんですが、それがもう七、八年前になるんですか、組織の自立ということと、観光行政の発展、観光協会のよりよい発展をということで、外部に出したというふうに記憶をしていますが、市の職員が行くということに異論があるわけではないですが、何か、今まで自立をしていたものが、市のほうに、何か今までのように使われるという言い方は悪いかもしれませんが、そういう形になるんじゃないかなという、ちょっと心配をするんですが。

特に、補佐級程度をとということになると、その方が管理職として向こうに出向する形になるんじゃないかなというふうにも感じるんですが、やはり若い感性で進めてきた事業ではないかというふうに思うんですが、その点の心配はあり

ませんか。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

行政主導に、またなるのではないかという御指摘ではないかと思えます。

以前、市役所というか、どこの自治体の中でも、いろんな関係団体の事務局を、関係課が担当して、それが結局、職員の公金の横領であったりとか、ということ、事件なんかもいろいろとありまして、宿毛市でも、その行政改革の中で、そういった事務職本来の団体のほうに返すということ、観光協会につきましても、ここにおられます原田議員が、当時、専務として御活躍していただいたがですけれども、独立して運用していただくという方向でかじを切って、これまで取り組んできました。

今回の派遣については、先ほども申し上げましたように、幕末維新博を機に、宿毛市への観光入込客の増加、それからふるさと納税のさらなる充実ということで、観光協会との連携を、さらに強めていくということでもありますので、行政主導でということ想定してということでもないがですけれども、そこについては、観光協会と協力を密にするための体制ということで、御理解をいただけたらというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、関連して、観光課の立場で御説明させていただきます。

先ほどありました、議員の言われた観光協会の自立に向けた、従来の方針と矛盾している部分がありませんかというところですが、本市といたしましては、先ほど説明いたしました、各種の事業展開によって、観光協会としての自主財源が増加して、より安定した協会運営

ができていくことになれば、結果として、観光協会の自立につながっていくと、今回の派遣によって、そういう方向につながっていくことを目指して、今回、派遣をさせていくと。

そういう意味では、従来の方針に合致した取り組みであるのではないかと、我々としては判断しておるところでございます。

いずれにいたしましても、初めての職員派遣でございまして、担当課としても、引き続き、しっかり観光協会と連携を図る中で、効果的な取り組みとなるよう、全力で支援してまいりますので、どうか御理解していただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 長々と質問をさせていただきましたが、最後に聞いた職員の派遣についても、このことが宿毛市観光協会、また宿毛市にとって、よりよい方法になることを願っております。

これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、質疑をさせていただきます。

3点ございます。

資料は、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市の一般会計予算書を使わせていただきます。ページ14ページをお開きください。

市債についてでございます。将来、償還するとき、金額を自己財源で償還しなければならないのか、あるいは地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるのか、それともないのか。あるとすれば、額について伺います。

2点目です。ページ19ページをお開きください。一括質問でございますので、続けてまい

ります。

16ページをお願いいたします。

第1款第1項市民税について、お尋ねいたします。

個人市民税についてであります。個人均等割の納税義務者数が前年度実績は何人であったでしょうか。そして、増減があれば、その理由の主たるものは何であるかについて、お伺いいたします。

そして、個人市民税の収入が若干ふえておりますから、いいではないかという見方もありますけれども、増になった原因について、お伺いいたします。

3点目といたしまして、ページ19ページをお願いいたします。

第9款第1項1目地方交付税についてでございます。地方交付税の予算額41億5,000万は、前年度と同額を見込んでおりますが、高齢化の中、財政需要額は増大する一方であります。厳しい状況と思いますが、この見積もりに予算額の積算根拠をお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、ページ14ページ。

第20款市債について、普通交付税に算入されるものはあるのか。あるとすれば、その額はこの御質問であろうかと思えます。

普通交付税の対象となる地方債については、算入率に、事業等によって違いはありますが、算入されますと、ありますということです。

なお、平成29年度に予算計上した地方債のうち、普通交付税措置される金額についてですが、平成29年度の当初予算にて計上した地方債の総額は、7億8,674万9,000円で

す。

そのうち、普通交付税措置される金額は、4億9,788万5,000円となります。借入額から普通交付税措置額を差し引いた金額であります2億8,886万4,000円が、一般財源で対応することとなります。

次に、ページ19ページ。

第9款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税の1節の普通交付税について、29年度に予算計上をした普通交付税の積算根拠についてという御質問でございます。

平成29年度に予算計上した普通交付税額36億5,000万円についてですが、平成29年度の総務省の自治財政局が公表しました地方財政計画におきまして、地方交付税については、前年度比マイナス2.2%と示されました。

平成28年度確定額であります37億7,837万4,000円から、マイナス分2.2%を差し引いた数値は、36億9,524万9,000円となります。

しかしながら、普通交付税の交付額は、補正係数等の変更によりまして、毎年増減が生じることから、過度の積算になることを防ぐ観点から、約5,000万円減額した36億5,000万円を歳入額と計上いたしました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（児島厚臣君） 税務課長、川田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、16ページでございます。

歳入のうち、第1款市税、第1項市民税、1目個人、個人市民税の対前年比793万3,000円の増額内容について、御説明申し上げます。

まず、納税義務者数の推移でございますが、数字を申し上げますけれども、平成26年度納

税義務者数が8,855名、平成27年度が同じく8,800名、平成28年度が8,842名となっております。

年度間、多少の変動はございますけれども、大きな増減にはなっていないと考えております。

この当初予算、市税の当初予算でございますけれども、こういった過去の実績数値ですとか、決算収納額、そういったものを根拠として、来年度見込みで計上させていただいております。

今回、800万円弱増額計上できました理由としましては、まず、今、人口減少、騒がれておりますけれども、それに比べまして、それほど納税義務者数が減っていない。それと、その中でも、所得割納税義務者数が一定、残っていて、所得が上がっている。確保できていることがあげられると思います。

それと、これは課税客体、これの適正な把握、それと収納率の向上に取り組んでおります。その結果、今回、こういった税収入額を計上することができた。このように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第41号まで」の40議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月16日、3月17日及び3月21日から3月24日まで、並びに3月27日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月16日、3月17日及び3月21日から3月24日まで、並びに3月27日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月16日から3月27日までの12日間は休会し、3月28日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時05分 散会

## 議案付託表

平成29年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (26件)	議案第2号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第3号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第4号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第5号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第7号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第8号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第9号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第11号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第12号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第13号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第14号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第15号	平成29年度宿毛市一般会計予算について
	議案第16号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第17号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第18号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第19号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第20号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第21号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第22号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第23号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第24号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第25号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第26号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第27号	平成29年度宿毛市水道事業会計予算について

<p>総務文教 常任委員会 (11件)</p>	<p>議案第28号 議案第29号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第41号</p>	<p>宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について 宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第30号 議案第36号 議案第40号</p>	<p>宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について 宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例について</p>

平成29年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第23日（平成29年3月28日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第41号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第41号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第42号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号

意見書案第1号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書に  
ついて

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第41号まで

日程第2 議案第42号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見  
書について

-----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	小 野 り か 君
兼 調 査 係 長	
議 事 係 長	奈 良 和 美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危 機 管 理 課 長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保 健 介 護 課 長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人 権 推 進 課 長	沢 田 美 保 君
産 業 振 興 課 長	上 村 秀 生 君
商 工 観 光 課 長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都 市 建 設 課 長	中 町 真 二 君
福 祉 事 務 所 長 補 佐	田 中 博 幸 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	桑 原 一 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	杉 本 裕 二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . ----- . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第41号まで」の41議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第41号まで」の40議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第2号から議案第27号までの26議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月16日、17日、21日、22日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案26件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決ま

た。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告をいたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

まず議案第2号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第9号）の46ページ。

第9款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、空調設備設置工事費4,430万7,000円についてであります。

本予算は、夏季休業中に実施している補習学習の教育効果を上げるために、市内5校の普通教室、特別支援教室に空調設備を設置するものであります。

委員からは、小学校ではなく、中学校に設置する理由についての質問があり、執行部からは、現在は補習の際、文教センターや福祉センターを使用している状態であり、夏季休業中に補習を頻繁に行っている中学校を優先的に設置するものであるとの回答がありました。

また、委員からは、小学校への設置は考えているのかとの質問があり、執行部からは、現時点では計画はないが、小学校の学習指導要領が変更され、学習内容が変わってくるため、時間の確保が難しくなり、夏休みなどの活用が必要になってくる。将来的には、小学校への設置も必要となる可能性があるとの回答がありました。

続きまして、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算の55ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料、避難所運営マニュアル策定委託料3,598万8,000円についてであります。

本予算は、津波の浸水が想定されていない避難所、15カ所分の施設ごとの運営マニュアルの策定委託料であり、委員からは、委託金額が大きいのが妥当なのかとの質問があり、執行部か

らは、今年度、平田小学校について、自主防災組織や学校関係者の方々とともに、運営マニュアルを策定しているところであり、避難者の受入等の基本的な業務以外にも、学校施設のスペースを避難所として、どのように生かしていくのかなど、具体的な利用計画についての協議を重ねてきた。

こうした協議の過程の中には、他の施設のマニュアル策定に当たって、活用できる部分もあるため、そのノウハウを活用することで、コンサルへの受注項目を調整し、結果として委託料の減額にもつながるものと考えているとの回答がありました。

続きまして、59ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目PFI事業費、13節委託料。宿毛市PFI調査研究アドバイザー業務委託料896万4,000円についてであります。

本予算は、今年度より検討ワーキングチームを編成し、協議をしてきたPFIについて、導入可能性調査等に係る予算であり、委員からは、委託料の算出根拠についての質問があり、執行部からはPFI事業を行うには、1件当たり約3,000万円の費用が必要だが、項目が幾つかある中で、単年度で見積もっていただいた金額となっている、との回答がありました。

また、委員からは、公共施設等総合管理計画との整合性についての質問があり、執行部からは、主に公共施設を更新していく上での手法が、PFIとなっており、公共施設等総合管理計画の中から、緊急性の高いもの等をピックアップしながら、PFI手法を検討していく、市に有益な事業であると考えているとの回答がありました。

続きまして、119ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、15節工事請負費、宿毛小学校屋内運動場解体工事4,9

53万5,000円についてであります。

委員からは、宿毛小学校の建てかえ工事について、計画当初提示された1案から3案の中で、現在、1案と3案で検討しているが、3案になった場合、体育館を現在の敷地に建てることになると、校舎から遠くなり、先生から目が届かないこともあり、支障があるのではないかと。校舎の近くに建ててはどうか、との質問があり、執行部からは、校舎はI F値で耐震化できているが、体育館は耐震化されておらず、耐震化工事に多額の費用がかかるため、1案と3案のどちらでも対応できる位置で体育館を先行して建てかえを行う。

仮に3案となった場合についても、メインの体育館は、現在の宿毛中学校の体育館として、小学校が優先的に使用し、今回、建てかえる体育館は、中学校が使用するよう、学校現場と話し合って運用していく。

管理上は問題ないと認識している、との回答がありました。

続きまして、121ページ、第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金、英検受験料補助金19万8,000円についてであります。

本予算は、中学校3年生を対象に、英検3級の受験料を半額補助するものであり、委員からは、英検よりもTOEICのほうが社会的要請が高いように感じるが、比較はどうか、との質問があり、執行部からは、英検はある一定の人数が集まれば、学校で試験をすることができるが、TOEICは会場が高知となり、ハードルが高い上に、受験したかどうかの把握が難しいため、英検としているとの回答がありました。

また、委員からは、達成目標を設定して取り組んだほうがいいのではないかと、との質問があり、執行部からは、具体的な周知を設定する予

定はないが、学校側には、受験できる状態にするよう要請しており、3級程度まで英語力を向上させるため、支援拡充を行い、英検の等級や対象学年の拡張も検討していきたいとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第15号別冊、平成29年度宿毛市一般会計予算、69ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金、シルバー人材センター運営補助金432万4,000円についてであります。

本件は、一般社団法人宿毛市シルバー人材センターの運営に対し、補助を行うものです。

委員からは、会員数は増加しているのか、また契約件数等はどうかとの質問があり、執行部は、会員数は多少の増減はあるが、増加傾向にある。また、契約件数も増加している。さらに、29年度からは、一定の講習を受けた方が、日常生活の支援を行う生活の担い手として、家庭の中に入る事業を実施する予定となっており、女性会員の増加も見込んでいるとの回答がありました。

続いて85ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費、15節工事請負費、相談スペース設置工事費300万円についてですが、本件は子育て世帯包括支援センター設置に伴い、相談スペースの確保を行うものです。

委員からは、おむつがえなどもできるようなスペースとなっているのか、との質問があり、執行部からは、おむつがえや授乳もできるスペースを考えている、と回答があり、委員からは、本市の庁舎は、子育て中の方が来にくい場所となっているので、今後も施設の充実について、検討してほしいとの意見がありました。

続いて、88ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、15節工事請負費、塵芥収集車等設備改良工事費34万5,000円について、報告いたします。

本件は、清掃公社が保有する塵芥収集車5台、及びダンプ車2台にドライブレコーダを設置するとともに、バックモニター未設置の車両に設置し、事故等の危険を回避するものです。

委員からは、民間委託の分についても、ドライブレコーダ等は設置しているのか、との意見があり、執行部からは、民間委託の分については設置していないが、他の市町村での事故等を受け、安全管理に必要と考えたため、本市所有の車両について、設置するものである、との回答があり、委員からは、安全な運行を考えたとき、民間委託の車両にも設置するよう、協力を求めるべきとの意見がありました。

続いて102ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、8節報償費、高知競馬だるま夕日特別報償費2万2,000円についてですが、本件は、高知競馬においてだるま夕日特別としてレースを実施するための報償費であります。委員からは、なぜレースを実施しているのか、またPR効果はあるのか、との質問があり、執行部からは、レースの開催については、パルス誘致に伴い実施することとなったもので、本年度は初めて中平市長が表彰式に参加し、競馬関係者にも大変喜んでいただいたとの回答がありました。

近年、競馬中継をユーチューブなどで行っていることもあり、全国的なPRにつながっていると思われまことから、費用対効果で見れば、競馬という場をかりて、全国に向けて宿毛市をPRしていると評価できると思われる。

続いて、同じく102ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、

13節委託料、宿毛の魚おもてなし事業委託料、1,026万円についてですが、本件は、宿毛の新鮮な魚を使ったレシピ開発に取り組み、郷土料理と呼ばれるようなメニュー開発に取り組むもので、メディア等の活用も含め、全国へ情報を発信することにより、ひとりでも多くの観光客を宿毛に誘客し、地元のおいしい刺身等の魚料理を食べていただくことを行うもので、委員からは、事業の内容はどのようなのかとの質問があり、執行部からは、消費税を除き、レシピ開発に150万円、出版物の作成等に450万円、ガイドブック等の作成には350万円となっているとの回答がありました。

これに対して、委員からは、この取り組みには非常に期待しているので、レシピ開発をしっかり行ってもらいたい。また、本事業は、産業振興課と密接に関係があるので、きちんと連携した上で実施してもらいたいとの意見がありました。

続いて、104ページ。

第6款商工費、第1項商工費、6目さくらの里推進事業費、13節委託料、大島桜公園下刈り業務委託料250万円についてですが、本件は大島桜公園内の下刈り業務を委託するもので、委員からは、この金額ではとても公園全体をできるものではないと思うし、市内全域のてんぐ巣病対策も難しい状況であると思うが、今後の整備について、どう考えているのかとの質問があり、執行部からは、大島桜公園を考えると、植栽の間隔が狭過ぎることや、かなりの高さに成長していることを考えると、枝を落とすてんぐ巣病対策には限界があると考えており、間伐も視野に検討を行わなければならないと考えている。

また、予算の伴うことなので、現状では難しいが、宿泊客が増加している椰子からあがる道があれば、さらなる集客へもつながっていく

と思う。

各地区のソメイヨシノのてんぐ巣病については、各地区へお願いしていく形で対応を考えている、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました26議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました11議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第28号は、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、空き家の有効活用により、移住定住を促進することを目的とした空き家活用移住促進住宅改修事業の実施により、本市が管理する住宅の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第29号は、宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、山奈小学校敷地内に完成した放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

議案第31号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年4月1日から、特別養護老人ホーム千寿園が、指定管理者制度に移行することに伴い、所要の改正が必要となるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

第6条に規定されている番号法改正の施行期日が政令に委任されておりましたが、その政令が公布され、平成29年5月30日から、番号法の改正が施行されることになりましたので、これに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第32号で御説明申し上げました内容と同じであります。

議案第34号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第34号で説明申し上げました内容と同じであります。

議案第37号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年第2回定例会において御報告いたしました特別養護老人ホーム千寿園におけるたび重なる誤薬事故等に対し、職員の管理監督の最高責任者である市長及び副市長の責任を明確にするため、市長並びに副市長の給料を、平成29年4月から1カ月間について、減給10分の1としようとするものであります。

議案第38号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年度の人事院勧告に準じて、平成29年4月1日より、職員に対して支給す

る扶養手当の額の改定を行うために、所要の改正をするものであります。

議案第39号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第41号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、今後、本市職員を一般社団法人宿毛市観光協会へ派遣することができるよう、所要の改正を行うものであります。

以上11議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案11件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件につきまして、審査結果を御報告いたします。

議案第30号は、宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法の制度変更や、農地最適化推進委員の設置が定められましたので、これに伴い、現行の宿毛市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに改正法に適合する条例を制定しようとするものであります。

議案第36号は、宿毛市特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、議案第30号と同様に、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、これに伴い、農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものであります。

議案第40号は、宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、宿毛市鶴来島へき地診療所は、昭和59年に建築され、県による巡回診療や、市の健康相談等の会場として使用していましたが、建物の老朽化等から、現在は鶴来島離島センターで実施しております。そのため、条例に明記されている鶴来島へき地診療所の位置について、現状に即した所要の改正を行うものであります。

以上3議案につきましては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託された議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第41号まで」の40議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第41号まで」の40議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第41号まで」の40議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第42号「宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 議案第42号「宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を行います。

内容につきましては、平成29年4月1日から、特別養護老人ホーム千寿園が、指定管理者制度に移行することから、宿毛市課設置条例の一部改正に伴い、本条例の産業厚生常任委員会の所管から千寿園を削除するものであります。

御賛同賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第42号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「議案第42号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番野々下昌文君。

○10番(野々下昌文君) 10番、指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

従来は、各水道事業者は独自の指定基準で給水装置工事を施工するものを指定しておりましたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に水道法を改正し、法に基づく全国一律の指定基準による現行制度が創設されました。

現行制度により、広く門戸が開かれ、工事事業者の指定数は増加をいたしました。平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によると、平成9年には2万5,000社の工事事業者でありましたが、平成25年には22万8,000社となり、9倍に増加をいたしました。

しかし、現行制度は、新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されづらく、また水道事業者は、指定工事事業者の実態把握や、指導等が困難な状況も発生し、所在不明な指定工事事業者は約3,000社、違反行為件数1,740件、そのうち無届工事が839件、苦情件数4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになりました。

指定工事事業者として、給水装置工事を適正に行うための資質が継続して保持されるとともに、実態との乖離を防止する仕組みが必要となり、水道利用者の安心安全のため、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保するために、建設業と同様に、現行制度に更新制を導入することを強く求める意見書でございます。

同僚議員の皆様、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(岡崎利久君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会の御挨拶の前に、過日の3月17日深夜に発生しました市街地における火事におきまして、亡くなられた御夫妻

に衷心よりお悔みを申し上げますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会しました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申しあげました41議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成29年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申しあげましたが、宿毛創生に向け、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民並びに議員の皆様方におかれましても、今後ともに、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成29年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 川田栄子

議員 川村三千代

平成29年3月24日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第2号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第3号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第4号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当

議案第14号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成29年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第25号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第26号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適当
議案第27号	平成29年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適当

平成29年3月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第28号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成29年3月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成29年3月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年3月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年3月24日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年 3月24日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
〃	〃	山本	英
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	宮本	有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新、耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 3月 日

宿毛市議会議長 岡崎利久

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成29年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	1 ひとにやさしい福祉のまちづくりについて（市長、教育長） 2 高齢者の定義について（市長） 3 スポーツ振興と防災広場について（市長、教育長）
2	3番 原田秀明君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 県の産業振興計画と宿毛市について (2) 産業クラスター計画について (3) 県版IOTについて (4) 県のインバウンド政策と宿毛市について (5) 東京五輪自転車ロード競技の事前合宿誘致について (6) 子育て支援について 2 教育行政について（市長、教育長） (1) 高知県版学力テストについて (2) 県のスポーツ振興と宿毛市について (3) 中学校の部活動について (4) スポーツ施設の整備について 3 機構改革について（市長）
3	10番 野々下昌文君	1 がん対策について（市長、教育長） (1) 受診率向上対策について (2) ピロリ菌チェックによる胃がんリスク検診について (3) がん教育の取り組みについて 2 チーム学校の構築について（教育長） 3 認知症対策について（市長） 4 水道行政について（市長） (1) 水道台帳の整備状況について (2) 管路の更新率について (3) アセットマネジメントへの取り組みについて (4) 事業継続のために水道料金の設定や施設更新の今後の見通しについて (5) 広域連携に向けた本市の取り組みについて

4	8番 山戸 寛君	<p>1 宿毛小学校の建設位置に関して（教育長）</p> <p>（1）一連の関連予算計上の目的</p> <p>（2）北側用地買収交渉の現状と見通し</p> <p>（3）1案、2案、3案の優先順位</p> <p>2 小中一貫教育に関して（教育長）</p> <p>（1）小中一貫教育の具体的なイメージ</p> <p>（2）小中一貫教育導入への取り組み</p> <p>（3）松田川小学校の統合</p> <p>3 宿毛小・中学校校舎改築に係る意見交換会に関して（市長）</p> <p>（1）市長による議会議決の解釈について</p> <p>（2）市民への説明内容における疑問点</p> <p>ア小中一貫教育</p> <p>イ宿毛小学校北側用地買収の目的</p> <p>ウ第3案に対する参加者の反応についての市長の見解</p>
5	5番 山本 英君	<p>1 経常収支比率について（市長）</p> <p>2 新規事業の確認（市長、教育長）</p> <p>（1）小筑紫、大海地区の緊急用ヘリコプター離着陸場について</p> <p>（2）小中一貫教育の呉視察について</p> <p>3 職員の宣誓等について（市長）</p> <p>（1）職員の宣誓文の擁護という文言の妥当性について</p> <p>（2）民活業者との契約について</p> <p>4 幕末維新博について（教育長）</p> <p>（1）歴史館の新たな展示品目について</p> <p>（2）歴史館のパンフレットにある酒井南嶺について</p> <p>5 公用車両の安全管理体制について（市長）</p> <p>6 自衛隊誘致について（市長）</p> <p>（1）自衛官の募集事務計画について再確認</p> <p>（2）誘致活動の見解について</p> <p>（3）昨今の動き、情勢判断について</p>

6	1 3 番 宮本有二君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市長の政治姿勢について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業祭について</li> <li>(2) 道の駅について</li> <li>(3) 大島橋の架け替えについて</li> </ul> </li> <li>2 小・中学校再編計画について（市長、教育長）</li> <li>3 英語教育について（市長、教育長）</li> </ul>
7	1 4 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿毛市小学校改築 3 案について（市長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 案（現校舎北に建て替え）について</li> <li>(2) 第 2 案（一部の土地が購入できない場合）について</li> <li>(3) 第 3 案（小中一体型の場合）について</li> </ul> </li> <li>2 学校における個室トイレの整備について（教育長）</li> <li>3 犬・猫等の去勢費用の助成について（市長）</li> </ul>
8	1 番 川田栄子君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿毛の 2 1 人の残した名言等の活用について（教育長）</li> <li>2 空家等対策の推進に関する特別措置法の実施と条例対応について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法の定義について</li> <li>(2) 行政代執行、略式代執行について</li> <li>(3) 行政指導について（特定空家）</li> <li>(4) 空家対策の取り組みについて</li> <li>(5) 倒壊寸前の空き家について</li> </ul> </li> <li>3 決算状況の広報誌での公表について（市長）</li> <li>4 補助金の見直しについて（市長）</li> <li>5 投資的経費の精算、見直しのあり方について（市長）</li> </ul>

平成29年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3月28日	同 意
第 2 号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 3 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 4 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 5 号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 6 号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 7 号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 8 号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第 9 号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第10号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第11号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第12号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第13号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月28日	原案可決
第14号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月28日	原案可決
第15号	平成29年度宿毛市一般会計予算について	3月28日	原案可決
第16号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月28日	原案可決

第17号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第18号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第19号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月28日	原案可決
第20号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第21号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第22号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第23号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月28日	原案可決
第24号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第25号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月28日	原案可決
第26号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月28日	原案可決
第27号	平成29年度宿毛市水道事業会計予算について	3月28日	原案可決
第28号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	3月28日	原案可決
第29号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について	3月28日	原案可決
第30号	宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	3月28日	原案可決
第31号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第32号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第33号	宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第34号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決

第35号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第37号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第38号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第39号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第40号	宿毛市へき地診療所条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第41号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決
第42号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月28日	原案可決